

國際經濟研究

年 報

II



神 戶 大 学

經 濟 經 營 研 究 所

1952

國 際 經 濟 研 究

II



神戸大学經濟經營研究所

國際經濟研究 目次

東南アジア諸國の經濟計画と貿易問題

川田 富久雄 三

香港貿易の性格

柴田 銀次郎 九

戰後神戸貿易業の実態

藤 井 茂三 七

—神戸市貿易業実態調査に基いて—

外國仲裁判斷の執行に関するジュネーヴ條約

川 上 太 郎 二七

所得流通速度の分析

矢 尾 次 郎 二九

—貨幣需要の分析—

欧米に於ける位置地代理論の特徴

野村 寅三 郎 三三

—チューネンの論理とクローリーのそれの比較—

事業要録

英文要約

東南アジア諸國の經濟計画と貿易問題

川 田 富 久 雄

序 言

第一章 東南アジア諸國經濟の特異性

第二章 經濟開發計画の構想と問題点

第三章 各國の開發計画

一、インド 二、バキスタン 三、セイロン 四、ビルマ 五、タイ
六、インドシナ 七、マレー 八、インドネシア 九、フィリッピン

第四章 經濟開發計画の実績

第五章 經濟開發計画と小規模工業

第六章 經濟開發計画と貿易問題

結 語

序 言

こゝに東南アジア地域というのは所謂南アジア（インド、バキスタン、セイロン、など）と狹義の東南アジア（マレー、タイ、ビルマ、インドネシア、フィリッピン、インドシナなど）を包括した地域をいう。この地域はタイを除いて

東南アジア諸國の經濟計画と貿易問題

は久しく欧米諸国の植民地であつたが、第二次大戦後これ等諸国の政治的地位に大きな変化を生じた。(Statesman's Year-book, 1951 参照) (タイは一九四六年一月英国、十一月仏国と講和し、戦時中日本によつて与えられたマレ、一四州、シヤン及び仏印の一部を返還した。国連には四六年十二月十六日に加盟した。)

インドは一九四七年八月十五日、インドとパキスタンに分れ、それより自治領の地位を得たが、一九五〇年一月二十六日独立して共和国となつた。しかし依然として英連邦のメムバーとして止まることとなつてゐる。国連についていえばインドはそのオリジナル・メムバーである。

パキスタンは一九四七年八月十五日、インドより分離し、英連邦内の自治領として出発することとなつた。一九四七年九月三十日に国連に加入した。

セイロンは一九四八年二月四日、英連邦の自治領の地位を獲得した。国連へは加盟していない。

ビルマは一九四八年一月四日独立して共和国となり、英連邦より離脱した。一九四八年四月十九日国連に加入した。

インドシナは一九四九年三月八日、バオダイをいたゞくヴェトナム国がフランス連合内で独立を認められ、つゞいてカンボジャも一九四九年十一月八日にフランス連合内で独立を認められ、ラオスを加えてインドシナ連邦 (Associated States of Indochina) が組織されている。ヴェトナム国は英、米などより承認されたが、ホ・チミンを首班とするヴェトナムはソ連(一九五〇、一、三二)中共(一九五〇、一、一九)及びその他ソ連圏諸国の承認を得ている。

ヴェトナム、ラオス、カンボジャ、ヴェトナム、は何れも国連に加盟していない。

インドネシアは一九四九年十二月二十八日、ヘーグ四卓会議の結果オランダより主権の譲渡をうけて完全に独立し、インドネシア共和国 (Republic of Indonesia) となつた。そしてオランダ王国とは独立国として対等の立場で協力し、オランダ連合 (Union) をつくつてゐる。

国連へは一九五〇年九月二十八日に加入を認められた。

フィリッピンは一九四六年七月四日、独立してフィリッピン共和国となつた。フィリッピンは国連のオリジナル・メンバーである。

マレーは一九四六年四月一日、マレー半島の九箇の州と、ペナン及びマラッカの植民地を以てマレー連合 (Malayan Union) を組織したが、一九四八年二月一日、同じ地域にマレー連邦 (Federation of Malay) が誕生した。マレーは英國の直轄植民地である。(マレーをやがて完全な自治国とする旨の英國政府の方針が最近明かにせられた——毎日新聞二七・二八)

シンガポールはペナン、マラッカと共に海峡植民地を形成していたが一九四六年四月一日、海峡植民地解体のときにマレーより分離し、別箇の直轄植民地となつた。(以下マレーという場合特に別記しない限りマレー及びシンガポールを意味するものとする。)

これ等の諸国では戦後、復興開発のためにいろいろの計画が樹てられ、また外部よりも国連の低開発国援助計画、アメリカのポイント・フォー、ECAまたはMSA援助、イギリスのロンボ計画、国際復興開発銀行の援助などがある。ポイント・フォーは現段階では技術援助に重点がおかれている。ロンボ計画は一九五一年発足したが再軍備のために行悩んでいるようである。最も実效があるのはECAまたはMSAによる資金的援助であらうが、政治的色彩の強いものはこの地域の民族主義的風潮と合致しない点もあり、困難な問題が伏在する。

これ等の諸計画においては具体的に日本の工業力を東南アジア開発に利用するという点については (ECAFE会議で時々論ぜられた以外には) ふれられていなかったのであるが、一九五一年七月二十二日、ウィルソン米国防動員総本部長官が明かにした構想ははじめてこの点を具体的に論じたものとして注目される。

ウィルソン長官の構想は大平洋地域の経済統合によつて東南アジアの諸国が日本産業に原料 (例えばフィリッピン、

マレー、インドの鉄鉱石、バラオ諸島のボーキサイトなどを供給し、その見返りとして日本からこれ等諸国が特に必要とする完成品を輸出させようとするものであつて、長官はこれを説明して、「日本の機械のうち三分の一乃至半分は依然遊休状態にあり、日本は米国が東南アジアに軍事経済援助として供給せねばならない物資及びサービスの九〇%までを輸出することが出来る。日本産業をもつと十分に活用し、太平洋地域の経済統合を実現すれば米国の負担が大いに助かりこの地域の経済的繁栄と安定とをもたらすであらう」と強調している。

この提案は日本をアジアの反共基地としてその工業力を有効に活用すると共に中国本土市場を失つた日本産業に対してその原料輸入と製品輸出市場とを提供し、高度の工業力を維持したまゝ、乱暴な市場開拓に訴えずに日本経済が正常に運営出来るようにしようとする大きな狙いがあるといはれる。しかしこの提案も東南アジア諸国の政治情勢や日本の物価高などという制約があり、構想の実現には解決しなければならぬ多くの問題を持つている（日本経済新聞二）。

このウィルソン構想に対立するものはコロンボ計画による英連邦諸国の経済統合をねらう英国の立場である。東南アジア市場を確保しようとする英国の政策は日本商品の進出をよろこばないことは当然であり、このことはコロンボ計画の実行が再軍備のために困難となり、この困難打開のため日本の参加が問題となつたとき、日本のコロンボ計画参加は考慮しないという英政府筋の言明（世界資料二）によつても知られる。

従つて日本の東南アジア開発への協力は制約をうけるであらうが、地理的、人種的な関係から云つても日本と東南アジアとの経済関係は今後いよゝ緊密化することゝ思はれる。

本稿では東南アジア諸国の経済開発計画を紹介し、計画と外国貿易との関連、日本のこれに対する貢献可能性というような点について論じようとするものである。資料不十分なため不完全なものとなつたが一応こゝに輪廓を明かにする

東南アジア諸国の人口、面積及び通貨 (ECAFE 1950年 年報 p. 38 及び国連統計月報)

	人 口 (千人) (1949)	面 積 (千平方キロ) (1949)	密 度 (一平方キ ロ当り) (1949)	通 貨 (米国セント) (1950)
英領ボルネオ	948	191	5	1マレードル=2志4片=32.66仙
北ボルネオ	345	76	5	"
ブルネイ	43	6	7	"
サラワク	560	109	5	"
ビルマ	18,304	605	111	1ルピー=1志6片=21仙
セイロン	7,297	66	48	"
インド	346,000	3,161	109	"
インドシナ	27,460	740	37	1ピアストル=17フラン=4.861仙
インドネシア	72,000	1,492	48	1ルピア=26.25仙 輸出実効レート 13.23仙 (基本レート) 輸入 " 8.75 "
ジャワ・マゾラ	41,718	(1930)132	310	
マレー	6,066	136	45	1マレードル=2志4片=32.66仙
マレー連邦	5,082	135.3	38	"
シンガポール	984	0.7	1,406	"
パキスタン	74,437	943	79	1ルピー=2志3片=30.22仙
フィリピン	19,498	296	66	1ペソ=50仙
タイ	17,498	518	35	1バート=7.957仙 (公定) 4.478 (自由)
(参考) 日本	82,151	382	215	1円=0.2778仙

(備考) 1952年2月インドネシアの輸出実効レートが変更され、輸入実効レートと等しくせられた。

こととした。

参考のために東南アジア諸国の人口、面積、通貨の一覧表を上にかかげておく。

第一章 東南アジア諸国経済の特異性

国連アジア極東経済委員会はアジア極東地域の経済的特徴として次の四点をあげているが、(参照 Economic Survey of Asia and the Far East, 1948, pp. 3-9) のことは東南アジア地域に最もよく適合している。即ち、(一) 農業生産が圧倒的地位を占めていること、しかも特定の輸出用農産物に集中していること。

(二) 工業資源は賦存されてはいるが未開発状態にあること。(三) 生産能力が低いこと。(四) 資源に対する人口の圧力が強いことを挙げ、以上四つの特性の結果として貧困をあげている。

また、一九五〇年の年報 (Economic Survey of Asia and the Far East, 1950, p. 159) では E C A F E 地域の

経済開発に影響する特徴として（一）人口の大なること、（二）農業が支配的であること、（三）生産力が低く一人当り所得が低いこと、（四）証明された鉱産資源は土地面積及び人口に対してその割合は低いけれども、大多数の国に於ては初期の開発段階に於ては一般に充分であること、（五）資本の不足、（六）技術、経営及び監督の人員が不足していること、特に高級の訓練と経験のある人員が不足していること、（七）工業の発達が遅々としていること、（八）現在は国防に費用を要することなどをあげている。

これ等の諸点のうち（五）（六）は特に重要な問題であるからこれを別に論ずることとし、われ／＼はこの地域の経済の特異性を次の諸点に要約することが出来る。

（一）農業生産が支配的であるが、少数種類の輸原材料に集中していること、その結果海外市場の景気変動によつて経済が著しく左右されること、及び農業国でありながら食糧不足という現象を生じていること、

（二）工業資源（石炭、鉄鉱石など）は賦存されているが、未開発状態にあること、

（三）生産性が一般に低いこと、

（四）人口が資源に比して大である上にその増加率が高いこと、

（五）経済社会が複合的、二重的であること、

（六）貿易が輸出に於ては少数の農産物に集中している一方、輸入では多数の工業製品に分散していること、及び貿易相手国が輸出入ともに少数国に集中していること、などを挙げる事が出来る。

次にこれ等の諸点を簡単に説明しよう。

(一) 東南アジア諸国の就業人口のうち、農業人口の占める割合は一九三二年に於てタイ八九%、ビルマ七〇%、フィリピン六九%、インド六七%、マレー六一%、であつた。これをイギリス六% (一九三一年) アメリカ一七% (一九四〇年) ドイツ二六% (一九三九年) フランス三六% (一九三一) と比べると東南アジアの農業人口の占める割合が如何に大きいかがわかる。(E C A F E 一九四八年年報参照)

しかも、その農業は少数の種類の作物に集中されて居り、その農産物も国内消費のためではなく、輸出のために栽培されている。例えば全耕地面積に対してタイでは九四% (一九三七—三八年) インドシナでは八三% (一九三七年) ビルマでは七二% (一九四〇—四一年) が米の耕作に当てられている。その他に椰子類、茶、甘蔗、黄麻、マニラ麻、ゴムなど輸出農産物が高い比率を占め、所謂モノカルチャーの典型的な様相を示している。

また、輸出農産物の生産に余りにも力が注がれ、土地が輸出向原料農産物の栽培に重点的に利用されているために、農業国でありながら食糧不足に苦しんでいる国 (例えばマレー、セイロンなど) がある。

これ等の輸出農産物の価格は世界景気の変動に左右され極めて不安定である。例えば東南アジア輸出商品のロンドン相場を見ても次の如く極めて変動がはげしい。(大蔵省調査月報 四〇巻四号参照)

(二) 工業資源の未開発

東南アジア諸国には石炭、鉄鉱、石油その他有用鉱物資源、発電用水力などが豊富に包蔵されていることが知られているが、その調査も完全でなく、また開発利用も充分ではない。例えば (E C A F E 一九四九年年報によれば) 石炭の推定埋蔵量はインド六七七億トン、インドシナ二〇〇億トン、インドネシア三五億トンであるが、その生産額は、一九三八年にインド二八、七九八千トン (バキスタンを含む) インドシナ二、三三五千トン、インドネシア一、四五七千ト

東南アジア輸出商品のロンドン相場

品 目	建 値	1920~29		1930~39		1940~49	
		高 値	安 値	高 値	安 値	高 値	安 値
茶	ボンド当	20.75 ⁽²⁾	15.75 ⁽²⁾	18.5	11.25	36.25 ⁽³⁾	14.25 ⁽³⁾
ゴ	ム(4) //	35	9.25	9.5	2.25	18	11.75
錫	トンド	419 ⁽²⁾	139 ⁽²⁾	311	100	757 ⁽³⁾	209 ⁽³⁾
コブラ	//	30	21	23	9	47	19
黄 麻	//	78	15	56	14	115	21

- 備考 (1) 一九四〇～四九九年では物価の一般的騰貴が著しかった。
 (2) 一九二二～二九年
 (3) 平均F・O・B契約価格コブラ自由相場はこれより高かった。
 (4) 年間平均ロンドン相場。

ンであつたが、一九五〇年にはインド三二、五〇六千トン、パキスタン四四四千トン（計三二、九五〇千トン）インドシナ四九九千トン、インドネシア七九千トンとなつてゐる。日本は推定埋蔵量九一億トンであるが年産は一九三六年に於て四一、八〇三千トン、一九五〇年に於て三八、四六一千トンであつて埋蔵量に対する生産額の割合はこれ等東南アジア諸国に比して著しく高い。

同じ資料によれば鉄鉱石はインド、フィリッピン、マレーに埋蔵されてゐる。その推定埋蔵量はインド四十四億七千万トン、フィリッピン十億二千万トン、マレー（四千五百万トン）となつてゐるが、戦前戦後の産額は一九三八年に於て、インド二、七八八千トン、マレー、一、六四二千トン、フィリッピン九二〇千トンであつたが、戦後はインド二、八五四千トン（一九四九年）マレー五〇七千トン（一九五〇年）フィリッピン六〇七千トン（一九五〇年）となり、インドは戦前水準を突破しているが、マレー

は戦前の三分の一、フィリッピンは戦前の三分の二にすぎない。

日本の推定埋蔵量は八百八十万トンであるがその生産額は一九三六年六二四千トン、一九五〇年八二二千トンを示し、埋蔵量に対する生産量はこれ等諸国に比して著しく高い。

尙、水力電気も発電資源の僅かに五%（日本は三〇%）程度が利用されているに過ぎない。

このように推定包蔵資源量が莫大であるにも不拘、現実に開発されている資源は極めて僅かである。

(三) 生産力の低いこと

農業が主要産業であり、その生産量も絶対的には大であるけれども、単位面積当りの収量は極めて少い、米についていえば反当収量は一九三五—三九年平均に於て日本は二・〇六石、マレー〇・九三石、インドネシア〇・八七石（灌漑地）タイ〇・八四石、ビルマ〇・七八石、フィリッピン〇・六六石であつて日本の二分の一乃至三分の一に過ぎない。

棉花についてもアメリカが一ヘクター当り二・六キンタルの収量をあげているのに対してインドは一・一キンタルである。

小麦もデンマークの一ヘクター当り三三・一キンタルに対してインドは六・五キンタルに過ぎない。

東南アジア農業の生産性の低いことは貧困のために改良された農業技術を使用する余裕のないこと、技術の改良の行われないために依然として貧困であることなどが相互に原因となり結果となつてゐる。

また農地が細分化され、その上に高利貸、地主など前資本主義的勢力による搾取の高いことなども農民の貧困の原因となり、土地制度や前資本主義的な搾取が生産力の停滞を生んでいるということも考えられ、後述する如くこのような弊害の除去が国際機関によつて指摘され、各国政府の注意が喚起されている。

(四) 資源に対する人口の圧迫

東南アジア諸国は農業国であるがその耕地一平方キロ当りの人口密度はフィリッピン四九四人、ジャワ及びマヅラ四五二人、バキスタン四〇八人、タイ三四七人、インド三四五人、マレー及び新嘉坡二九〇人、ビルマ二四〇人、となつてゐる。これは日本の一三〇〇人比べると著しく低いけれども、濠洲の五〇人、カナダの四四人、アルゼンチンの三一

人口増加率（千人につき）

		出 生	死 亡	自然増加
インド セイロン ビルマ タイ インドネシア マレー	(1937)	33.7	22.0	11.7
	(1950)	25.5	16.7	8.8
	(1937)	37.8	21.7	16.1
	(1950)	40.2	12.6	27.6
	(1931-41)	—	—	13.0
	(1937-47)	—	—	18.0
参 考 国 英 米 日	(1931-36)	—	—	14.0
	(1949)	43.8	14.2	29.6
	(1937)	15.3	12.6	2.7
	(1950)	16.1	11.7	4.4
	(1937)	17.1	14.3	5.8
	(1950)	23.4	9.6	13.8
日 本	(1937)	30.8	17.0	13.8
	(1950)	28.4	11.0	17.4

人に比べると同じように農業国といつてもその人口密度に格段の差があることがわかるのである。

次に考えるべきことは生産性の低いにも不拘、東南アジアに於ける人口増加率が高いことである。今人口千人当りの出生、死亡、自然増加率を表示すれば次の通りである。（国連統計月報、コロンボ計画白書、E C A F E 年報などに拠る）

即ち戦前戦後を通じてこれ等諸国の人口は出生、死亡共に先進国に比して高率であり、自然増加も高い。特に戦前に於て然りである。一九五〇年にはインドの出生率の低下が死亡率の低下よりも大であつたために自然増加率は低かつた。また一九五〇年の米国の人口は出生が増加し、死亡が減少したので自然増加率は一三・八を示しインドと反対の傾向を示している。

しかし生産力の高い米国では、人口増加が高率であつても資源に対する圧力とはならないが、東南アジアではこれは大きな圧迫となつている。

アジアの人口はヨーロッパが以前に行つたようにアメリカその他への移民という形でこれを処理することが困難である。近代交通機関の発達に飢饉による大量死亡を防止し、医学の発達に伝染病による死亡率を低下し、公衆衛生の普通は一般的に死亡率を引下げた。しかしながら、出生率はインドを除き低下の傾向を見せていない。従つて人口は増加

の一路を辿る。増加する人口と停滞する生産力との間に重大な矛盾がひそみ、これを打開するためには経済開発を行つて生産力を増加せしめねばならない。

一九四六年の国民所得統計によれば人口一人当りの国民所得はセイロン九一ドル、フィリピン八八ドル、インド四三ドル、インドシナ三五ドルであつた。これに対して日本は一〇〇ドル、英国六三〇ドル、米国一二六九ドルであつた。

このような貧困状態の下では資本の蓄積も行はず、技術の習得も亦困難であるのは言を俟たない。

このような窮乏は永年にわたる植民政策の結果ともいえるのであり、独立を達成した諸国の経済開発計画の主要目標がこのような貧困の一掃に向けられているのも当然である。

(五) 経済の複合性又は二重性という問題は既にファーニバルによつて、インドネシアについて (J. S. Furnivall: *Netherlands India, A Study of Plural Economy*, 1939)、指摘されキャリスもこれを論じている。(キャリス「東南アジアに於ける外国投資」日本国際協会訳)

東南アジアの社会は欧米諸国の如く単一社会をなしているものではなく、複合社会であり、複合経済を持つてゐる。即ち、外人人の社会経済と土着民の社会経済が截然として区別されていることは、程度に多少の差こそあれこの地域のもつ特徴である。この理由は外国投資が主として企業投資(直接投資)であり、その企業の経営には本国その他先進国から企業的首脳部が移住して来るが、これ等の人々は現地人とは別箇の社会を形成する。そしてこれ等の企業は資本主義的大規模経営(栽植農園の如き)であるのに反し、一方、土着民の経営は伝来の原始的方法によつてゐるものが多い。こゝに性質が全く対照的な経営の併存が見られる。

また都市に於ては商業、貿易、金融などの主要部分には外来者(欧米人又は華僑)が掌握し、土着民は農村で自給自足

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

的な経済を営んでいて、都市と農村とが全く別箇の社会を形成していることなどが西欧社会と比べて著しい特徴をなすものといえる。(なを又、華僑社会が経済的な中心を形成していることは南洋社会の特色である。従つて中共の本土制圧が華僑社会にどのような影響を及ぼすかは注目すべき問題である。)

一般に企業の所有と経営が外来者によつて行われ、土着民は労働力を提供するという、白色資本、有色労働 (White Capital, Coloured Labour) なる関係が成立するので、民族主義運動は直ちに反資本家的運動と結びつきやすい傾向にあることも注意すべき点である。

各國輸出入國別集中度指数比較

国名	輸入	輸出	年次
フィリピン	60.6	78.0	1937
セイロン	35.6	49.4	"
インドネシア	35.4	35.7	"
マレー	40.2	47.5	"
インド	38.6	37.9	"
日本 (の含)	33.5	33.3	(1936年)
日 (の含)	37.9	35.3	"
英 (の含)	21.1	19.5	"
米 (の含)	23.6	27.6	"
ド (の含)	16.7	19.5	"
フランス	21.7	27.4	"

(六)(一)にのべたように生産が偏在しているために貿易も少数の輸出入農産物(例えば米、ゴム、コ、ヤシ、ジュート、マニラ麻、など)や鉱産物(石油、錫)などに偏している。一方に於て工業が未発達であるために住民の生活物資をはじめ、資本財に至るまで多種多様の工業製品を輸入している。しかしてその貿易相手国がフィリピンではアメリカ、インドシナではフランス、英領地域ではイギリスがそれ／＼重要な割合を占めている。このことは投資と貿易との密接な関係を物語るものである。

今輸出入に於ける国別集中度指数(これについては本年(報第一号拙稿参照))を見れば上表に示す如くフィリピン、マレー、セイロンなどは可成り高い。

依然として存続し、むしろ、激化の傾向さえ見られる。輸出総額中、特定商品の占める割合について見れば、タイの米は一九三七年には四六%であつたが、四九年には五五%、ビルマの米は一九三七—三八年には四〇・八%であつたのが

八一四九年には八二%、インドシナの米は一九三八年の三一・六%より四八年には三八%、セイロンの茶は一九三七年に五三・九%であつたが一九四七年には六四・〇%といづれも増加している。復興開発資材を入手しようとするれば工業国に対する原料輸出を増加しなければならず、このことは少数特産物への特化を強めることとなり経済多様化と矛盾し、こゝに難問題が横たはる。これを解決する方法は国家の経済統制と外資の援助である。

第二章 經濟計畫の目標と問題點

東南アジア諸国の經濟計畫の目標としては（一）經濟自立、（二）工業化、（三）復興、（四）國際收支の改善を挙げることが出来る（EC A F E 一九四九
年年報三八〇頁以下）。前二者は長期的目標で、後二者は短期的な目標である。

（一）經濟自立ということは政治的獨立を達成した諸国にとつて重大な関心事である。その具体的方法としては、輸出原料生産物や輸入工業製品に依存することを減じること、将来の經濟發展を制御するかも知れないような外国資本に依存することを減じることにある。少数の輸出原料に依存していたために世界市場の景氣變動によつて今まで苦い經驗をして来たから、多角的な釣合のとれた經濟の確立が目標となつている。各国ともに重点は食料と衣料の自給におかれ、ている。インド、セイロンに於ける食糧増産運動や、ビルマ、セイロン、インドシナ、インドネシア、パキスタンに於ける織物工場建設計畫はその例である。

各国政府は開發計畫に於ては国内資本の相對的重要性を増加しようとしている。というのは外国資本は輸出農産物の生産に投下される傾向があり、国内需要を充足せしめる必需品の生産には投せられたことが少なかつたこと、及び獨立国となつた以上はその国の資本の發達が必要であるとされたからである。ビルマは土地、森林、鉱物その他の資源の

国有化を行はうとする政策を表明している。

(二) 工業化は労働者を農業より生産的な工業にうつすことによつて国民一人当りの所得を高めるといふ目的の他に、外敵の侵入に対し自国を防衛するために工業能力を高めねばならないという考え方にも基いている。工業化が進行しているのは東南アジア地域ではインドだけである。その他の国では工業化の計画があるが、これらは基礎的な工業に関するものであり、そのうち水力電気開発の計画は殆ど各国が企てゝいる。水力電気はセイロンやバキスタンやタイなど石炭の供給が不十分な国については特に重要である。

(三) 戦災の復興については各国は農業、鉱業、工業及び輸送を戦前の水準に回復することに重点をおいている。鉄道、道路、農園、鉱山の復旧や荒廃した土地の耕作などがこれである。

(四) 貿易収支は戦前に比べて逆転したためにこれを改善するために輸出産業の拡張と輸入抑制に力が注がれている。インド、セイロン、マレーなどの食糧輸入国では食糧増産、ビルマやタイなど食糧輸出国では織物の増産が奨励されている。尚、ゴム、錫、石油、木材、茶、砂糖、ココ椰子など輸出品の増産にも力が入れられている。

このような目標の下に経済計画が樹立されているのであるが、その実施の面に於て二つの大きな制約がある。それは既出の如く資本の不足と熟練労働の不足である。

一、**資本の不足** コロンボ計画に関する白書はこの地域の資本の不足とこれを補うための海外投資導入の必要について次のように云つている(前掲大蔵省調査月報)。がこのことは他の東南アジア諸地域にも妥当する。即ち

「資本の不足はこの開発計画を實行する上の重要な障害である。資本不足はこの地域の貧困に基因する。生産性と一人当りの国民所得が低いので担税能力も貧弱であり、国民は生活水準以上の余裕をもたないから貯蓄も不足している。そのために非常に限られた財源をもつて開発に必要な資

本支出を賄うはかないのである。例えばインドでは国内融資による投資総額は国民所得の約二・五%であり、若干の先進諸国では二〇%余りである。かくして悪循環が行はれるのであつて、経済開発計画は貯蓄率が不十分のために進捗できず、貯蓄は開発が不十分のために行はれないのである。開発が行はれれば生産力と国民所得が増加し、これに応じて国民所得のうちで貯蓄に向けられる部分が増加し、従つて利用し得る貯蓄額は累積的に増加し、ついには開発資金を自ら融資出来るようになる。この過程が進むに従つて貯蓄を促進する金融機関が自然に確立され、政府の責務はまさにこの金融機関を育成する点にある。しかし初期の段階では金融機関は限られた形で存在するに過ぎない。(急速に金融機関を創設するだけでは貯蓄欠乏の問題に対する解決とはならない。)

この貯蓄欠乏と開発欠如の悪循環をたちきる手段は海外からの投資の導入である。海外の資源を利用しないとすると政府はその開発計画を制限するか或いは生活水準を切下げて(租税増徴などによつて)財源を開発事業に転用しなければならぬ。生活水準の切下は消費削減など直接措置を含む仮借なき経済動員によつてはじめて出来よう。それともまたインフレーションで達成出来よう。これは比較的緩慢な目立たぬ過程であるが、まことに避け難い生活水準の低下をともしまた更に重大な結果であるところの貯蓄の減少と生産に対する悪影響を生ぜしめる。

東南アジア諸国政府はこれが出来ない。人口が増加しつゝあるのに開発計画を削減することは、この地域の住民に貧困状態を命ずることとなる。生活水準の直接切下は独裁政府でなければ実行出来ない。インフレーションの政治的、社会的及び経済的影響は予断出来ないが、社会構造がインフレーションの課する負担に耐えることは期待出来ない。

自国独自の努力によつて経済開発を推進する有効な手段が全くないから、これ等の国々は外国投資の形による大きい始動が必要である。多量の財貨を供給されることによつて経済開発を実行することが出来るのである。財貨は単に資本財のみでなく、開発計画に従事する労働者のために多量の消費財を必要とする。海外投資はこれを提供するのであつてこれなしでは開発計画は進行し得ない。

海外投資はこの外に副次的には国内融資の調達に助力を与えることがある。この国内融資によつて政府は開発計画に従事する労働者と請負業者に支払を行はねばならない。海外からの資本の流れを政府のための融資に変形する確な技術は時に限り、また国により異なる。しかしいづれにせよ、海外からの投資は二重の目的に役立てることが出来る。即ち国際収支の赤字補填の目的と政府のための国内融資の二つである。

こゝに海外融資が開発計画にもつ重大な意義がある。」

資本の不足は海外投資によつて補はれ、この海外投資は国際収支の赤字を補填するばかりでなく、政府の国内融資の目的にも役立つ。

従つて海外よりの資本の援助は開発計画の進捗には不可欠な役割をもつものといえる。

海外からの融資は凡そ次の五の経路を経て導入される。即ち、

第一の経路は各国の在外資金の使用であつて各国が自国の財源から融資を調達することであり、ポンド地域ではポンド残高の解除という形をとる。一九四六年から四九年までにインド、パキスタン、セイロンの三国が引出したポンド残高は三億四千万ポンドに達する。

第二の経路は海外の民間投資家からこの地域の民間企業に対する投資である。一般に国家投資が基礎的開発に向けられ、民間投資はこの基礎的開発にもとづいて行はれる諸種の事業の推進のために融資される。

第三の経路は海外の民間投資家からこの地域の政府への投資であつてロンドン、ニューヨーク市場及びその他投資国市場で借款を募集することである。このような経路による開発資金は過去に於て主要財源であつたばかりでなく、今後もさうであらう。

第四の経路は国際復興開発銀行を利用するもので非常に重要である。既にタイ、インドなどはこの資金の供給を受けている。この援助をうけるためには綿密な開発計画を立て、これを銀行に示さねばならない。

第五の経路は海外の各国政府からこの地域の各国政府への投資であつて、以上四の経路による資本供給と並んで開発にとつて必要である。たゞし、イギリス政府はマレー、新嘉坡、北ボルネオ及びサラワクについては他国の政府より融資を求めようとする意思はないといはれている。

戦前この地域に投せられた資本は主として直接投資の形をとつたが、戦後の傾向としては独立した現地住民の国家を通ずる間接投資の方法が多いようである。

各 国 政 府 財 政 収 支 (各国通貨百万単位) (ECAFE年報 1950年)

国 名	通 貨	年 度	歳 入	歳 出	残 高
ビ ル マ	ル ビー	1949/50	444.9	483.8	-41.9
		1950/51	435.8	574.2	-108.4
セ イ ロ ン	"	1949/50	623.3	711.7	-88.4
		1950/51	824.4	930.4	-106.0
イ ン ド	"	1949/50	3,503.8	4,210.1	-706.3
		1950/51	3,872.1	5,050.0	-1,177.9
イ ン ド シ ナ	ピアストル	1949/50	1,891.5	1,891.5	0
		1950/51	1,635.0	1,635.2	+0.8
マ レ ー	マレードル	1949/50	344.9	239.8	"
		1950/51	401.3	202.1	"
パ キ ス タ ン	ル ビー	1949/50	714.2	1,249.0	-534.8
		1950/51	1,201.7	1,253.4	-51.7
フ イ リ ッ ピ ン	ペ ソ	1949/50	317.7	485.7	-168.0
		1950/51	379.5	523.0	-143.5
シ ン ガ ポ ー ル	マレードル	1949/50	110.0	102.1	+7.9
		1950/51	102.8	104.4	-1.6
タ イ	バー ト	1949/50	1,254.8	1,577.7	-322.9
		1950/51	1,593.7	2,052.1	-455.4
イ ン ド ネ シ ヤ	ル ビ ア	1949/50	2,602.2	3,907.1	-1,304.9
		1950/51	6,926.8	8,553.7	-1,626.9

各 国 租 税 収 入 の 構 成 (各国通貨百万単位) (ECAFE 1950年年報 p. 437 より算出)

国 名	通 貨 (年 度)	総 額	所得・資 産税	関 税 総 額	輸出税	税 率 輸入税	取引税 消費税	専売益金	印紙税 其 他
ビ ル マ	ル ビー (1950-51)	238.6	20.9	53.8	3.3	50.5	21.2	—	3.9
イ ン ド	ル ビー (1951-52)	3,599.6	32.7	41.7	15.6	25.8	24.0	0.6	0.8
インドネシア	ル ビ ア (1951)	2,785.4	25.9	33.1	15.7	17.4	34.9	1.4	2.5
マ レ ー	マレードル (1951)	372.4	14.1	79.3	40.3	38.9	0.1	—	0.4
北ボルネオ	マレードル (1951)	14.54	6.8	81.7	31.4	48.8	—	—	11.4
パキスタン	ル ビー (1951-52)	978.9	13.2	66.5	—	—	15.6	2.5	1.9
フィリッピン	ペ ソ (1951)	389.7	19.8	4.1	—	4.1	39.6	—	36.4
シンガポール	マレードル (1951)	76.5	32.2	56.3	—	—	—	—	11.3
タ イ	バー ト (1951)	1,839.9	7.6	58.9	13.9	44.7	28.2	19.0	18.3
(参 考) 日 本	十 億 円 (1951-52)	549.6	54.5	0.8	—	—	22.6	20.5	1.3

資本は海外からも調達されるが国内からも調達されねばならない。

国内融資の調達方法は国家財政によるものと金融機関によるものとに分れる。東南アジア諸国の如く民間資本蓄積の乏しいところでは政府の財政収入（租税）によつて開発資金を調達することが主要な問題となる。

東南アジア諸国の国家財政收支を見るに次の如く赤字であるが、この赤字はボンドバランスの解除などによつて埋められる（インドなど）ために、実質的には均衡しているものもあるが、一方、形式的には均衡していても例えばインドシナの如く他に巨額の軍事費が支出されているものもある。

歳入の主要部分は租税であるが、その構成は右表の通りである。

この表で明かになるのは各国は（インドを除き）所得税が租税収入に於て占める割合が極めて低く、関税、消費税などの占める割合が甚だ高いことである。所得税の低いことは住民の所得の少いことを意味するものであつて決して所得税負担の軽いことを意味するものではない、この様な低い所得税でも所得の少い住民には重い負担となつていてこれ以上の増徴は困難といわれている。従つて国家収入の増加は関税収入の増加に依存することが大であり、開発計画の進展は外国貿易の増加と密接に関連するものである。（日本では関税が租税収入のうりに占める割合は戦前（昭和十・十一年）では十六、七％程度であつた。）

民間資本蓄積が乏しいために公債の発行によつて資本を調達することも困難であり、フィリピンでは私人、私的団体の公債保有高は全額の一％に過ぎず、タイでは国内長期債のうち私人及び（タイ銀行、貯蓄銀行及び商業銀行以外の）法人の所有する分は全額の六％に過ぎない。

このような財政收態では大規模な開発計画を行えばインフレーションを起し、さらでだに低い生活水準を一層低くするおそれがあるから、開発計画の規模は海外融資や国内経済力に相応じて適当に定められねばならない。

金融機関による資金の調達、郵便貯金、貯蓄銀行、保険会社などによつて行われている。

郵便貯金及び商業銀行は住民の自発的貯蓄をとりあつかつてゐる。この外に生命保険会社による資金の調達が行われている。インド、フィリッピン、パキスタン、タイなどでは保険会社の活動は活潑であるが、セイロン、インドを除いては集められた生命保険料の金額は僅かである。生命保険会社の資金は政府証券に投資されているが、株式投資は少い。インド、パキスタン、フィリッピンなどでは保険会社は資金の一定割合を投資することを法的に定められている。インドでは五五%を政府証券に、フィリッピンではフィリッピンの保険証券に対する法定準備金のうち最初の年に一〇%、其後に二〇%、三〇%をフィリッピン内に投資することとなつてゐる。タイでは政府の貯蓄銀行が保険業務も行つてゐるがこれは広く行われてはいない。しかし、住民の間に保険の慣行を普及せしめることによつてこの方法による金融を拡大し得る可能性を考えるべきであらう。

要之、国内資本の調達の範囲は現在のところ著しく限られてゐるといわねばならない。

次に調達された資金の支出状態を検討するために政府支出の内訳を百分比で示せば次表の通りである。

政府支出のうちで開発費の占める割合は二割乃至三割である。ビルマ、インド、パキスタンに於ける前貸は中央政府より地方政府への投資目的の前貸であるからこれを投資と見てもよい。

国内政情不安や国際政局の緊張は国防費を増加せしめ、開発費の削減、従つて開発計画の縮小を招来するおそれがある。

尙、政府は開発計画を促進するために一部企業に対して減税の方法がとられている。例えば

インドでは新工場や機械の減価償却を速めること、当初五年間の間は新工業の利潤に対する所得税を投下資本の六%

政府の歳出の構成 (%) (ECAFE50年年報428頁)

	国防	社会施設	公債利子	其ノ他經常支出	投資	貸付前貸
ビルマ (1950—51)	24	8	—	39	12	17
セイロン (1950—51)	3	37	5	41	14	—
インド (1951—52)	37	1	6	27	16	13
マレー (1950)	4	10	5	65	16	—
パキスタン (1951—52)	46	1	3	21	26	3
フィリピン (1951—53)	29	29	2	12	28	—

国防費は国内治安費をも含む。

社会施設費は教育衛生医療などを含む。

まで減すること、産業機械や原料に対する輸入税を減すること、などの方法によつて産業に対する租税負担を減少せしめている。

パキスタンでは一九四七—四八年度より新工業に対する租税免除の方法がとられ、六ヶ年間特別の減価償却が考慮され、損失の繰越が認められた。インドとパキスタンは二交代または三交代制で運営されている企業には追加的の減価償却を認めている。

セイロンも亦特別の減価償却を認めているが、フィリピンでは必要な新工業には四年間の免税を行つている。

二、熟練労働者の不足

たとえ海外からの援助によつて、資本設備が到着しても、これ等の資本設備（発電所、灌漑施設、トラクター）などを使用する知識と熟練がなければならぬ。古風な方法で単純な道具をもつて手工業を営むことは出来ても、近代的な大工業に必要な技術の訓練はされていない。それで技術教育の施設（訓練所、学校、研究所、実験農場、など）の増設が行われねばならない。このために三つの方法が考えられている。即ち

- (一) 現地で訓練すること
- (二) 海外で訓練すること

(三) 海外から専門家を招聘すること

がこれである。

(一) については養成機関の増設と拡充が必要である。一九四九年に東南アジア地域には約三千の技術教育を行う大学、専門学校その他の実業学校があり、その卒業生は毎年十五万人であつたが、これを一九五七年までに学校数を三、六七〇、卒業生を二十万人としようと計画しているが、それでも尙、需要に対して不足する。

(二) についてはインド、バキスタン、セイロン、マレーは既に海外に留学生を送つてゐるが、連邦諸国はその大学や専門学校に多くの留学生を迎えようとしている。特に農、医、工、及び教育の分野に於てさうである。インドでは他国の留学生のために奨学資金を与えて居り、一九四九—五〇年には六五人の留学生に与えられた。

(三) については五〇〇人乃至七五〇人の専門家を招聘しようとしている。そのためには国際連合及びその諸機関を通じてその技術援助を得ようとしている。がそれだけでは不十分であるので八百万ポンド(そのうち英本国及び濠州二八〇万ポンド、インド七五万ポンド、残額は他の連邦諸国)で技術協力理事会(Council for Technical Co-operation in South and South-east Asia)を設置した。これによつて技術者の招致を増大しようとするものであるが、これは国連や米国のポイント・フォー等の他の諸機関と競合するものではなく、協力して行くものとされている。

この技術援助の問題についてはこの地域に中小企業が多いことより見て日本の貢献し得る分野も広いことと思はれる。労働の問題に関連して考えねばならないのはこの地域の社会の持つ特殊性である。東南アジア諸国には現在でも奴隸制、農奴制の遺制は存在し、農民が高利貸に苦しめられ、債務の重圧に喘いでいる。(参照 Lasker: Human Bondage in Southeast Asia, 1949) のような社会状態を改善することが産業近代化の基礎をなすものといえよう。

一九四七年ニューデリーで開かれた国際労働機構アジア準備委員会 Preparatory Asian Conference of the International Labour Organization は労働者や農民が彼等の労働に対して公正な報酬を受けることを妨げている社会状態や農業関係の改善に関する多数の決議を可決したのみならず、後進地域に於ける偽装された奴隷制の遺制に關係国政府の注意を向けしめた。

一九四八年十一月二十九日、インドでは「不可触身分」(untouchable status) の廃止が行はれた。このことはアジア各国をして社会身分制や奴隷制遺制の廃止に一層努力せしめることとなつた。

債務による束縛については国際労働機構は「非首都地域に於ける社会政策の規約」(Convention concerning Social Policy in Non-Metropolitan Territories) 草案を提出した。この案の第八条では生産力を増大し、生活水準を改善する方策が述べられているが、その中で(一)慢性的債務の原因を出来る限り除去すること、(二)農地が非農民の手に譲渡されることを統制すること、(三)小作契約及び労働条件の監督をすること(これによつて小作人や労働者に実行可能な高い生活水準を保証し、生産力或いは物価水準の改善によつて得られた利益の公平な分配をうけることを保証しようとするものである。)

このように国際機関と政府との協力によつてこの地域社会の後進性は徐々に改変されて近代化が行われてゆくであろうが、それには仲々長年月を要するものと思われる。労働者を奴隷制や農奴制の遺制から解放して社会の近代化を行わねばならない。社会の近代化が行われない限り産業の近代化を達成することは困難であろう。

第三章 各国の開発計画

各国の開発計画は現段階に於ては大体に於て基礎的部面であるところの農業、動力、輸送に重点がおかれており、これ等の基礎的な部面が完成して後に各種の工業の発展に着手しようとするものゝようである。

開発計画を実行して行く体制もビルマの如く土地・資源・産業の国有化を中心とする社会主義政策を実施しようとするものもあるが（たゞし、一九五〇年以来緩和されて来ている）、また一方に於てはインドの如く政府事業を民間事業との協力を行つてゆこうとする混合経済的傾向もみとめられる。一般に自由主義的傾向よりもむしろ民族主義的・国家主義的傾向が強いのは新興独立国である関係上当然であるといえよう。

次に各国の経済開発計画について略述しよう。

(一) インド

インドでは既に一九四四年ボンベイ計画なるものが作成され、戦後のインド経済の復興開発の方向が明かにせられた。これは八人の実業家の手になるもので政府の正式の計画ではなかつたが、戦後のインド経済の再建方法を示したものととして興味深いものがあるのでその概要を左に示すこととする。（参照 Harris, S. *Economic Planning*, pp. 232-256）

ボンベイ計画は十五ヶ年間に一千億ルピー（七十五億ポンド）を投じてインドの国民所得を総額に於て三〇〇%、一人当りについては人口増加を考慮に入れて二〇〇%だけ増加しようとするものである。

国民所得を増加し、生活水準を向上せしむるためには工業化を促進しようとするのであつて、工業所得を五〇〇%、農業所得を二三〇%、サービス所得を二〇〇%だけ高めようとするものである。その計画を数字で示せば上表の通りである。（ハリス前掲書）

	1931-32年に於ける 純 所 得		15ヶ年後に於ける 純 所 得		増加率%
	千万ルピー	百万ポンド	千万ルピー	百万ポンド	
業 業	374	(280.5)	2,240	(1,680)	500
工 農	1,166	(874.5)	2,670	(2,002.5)	130
サ ー ビ ス	484	(363)	1,450	(1,085.5)	200

工業化を行う場合には基礎工業、即ち原動力（発電）、冶金（鉄鋼、マンガン、アルミニウム）、機械（各種機械、工作機械）、化学（重化学品、

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

肥料、染料、薬品、プラスチックなど）、軍需、輸送（鉄道、造船、自動車、航空機）、セメントなどの諸工業に重点をおくが消費財工業即ち、織物（綿、絹、羊毛）ガラス、皮革、製紙、タバコ、油脂工業なども発達させる。

茲に注目すべきことは小規模工業や農村家内工業なども大規模工業と相並んでその存立を認めて行かうとすることである。小規模工業は資本特に外国資本に依存すること少く、雇用を増加する効果があるからである。小規模工業は前述の基礎工業の部面では活動の余地が少いが、消費財工業の部面では活動する余地は相当あるものと見られている。

農業については食用作物の増産と農地改革（過少農地を統合し、協同農場をつくつて行かうとする）とが計画されている。

かくて資本の総投下額は上の通りである。

この計画のための資本の調達には次のような源泉から行はれる。

A、対外支拂用資金の調達

(一) 退蔵された富

インドには古くから退蔵された金が約百億ルピー（七億五千万ポンド）あると見積られるがこれのうち約三十億ルピー（二億二千五百万ポンド）を利用することが出来ると考える。

(二) スターリング証券

インド準備銀行はスターリング証券を八十億ルピー（約六億ポンド）持っているが、これは戦争終了までには百億ルピー（七億五千万ポンド）になるであらう。これを以て外国より資本財を輸入することが出来る。（戦後インド、パキスタン分離直前に於けるポンドバランスは十一億ポンドであつた。—ナショナルシティ銀行月報—

	千万ルピー	百万ポンド
工業	4,480	(3,360)
農業	1,240	(930)
交通	940	(705)
教育	490	(367.5)
保健	2,200	(1,650)
住宅	450	(337.5)
雑	200	(150)
計	10,000	(7,500)

九四七・九

(三) 貿易差額（受取超過）

農業に於て輸出作物を食料作物に転換するために輸出額は減少するが、一方、工業特に消費財工業の発達によつて消費財の輸入が減少するから、結局輸出入の差額（受取超過）は現在程度と変らず年額四億ルピー（三千万ポンド）従つて十五ヶ年では六十億ルピー（四億五千万ポンド）となる。（戦後インドは入超をつづけているからこの予想は当っていない。）

(四) 外国借款

重工業品、機械類など資本財の輸入については七十億ルピー（五億二千五百万ポンド）の外国借款を行う。

B、対内資金の調達

(一) 国民貯蓄 貯蓄を所得の六%と見て四百億ルビー(三十億ポンド)と推定する。

(二) 創造貨幣 赤字公債の発行によつて三百四十億ルビー(二十二億五千万ポンド)の貨幣を創造する。
従つてこれを表示すれば上の通りである。

十五ヶ年計画は五ヶ年づゝ三期に分れている。即ち下の通りである。

	億ルビー	百万ポンド
金富證券額款計金蓄幣計	30	(225)
外蔵された証券	100	(750)
資移差借	60	(450)
対退ボ質外小対貯創小合	70	(525)
	260	(1,950)
	400	(3,000)
	340	(2,550)
	740	(5,550)
	1000	(7,500)

初期に於ては資材も要員も少いために規模を小さくしてスタートし、資材、人員の増加に伴つてテムボを早めて行くこととする。第一期計画は全く何もないところから出発するのであるが、第二期は第一期計画の成果を基礎とし、第三期は第二期の成果を基礎として開発を続けに行くから、開発は幾何級数的に行はれることとなる。

(億ルビー)

	第一期	第二期	第三期	合計
工業基礎	79	153	216	448
消費費	48	120	180	348
農業	31	33	36	100
交通	20	40	64	124
教育	11	32	51	94
保健	4	8	37	49
住宅	4	8	33	45
雑	19	42	159	220
計	3	7	10	20
合	140	290	570	1,000

以上がボンベイ計画の概略であるが、この計画の目的は要するにインドの低い

生活水準を向上せしめるために思い切つた産業構造の変化を行つて、国民所得の増加をはかろうとするものである。その手段として、所要資金一千億ルビーのうち三分の一以上に当る三百四十億ルビーを創造貨幣によることとしたが、これは一步誤ると悪性インフレーションを生ぜしめ、生活水準の低下を招き計画の目標と相反する結果を生ぜしめるおそれが多分にある。

ボンベイ計画は民間の計画であつたが、政府は一九四六年に五ヶ年計画(一九四七—五一)を作成した。この計画は鉄道、電力、灌漑、治水、通信、産業訓練、道路、教育、公衆衆生、などの分野にわたるものであり、一二九億五千万ルビーを要するものであつた。この計画には主要工業は含まれなかつたがこれ等の工業は民間企業に委せられることゝ

コロンボ計画による開発計画の内訳 (百万ポンド)

	インド	パキスタン	セイロン	マレー及び 英領ボルネオ	合計	百分比
農業	456	88	38	13	595	32
運輸及通信	527	57	22	21	627	34
燃料及電力	43	51	8	20	122	6
工業及鉱業	135	53	6	—	194	10
社会施設	218	31	28	53	330	18
計	1,379 (74)	280 (15)	102 (5)	107 (6)	1,868 (100)	100

(註) 農業には総合開発も含む。工鉱業には石炭を除外す。(大蔵省前掲書)

推定されていたからである。

一九四七年パキスタンが分離することになったから政府は新たな計画をたてる必要にせまられた。そこで一九四七年十一月に二つの計画がたてられた。一つは「即時計画」(Immediate Plan)であり、これは一九四九年又は一九五〇年初期までに完成せられるべき計画であつて、その内容は輸送機関の増加、(特に石炭輸送)、国内不足原料の輸入、磨損設備の取換えによる新しい生産能力の設備などであつた。今一つの計画は「短期計画」(Short-term Plan)であつて、これは三ヶ年を期限として織物、紙、砂糖、セメント、石炭、鋼の増産をはかるものであつた。

一九五〇年秋、所謂コロンボ計画(南及び東南アジアに於ける協同的経済開発のためのコロンボ計画)が作成され、一九五一年七月より実施されることになった。

コロンボ計画は英連邦諸国が協同して南及び東南アジア地域を開発して行こうとするものであつて、一九五〇年一月、コロンボ、五月シドニー、九月ロンドンでそれぞれ会議を開いた結果決定されたもので一九五一年より五七年まで六ヶ年間に一八億六千八百万ポンドを支出するものであつて、各地域及び各産業部門への資本投下額の内訳は上の通りである。

即ち、地域に於てはインドに約四分の三が割当てられ、産業では農業、及び運輸通信にそれぞれ三割づつが計上されている。

インド政府はこの六ヶ年計画のうち、河谷開発計画を主眼としている。既に行はれてゐる七つの河谷開発のうち三つがこの計画にあげられている。即ち(一) Damodar Valley (三七・五百万ポンド)、(二) the Hirakud (二二・五百万ポンド)、(三) Bhakra Nangal (五六・八百万ポンド)の三計画であるが、このうち、(一)は河の八箇所にダムを築き合計二四万キロワットの水力発電所を建設するものである。この計画はまた、洪水の災害をなくし、インドで最も豊富な鉱物地帯の開発を可能にするものである。その他の二つの計画のうち一つはフーバーダムと同じ規模をもつものであり、完成の暁は電力を供給し、不毛の地を灌漑して沃野とするものである。

この他に地方的な灌漑計画や、農業研究や技術員養成施設も計画されている。農業開発計画によつてインドは一九五―六五七年度には穀物は三百万トン、棉花は一九万五千トン、ジュートは三七万五千トン、採油用種子は百五十万それ〴〵増産される予定である。

農業に対する投資は三分の一を占めるが、運輸通信に対する投資は約五分の二に達し、三億六千万ポンドが鉄道の改良のために支出される。これはヒンターランドを開発し、国内市場を拡大し、物資が港まで流れ出るのを容易にするために必要とされている。

工業の発展には十分の一が支出されているが、重点は鉄鋼増産におかれている。既存の鉄鋼工場は拡大され、新しい製鋼工場がセントラルプロビンスに建設されようとしている。この計画は年産五〇万トンの製鋼能力をもつものである。六ヶ年計画の完遂によつて現在の食糧配給一日十二オンスを十六オンスに、綿布消費年間一〇ヤードを十五ヤードに高めることが出来よう。また社会施設としては全額の六分の一があてられ、学校及び避難者の定住所の建設に優先的に使用される。その他、病院、薬局、住宅及びスラム清掃に少額があてられている。(International Conciliation, Jan, 1950. Co

Yombo Plan)

開発計画資金の用途を示せば次の通りである。(百万ルピー)

農業	6,080	33%
運輸	7,027	38%
{ 鉄道	4,800	
{ 道路	1,099	
{ 港湾	1,018	
電力	576	3%
燃料工業(除石炭)	1,800	10%
社会施設	2,913	16%
{ 教育	1,144	
{ 住宅建築	183	
{ 保健	515	
{ その他	1,071	
合計	18,395	

この資金計画は下の如く、年々国内資金が漸増し、海外資金が漸減することとなっている。(百万ルピー)

国内資金一〇三億ルピーの調達方法は次の方法による。(a) 中央及び州政府の収入四九億ルピー、(d) 国有企業特に鉄道の利潤一八億ルピー、(c) 公衆より純借入二四億ルピー、(b) 鉄道減価償却基金の手取金一二億ルピー計一〇三億ルピーと

なっている。
この計算には経費節約十一億ルピー、新税及び国内貯蓄の奨励により政府借款への投資などを考慮している。

対外資金は八十一億ルピーである。この外にインドはボンド残高の解除によつて二十八億ルピーを受取る算である。

私的資本は計画の当初には年間一六億ルピーであるが、五六―五七年には二十六億ルピーに達する。五〇―五一年の政府投資が二十二億五千万ルピーであるから、私的投資を考慮に入れると国民所得の四%に当る。計画の末期になると全投資額は増加した国民所得の五・五―六%となる。私的投資の源は個人の貯蓄と会社の貯蓄とである。

インド経済五ヶ年計画

インド政府は一九五一年七月八日、ネール首相を委員長とする国家計画委員会の作成した経済五ヶ年計画案(所謂ネール・プラン)を発表した。

(東洋経済新報一九五一・一〇・二〇)
(世界週報一九五一・九・二二)
(安本経済月報一九五一・一一)

	政府投資	国内資金	海外資金
1951—52	3,070	1,360	1,710
1952—53	3,070	1,490	1,580
1953—54	3,070	1,590	1,480
1954—55	3,070	1,780	1,290
1955—56	3,070	2,000	1,070
1956—57	3,070	2,090	980
1951—57	18,400	10,300	8,100

(ECAFE 1950年年報)

この五ヶ年計画（第一部）は総額百四十九億三千万ルビーに達する大計画である。コロンボ計画は六ヶ年に百八十四億ルビーの支出を予定しているから、五ヶ年計画の方が一ヶ年当りの支出は小さい。コロンボ計画に示された若干の計画は除かれるか、または修正されて居る。（この五ヶ年計画はその後なをも検討中であり、一九五二年一月のプラサ（下大統領の演説）でも、あと三ヶ月の研究が必要であるといわれている。）

この五ヶ年計画は二つの部分から成る。第一部は一九五五—五六年度末に戦前水準の重要消費物資を得ることを目的とし、このために百四十九億三千万ルビーの支出を見込んで居り、全額をインド国内の資金によることとしている。第二部は次の五ヶ年に相当程度の発展を確保しようとし、これに三十億ルビーの支出をあてゝいるが、これには、外国からの援助が前提となつてゐる。

一九五一—五二年より一九五五—五六年に至る国家計画第一部の資金配分は上の通りである。（単位十万ルビー）

農業と農村開発	191.70	12.8%
灌漑と電力	450.26	30.2%
運輸と通信	388.20	26.0%
工業	100.99	6.8%
公共サービス	254.08	17.0%
復興	79.00	5.3%
その他	28.54	1.9%
合計	1,492.77	100.0%

この財源の内訳として下表の如き数字が予定されている。（単位百万ルビー）
計画第一部の優先順位は（1）既に実施中の計画の完成、（2）食糧原材料の比較的短期間に於ける生産増強、（3）原料及び技術資源の開発計画及び雇傭の拡大、（4）公共サービス発展の維持及び漸進的拡大、（5）十分な行政的、公共的サービスの提供及び未開発地方の急速な開発となつてゐる。

本計画の各部門別の概略を示さう。

一、農業部門 農業部門と灌漑・電力部門には特に重点がおかれてゐる。食糧作物耕作面積が現在に戦前と略同じく一億六千七百万エーカーであるに不拘、生産は戦前の四、六一六万トンに対して四、一九〇万トンと一割近く減じてゐる。反当収量はエーカー当り六一九ポンドから五六五ポンドへと低下し、特に小麦、黍、とうもろこしは五割減量してゐるのでこれを恢復することに力を注いでゐる。

食糧（トン）	7202
ジュート（俵）	2050
棉花（俵）	1200
採油種子（トン）	375
砂糧（トン）	690

一九五〇年における成人一人一日当りの食糧供給量は一三・六七オンスであるが一九五六年に於てもこれを維持するためには、その間に二千六百万人の人口増加を考慮して六百九十万トンの食糧増産が必要である。もし単位供給量を十四、十五、乃至は十六オンスに引上げるならば必要増産量は八二〇万トン、千二百万トンないしは一五八〇万トンなければ十分ではない。

中央政府財政支出	4,300
州への補助	2,110
州政府財政支出	4,800
小計	11,210
アメリカ小麦借款	820
カナダ・オーストラリア援助	820
イギリスポンド残高解除	2,900

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

委員会が州と協議の上試みに作成した農業増産目標の概要は右の通りである。(単位一千)

食糧七二〇万トン増産の内訳は大規模灌漑計画により二三〇万トン、小規模灌漑計画により一九〇万トン、土地改良及び開墾により一五〇万トン、施肥改善によつて六〇万トン、優良種子配給によつて四〇万トン、その他五〇万トンとなつてゐる。その実施は

(一) 村落単位まで滲透する計画実施に関する行政措置の改善。

(二) 物価政策を計画の目的と一致させること。即ち、商業用作物の物価騰貴を阻止する必要を指摘し、また委員会は主要作物の比価を適当な構成にすることを必要としている。

農業政策として土地問題と農業経営の改革をあげ、土地改革を行う目的として次の三点、即ち、(一)生産の維持更にその増進、(二)経済的効率——非経済的所有関係の是正と農業経営規模の現在以上の拡大、(三)社会正義——自小作、農業労働者に対する公正の点からのみならず、社会全体の利益を目標とする。

土地改革の方法としては土地の国有化は実行不可能であり、個人の所有面積を制限して小耕作者又は協同組合に分配することも困難であるとし、小農を協同組合に組織し、一村落全体を一つの協同経営単位とし、耕作は数ブロックに分けて行い、土地所有者に配当を行うという方法を勧告している。

しかし、この方法が受け入れられない村落に於ては当面農業経営の改善と増産をはかるために次の対策をよる。

一、村落生産会議を組織する。

二、登録農場を設ける——小農と過大経営の余剰農地とを組合せて経済的協同経営単位とし、近代技術を導入した模範農場たらしめようとするものである。

三、農業協同組合を勧奨する。——協同組合には物資の供給、金融、可耕荒地の貸与に優先権を与えることゝなつてゐる。

また農村人口の三分の一を占める土地のない農業労働者については最低賃銀制の適用、開墾地への移住及び福祉対策を進めようとしている。

政府の従来の食糧増産運動は資金や人的スタッフを総花的に使用したために効果が少なかったとし、今後は灌漑の便があるか、雨量の多い地方に重点的に行うとともに、各州に人口五千人程度の村落一〇単位を選定してこれを試み、次第に人口二万五千人乃至三万人程度のもの五〇―六〇単位に及ぼすのが効果的であるとしている。

二、灌漑及び電力部門

五ヶ年計画第一部は灌漑及電力計画に四十五億千万ルピーの支出を想定している。この計画によれば一九五六年までに八七〇万エーカーの新たな灌漑が見込まれ、一一〇万KWの電力供給が予定されている。これは灌漑面積を二〇%増大して電力供給量を現在能力よりも七〇%増大させる。五ヶ年計画第二部では一層進歩した灌漑ならびに発電計画が委員会によつて提案される算である。これ等の計画は主要な長期計画と見られね

私企業に於ける拡張計画

	1950—51	1955—53
アルミ (トン)	3,600	20,000
自動車 (台)	3,840	25,000
セメント (千トン)	2,613	4,600
綿製品		
(1) 綿糸 (百万ポンド)	1,174	1,600
(2) 綿布 (百万ヤード)	3,665	4,500
肥料		
(1) 過磷酸石灰 (千トン)	52	179
(2) 硫酸安 (千トン)	47	100
ガラス・ガラス器		
容器 (千トン)	81	174
薄板 (千トン)	5	27
パンクフル(環) (千トン)	16	17
重化学製品		
硫酸 (千トン)	102	180
ソーダ灰 (千トン)	44	78
苛性ソーダ (千トン)	11	29
マツチ (千箱)	523	690
紙及板紙 (千トン)	109	165
塩 (千トン)	2,622	3,075
鋼材 (千トン)	1,005	1,315
砂糖 (千トン)	1,100	1,500
アルコール(千バルク・ガロン)		
動力用	4,497	19,006
精製	2,406	2,654
農業機械		
円心式ポンプ	30,292	77,544
ディーゼル機関	4,596	46,103

ばならない。十五ヶ年乃至二十ヶ年以上後になれば灌漑の面積は二倍となり、七百万KWの電力供給量の増加が確保される。

三、工業部門

工業部門に対する資金は僅かに六・八%にすぎない。資金は既設の公社企業の拡張に若干投資されるにすぎず、華々しい国営工場の新設などはない。主要な役割を演ずるのは既設の私企業である。そして私企業部門の計画は各種産業代表と協議の上、公企業との調整をはかることにあるが、このように公私企業の調整が行はれることは注目すべき政策と云える。

工業五ヶ年計画の目標は

- (一) 農業開発と灌漑、電力開発に要する工業製品を供給するための生産拡大。
- (二) 黄麻のような生産財、綿製品、砂糖、石けん等の消費財工業の現在能力を完全に利用する。
- (三) 国の一般的発展に於て基本的重要性をもつ銑鉄、鋼、重化学品の生産能力の増大。
- (四) 企業統合による単位規模の拡大。

五、現存工業の欠陥障害の排除
におかれており、次表の如き計画を策定した。

工業政策

工業開発法を制定して、各重要工場に労働者、使用者、技術者代表を以て開発会議を設け次の任務を担当する。

一、現存設備能力をフルに利用する生産目標の達成。

二、無駄をはぶきコストを下げ、最大限の生産を得るための能率規準の示唆。

三、稼動能力、特に非能率的なもの改善。

四、消費者を満足させる販売手段の

考案。

開発会議の行政技術のスタッフは政府から出すことを予定して居り、従つて同会議は政府投資と民間投資とを調整する役割を果たすが、工業開発統制法可決の上は同会議を通じて政府の統制を行うことも期待されている。

五ヶ年計画に於ける民間の工業拡張費は二五—三〇億ルピーと推計され、このうち、二億五千万ルピーが政府補助により、残余のうち、二〇億ルピーが資本発行と工業金融会社その他特別金融機関からの融資でカバーされるものとしている。また五ヶ年間の旧式機械施設の取換費は十二億五千万—十七億五千万ルピーとし、そのうち或る部分は超過利得税の払戻し、積立金の引出により賄はれ、残余は五ヶ年計画の進行により国産物資の増加によるコスト低下を以てカバー出来るとの推計に立っている。

民間企業を国有化する場合に公正妥当な補償を行うべしとしているのは当然であるが、外資の導入は資本財、技術、パテントの入手の上よりも歓迎し、国内産業と同一の取扱をすることを勧告しつつも、株式投資の形による外資が一番望ましいとしている。

なおインドに特有な経営代理制度については目下議會が会社法を審理中であり、経営代理制による巨額の投資は抑制すべきものとしている。

中小企業

大工業とならんで中小企業の発展も考慮されている。中小企業は資本の一般的不足、失業した中産階級の救済、地方自治の発展充実のため、及び企業集中の排除という目的のために重視されている。

中小企業発展のため多くの政策が立案されている。例えば鉄鋼生産用の小工場をそれに適応した地方に建設すること、綿布生産用の小型織物機の改良、安い電力と輸送施設の便利な地点にトレーディング・エステートを建設することなどである。

五ヶ年計画第一部は家内工業及び中小企業に総額一億六千万ルピーの支出を割当てゝいる。

家内工業

中小企業は性格上、都市の周辺に存在するに反して、家内工業は主として農村的である。家内工業は地方の雇用増大と経済振興を目的として奨励される。

委員会によれば発展の余地ある家内工業は手織綿布、村落製油工業、ニーム油生産、手すき紙、ウールの毛布、それに特定地方における精米及びマッチ製造業である。

家内工業を發展させるには家内工業を衰退に導くような次の障害に関する対策が必要である。

- (1) 組織の欠除
- (2) 購買力の弱少
- (3) 能率的な生産手段の欠除

(4) 原料・資金の不足

これを除去するためには協同組合などによる家内工業の組織化、必要品の共同購入などを行うべきであるとしている。

四、輸送部門

鉄道計画は改修に重点をおき、戦前水準以下となつた輸送能率を回復し、なお上廻ることを期待している。

海運計画は沿岸用及び外航用船腹の拡張をはかるために一億五千万ルピーを助成する。

航空関係計画は経費一億五千万ルピーの七〇％が工場建設、残りが技術のための費用とし、第二部計画の二五〇〇万ルピーは旧式機械の更新を行うことになっている。

道路関係は卅二億三千万ルピーが割当てられている。

国道については現在の交通量に耐え得るよう道路を舗装すること、古い橋梁の負担力強化が主眼とされている。村落と市場中心、県の中心とを結合すること、及び村落の道路を建設維持するため近代的措置をとることの必要が特別に重要視されている。

この外に教育を中心とした社会事業費が総資金の一七％、パキスタンからの避難民受入れ費用として五・三％などが当てられている。

資金計画

以上諸部門に対する配分のうち総額の約半分は中央政府が持ち、他は地方政府が負担することとなっている。この七十三億四千万ルピーという政府支出額は一九五〇—五一年度予算を一〇％を上廻っている。のみならず、現在国内で一応無理なく調達し得ると考えられる中央政府の五ヶ年計画資金は歳入超過分や公債発行を含めて六十四億一千万ルピーに過ぎない。地方政府の分を合した場合、総資金計画に対する不足額は三十七億二千万ルピーにもぼるとみられる。

そして米国からの食糧公債、コロンボ計画を通じてカナダ、瀋州から与えられる援助を勘定に入れても、尙、二十九億ルピーの赤字財政に訴えねばならないと計画案は資金調達の困難を指摘している。従つて資金が調達されなければこの計画は予定より縮小されねばならない。コロンボ・プランとネール・プランとを比較するとネール・プランでは農業、電源開発、社会施設その他の占める割合が増加し、運輸、通信及び工業の占める割合が減じている。

	ネール・プラン	コロンボ・プラン
農業	43%	33%
電源	26%	38%
開通	7%	10%
電信	24%	16%
工業		
社会施設その他		
総額(百万ルピー)	14,929	18,396

ネール・プランで工業の占める割合が少いことは工業化の進行しているインドの情勢より見て奇異に感じるが、これは民間外資の導入を期待しているものと考えられる。既にイギリス及びアメリカ資本は自動車、電話、染料、人絹などの工業に於てインドとの合弁の形で進出して

いる。インドに於ける海外からの長期民間投資の総額は五十一億九千万ルピーでそのうち、イギリス資本は三十七億六千万ルピーで約七割を占め、アメリカ資本は三億ルピーと見積られ、約六%を占めている。(コロンボ計画) 今後もこのような近代工業にはイギリス、アメリカ資本の導入が行はれるであろう。インド政府は外資導入策としてあらゆる外国企業はその經常収益の全額を海外に自由に送金することが出来ることとしてゐる。硬貨地域からの投資も殆ど同じように取扱ひまたこれ等の地域からの投資家が一九五〇年一月以降認可された事業に投資した場合は元本は勿論あらゆる収益をも全額本国に送金することを認め、ドルの投資を期待している。

二、パキスタン

	イ	ン	ド	パキスタン
一、農業資源				
黄麻 (千エーカー)	984			1,404
棉花 (〃)	13,770			1,630
茶 (〃)	641			97
米 (千トン)	17,229			5,376
小麦 (〃)	4,200			2,785
砂糖 (〃)	2,631			517
落花生 (〃)	2,274			—
二、鉱物資源				
石炭 (千トン)	25,800			198
石油 (千ガロン)	65,959			21,113
クロム (千トン)	5			22
銅鉱 (千トン)	288			—
マンガン鉱 (〃)	766			—
マグネサイト (〃)	25			—
雲母 (千ヘンドレッツ ドウエイド)	109			—
三、工場				
綿紡績	280			9
黄麻製糖	108			—
鉄鋼	156			10
セメント	18			—
製紙	16			3
ガラス	16			—
四、その他				
鉄道 (千マイル)	77			—
可能水力 (千キロ ワット)	26			15
	1,343			2,847

一九四七年八月十五日、インドはインド共和国とパキスタンとに分離した。分離直前に於ける資源分布の状態は上表の示す通り、インドに工業の大多数があり、反之、パキスタンは全くの農業国という状態であつた。分離後はパキスタンは工業化を

急ぎ、インドは原料、食糧の増産に努力している。

分離直前のインド、パキスタンの資源分布は右の通りである。(ナシナル・シテイー・バンク月報一九四七・九)

一九四八年四月パキスタン政府は総合的な計画の下に産業開発を行う方針であることを明かにし、開発委員会が組織され、中央、地方政府によつて作成された個々の計画が検討された。委員会の受付けた計画の数は一四三に上つたが、そのうち五二が承認された。その経費は一九四八―四九年度に於て一億三千万ルビー、四九―五〇年度に於ては一億八千万ルビーであつた。中央政府の計画は主として二七の産業に限られて居り、それ等のうち主なものはセメント、植物油、電力、石炭、ガラス及び陶器、化学品、鋼鉄及び織物であつた。重点的に政府が経費を割当てゝいるのはジュート、紙、水力及び火力発電、化学肥料、ゴムタイヤ及びチューブ、綿織物、鉄及び鋼、港湾、造船及び修繕設備などである。

一九五一―五七年のコロソ計画に於て予定されているパキスタンの開発計画（既出の表を参照）について見れば、その最大の計画は灌漑に関する二つの計画である。一はインダス河流域約二百万エーカーの灌漑であり、他は西ベンデヤブ地方のものであつてラスルに建設される水力電気工場よりの電気によつて一八〇〇箇のチューブ・ウェルを運転し約七〇万エーカーを灌漑しようとするものである。六ヶ年計画の大部分は農業計画に当てられて、その目的は一九五六―五七年までに農業生産を三分の一増大すること。特に販売用食用農産物の大増産を計画している。採油種子の生産は二二〇%、果実は九〇%、甘蔗は七〇%、野菜は六八%、綿花は二七%、穀物は一七%、ジュートは一〇%の増産を予定されている。同時に巨額の資金が新工業の建設とそれを運転すべき動力の設備に支出される予定である。政府は水力発電が決定的重要性をもつものと考えている。というのはパキスタンには石油も石炭も乏しいからである。そこで新しい発電所の建設（水力二〇万キロワット、火力五万六千キロワット）が目論まれている。この費用は五〇百万ポンドである。石炭の生産も現在の年産三二四千トンより、年産三百万トンに増産する計画である。

新しい開発計画に関する限り、重点は黄麻及び棉花の加工及び製紙に置かれている。四千万ポンド以上がこれ等の産業に投下される。ジュートの工場六箇を建設し、年間一三〇千トンのジュート製品を生産し、これを以て国内需要を充足し、余分は輸出することゝしている。綿製品については現在年産一億ヤードであるものを近い将来これを四億五千万ヤードとし、一九五七年までにこれを一三億五千万ヤードとしようとする。この方法によつて消費は二倍に上るが、輸入額は現在の四分の一に下る。

交通運輸についてのパキスタンの計画は全経費の二〇%に当る。その最大の計画は東パキスタンのチタゴング港の拡張であり、これによりジュートの輸出増加をはかつてゐる。チタゴング港の港湾施設を拡張して年間四百万トンの荷役を可能とするものであり、現在の荷役能力は年間百八

国内及び国外資金（百万ルピー）（ECAFE 1950年年報による）

	1951—52	1952—53	1953—54	1954—55	1955—56	1956—57	1951—57
開発計画	337	480	480	435	435	435	2,600
公的投資	275	400	400	375	375	375	2,200
私的投資	60	80	80	60	60	60	400
開発計画外部の 民間投資と避難 民の定住	—	—	—	—	—	—	450
投資合計							3,050
国内資金	220	250	270	290	320	350	1,700
民間貯蓄金	—	—	—	—	—	—	1,200
公的資金	—	—	—	—	—	—	500
外国資金							1,350

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

十万吨である。陸運については鉄道の修理、再建が計画されているが新道路の建設は考えられていない。

教育についても高度の優先順位が認められ四、四六〇の小学校、一、四五六の中学校、四〇〇の高等学校、一五の師範学校、二つの高等師範学校の新設が予定されている。多数の研究所が建てられ、農村に六百の診療所と六百の移動診療所の設置が考えられ、一二〇の新病院が建設されることとなつてゐる。

資金計画

此のバキスタンのコロンボ計画の経費は三、〇五〇百万ルピーと見積られてゐる。その内訳は（一）政府による投資二、二〇〇百万ルピー、（二）民間投資（特に若干の産業に対する）四〇〇百万ルピー、（三）開発計画以外の投資及び避難民の定住のための経費四五〇百万ルピーとなつてゐる。

右表より知られる如く、国内資金は一七億ルピー、外国資金は一三億五千万ルピーとなつてゐる。外国資金一三億五千万ルピーは開発計画を遂行する場合に生ずべき国際収支の赤字である。この外資の需要に対してはボンドバランスの解除は一億五千万ルピーであり、その他は別の方法で外資を仰ぐこととなつてゐる。

三、セ イ ロ ン

セイロンは一九四八年二月に自治領の地位を取得した。その経済は主として茶、ゴム、コ、ナツの生産と輸出に依存している。耕地の三分の二はこの重要生産物にあてられ、三分の一以下が食糧作物の生産にあてられている。セイロンの輸出総額のうち九〇％以上はこれ等の三商品で占められて居る。一九四九—五〇年にセイロンは四〇万トンの米を輸入したが国内の供給はわずかに一八万七千トンに過ぎなかつた。穀物の輸入は輸入総額の三分の一に当る。

輸出農産物への高度の集中と食糧の海外依存とはセイロン経済の欠点といえる。

既に戦前よりこの経済の不均衡を是正するための計画が樹立され、一九三九年より四五年までに消費財生産のために十五の工場が設立された。この経験にもとづいて戦後の計画がたてられている。

一九四六年に政府各省はそれ／＼産業開発計画を立案したが、一九四七年にこれが総合調整され、一九四八年七月二十日の歳相の予算演説で一九四七―四八年より五二―五三年に至る六ヶ年計画が説明された。この計画は食糧生産のために一三一、一三七エーカーの土地を開墾、灌漑する十六箇の計画と水力電気及び工業の発達に関する計画より成つていたが、計画は灌漑及び電力について可成りの成功をおさめたが、しかしながら、工業計画はセメント工場が一つ完成しただけであつて、鉄鋼、肥料、綿布、砂糖などに第一優先順位が与えられたが、技術要員の不足のために紙上計画に終つた。セイロンは資金的には可成り有利な地位にあるので資金不足は計画の障害とはならないと見られている。

一九五一―五七年にわたるコロンボ計画に於てセイロンの遂行する予定の計画は食糧増産と工業建設による雇傭増加に重点がおかれている。セイロン人口の三分の二は島の西及び南西部にある「多雨地帯」(wet zone)に住んでいるが、現在人口稀薄な東部及び北部の「乾燥地帯」(dry zone)を開発する方策がとられている。この方法によつて食糧作物の作付面積を六ヶ年間に少くとも五分の一だけ増加しようとするものである。その結果米の生産を一九四九―五〇年の一八万七千トンより一九五六―五七年には二十五万トン以上に達しようとするものである。

この開発計画は未開のジャングルを切開き灌漑を行うという困難な事業である。最大の工事は米国の企業によつて行はれている。東部州の Gal Oya 河のダム工事である。この工事は一九五二年に完成するがその費用は三千万ポンドと見積られている。現在ジャングルに掩はれている十萬エーカーを灌漑し、既に耕作されている三萬エーカーの灌漑を改善し、二万一千戸の農家を入植させようとするものである。

セイロンの政府はコロンボ国際港の改修にも高い優先順位を与えている。

工業計画は現地の原材料に加工する工業をおこそうとするものである。その重要なものゝ一つはコ、ナツ油の生産である。約三千八百トンの下級のコ、ナツ油を油粕より生産しようとするものである。硫酸八万トン、過燐酸三万五千乃至四万五千トンの生産能力をもつた肥料工場の建設が計画されている。カセイソーダの工場及び地方産甘蔗の製糖工場も計画されている。その他に第二次大戦中に設立された合板、ガラス、陶器、

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

椰子繊維及び圧延工場も拡張されようとしている。

社会施設には総経費の二七%があてられ、学校、病院及び住宅の建設にあてられている。医療施設は現在人口一千当り二・七病床を二倍にしようとするものである。たとえこれが実現されても西洋諸国の一般標準とされている一千人当り一五病床とは著しく劣つたものである。

資金計画

セイロンの六ヶ年計画は一、三六〇百万ルピーと見積られている。(E.C.A.F.E.一九五〇年年報一二八頁)、このうち四五〇百万ルピーは政府貸付により、三六〇百万ルピーは国家予算の計画的歳入超過によつて調達しようとする。政府の借入は年率七五百万ルピーであるが、これに比べて一九四八―四九年は四六百万ルピー、四九―五〇年は三〇百万ルピーで、それ〴〵遙かに少額であつた。セイロンは国内資金によつて年々一三五百万ルピーを調達しようとするものであるが、セイロン経済はその生産物の世界市場相場に依存することが大であるから、この見積りは世界市場価格の合理的な安定を仮定するものである。租税は既に国民所得の二〇%に達し、最近の直接税及び輸出税(世界市場価格に対して敏感な)の増税を考慮すれば、セイロンはこれ以上の国内資金の需要を賄うことは出来ないであらう。

セイロンの外資需要額は本計画では五五〇百万ルピーと見積られている。この外に国際収支の赤字二五〇百万ルピーがあるが、これはボンド・バランスの解除によつて調整することが予定されている。

四、ビルマ

ビルマ政府は一九四八年一月四日独立以来社会主義を標榜し、四八年四月には経済開発二ヶ年計画を発表した。

ビルマの経済は米に依存して居り、戦前に於て耕地全面積の六五%は米の栽培にあてられ、輸出額の四〇%乃至五〇%は米で占められている。米に次いでチーク及び石油の輸出が重要であつた。戦後は石油は生産不振のため輸出されていないから、米とチークが主要輸出品である。この経済復興計画は戦災を復興し、バランスのとれた経済を建設するたに土地改革、産業資源の国有化、動力、織物、製米、製糖などの工業の開発、タバコ、採油用種子、棉花及び果実などの新しい作物の栽培などを予定している。しかしこの計画は政情不安のためにおくれ、製糖及び紡績工場の建設において多少の進捗があつただけである。

織	布	工	場	14
製	紙	工	場	20
水	力	電	氣 (小規模)	58
水	力	電	氣 (其他)	60-140
鉄	鋼	業		4

二ヶ年計画の資金は七億五千万の乃至十億五千万ルピーと見積られている。その内訳は上表に示す通りとなつている。(百万ルピー)

産業開発委員会は一九四九—五九の一〇年に六億三千万ルピー、一年当り六千三百万ルピーが利用可能と考えているか、政情不安によるビルマ経済の混乱を考えると、この見積りには何等の現実的な基礎はない。

開発計画の重要な資金源は米及び木材の輸出額であるが、この輸出額は目標に達せず、また得られた資金も国防費に充用されねばならなかつた。米及びチークの輸出を取扱う国家農産販売委員会及び国家木材委員会は二ヶ年間に一億五千万ルピーを復興開発基金に寄与したが、国内の騒乱が増大し、政府収入が減少したために、これ等の資金は他の目的に転用されねばならなかつた。また従来外国資本に依存していた米や木材に対する国内金融の問題も、外国資本の利用が出来ないためにこゝにも困難が生じた。

国有化政策も行過ぎたために、復興をかえつておくらせる傾向があつたので、一九五〇年頃より積極的に外国資本を歓迎する方針に転換しているようである。しかしながら政情が依然不安であるため、ビルマの経済開発は困難が多いといえよう。最近の報道によれば一九五二年一月ビルマはコロンボ計画に参加することを決定したと伝えられている。

五、タ

イ

戦前に於てタイは東南アジア唯一の独立国であつたが、その経済は植民地的性格を持ち、米に依存していた。即ち、耕地面積の九五が米の耕作にあてられ、輸出の約半分は米によつて占められて居た。これについてはゴム、チーク、錫などが残りの大部分を占めていた。

戦後タイではビルマ同様経済の多角化が考えられているが、総合的な経済計画というものは樹立せられていない。しかし、港湾、鉄道、灌漑、水力電気などの事業については国際復興開発銀行より借款が与えられている。その総額は二千五百四十万ドル、で内訳は鉄道三百万ドル、バンコック港修築四百四十万ドル、灌漑及び動力工場一千八百万ドルとなつている。

この外に製紙、製糖及びガニーバッグ工場などの設立も政府によつて計画されて居り、織物、セメント、鉄鋼業などの民間企業に対して補助が与えられている。

六、インドシナ

インドシナは戦前その耕地面積の八六%が米で占められ、輸出総額の約半ばが米であり、ゴムがこれについていた。戦後はこのような偏つた経済構造を是正するために工業を発達せしめ、農作物を多様化する努力が行はれている。

一九四九年九月インドシナ再建及び近代化計画が樹立され、ヴェトナム、カンボヂヤ、ラオス及びフランスの専門家によつてその計画の実行について詳細をとりきめるために委員会が設けられた。

この計画は十ヶ年にわたるものであり、それは五年づつ、二部に分れる。その主要な事業は（一）生産設備を一九四〇年の水準に引上げること、（二）運輸、通信、鉱山、動力、農業及び新工業の設定などである。水力及び火力発電所の設立、窒素及び磷酸肥料、硫酸、カセイソーダ、鉄鋼業などが計画されている。しかしながら政情不安のためこの計画は進捗していない。

七、マレー及び英領ボルネオ

マレーの経済の特徴はゴム及び錫がその生産及び貿易の中心をなしている点にある。一九四九―五〇年に於てゴムは

マレーの耕地面積の三分の二を占め、コ、ナツを合せばプランテーション生産物の大部分を占めることとなる。戦前戦後を通じてゴムだけで輸出額の五分の二以上を占め、錫とコ、ナツ製品を合すれば約七〇名%に達する。全耕地面積の五分の一以下が主食たる米の生産にあてられている。食糧の生産は国内の需要を充たすに足らず、多量の輸入が行われている。政府の政策は食糧の増産や工業の確立によつてマレーの経済を多様化しようとするものであるが、最近では灌漑や排水や治水によつて新しい米田の開墾と反当収量の増大に主として努力が向けられている。

マレーでは戦後十ヶ年計画がたてられた。この計画は農業、工業、発電、交通、運輸、保健、教育、水道などを含むものであつた。政府はこの計画に対して四千万ポンドの支出を見積つている。

農業生産力の拡大のためには大規模な灌漑排水及び治水計画（八百万ポンド）が作成された外に、高い収量をあげるゴム樹、魚族保護及び増殖の研究、果実保存、牧畜などについての研究が行われている。作物を多様化するためにバナナ、アップル及びコ、アの栽培、麻の栽培などが計画されている。

一九五一―五七年のコロンプ計画では右に述べた農業改良の外に動力及び交通運輸に力が注がれている。電力不足を補うため出力八万キロワットのコンノートブリッジ発電所の建設が第一に計画された。六ヶ年間には更に多数の発電計画が着手されることが期待され、電力の網が完成されるであろう。道路、鉄道、通信などの事業も計画されている。

マレーの連邦政府は約三十五万による小規模のゴム園（ゴム樹が古くそして収量が低下しつつある）所有者に対して補助を与えようとしている。その方法は地方によつて異なり、土地に適した新樹をうることにしている。比較的大規模なゴムその他の農作物の生産者に対しては貸付が行はれ、彼等のエステートの発達を補助している。

米については最近の生産量は僅かに四〇万トンであつて、消費は年間百万トンであるので米の反当収量増加の努力が行われている。一方、新しい米田の開墾も行われそのうち或ものは機械耕作に適するものとなるであろう。

農業、動力、交通の外にマレー連邦は教育、住宅及び保健にも力を注いでいる。社会施設の費用は一二・八百万ポンドでそのうち七百万ポンドが教育、労働、医療及び社会福祉にあてられている。学校の増設は緊急に必要であり、現在学齢期の児童のうちで三人に一人しか就学していない。

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

シンガポールについてはその予定支出額の半分以上が教育、保健、住宅にあてられている。一九六〇年までに児童に無料で義務教育を行い得るよう巨額の費用が教育に費されることゝなっている。

シンガポールは貿易によつて立つているのであるから、その港湾施設及び国際空港の拡大が計画されている。

電力の拡張も地方産業の発達を助成するために企劃されている。

北ボルネオについては戦災をうけた住宅、港湾及び道路施設の再建が予定されている。農業、交通、社会施設についても支出が予定されている。サラワクでは交通と農業の改良が計画されている。農業改良の一つとして陸稻耕作を水稻耕作に代えようとしている。地質、木材及び漁業の調査が将来の開発のため行われる予定である。社会施設の拡大も予定されている。

ブルネイは石油探掘権の御蔭で、その財源は計画の達成に充分であるが、技術者の不足のために計画の遂行が阻害されるおそれがある。

資金計画

コロンボ計画による資金の配分は次の通りである。(百万ポンド)

	国内資金	外国資金	合計
マレー連邦	8.7	36.1	44.8
シンガポール	35.3	17.5	52.8
北ボルネオ	0.9	4.3	5.2
サラワク	0.9	3.5	4.4
合計	45.8	61.4	107.2

総額一〇七百万ポンドのうち、外国資金は六一百万ポンドである。この地方は租税の増徴や公債によつて国内資金を調達することは困難である。税率は戦後著しく増大し、これ以上の増加に対しては限度がある。しかしながら、それにも不拘、租税収入の可成りの増加が計算されている。ゴムや錫の価格変動が大幅であるために、ゴムや錫に対する輸出税(それは従価税であるから)の収入は変動する。従つて政府は国内で調達される資金については用心深く考えねばならない。国内資金が現在の予想よりも大きいときはより以上の計画を遂行することが出来るであろう。或いはまた外国資金の需要を切りつめることが出来るであろう。

ハ、インドネシア

インドネシア連邦政府は一九四七年四月に「経済再建十ヶ年計画」を発表した。この計画は従来の植民地経済を独立国としての経済に転化することを目的としたものであるが、その方針は

一、基礎産業、公共事業の国営

二、国営以外の民間産業には農工商協同組合を奨励すること

三、産業の社会化、外国資本活動の制限、銀行制度の改革
四、農業の機械化、土地制度の改革、労働条件の改善

であり、社会主義的・民族主義的色彩の強いものがあつた。(經濟安定本部
經濟月報二六・二三)

一九四八―九年にはオランダを通じてE C Aの援助が少なからず与えられたが、オランダとの紛争、独立に引続く内乱のために政情不安であり、国内建設も緒につかず、計画は改訂せられた。

工業部門に於て二十一種の計画があつたが、そのうちの五大優先計画として、

一、紡織工場(プリアンガンに設置)

紡績 三万鍾 二工場

織布 一千台 二工場

織物生産 七百万メートル(一年間)

資金 二千万ルピアうち八割外資期待

二、製紙工場(南セレベス、中部ジャワ)

年産三、五〇〇トン 二工場

資金一、六〇〇万ルピア、うち一、二〇〇万ルピア外資期待

三、クラフト紙工場(北スマトラ・アチエ)

クラフト紙 年 二五、〇〇〇トン

セルローズ 年 一八、〇〇〇トン

資金三、六〇〇万ルピア、うち三、〇〇〇万ルピア外資期待

四、セメント工場(東部ジャワ)

年一〇万トン

資金一、三〇〇万ルピア、うち一、〇〇〇万ルピア外資期待

五、農機具工場(ジャカルタ)

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

農業つるはし 年 四〇万本

資金一〇〇万ルピア、うち五〇万ルピア外資期待

右のうち、綿紡三万錘の一工場は日本よりプラント輸入の予定であり、クラフト紙工場はスエーデンよりプラント輸入の予定である。その他はいづれも緒についていない。

一九四九年、米國輸出入銀行より一億ドルの借款が与えられることとなり、これに結びつけて具体的な経済計画が樹立された。その計画は一九五一年より五四年に至る四ヶ年計画であり、総支出は一、二八〇万ルピアである。その内

道路	272.5
湾車	542.0
機力	114.0
培養	158.0
産業	33.0
航空	57.0
裁	46.0
鉄道	49.0
港	6.0
自航	
動米	
漁畜	

訳は上表の通りになつてゐる。(百万ルピア)

このうち、外國為替需要額は三七〇万ルピアであつて、これは一億ドルに略等しい。
(一ドル＝三・八〇ルピア) このうち一八二万ルピアは政府、一八八万ルピアは私企業に割当てられている。

この計画のうち、約九〇〇万ルピアは国内で調達されねばならないが、その一部は外國為替証明書の売却によつて調達されることが示唆されている。インドネシアの外國為替証明書制度の下では輸入業者は外國為替を得るためには公定為替相場の三倍の金額を支払はねばならない。従つて輸出業者から公定レートで為替を買取り、これを輸入業者に売ることによつて政府は二〇〇%の利益をうけることが出来る。そしてこれによつて経済開発のための国内資金の一部が調達される。

(インドネシアでは一九五二年二月三日為替管理規則が改正され、外國為替証明書制度は廃止され、ルピアの為替レートは切下げられた。)

尙、発電計画(五ヶ年)、農、漁業計画(二ヶ年)なども立案され、一部は実施されている。漁船は既にE C A援助によつて日本に発註され、輸入中である。

(尙、インドネシアは地理的關係より見て船舶不足が経済復興の大きな障害となつてゐる。)

一九五一年五月、ハジトノ経済相はその就任演説で次の如き新経済政策を表明した。

一、輸入に依存する生活必需品の国内生産をはかる。当面商業機構の不充分、資本不足より考えて、中小企業を強化し、協同組合制度をとり入れてこれを助成する。

二、経済の全ゆる部門の支配権が外国人の企業の手にあるのを打開する。

三、大工業は重点部門に限る。

中小企業の育成強化が他の東南アジア諸国と同じく、こゝでも強調されている。

一九五一年、新工業計画として総資金六億ルピアで左の計画が伝えられている。(安本監修「経済月報」二六・一二参照)

紡績工場	25万錠	製品	11万トン
織布工場	6千台	〃	5万平方米
メリヤス工場	150台	〃	2.5百万ダース
麻袋工場			2千万枚
製紙工場			11.5万トン
カセイソーダ工場			1.5万トン
硫酸工場			5.2万トン
樹脂工場			5千トン
プラスチック工場			2千トン
皮革工場			1.5千トン
屑鉄圧延工場			4万トン
アルミ精錬工場			5千トン
アルミ板工場			2.6千トン
アルミ製品工場			16百万箇
セメント工場			10.6万トン
陶磁器工場			2千トン
カシメ工場			1.5千トン
チョコレート工場			15百万枚
合板工場			8.1百万立方米
製材工場			2.5千箱
マッチ工場			4千トン
印刷工場			

九、フィリッピン

フィリッピンの経済開発計画は既に一九四六年十月二十八日国家開発会社 (National Development Company) によつて発表されたフィリッピン産業復興十五ヶ年計画にこれを見ることが出来る。この計画は(経済安定本部監修「経済月報」二六・一二による)フィリッピンの産業開発の総合的な計画であつたが、この計画は日本からの賠償による工場設備が基礎となつていた。(例えば航空機エンジン工場、海軍工

廠、軍需資材、工作機械、造船所、鉄鋼工場、化学工場など) この賠償工場なしでは他に工場化に必要な施設を求めることは困難であつて、計画の順調な遂行は不可能となるのであつた。

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

しかしながらその後の情勢の推移は日本からの賠償が不明確となつたため新しい計画の必要が生じた。

国家開発会社は米国の Beyster コーポレーションの指導下に十五ヶ年計画を作成し、これは一九四七年一〇月、Beyster・リポートとして公刊された。その内容はフィリッピンの農鉱資源の開発を主とするものであった。

国家開発会社の計画とは別に米比合同財政委員会 (Joint Philippine American Finance Commission) の調査が行はれ、一九四七年六月、比島経済開発五ヶ年計画が発表された。この計画によれば、比島は依然として本質的に農業国であること、農業については鉱業が第二位を占めること、従つて工業化が計画通りに行はれたとしても貿易のバターン（農鉱品輸出・工業品輸入）は依然として変らないことなどが示されている。（ECAF E一九五〇年年報参照）

Beyster 報告 (Beyster Report—The Proposed Program for Industrial Rehabilitation and Development in the Philippines) 及び米比合同財政委員会報告を基礎として政府は一九四九年より五三年に至る五ヶ年計画を樹立した。これは今までの計画より一層現実的なものであり、財政的にも技術的にも実行可能なものとされた。それに要する資金は一、七三〇百万ペソであり、そのうち国内資金は八四八百万ペソ、外国資金は八八二百万ペソと見積られている。

各部門別及び年度別についての内訳は次の通りである。（百万ペソ）

この計画は公的及び私的投資を含むものであるが、その相対的大さは未定である。

この五ヶ年計画の目的は

一、一九五一年以後に於けるアメリカ政府の対フィリッピン援助の減少と、一九五四年以後におけるアメリカ関税の累進課税に備えて食料品工

部 門 別	
農 業	420
工 業	354
運輸通信	459
公共事業	279
住 宅	125
鉱 山	65
その他	28
合 計	1,730
年 度 別	
1949	404.2
1950	401.9
1951	434.4
1952	312.0
1953	178.1
合 計	1,730.6

業、軽工業及び手工業のような所得増進的でドル節約的な計画を実現すること。

二、輸出農作物に全く依存する国民経済を海外市場に於ける輸出農作物の需要と価格の激変に耐えるよう、米その他の食糧作物を増産し、原料生産から工業生産へと生産活動を転換し、自立的経済構造に転換する。

三、国内市場を拡大し、地域的な生産専門化を促進するために、運輸通信の再建、拡張及び新設をはかること。

においた。しかしして投資に対する利潤が確実に短期的に国民総生産を増加出来ると期待される短期的計画に先づ重点をおき、次の二点に原則的考慮をはらつた。即ち、(一)一九五一年より五四年までに国際收支と関税問題を解決すること、及び(二)資本の蓄積をはかることであつた。

ナショナル・エコノミック・カウンシル
国家経済理事会はその後更に優先制度をとり入れたモデルトな計画を作成した。

この計画は二つのグループに分れ、第一次優先計画 (top priority projects) と第二次優先計画 (second priority projects) となつてゐた。第一次優先計画では米、トウモロコシ、魚類、砂糖、アバカ、マゲ、ラミ、その他の繊維、タバコ、落花生、コ、ナツ、家畜及びその生産物、林産物、鋳業、陸運、海運、及び航空、水力電気、小規模工業 (釘工場、紙及びパルプ工場、肥料工場、手工業など) であり、第二次優先は水道、港湾改良、学校、病院、市場、住宅、国道、治水、及び損害の修理、空港、大船舶用のドライドック及びジュートとなつてゐる。

計画の費用は三六三百万ペソと予想され、そのうち、一四五百万ペソ (約四割) は国内で調達され、残りは海外に依存することゝなつてゐる。この経費の内訳は左の通りである。(百万ペソ)

業	260.5
産	61.8
基礎財	30.0
消費の他	10.7
研究及び促進	
合計	333.0

米国使節団と協力すべく、大統領によつて任命されたヒリップス・経済調査委員会 (Economic Survey Commission) は一九五〇年八月に一九四八年五ヶ年計画の修正案を提出した。この修正計画では工業及び鋳業の経費は合計四二九百万ペソと見積られ、そのうち二三四百万ペソが輸入設備及び原料にあてられている。そして計画の期間は一九五四年まで延長された。

一九五一年四月二十七日に調印された「米比経済援助双務協定」では五ヶ年間に二億五千万ドル

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

の援助が与えられることとなつてゐるが、五一年六月までに一五〇〇万ドル、五二年度（五三年六月まで）に五、〇〇〇万ドルが援助される模様である。

本協定による五大開発事業としてE C Aが発表したところによれば

- 一、農業地域に家内工業を創設する。
- 二、石炭資源を開発する。
- 三、紡績工場を建設する。
- 四、鉄道建設関係調査。
- 五、低価格の都市住宅建設。

がこれである。

尙、ナシオナル・エコノミクス・カウンシル国家経済理事会で起案中の農業開発五ヶ年計画によれば上表の通りとなつてゐる。

終戦以来米国がフィリピン復興のために一九四六年四月のフィリピン戦災復興救済法のもとに援助した金額は五ヶ年間に六二億ドルに達してゐる。

米比間の貿易は一九四七年の貿易法によつて

	1954年目標	対1949年%
米 (千カバン)	65,454	115.6
とうもろこし (〃)	12,223	130.5
コブラ (トン)	721,300	103.3
砂糖 (千ピクル)	181,182	166.0
アバカ (千ピクル)	2,827	184.8
タバコ (千キンタル)	810	184.8
ラミー (千ピクル)	70	880.0

一、一九四六年七月四日より一九五三年までは対米相互自由貿易、以後年々関税率を引上げて一九七三年には第三国と同一待遇とする。

二、特産品の対米輸出は毎年割当制とし、その生産、輸出量は一九四〇年の実績により各企業間に割当てゐる。

三、フィリッピンの天然資源の開発は米比両国人同権とする（このために憲法改正が行われた）

四、ドルとペソとの交換比率は一对二に釘付けし、無制限交換を許す。

などが約定されている。

この米比自由貿易制が終るときの状態に備えてフィリッピンの産業構造の転換が行はねばならず、食糧増産、消費財産業の発達などの方策が必要であろう。

第四章 經濟開發計画の実績

各国で終戦以来、多種多様の計画がたてられ、それが実施されて来たが、現在までのところ、どの程度のことが実際に遂行されて来たか、これについて一瞥しよう。(もつとも計画は最近に発足したばかりであり、その実施も進捗せず、統計も充分とはいえないが一応その成果を検討することとする)(ECAFE一九五〇年年報による)

ビルマでは一九四八年より五一年までの間に開発のために三一五百万ルピーを支出した。セイロンでは六ヶ年間に一、三六〇百万ルピー即ち年間平均二二六百万ルピーの支出予定に対して実際に支出されたのは一九四七―五一年平均約一六百万ルピーであつて、予定の半額であつた。インドでは一九五一年より五七年に至る六ヶ年間の計画の総経費は三二、一九〇百万ルピーと見積られているが、これに対して一九四四年より五〇年に至る六ヶ年間に支出された金額は僅かに四、八〇〇百万ルピーに過ぎなかつた。パキスタンでは開発委員会は一九四九―五〇年に一三四百万ルピー、一九五〇―五一年に二九二百万ルピーを支出計上したが、これに対して六ヶ年計画の全経費は二、四〇〇百万ルピー即ち年間四百万ルピーであり、その間に可成りの差があつた。

このように計画は実際の状態とは相当にかけはなれたものであるが、しかし、多くの国で、僅かではあるが有意義な進歩が達成されつゝある。

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

経済開発計画は既述の通り、農業、動力及び輸送に重点をおいているが、その実績を見れば次の通りである。

(一) 農業

農業についてはその生産指数を見れば食用農産物の生産増加が非食用農産物の生産増加よりも大である。(年報四九年三頁)(基準一九三四—三八

一一〇〇)

このことは食糧生産に重点が置かれていることを物語るものであるが、主食である米の生産はどの程度に達成されたか、次表は各国に於ける米の生産量を戦前戦後について比較を行ったものである。

	総生産指数	食糧	非食糧
1947—48	90	92	85
1948—49	94	95	88
1949—50	92	94	85

戦前水準を上廻るものはタイ、フィリピン、インド、パキスタン、マレーであり、戦前水準に及ばぬものは、ビルマ、インドシナ、セイロン、インドネシア、ボルネオなどであるが、このうちセイロン、インドネシアは戦後生産回復の傾向を示しているが、ビルマ、インドシナでは戦後の生産が戦前に及ばぬのみでなく、戦後も逐年生産が減少しているという憂慮すべき状態である。これは戦争の荒廃と内乱による国内経済不安定によるものである。

(二) 動力

電力の開発は各国ともに力を入れている計画であるが、発電量の実績は次表の通りである。(ECAFE五〇年年報二三六頁)

戦前に比べて増加率の最も高いのはフィリピンであり、セイロン、インドがこれについている。

(三) 交通運輸

交通運輸も戦後、資材及び技術者の不足のために復旧は余り早いとはいえないが、それでも少しづつ回復している。しかし戦前水準に達したものは少い。

例を鉄道にとれば機関車、貨車、客車のを台数は次の通りである。

米生産量各国比較 (百万トン穀)

	自1934—35 至1938—39平均	1947—48	1948—49	1949—50	1950—51(推定)
英領	170	—	—	140	—
ボルネオ	6,971	5,429	5,287	4,076	4,080
マレー	340	—	310	331	—
セイロン	32,309	32,413	34,232	34,519	—
インドシナ	6,498	—	4,530	4,600	—
インドネシア	9,987	—	9,287	9,866	—
マレー	513	553	429	703	600
パキスタン	11,169	11,819	12,846	12,403	13,150
フィリピン	2,179	2,198	2,491	2,596	2,797
タイ	4,357	5,174	6,835	6,683	6,018

(ECAFE年報 1950年210頁)

発 電 量 の 実 績 (百万キロワット時)

	1938	1946	1947	1948	1949	1950	1950 1949=100	1950 1938=100
セ イ ロ ン	31	53	54	65	70	81	116	261
イ ン ド	2,532	4,032	4,140	4,572	4,920	5,103	104	202
インドシナ	101	—	—	108	151	182	121	181
パキスタン	—	—	52	130	169	159	94	—
フィリッピン	145	150	256	364	423	459	109	317
タ イ	34	33	40	48	53	53	100	156
(参考) 日 本	24,743	26,405	29,407	31,726	36,007	38,827	108	157

(ECAFE50年年報 236頁)

機 関 車 台 数

	1938	1946	1947	1948	1949	1950
ビ ル マ	339	169	205	274	284	—
セ イ ロ ン	249	238	234	239	236	235
イ ン ド	8,488	8,985	7,889	8,194	8,228	8,007
インドシナ	210	—	122	—	—	—
インドネシア	1,278	—	423	533	681	809
マ レ ー	179	194	210	201	188	—
パキスタン	—	—	1,247	1,276	1,276	—
フィリッピン	160	81	74	82	80	84
タ イ	200	219	265	339	388	440
(参考) 日 本	4,124	6,204	6,278	6,283	5,973	5,692

貨 車 台 数 (四輪車換算)

	1938	1946	1947	1948	1949	1950
ビ ル マ	9,690	3,952	3,866	6,912	6,714	—
セ イ ロ ン	2,286	2,534	2,689	2,764	3,766	2,690
イ ン ド	221,509	238,190	206,322	214,220	214,270	202,171
インドシナ	2,123	—	2,296	—	—	—
インドネシア	27,236	—	13,499	15,000	17,391	20,910
マ レ ー	5,776	5,625	4,412	4,967	4,950	—
パキスタン	—	—	37,499	37,615	37,615	—
フィリッピン	2,081	1,735	1,674	1,902	1,931	1,921
タ イ	3,833	4,993	5,535	5,383	5,740	6,240
(参考) 日 本	69,940	118,297	116,553	107,716	108,155	108,745

客 車 台 数 (四輪車換算)

	1938	1946	1947	1948	1949	1950
ビ ル マ	1, 167	270	291	479	534	—
セ イ ロ ン	1, 324	1, 288	1, 295	1, 276	1, 224	1, 296
イ ン ド	26, 338	25, 765	21, 617	20, 979	21, 122	19, 217
イ ン ド シ ナ	438	—	205	—	—	—
イ ン ド ネ シ ヤ	3, 600	—	1, 335	1, 863	2, 496	2, 621
マ レ ー	405	325	313	289	286	—
パ キ ス タ ン	—	—	3, 894	4, 088	4, 088	—
フ ィ リ ッ ピ ン	344	163	98	257	298	324
タ イ	322	336	450	453	494	596
(参考) 日 本	9, 508	12, 920	13, 120	14, 070	13, 930	14, 009

(以上三表ECAF年報50年259~260頁)

国際復興開発銀行の融資をうけているタイの鉄道の復旧が著しいことは注目すべきである。

(四) 工 業

工業化の促進ということも経済計画の目標であつたが、その実績はどうであつたか。次に各国の事情を一瞥しよう。(ECAF一九五〇年報一六七頁以下)

ビルマでは二万鍾の設備をもつた紡績工場がラングーンで現在操業しつつある。

セイロンでは、ガラス、醋酸、陶器、紙、合板、ヤシ繊維、屑鉄圧延工場が建設されつつある。セメント工場も建設され、製紙工場も建設中である。

インドでは鉄道港湾の復興、灌漑計画などは進捗している。ダモダール、ヒラクンド、パクランガルなどの三大総合開発計画も進行している。発電所の新設も相当数に達した。

発電能力は一九四五年の一二〇万キロワットより一九四九年には一五〇万キロワットに増加した。その他、灌漑工事も進捗しつつある。

工場についてはシンデイル(Sindri)の肥料工場が完成したのと、少数のセメント、製鉄、機械工場が完成しただけである。民間製鋼三工場は政府の貸付を与えられて居り、工作機械工場も建設中である。政府の製鋼工場、発電所、航空機工場、鉄道車輛、造船、機関車、電気器具、電話などの諸工場は青写真は出来ているがそれ以上には進んでいない。

WHOの技術援助とUNICEFの財政的援助によつてDDT工場が立てられようとしている。

工業の将来の発展を妨げているものは、製鋼、製鉄、綿紡、織物、過燐酸、アルミ、動力及びジェットなどの諸工業に於ける遊休能力である。これは主としてインドが外国に仰いでいた原料の不足と部分品取換えの困難より生じているものである。外国為替の困難や、最近の世界情勢はこれ等の供給の困難を増加するであろうから、計画は短期小規模のものに変更されねばならない。

概していえば、一九四七年に設定された目標通りには実際の状態は進捗していない。

インドネシアでは内乱と資金不足で計画は進捗していない。民間の消費財工業で若干の進歩があつただけである。織物、製紙、セルローズ、セメント及び農機具などの諸工業は優先

的に実施されることになっているが、その成否は外国資本の援助如何にかゝつてゐる。運輸及び灌漑事業以外は青写真も作られていないようである。最近では政府は家内工業や小規模工業の発達に重点をおくようになり、ECAの援助の一部がこの目的に割当てられている。

このように小規模工業や家内工業に重点がおかれ出したことはインド、パキスタンなども同様であり、注目すべき傾向といはねばならない。パキスタンではジュート輸出改善のためにチタゴン港の改修が進捗し、水力発電事業も順調であり、ミアンワリに発電能力一万千瓦ワットの発電所が建設された。炭鉱の改良復興も進捗している。

工業では織物工業に可成りの進歩が見られ、一九四七年の一七千七千鍾より一九五一年には六〇〇千鍾へ増加する予定である。北西フロンティア州には大規模な製糖工場が完成に近づいている。東パキスタンに於けるジュート工業には政府資金が支出されたので著しい進歩を示すことゝ予想されている。製紙、灌漑、機械工業などについては技術員と資金との間に調整がとれないために計画は充分に行はれていない。炭鉱、地質調査、電源開発、製鋼、肥料、製紙及び経済計画についての顧問は最近に得られることゝなつた。

フィリピンでは出力九千キロワットのルモット・ダイバージョンダム (Lunot Diversion)、製鋼、製紙、造船、航空機分解修理、電球などの諸工場が着手されている。政府が所有管理している工場の或るものは欠損を出し、絶えず貸付を要求している。また若干の水力電気などの大事業は外国の援助を交渉している。(水力電気や製鋼工場や製紙工場の建設については政府は民間企業から資金と援助をうけようと交渉している。)

タイでは計画は個々の事業について行はれ、総合的な調整は今までのところ行はれていない。チャイナート灌漑工事、パンコック港改修、鉄道建設については国際復興開発銀行より、借款が与えられた。工業については織物、製紙、製糖、酒精、植物油及びゴムなどの諸工業に力が注がれていて、このうち或ものは既に着手されている。

以上の如く計画に比べて実際の事業は予定通りは進捗していない。これはこれ等の計画が外国の援助を織込んでいたののであるのに対してそれが予定通り得られなかつたことが一つの原因である。戦後今日まで外国より与えられた援助の源泉は旧本国の外に(一) ECA、(二) ポイント・フォア技術援助計画、(三) 国際復興開発銀行及び(四) ボン

ECA及びポイントフォアによる援助
(百万ドル) (1950年7月～1951年6月)

ビルマ	10.4
インド	1.2—2.0
インドシナ	21.4
インドネシア	13 (ポイントフォア)
タイ	9.4

(備考) インドネシアはこの外に132
百万ドルのECA援助をうけている

貯蔵所、公共土木事業、その他経済、社会、技術、行政などの分野に於ける技術援助などについて一千四十万ドルの援助が与えられた。

國際復興開發銀行よりの借款（百万ドル）

	借款日附	金額	支出金額
インド			
鉄道復興	1949年8月	34.0	32.8(1950年6月)
農業機械	1949年9月	10.0	3.2(1950年6月)
電力開発	1950年4月	18.5	—
タイ			
鉄道復興	1950年10月	3.0	1951年第1・4半期 に若干額支出
バンコック港 改修	"	4.4	
灌漑及動力	"	18.0	

(ECAFE 1950年年報147頁)

ボンドバランスの解除(百万ポンド)

セイロン	7	(1949—50)
インド	81	(1948—49)
	50	(1949—50)
	50	(輸入支払のため追加)
	50	(1950.6—51.5)
	35	(1951—52)
	35	(1952—53)
パキスタン	10	(1948—49)
	17	(1949—50)
	17.5	(1950—51)

(ECAFE 1950年年報148頁)

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

インドシナには公衆衛生、技術援助及び綿花糸、及び薬品の輸入について二千四百四十万ドルの援助が与えられた。
タイにはECAより九百四十万ドルの贈与^{グラント}があり、公衆衛生、農業、運輸及び動力に支出されることとなつてゐる。

インドネシアはECAよりこれまでに一億三千二百万ドルをうけた。そのうち四千万ドルは一九五〇年に与えられた。ポイントフォアアの技術援助計画では一九五一年六月末に終る会計年度に一千三百万ドルをうけることとなつてゐる。

セイロンとインドはポイントフォアアの協定をアメリカと結んだ。インドは百二十万ドル乃至二百万ドルを三ヶ年間に受取ることとなつてゐる。(一九五二年一月インドはアメリカより五千万ドルの援助をうけることとなつた。これは経済開発計画の推進に大いに役立つことと思われる。)

この他、一九五〇年に英連邦(豪州、新西蘭、カナダ、セイロン、インド、パキスタン及び英本国)諸国によつて南及び東南アジア諸国に技術援助を行うために、三ヶ年間に八百万ポンドが支出されることとなつてゐることは既述した。

民間外資の導入は動力、交通、灌漑などの一国産業の基礎的部面には予定されてゐない。その他の産業については各国は外国投資をむしろ歓迎してゐるようである。しかしながら、外国資本の流入を妨げている重大な要因がある。それは多くの国に於ける政治的不安定である。その上に戦後の各国の租税制度は戦前に特権を享受した外国人にとつては苛酷なものとなつてゐる。高い税率のために外国人は投資を差控える。また或国では法律規則によつて外国人の投資範囲を制限してゐる。更にまた正当な補償なくして没収される危険や、利潤の

送金や元本の本国送金については、為替管理のためにそれが可能かどうか不確実であることなど諸々の要因によつて外国よりの民間投資を望むことは一般的にいつて障害が多い。

このようにして外国資本は政府資本及び民間資本ともに一般的にいつて利用が困難である。従つて復興計画に於て外国資本に重大なウェイトをおくことは危険であり、最近では自国の経済力が許す範囲で復興計画を進めることゝなつてゐる。その一つの著しい例は中小企業や家内工業の利用策であり、近代的大工場の設定はもとより結構であるが、それには外国の資本、技術に依存することが大であるから、外国依存を余り必要としないで、また資本を多く必要としないこれ等中小企業、家内工業の活用を計画しているのである。

第五章 経済開発計画と小規模工業

国連アジア極東経済委員会は小規模工業の問題をとりあげ、一九五一年二月ラホールで開かれた産業貿易委員会 (Commission on Industry and Trade) 第三回会議でこれを論じた。ILOも一九五〇年十二月カラチで開かれたアジア技術協力会議でこの問題を議題とした。土着手工業の保護はILOの土着民労働に関する専門家委員会 (一九五一年一月) で論せられた。

東南アジアに於て中小企業が重大な関心をあつめている理由の一はそれが量的に見て大きな比重をもつてゐることである。例えばインドでは工業労働者の八〇%以上が小規模工業や家内工業に従事している。一九三一年の国勢調査では家内工業に従事している労働者は六百五十万人に上り、これに対して大工業に従事しているものは百五十万人に過ぎなかつた。インドシナでは小規模工業に従事しているものは百四十万人に達するが、近代的大工業に従事している

ものは僅かに十二万人に過ぎない。

インドネシアでは一九三〇年に於て小規模工業二百五十万人に対して大工業は三〇万人、フィリッピンでは工業従事者六〇万人のうち六〇%が小規模工業又は家内工業に従事している。

小規模工業のうちで従業者の数より見て最も重要なものは織物業である。これは食物について衣服が経済的に最も一船的な需要があるからである。織物小工場や家内工業で使用される人員は専業者だけでインド二百五十万、バキスタン三〇万、ビルマ二〇万となつてゐる。(他国は統計がないために不明であるが、相当大きな人数だと推定される。)若しも副業者の数もこれに加えれば一層大きな数に達するであろう。

紡績は遠隔の地を除いて殆ど大規模工業がこれを行つてゐる。(インドではガンジの教に従つて手紡が或程度復活はしたが)。しかし、手織機による織布は現在でも、そして将来も家内工業や小規模工業の重要な部分として存続するであらう。地方の事情によつては、仕上げ業たとえば漂白、染色、及び捺染なども亦、小規模工場で盛に行はれてゐる。インドネシアの住民のサロンをつくるバティック業は有名な例である。

一般的に云つて、小規模工業は消費者の日用品をつくるものが多い。例えば皮革、金物、家具什器、加工食品などである。(遠隔の地にあるものでは原始的な方法で鉄製品、煉瓦などを現地の材料でつくつてゐるものもある。)

政府の施策としては余り費用のかゝらない方法でその技術を指導して生産能率をあげさせることを目標とすべきであらう。(例えばインドでは織機の梭を投梭より飛梭に改良することにより三〇%の能率を増進し、尙その他)の小改良によつて能率は倍加したといわれている。(E.C.A.F.E.季報一九五二年第一・四半期参照)

東南アジア諸国で小規模工業が活用されるべきであるという理由は多々あるが、これを資本、労働、能率、費用の諸点より検討しよう。(Aubrey, H. G.: Small Industry in Economic Development, Social Research, Sept. 1951 参照)

(イ) 資本の点より見た場合

(一) 或種の資本は小規模工業に限って利用し得る。例えば地方の商人や農民は小額の資本を持っていますが、これを都市の大企業に投資しようとはしないが、地方の小工業ならば投資をせざるであらう。かくして退職資本が動員されることになる。

(二) 大規模工業では直接生産面に投ぜられる資本以外に間接的な面に資本が多くかかる。(例えば工員住宅、商品貯蔵庫など) これに対して小規模工業では資本は悉く直接生産に利用し得るから、資本の乏しい国では小規模工業の方が適している。

(三) 小規模工業は農村に散在しているから、文化設備、衛生設備を都市ほどに必要とせず、都市の文化施設の方面に投ぜられる資本を節約することが出来る。

(ロ) 労働の点より見た場合

労働についてはこれを質と量との二面より考えられる。質の面では一般に東南アジアは技術水準が低くこれを近代工業に適応せしめるには長期の訓練を要する。

次に労働者の数が近代的工業の需要に足り得るかどうか、農村に未就労者が多いことは必ずしも労働力の供給が豊富だとはいえない。社会的な慣習、強固な家族主義的鞏固、都市の生活水準の低いことなどは労働者をして都会の工場に働きに行かせることを妨げている。

この様な点に顧みて簡単な設備の小工場を農村につくることによつて農村のパートタイムの労働力または、農閑期の労働力を利用することが出来る、これによつて生産を増加することが出来る。

(ハ) 能率の点より見た場合

第三に能率の面について大工業と小工業とはどう異っているか。先進国に於ても企業の大さとその能率との間には一般的な正の相関々係があるとはいえない。低開発国に於ては大規模の近代的技術がもつ有利な点を却つて減少せしめるような特殊な要因が働くものである。

同一の近代的設備も低開発国では生産能率が低い。その理由は高速機械の継続的な運転は、作業員の技術の欠陥、不注意又は無関心によつて妨げられ、原材料の瑕疵によつて屢々作業が中断される。故障も頻繁におこり、修理に時間が長くなる。従つて単位資本に対する生産高は著しく減少し、時としては半減することもある。その他原料の流れが中断することによつて生産が停止されることがあり、これは全経営に悪影響を与え、経営の規模が大きい程打撃も大きい。このような場合に対処し得る能力は低開発国では減少に得られず、相当な訓練を施した後でさえも容易に得られるものではない。

このようなことを考えると工業国の近代技術の経験はこれをそのまま低開発国に移し得るものとはいえない。近代的技術が経済的に働き得る経営規模の最小限度については多くの技術者はこの最低限度を実際よりも稍高いところにおく。何とならば彼等の判断は資本が労働に比して相対的に潤沢である先進国の場合を基礎としているからである。しかしながらこれと異つた証拠が UN R R A の Agricultural Industry Service より提

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

供されている。それは信じ難い程の低いコストで小工場を建設した。その工場は工業国の多数の技術者たちによつて不経済的だとして排撃せられている程の小さなものであつた。例をあげれば週間生産高四〇〇袋のセメント工場、煉瓦二万個の窯業場、四トンの硫酸工場などがこれである。小規模工場の経済的可能性は屢々輕視せられているから、低開発国に於いて能力過大な工場をつくる傾向がある。このような工場は低開発国にとつては適度経営ではなくして資本の浪費である。

低開発国では相対的に云つて資本が乏しく、労働が豊富である。従つて、先進国とは反対に資本集約的でない企業が自然的である。重量の大きいかさ高い、輸入機械は船積費用も多くかかり、その他諸掛りも高くついて却つて不経済である。

(二) 経費の点より見た場合（間接費及び配給費の問題）

生産間接費及び商品配給費は大工業と小規模工業とは大いに異つている。大工業では監督、記録、事務、オフィス建物、オフィス機械などに多くの費用がかかるが小規模工業ではこれを節約し得る。

また製品の配給費についても大工業では包装費、船積費などが多くかかるが、低開発国では市場が狭いためにこのような費用は不要である。

このように低開発国では小規模工業が有利な地位をしめるが、小規模工業を發達せしめる重要な方法は工夫によつて改良を行うことである。既存設備の少しの改良でも大きな利益をもたらすものである。（例えば織機の梭の改良の如き）政府は乏しい資本を少数の大企業に投ずるよりも一歩づつ技術の改良をはかる方が健全な政策であらう。

右にのべたように東南アジアでは小規模工業が大工業に比して競争上有利な点があることは事実であるが、両者は競争する部面もあるが、また協同する分野もある。機械が標準化され、部分品に互換性があれば小工場は大工場の製品の部分品を低廉に生産することが出来る。いつまでも小規模工業に停頓すべきではない。しかし、基礎的部面が發達しないところに急に大工業を建設しようとすることは無理であり、漸進的に進んで行くべきであらう。そして電力の發達は小規模工業の経営を容易にするであらう。将来は小規模工業は部分品の製造などで大工業に協力することが出来るであらう。又小規模工業が協同組合を組織し有利に経営を行つて行くことも出来るであらう。

かように東南アジア諸国では小規模工場が助成されつゝあるが、一方、インドなど相当進んだ国では、英、米資本と

インド資本との合併で大規模な工場が勃興していることも事実である。

われ／＼は以上のことを念頭において東南アジア諸国の経済開発に日本が貢献し得る分野の一として、これ等中小企業に対する技術や経営方法の指導や中小企業用の軽機械の輸出などを考えることが出来よう。

第六章 経済計画と貿易問題

経済開発計画を達成するためには外国貿易の規模の拡大が必要である。この地域の諸国の貿易規模は極めて小さく、戦前この地域で最大の貿易額を示していたインドでさえも輸出に於ては世界総額の二・九%、輸入に於ては同じく二・五%を占めているにすぎなかつた。戦後一九五〇年の数字によれば輸出ではマレー（及びシンガポール）が第一位に進出し、世界総額の二・三%、輸入では依然としてインドが第一位を保持して世界総額の一・八%を占めている。

東南アジア諸国の輸出額合計もイギリス一国の輸出額にも及ばないか、或は僅かにこれをこえる位である。輸入額についていえばイギリス一国の約半分という大さである。このように貿易規模は現在では小さいけれども、開発計画が順調に進捗し、農業、動力、輸送など基礎的部門が改善されたならば生産力の増大と共に所得も増加し、貿易も従つて増大するものと考えられる。このことは日本の貿易にも大いに利益となるであろう。

重要物資の入手を確保するため各国は貿易協定を締結している。地域内の協定としては米産国と食糧不足国の間の米の貿易に関するものが重要である。地域外の諸国とは日本をはじめ、英、西独、仏、伊などの外にソ連、波蘭、チェッコ、などソ連圏諸国との間にも協定が結ばれている。

次に東南アジア各国の貿易額（ドル換算）を表示する。（参考までに英国、米国及び日本の数字も併せて掲げた。）

東南アジア各国の貿易規模（輸出之部）（百万米ドル）（資料 United Nations Monthly Bulletin of Statistics, Nov. 1951）

輸 出 (FOB)	1937		1948		1949		1950		第一四半期 1951 (I)		第二四半期 1951 (II)	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
世界総額	24,200	100	54,100	100	55,000	100	55,600	100	18,100	100	19,800	100
ビルマ	192	0.8	241	0.4	202	0.4	151	0.3	53	0.3	31	0.2
セイロン	116	0.5	284	0.5	278	0.5	315	0.6	108	0.6	99	0.5
インド	712	2.9	1,295	2.4	1,232	2.2	1,140	2.0	437	2.4	424	2.1
パキスタン			279	0.5	304	0.6	401	0.7	273	1.5	126	0.6
インドシナ	103	0.4	92	0.2	68	0.1	74	0.1	33	0.2	28	0.1
インドネシア	548	2.3	392	0.7	529	1.0	722	1.3	214	1.2	289	1.5
マレー及び シンガポール	522	2.2	830	1.5	735	1.3	1,311	2.3	578	3.2	563	2.8
フィリッピン	152	0.6	319	0.6	254	0.5	331	0.6	127	0.7	84	0.4
タイ	75	0.3	208	0.4	271	0.5	283	0.5	—	—	—	—
合 計	2,422	10.0	3,940	7.2	3,874	7.1	4,728	8.4	1,823	10.1	1,644	8.2
(参考)												
英 国	2,581	10.6	6,379	11.8	6,621	12.0	6,076	10.7	1,625	9.0	1,848	9.3
米 国	3,292	13.3	12,532	23.1	11,936	21.7	10,154	18.2	3,282	18.1	3,970	20.0
日 本	1,200	5.0	258	0.5	510	0.9	820	1.5	287	1.6	254	1.3

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

東南アジア各国の貿易規模（輸入之部）（百万米ドル）（資料前表に同じ）

輸 入 (CIF)	1937		1948		1949		1950		第一四半期 1951 (I)		第二四半期 1951 (II)	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
世界総額	27,100	100	59,600	100	59,500	100	59,100	100	18,800	100	20,800	100
ビルマ	91	0.3	170	0.3	102	0.2	111	0.2	35	0.2	17	0.1
セイロン	91	0.3	301	0.5	189	0.5	245	0.4	74	0.4	87	0.4
インド	665	2.5	1,463	2.5	776	1.3	1,061	1.8	339	1.8	413	2.0
パキスタン			257	0.4	410	0.7	350	0.6	126	0.7	105	0.5
インドシナ	62	0.2	188	0.3	231	0.4	211	0.4	56	0.3	63	0.3
インドネシア	276	1.0	428	0.7	549	0.9	402	0.7	110	0.6	92	0.4
マレー及び シンガポール	398	1.5	842	1.4	796	1.3	952	1.6	416	2.2	398	1.9
フィリッピン	121	0.4	644	1.0	626	1.0	392	0.7	91	0.5	72	0.3
タイ	47	0.2	139	0.2	205	0.3	190	0.3	—	—	—	—
合 計	1,751	6.4	4,293	7.3	3,984	6.6	3,914	6.7	1,247	6.7	1,247	5.9
(参考)												
英 国	4,716	17.4	8,118	13.6	8,224	13.8	7,050	12.0	2,284	12.1	2,733	13.1
米 国	3,311	12.2	7,801	13.1	7,251	12.2	9,619	16.2	3,256	17.3	3,108	15.0
日 本	1,353	5.0	684	1.1	905	1.5	973	1.6	525	2.8	438	2.1

国民所得と外国貿易との割合 (コロンボ計画白書・国連統計月報経
済白書・日本外国貿易月表より算出)

国名及び通貨		A 国民総生産	B 輸入	C 輸出	B/A	C/A
インド	百万ルピー (1949)	78,107	6,012	4,189	7.7%	5.4%
パキスタン	"	16,711	1,118	911	6.8%	5.5%
セイロン	"	2,245	1,029	1,064	46.0%	47.5%
マレー (含シンガポール)	マレードル (1949)	3,345	1,839	1,678	55.7%	50.0%
フィリピン	百万ペソ (1949)	4,630	1,137	508	24.5%	10.9%
タイ	百万バート (1948)	14,619	1,728	2,016	11.8%	1308%
(参考) 日	十億円 (1950)	3,809.5	334.2	298.0	8.8%	7.8%
英	百万ポンド "	10,196	2,603	2,170	25.5%	21.2%
米	十億ドル "	239.0	8.7	10.1	3.6%	4.2%

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

各国経済の貿易依存度について見るために国民所得(国民総生産)と輸入及び輸出額との比率を計算して見たのであるが、それによると貿易依存度の最も多いものはセイロン(輸入四・六〇%、輸出四七・五%)、マレー(輸入五五・七%、輸出五〇・〇%)、であり、中間のものはタイ(輸入一一・八%、輸出一三・八%)、フィリピン(輸入二四・五%、輸出一〇・九%)であり、最も貿易依存度の少ないものはインド(輸入七・七%、輸出五・四%)及びパキスタン(輸入六・八%、輸出五・五%)である。

これを日本、米、英国の同様の比率を比較すると米国が最少で、日本がこれにつぎ、(日本は戦前はこの比率は二〇%程度であつた)英国が貿易依存度が最も高い。しかしながら英国の輸入と国民所得の比率二五・五%、輸出と国民所得の比率二一・二%もこれをセイロンのそれと四六・〇%、四七・五%、マレーの五五・七%、五〇%と比較すれば大きな開きがある。これより見てもマレー、セイロンの貿易依存度の如何に大なるかよくわかるのである。

各 國 貿 易 差 額 (月平均) (百万単位) (ECAFE Bulletin 及び国連統計月報より算出)

		1933	1948	1949	1950	1951		
						I	II	III
ビルマ(ルピー)	輸入	18	50	31	44	55	41	
	輸出	41	63	61	61	84	75	
	差額	+23	+13	+30	+17	+29	+34	
セイロン(ルピー)	輸入	20	83	86	97	117	141	144
	輸出	24	84	89	130	178	165	147
	差額	+4	+1	+3	+33	+51	+24	+3
インド(ルピー)	輸入	130	537	498	501	556	656	683
	輸出	142	385	426	515	701	674	698
	差額	+12	-152	-67	+14	+145	+18	-85
インドシナ(ピアストル)	輸入	16	197	328	353	385	430	
	輸出	24	98	95	128	227	195	
	差額	+8	-99	-233	-225	-158	-235	
インドネシア(ルピア)	輸入	41	95	131	127	140	195	
	輸出	57	87	123	228	271	497	
	差額	+16	-8	-8	+101	+131	+302	
マレー(マレードル)	輸入	46	149	154	243	425	406	
	輸出	50	147	143	334	590	574	
	差額	+4	-2	-11	+91	+165	+168	
パキスタン(ルピー)	輸入	22.1	71	113	97	139	115	
	輸出	19.4	77	84	110	301	139	
	差額	-2.7	+6	-29	+13	+162	+24	
フィリッピン(ペソ)	輸入	22.1	97.6	94.8	59.4	55.0	63.1	
	輸出	19.4	53.0	42.3	55.4	84.8	84.4	
	差額	-2.7	-44.6	-52.5	-4.0	+29.8	+21.3	
タイ(バーツ)	輸入	11	144	191	240	280	327	
	輸出	17	168	234	329	415	340	
	差額	+6	+24	+43	+89	+135	+13	

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

(備考 セイロン、インドの1951年第三・四半期は七、八月平均)

東南アジア各国の貿易
 尻について見れば、この
 地域は戦前は出超を常態
 としていたが、戦後は入
 超に転じた。しかし、一
 九五〇年に至つて世界の
 再軍備化の傾向と共に原
 料の需要が増加し、生産
 の恢復と相俟つて輸出が
 急激に増大し、貿易尻は
 インドシナとフィリッピ
 ンを除いて出超を記録し
 た。フィリッピンは一九
 五〇年第四・四半期(上
 表では一九五一年第一・
 四半期)より出超に転じ、
 一九五一年第一・四半期

輸出入数量指数 (1948=100) (ECAFE Bulletin 及び国連統計月報より算出)

		1949	1950	I	II	III	IV	1951 I	II	III
ビ ル マ	輸出	93	47	45	63	67	70	99	—	
	輸入	63	100	82	72	153	214	159	—	
セ イ ロ ン	輸出	99	110	93	110	119	119	111	114	114
	輸入	108	121	93	149	129	113	140	159	145
イ ン ド	輸出	102	115	130	84	107	139	160	110	
	輸入	115	88	69	95	105	82	93	109	
イ ン ド シ ナ	輸出	75	87	85	85	85	97	119	129	
	輸入	133	153	121	135	188	138	152	160	
マ レ ー	輸出	98	127	109	110	145	146	137	140	
	輸入	101	137	114	129	151	155	188	197	
フィリッピン	輸出	119	144	130	135	150	159	193	121	
	輸入	99	75	85	89	65	60	72	183	

(備考 セイロン 1951 年第三・四半期は七、八月平均)

では入超国はインドシナだけとなつた。しかしながら、その後輸出の停滞と輸入の増加によつて出超額は減退の傾向があり、インドなどは一九五一年第三・四半期には入超に転じている。

一九五〇年に於ける貿易尻の好転は一九四九年秋の為替切下の影響もあるが、むしろ朝鮮動乱以後の輸出品の単価の昂騰によるものであつた（数量の増加は単価の上昇程著しくはない）。輸入品の単価は輸出品の単価ほどは上昇しなかつたから、交易条件は有利となつた。しかし、一九五一年第一・四半期を頂点として輸出品の価格は下落又は停滞を示しているのに反し、輸入品の価格は再軍備の影響をうけて徐々に上昇して来たから、一時のような交易条件の有利な状態は逆転の傾向を示し、また輸入品価格の騰貴によつて貿易の出超の維持も困難ではないかと見られている。（日本経済新聞二七・一・二二所載、一九五一年上半期 E C A F E 報告）

各国は戦後経済建設のために資本財を必要とし、その輸入も着々と行われて来ているようである。次表は資本財の輸入数量を示すものであるが、一九四九年までにインドネシア以外は戦前の水準を回復し、インドなどは戦前の二倍以上に達し、綿製品輸入の減少と著しい対照

輸出入単価指数及び交易條件 (1948=100) (ECAFE Bulletin 及び国連統計月報より算出)

			1949	1950	1950				1951		
					I	II	III	IV	I	II	III
ピルマ	輸出単価 A		102	102	99	97	98	122	124	130	168 129 122
	輸入単価 B		109	132	132	138	125	63	67	82	
	交易条件 A/B		94	77	75	70	78	190	185	159	
セイロン	輸出単価 A		106	144	134	129	143	172	188	187	
	輸入単価 B		95	98	99	98	98	103	109	119	
	交易条件 A/B		111	147	135	132	146	167	172	157	
インド	輸出単価 A		104	110	106	111	110	111	121	171	
	輸入単価 B		97	103	102	101	100	108	123	130	
	交易条件 A/B		107	107	104	110	110	103	98	130	
インドシナ	輸出単価 A		128	148	131	121	176	164	190	157	
	輸入単価 B		123	118	124	107	121	119	130	138	
	交易条件 B/A		140	125	106	113	146	138	146	114	
マレー	輸出単価 A		98	173	118	135	183	258	298	283	
	輸入単価 B		101	115	99	102	115	142	149	143	
	交易条件 A/B		97	150	119	132	159	181	200	200	
フィリッピン	輸出単価 A		69	77	70	74	80	85	87	81	
	輸入単価 B		104	79	82	73	81	85	89	101	
	交易条件 A/B		66	99	85	101	99	99	98	80	

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

各国資本財輸入数量指数 (ECAFE 1950年)
年報 p.122

	1938	1948	1949	1950
セイロン	100	171	190	—
インド	100	158	213	232
インドネシア	100	60	65	28
マレー	100	100	101	—
フィリッピン	100	132	155	—

を見ている。

また輸入総額に於ける資本財（機械類その他）の占める割合も増加している。

しかしながら一九五〇年朝鮮動乱の勃発を契機として先進工業国の再軍備計画が進行しはじめたために東南アジア諸国にとっては資本財の入手可能性が重大問題となつた。輸出を増加しても、それを以て必要物資の輸入が出来なければ輸出促進は無意味である。

前記一九五一年上半期 ECAFE 報告（日本経済新聞所載）も一九五一上半期に於ける資本財輸入額は平常価格で換算した場合には朝鮮動乱前よりも低かつたといつてゐる。若し資本財の輸入が進展しなかつたならば、開発計画は重大な修正を余儀なくされ

各國の輸入商品構成(%) (International Financial Statistics, June, 1951)

	1937	1938	1947	1948
インド輸入				
機械及車輛	17	19	23	24
石油及同生産物	10	9	8	—
綿製品	9	9	2	3
原棉	7	5	8	12
豆、穀物、穀粉	7	9	6	12
鉄鋼及同製品	5	4	2	—
非鉄金屬	3	3	3	—
インドネシア輸入				
織物	30	23	30	31
金屬及同製品	10	13	6	9
機械	9	10	18	17
米	2	5	5	6

(備考 インドの原棉はエジプトより輸入されるものが多い。)

るであろう。イギリスの再軍備の進行に伴つて、コロンボ計画に予定された資本財の供給も困難となり、一九五一年七月に発足したばかりのコロンボ計画も改訂をされねばならないのではないかと伝えられている。一九五一年十月シンガポールで開かれたE C A F E貿易促進会議でソ連代表がソ連は原料と交換に資本財を供給し得ると述べたことが大きな反響をよんだのも意外ではない。

このような東南アジア諸国の資本財に対する需要を満足せしめるために日本の工業力の活用が考えられる。日本は原料さえ与えられれば資本財の供給能力があると日本オヴザヴァーは貿易促進会議で力強く発言したといわれている。

次に各國の対日貿易情勢について検討しよう。対日輸出についてはまづ目につくのはインドの対日輸出割合の低下である。戦前は一割五分までに達した対日輸出が戦後は一%という低率となつてゐることは棉花の輸入が減じたことなどいろいろ原因は算えられようが、棉花に代るべき重要原料としてたとえば鉄鉱石や粘結炭など(一九四九年E C A F E年報ではインドでは年間五百万トンに及ぶ良質の粘結炭が冶金以外の目的に使用されていることが記されている)を日本に引渡し、これと交換に資本財を受取ることにすればインドの経済開発に好影響を与えることと思はれる。

インドと反対にビルマ、インドネシア、フィリッピンなどは戦後対日輸出割合が増加している。

東南アジア諸国の輸出総額のうち対日輸出の占める割合 (%)

	1929	1932	1936	1949	1950	1951 I
インド	10.6	8.7	15.1	1.3	—	—
パキスタン	—	—	—	5.2	11.0	14.7 (一月のみ)
ビルマ	—	—	2.3 (1937)	2.0	14.4	13.3
セイロン	—	—	—	0.5	0.1	0.2
タイ	7.2	5.9	2.8	6.0	—	—
インドシナ	5.7	6.2	4.5	—	—	—
マレー	4.2	11.0	7.6	1.7	2.8	2.7
インドネシア	3.3	4.4	5.6	2.2	1.3	8.9
フィリピン	4.3	2.7	5.7	4.4	6.3	5.9

(資料 ECAFE年報, Bulletin, 国際連盟貿易統計)

東南アジア諸国の輸入総額に於ける対日輸入の占める割合 (%)

	1929	1932	1935	1949	1950	1951 I
インド	9.7	14.4	17.2	4.2	1.2	2.2
パキスタン	—	—	—	6.9	14.8	10.8
ビルマ	—	—	8.8	4.0	8.0	2.8
セイロン	2.5	6.7	6.4	1.7	3.0	5.3
タイ	8.1	10.9	25.7	8.2	—	—
インドシナ	1.6	1.0	3.5	—	—	—
マレー	2.6	4.5	6.4	2.2	3.2	4.2
インドネシア	10.6	21.3	26.7	7.1	10.6	14.5
フィリピン	8.1	7.7	13.1	2.8	3.9	5.7

つぎに対日輸入の割合を見るに
 こゝでも亦、インドの輸入割合の
 変化が注目されねばならない。戦
 前に一七%にも達していた対日輸
 入率は戦後は著しく減少している。
 これはインドがドル地域からの輸
 入を差控えたことや、インドに於
 ける紡績業の発達によって日本綿
 製品の需要が減じたことなどに
 よるものと思はれるが、一九五一年
 夏の日英支協定の結果、インド
 は日本を軟貨国として取扱うこと
 になつたから日本よりの輸入も増
 加することゝ予想される。

インドネシア、パキスタンなど

では日本よりの輸入が相当大的な比率を示しているのに対して、インドシナでは全く微々たるものである。

日本の側から見た東南アジア貿易について云えば、輸出入共に年々その比率が増加する傾向がある。戦前はアジア州

日本の対東南アジア輸出の割合 (%)

(日本外国貿易年表
同外国貿易月表に拠る)

	1929	1932	1935	1949	1950 (1~6)	1950 (7~12)	1951 (1~5)
	百万円	百万円	百万円	十億円	十億円	十億円	十億円
総額(移出を含む) アジア州	2,604 52.6%	1,802 59.4%	3,584 62.7%	169.8 49.6%	116.7 43.7%	181.2 45.1%	195.6 53.8%
インドシナ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	3.0	0.2
タイ	0.4	0.5	1.2	4.6	6.9	4.1	4.7
マレー	—	—	—	0.2	0.4	0.5	1.0
シンガポール	1.1	1.4	1.2	2.1	1.7	1.5	4.2
フィリピン	1.2	1.3	1.4	4.6	2.3	2.7	2.3
英領ボルネオ	—	—	—	—	—	0.3	—
インドネシア	3.3	5.5	3.6	4.8	5.7	5.5	10.9
ビルマ	7.6	10.7	7.2	0.9	0.3	3.0	1.5
インド				7.8	2.5	3.5	3.8
パキスタン				3.2	7.9	6.0	9.1
セイロン	—	—	0.4	0.8	1.1	0.8	1.0
東南アジア合計	13.7	19.5	16.1	29.1	28.9	31.2	38.7

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

の中で東南アジアの占める比重は比較的に軽かつたが、戦後はそれが重くなっている。この地域に対する貿易尻は二、三の国よりは入超となつてゐるが、地域全体として見れば出超を示している。

輸出市場としては東南アジアは日本の輸出総額の三割を吸収する。主要なる市場はパキスタン、インドネシア、タイなどである。戦前に重要市場であつたインドは今日ではその割合が低下した。

パキスタン、インドネシアに対する輸出は綿糸、綿織物が主であり、タイに対しては綿製品の外に鉄鋼、車輛などが輸出されている。インドに対しては人織及び同製品、紡機などが主であり戦前に重要輸出品であつた綿製品は減少している。これが対インド貿易減少の一つの原因である。

輸入源としての東南アジア諸国は日本の総輸入額の二割程度を供給している。米をはじめ、鉄鉱石、粘結炭、ゴム、ボーキサイト、棉花などが輸入せられる。タイ、マレー、パキスタンなどが主要な輸入先であるが、こゝでもインドは戦前のような高い比率を示していない。

タイよりの輸入は米、マレーよりの輸入はゴム、パキスタンより

日本の対東南アジア輸入の割合

	1929	1932	1935	1949	1950 (1~6)	1950 (7~12)	1951 (1~5)
	百萬元	百萬元	百萬元	十億元	十億元	十億元	十億元
総額（移入を含む）アジア州	2,746 52.2%	1,935 49.3%	3,640 52.7%	234.4 21.1%	174.7 39.3%	159.5 34.3%	336.4 34.9%
インドシナ	0.4	0.3	0.6	0.3	0.2	0.1	0.2
マレー	0.8	0.6	0.2	2.4	7.0	1.9	2.8
シンガポール	1.5	—	1.1	2.4	1.3	7.3	2.7
フィリッピン	0.7	1.3	1.1	—	—	—	0.1
英領ボルネオ	—	1.0	1.0	1.4	1.6	3.1	2.2
インドネシア	—	—	0.4	0.1	0.4	0.5	0.2
バキスタン	2.8	2.1	3.1	1.7	1.1	1.4	0.4
セイロン	—	—	—	0.8	2.4	1.3	1.1
インドネシア	10.5	6.0	10.2	1.5	2.0	1.6	2.2
パキスタン	—	—	0.7	1.8	1.5	6.1	10.4
セイロン	—	—	—	0.1	—	—	0.2
東南アジア合計	16.7	11.3	18.3	12.5	17.5	23.3	22.5

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

の輸入は棉花が主である。一九五〇年に於ける鉄鉱石の輸入一四〇万トンのうちマレーより五一万トン、フィリッピンより五七万トンが輸入されている。

インドよりの輸入は棉花、採油用種子が主であるが、少量ながら鉄鉱石（一九五〇年三万六千トン）、粘結炭も輸入されている。今後はインド、マレーなどよりこの重要原料の輸入を増大することが出来ればボンド累積の解決の一助ともなろう。

東南アジア各国の対アメリカ及び対イギリスの貿易割合はどうなっているかを戦前、戦後を比較することは興味がある。

輸出の面についていえば戦前インドでは対英輸出が対米輸出よりも遙かに大であつたが戦後その差は縮少し、一九五〇年には対米輸出は対米輸出を凌駕するに至つた。

バキスタン、セイロンではイギリスがまさり、インドネシア、インドシナではアメリカがすぐれている。フィリッピンではアメリカの地位は圧倒的である。

インドネシアではオランダの勢力が強く、インドシナではフランスが殆ど半ばを占めている。

東南アジア各国の対米、対英輸出の割合 (%) (国際連盟統計及び ECAFE 統計による)

		1929	1932	1935	1949	1950	(1-3) 1951 I
インド	対米	12.0	7.5	9.2	13.3	18.8	18.5
	対英	21.2	27.5	33.4	21.8	15.9	16.6
パキスタン	対米	—	—	—	11.9	9.0	9.4
	対英	—	—	—	17.5	33.0	19.0
ビルマ	対米	—	—	0.2	1.0	1.6	0.5
	対英	—	—	15.9	5.0	3.4	0.4
セイロン	対米	19.3	—	15.4	10.6	31.1	14.4
	対英	39.7	—	49.0	31.0	34.2	24.1
タイ	対米	0.4	0.1	2.2	16.4	—	—
	対英	1.5	0.5	0.4	4.9	—	—
インドシナ	対米	—	0.2	6.2	1.0	20.0	15.2
	対英	2.4	0.7	0.8	—	—	—
	対仏	22.1	35.0	55.2	48.9	39.0	47.4
マレー	対米	42.2	19.8	46.4	25.9	26.1	19.9
	対英	14.3	15.0	8.8	11.9	13.6	15.2
インドネシア	対米	11.4	12.1	17.7	15.8	15.8	15.2
	対英	8.9	8.9	5.1	4.4	3.5	3.4
	対オランダ	16.0	19.2	23.6	33.4	24.6	26.9
フィリピン	対米	75.9	86.9	80.6	71.4	76.5	68.2
	対英	4.3	1.4	2.8	1.2	1.6	2.2

次に輸入について見れば

インドでは戦前は英国が殆ど四割を供給していたのであるが、戦後は米国の進出著しく、一九五一年第一・四半期には両者は殆ど同等となった。

パキスタン、ビルマ、セイロン、マレーなどのポンド地域では英国の優位は動かないが、インドネシアでは米国がまさり、フィリピンでは米国が独占的地位にある。

インドシナではフランスの占める割合は殆どアメリカのフィリピンに於けると同様である。米比自由貿易制やフランス連合間の貿易促進政策がこのような結果を生ぜしめている。

インドネシアはついて注目すべきは最近西ドイツの進出が著しく、一九四九年には僅か二%に過ぎなかつたのが、一九五〇年には三%となり、漸増の勢を示している。西ドイツ産業の恢

東南アジア各国の対米、対英輸入の割合 (%) (前表の資料及びIMFの統計による)

		1929	1932	1935	1949	1950	(1-3) 1951
インド	対米	7.3	8.5	6.7	16.5	16.5	18.2
	対英	42.4	36.4	39.0	28.9	19.5	18.8
パキスタン	対米	—	—	—	8.8	9.0	6.0
	対英	—	—	—	26.9	25.8	28.0
ビルマ	対米	—	—	4.3	3.3	3.2	1.8
	対英	—	—	20.1	29.0	22.9	19.0
セイロン	対米	3.2	2.1	2.2	7.0	3.4	2.3
	対英	21.1	19.0	21.1	17.8	22.3	19.1
タイ	対米	4.0	2.5	3.7	15.6	—	—
	対英	16.5	13.7	10.1	8.6	—	—
インドシナ	対米	5.2	3.6	2.4	8.9	5.9	3.4
	対英	2.0	1.7	2.4	—	—	—
マレー	対仏	46.1	57.7	56.0	72.5	77.9	80.3
	対米	3.7	1.9	1.9	6.1	3.0	2.5
	対英	16.5	14.6	15.1	20.0	17.4	12.9
	対米	12.0	6.7	7.7	25.3	20.7	15.6
	対英	10.8	9.6	7.8	10.0	7.3	7.8
インドネシア	対ラダ	19.6	15.7	16.7	21.0	17.2	11.6
	対ドイツ	10.8	7.7	9.1	2.0	3.0	—
フィリッピン	対米	63.4	64.8	61.1	80.6	71.3	78.7
	対英	4.1	3.6	2.6	0.9	1.5	2.0

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

復と共にこの傾向は強くなるであらう。

東南アジア各国相互間の貿易については次表に示す通りであるが、輸入に於て相互間貿易の高率の国はビルマ、セイロン、マレーなどで各々その輸入額の三割以上を相互間貿易で占めている。反之、インドシナ及びフィリッピンは仏・米よりの輸入が大部分を占めるから、相互間の輸入は少い。

輸出に於てはビルマが圧倒的に相互間貿易の比率が高い。これは米の輸出がこれ等の地域に向けられるからである。タイも同様である。インドネシアの対マレー輸出が高率なのはシンガポール仲継の貿易が盛であることによる。

輸出の面でも輸入の場合と同様にフィリッピンの相互間貿易の比率は極めて低い。これ等諸国相互間の貿易では米の取引が

相当大きな割合をしめているが、各国の食糧増産計画が成功すれば米の貿易を減少させるであろう。

最後に長期的観点より経済開発が貿易に及ぼす影響を見るに先づ第一に考えられるのは、各国に於ける食糧増産が進捗するに従つて食糧輸入の割合が低下するであろうということである。しかしながら人口の増加を考えると食糧の輸入を不要とするには至らないであろう。コロンボ計画に於ける米の増産量は二五〇万トンが予定されているが、これだけ増産してもなお一七〇万トンの輸入が必要と認められている。(大蔵省前掲調査月報)

次に工業化と貿易の問題について考えたい。東南アジア諸国の経済計画は大なり小なりこれ等諸国の工業化を目標としている。このことは従来この地方を有力な市場としていた日本にとつて、重大な影響をもつ問題を提出するものである。

一般的にいって後進国の工業化は先進国の貿易にどういふ影響を与えるかということについては楽観的及び悲観的の二種の見解がある。

楽観の見解によれば、後進国の工業化が行はれても全ての工業品を自給することは出来るものではないから、工業国の間には有無相通ずる関係が消滅するものではなく、むしろ増大するものであると見る。ドイツの工業化は英国とドイツとの貿易をむしろ増大したという。また後進国の工業化はその国の所得を増加し、その結果輸入力を増加するから、先進国の輸出もしたがつて増加するという。

楽観説を主張する学者はマーシャル、オイレンブルグ、ヒルシュマン、ヒルゲルトなどが代表的のものといえよう。

悲観の見解によれば、後進国の工業化は従来その国が外国に仰いでいた工業製品を自給することになるのであるから、先進国の輸出は当然に減退する傾向があると説くのである。例えばズムバルトの唱えた「輸出率低下の法則」はその代

(1949) (ECAFE 年報及び Bulletin による)

インドシナ	インドネシア	マレー	パキスタン	フィリッピン	タイ
—	3.2	4.5	—	0.5	0.1
—	—	0.2	—	0.1	0.1
2.8	1.2	3.7	14.2	0.6	8.1
×	—	1.3	—	—	—
1.8	×	17.2	—	2.5	3.1
0.3	1.9	×	—	—	12.6
—	3.8	—	×	—	—
0.2	—	0.2	0.1	×	0.4
1.1	3.4	10.5	—	1.6	×
6.2	13.5	37.6	14.3	5.3	24.4
インドシナ	インドネシア	マレー	パキスタン	フィリッピン	タイ
—	0.2	0.8	—	—	—
—	—	1.7	—	—	4.9
0.2	0.4	3.6	9.1	0.8	2.2
×	—	0.5	—	—	0.1
—	×	8.3	—	0.2	6.7
10.3	25.2	×	—	0.3	18.7
—	—	0.6	×	—	—
0.2	0.9	0.6	—	×	2.6
4.7	0.7	2.7	—	0.1	×
15.4	37.4	18.8	9.1	1.4	35.2

(輸入国に於ける%)

(輸出国に於ける%)

表的なものであらう。

更に中間的な立場をとるものとして、後進国の工業化によつて消費財の貿易は減少するが、生産財の貿易はさうでないと説く。それは後進国は先づ手をつけるのは消費財産業であるが、これに必要な機械類は輸入に仰がなければならないからというのである。この説はワーゲマンによつて主張されている。

〔これ等の諸説については拙稿「海外市場の重要性」(国民経済雑誌昭和二五年九月号)を参照されたい〕

楽観説のいう如く、工業の進歩は貿易を増大するであらうということは新興工業国が自国工業保護のために保護関税その他の貿易制限措置をとらないことが前提であるが、事実これ等の諸国は保護手段として貿

1949年東南アジア各國相互間貿易 (%)

輸入国へ 輸出国ヨリ	ビルマ	セイロン	インド
ビルマ	×	14.9	2.6
セイロン	0.1	×	0.4
インド	31.6	14.8	×
インドシナ	—	—	0.1
インドネシア	—	0.3	—
マレー	5.9	0.4	2.2
パキスタン	0.5	1.2	12.4
フィリピン	—	—	0.1
タイ	0.9	3.9	1.6
合計	39.0	35.5	19.4
輸出国へ 輸入国ヨリ	ビルマ	セイロン	インド
ビルマ	×	—	0.9
セイロン	19.0	×	3.1
インド	37.7	2.3	×
インドシナ	0.3	—	0.4
インドネシア	—	—	—
マレー	13.3	—	0.7
パキスタン	4.7	—	13.9
フィリピン	1.4	2.1	0.5
タイ	0.2	—	0.4
合計	76.6	4.4	19.9

資本財生産を中心とするものに転換させて行かねばならない。こゝに日本自体も経済計画を定め、これに従つて産業構造の高位転換を行つてゆくことが必要である。

もつとも、東南アジアの工業化は相当長期を要するものであり、当分の間は民生安定、インフレ抑制、開発計画に従事する労務者への供給などのために消費財中心の貿易も続くであらうが、長期的觀察を行えば資本財の比重は増大するであらうことは明かである。

貿易制限措置に出るであらうから貿易は阻害される傾向がある。貿易憲章に於ても第十三条において新興工業国に対して工業保護のための貿易制限措置は認められているから、単純に考えて生産力の増加は所得の増加をもたらし、所得の増加は貿易の増大を招来すると無条件に期待することは誤りであらう。現にインド、パキスタンなどでは新興工業保護のために関税設定が研究されている。(E C A F E 一九五〇年年报参照)

このような点を考えると日本は将来起るべき競争、摩擦をさけるため、産業構造を

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題

東南アジア諸国に対して日本のなし得る貢献は資本財の供給であり、これによる復興開発への協力であるということ
は論理としては当然であるが、しかし、実際上は資本財の輸出は容易ではない。この分野では先進国との競争が技術の
面に於ても、価格の面に於ても強烈であつてこの競争にうちかつことは余程の努力を必要とする。日本品が現在まで需
要されているのは引渡期間が早いという長所があつたからである。しかし最近における国際入札では日本は敗れている。

			日 本	最低値の外国
火 力 発 電 機	アルゼンチン	(1月)	335 (百万円)	173 (イタリヤ)
水 力 "	ブラジル	(1月)	930 (千ドル)	480 (オーストリア)
貨 車	タイ	(3月)	4,000 (ドル)	2,800 (スエーデン)
火 力 発 電 機	アルゼンチン	(5月)	8,230 (千ドル)	4,976 (米 国)
ターボ交流発電機	パキスタン	(6月)	440 (千ポンド)	207 (米 国)
客 車	インドネシア	(7月)	13,017 (千ドル)	12,167 (英国など)

一九五一年に入つてからの主要プラント国際入札におけるわが国の入札価格と外
国のものとを比較すると次のようである。(日本経済新聞一九五一・十二・二十八)
なを九月に入つてからはインドで鉄道車輛、パキスタンで工作機械の国際入札
があつたがいずれも惨敗している。

日本の資本財の高価格の理由としては国内金利が高いことや鉄鋼価格の高いこ
となどが挙げられている。

鉄鋼の高価格については近巨離の中共地区よりの低廉な鉄鉱石や粘結炭が輸入
されないからであるという説が有力であるが、中共地区との貿易が見透しの明か
でない今日では東南アジアの資源開発によつて鉄鋼価格の低廉化をはかる以外に
方法はない。資源の開発には巨額の資本を要するから、資本不足に悩む日本にと
つては開発は容易でない。現在までのところ、インド・ゴアの鉄鉱山の開発計画
が成立しただけと伝えられている。

尙、資源開発に関しては現地各国政府と協同して行うのが最も望ましい。そうして出来る限り現地諸国民の意向を尊

重するような方式が考えられねばならない。さもないれば旧植民地開発型に墮するおそれが多分にある。

結 語

戦後東南アジア諸国の経済開発計画は最初の大規模な工業化計画より漸次にその規模はより一層現実的なものへと縮小されている。そして一般的に云つて基礎的な部面、即ち農業、灌漑、動力、輸送などに重点がおかれている。工業については消費財工業の育成が行われているが、それも大規模な近代工業ではなくして、むしろ小規模な工業、家内工業——特に朝鮮動乱以後は資本財の輸入が困難となつたから——を奨励しようとする傾向が強い。

日本がこの地域の経済開発に貢献し得るのは農業の面では米作の技術や肥料の供給など、工業の面では技術の指導や中小企業の経営指導などであるが、朝鮮動乱以後先進工業国よりの資本財輸入が困難となるに従つて日本の工業力利用が特に注目されはじめた。たとえ価格の点に問題があるにしても、日本がこれ等諸国から輸入された原料を以て工業製品特に資本財を生産してこれを供給して行くことが出来るならば双方共に利益となるであろう。現在のところ、消費財も需要があるけれども、基礎的開発が完了すれば、消費財産業がこれ等諸国に勃興するであろうから、日本はその時に備えて産業構造の高度転換をはからねばならない。そのためには日本自身も経済計画を確立しなければならない。

なを経済開発計画は経済外的な要因、たとえば対日感情、内外の政治情勢、などによつても著しく左右されるであろう。また日本の賠償問題も経済開発に大きな関係をもつであろう。

一九五二年一月二十九日のE C A F E会議は日本を准加盟国とすることを承認した。米国の対東南アジア援助強化政策と相俟つて日本は今後、東南アジア経済開発に重要な役割を果すことが期待されている。

主要参考文献

- United Nations: Economic Survey of Asia and the Far East, 1948, 1949, 1950.
—do—: Economic Bulletin for Asia and the Far East.
Harris, S: Economic Planning, 1949.
Lasker: Human Bondage in Southeast Asia, 1949.
International Conciliation, Colombo Plan, Jan, 1951.
大蔵省調査月報 コロンボ計画白書 (昭和二十六年四月号)
日本銀行 東南アジア諸国の産業貿易事情 (昭和二十五年)
International Financial Statistics (IMF)
Monthly Bulletin of Statistics (UN)
International Trade Statistics (League of Nations)
大蔵省編 日本外国貿易年表及び同月表
通産省——通商白書
通産省編 最近の世界市場 (昭和二十六年)
経済安定本部貿易政策課 海外市場の分析と展望 (一九五〇)
(附記) 本稿は昭和二十六年度文部省科学研究費による研究の一部である。附記して謝意を表する次第である。

香港貿易の性格

柴田銀次郎

目次

- 一 香港自由貿易港の由来とその規模
 - 二 香港の貿易
 - 固有産業
 - 国際金融機関
 - 香港貿易の特殊性
 - 輸出入状態
 - 一、香港貿易の地位
 - 二、貿易差額
 - 三、輸出入地域
 - 四、輸出入品目
 - 五、密輸出入
 - 三 自由貿易港の変質
- 香港貿易の性格

一 香港自由貿易港の由來とその規模

香港は一八四一年一月二十日英清兩國の間に結ばれた川鼻條約により清國から英國にこれを割讓されることになり、更にアヘン戦争の結末として一八四三年六月二十六日南京條約によりこれを確認することによつて完全に英國の領土となつた土地である。本島は僅か三十二平方哩の渺たる一島嶼である。この南京條約に於いては、(一)英國民が必要の場合その船舶の損傷を修理し且つこれに要する材料を確保するために英國が香港を領有すること、(二)従來の広東貿易に於けるような公行制度を廢止して任意に何人といへども通商取引に従事することを許すこと、(三)清國は公平なる輸出入關稅を設定し且つこれを公表すべきこと、などが約されている。香港はこの時から既に自由港としての活動に入つてゐる。即ち、一八四一年六月七日總督エリオット (George Elliot) は香港を自由港として一般に開放することを宣言し、次いでエリオットに代つた總督ポティンジャー (Sir Henry Pottinger) も一八四三年二月再び香港全島を以つて自由港とする旨宣言を行つた。

南京條約によつて英國の領土となつたのは三十二平方哩の香港島だけであつたが、その後第二アヘン戦争の結末として一八六〇年九月の北京條約により九竜半島の南端約四方哩の地 (旧九竜と稱している) を獲得し、更に一八九八年八月には香港島防衛の必要上という理由を以つて、兩國の間で香港地域擴張に関する條約を結び、深圳河南の九竜半島全部、香港島の三倍の面積をもつ大嶼島 (Lan Tau Island) 及びマース灣とディープ灣とに散在する四十に余る島々を九十九年間租借することとなつた。これが英國でいうところの New Territories であり、これで香港の軍事上及び經濟上の背後地と前進地とを完全に確保するに至つたわけである。英國に於いて「香港」と稱する地域は、政治上に於いても經

済上に於いても香港島を中心とするこれら全域を意味している。

香港は英国の一植民地 (Crown Colony or Colony not possessing responsible Government) であつて、英国国王の直轄統治するところであり、国王の任命する陸軍将官たる総督によつて政治が行われている。総督の下に行政院 (An Executive Council) があつて、政治行政一般に関する事項を審議して総督に助力を与えることになつてゐる。行政院は駐屯軍司令官、植民局長官、対華局長官、検事総長、財政局長官及び六人の民間人 (内三名は中国人) から構成されている。行政院の外に議會 (Legislative Council) があり、右の行政院構成員の外に港長、警察長、建設局長及び八人の民間人 (内六名は国王指名、二名は商工会議所と裁判所とが指名) とを以つて構成されており、議長には総督が当る。

香港の港湾は政庁の土木局によつて直接に管理運営され、この中に港務顧問委員会があつて、港政に関する重要事項を審議することになつてゐる。

港域は全長十哩に及びこの水域の幅は四分の三哩乃至一哩半でその面積十七方哩である。水深は二十四呎乃至七十八呎であるから如何なる巨船でも收容することが出来る。商船を繋留するブイは総べて政府の所有に係わり約五十箇を算える。荷役設備、給水炭油設備は悉く近代化されてゐてアジアに於ける優秀港の一である。自由貿易港であるため限られた商品以外には関税を課せられることがなく、又船舶に対する噸税も課せられていない。しかし、その他のことは他港と同じく香港官憲の監督を受け、入港に際しては検疫関係、移民関係の書類、国籍証明書其の他必携書類は勿論、乗組員名簿、積荷目録、船用品目録、携帯品目録、航路目録等の提出を要する外、タバコ目録、藥品目録、麻薬目録、酒目録、油類目録を提出して検閲を受けることが必要である。従つて出港の場合にも他港と大体同じ手続を必要とし、殊に酒、油類については殘品目録を提出することを要求されている。

香港は欧米船舶の終点となつてゐるため、その貿易額に比し船舶の出入は極めて多い。東洋に配船されている船舶は殆ど悉くここに寄港してゐる。戦前戦後の入港船（出港船も大凡同数）は他港と比較して第一表に示した。

二 香港の貿易

香港の貿易は次の諸条件からその特殊性が生じて来ている。

- (一) 香港に見るべき固有産業がないこと。
- (二) 中国本土に接触していること。
- (三) 南方アジア経済圏の中心に位置していること。
- (四) 始めから自由貿易港であつたこと。
- (五) 強力なる国際金融機関を持つてゐること。

固有産業

香港はもともと英国がアジアへ侵出する末端のターミナルとして外交上の無理を押してまで獲得した地点である。従つて英国当初の目的は香港自体の経済的価値ではなくして、極東もつと具体的にいえば中国の政治的経済的制圧にあつたものと見られる。その後香港に見られた経済的發展は要するにこの初期の目的に適うように構成されている。英国が先ず海運関係の諸施設に力を注いだのはこの政策の第一歩と見るべきである。即ち、香港政庁の開庁と

第一表 香港その他外国貿易船入港噸数 (単位 1000登簿噸)

	1938	1943	1947	1948	1949	1950
香港	14,739	—	8,016	9,389	11,854	11,659
シンガポール	16,243	—	9,438	11,416	14,341	14,664
中国全港	22,744	6,007	10,054	10,852	—	—
日本全港	73,219	2,396	7,481	11,375	18,490	10,129

(Source: Economic Survey of Asia and the Far East, 1950)

同時に埠頭の改善、給水炭施設の整備、水域の保安等に意を用いると共に、一八六五年には英国資本を導入し、香港広東マカオ汽船会社 (The Hong Kong, Kanton and Macao Steamship Co.) と香港黃埔 Dock 会社 (The Hong Kong Whampoa Dock Co.) とを設立して沿岸航路を確保すると同時に、船舶の建造修理に従事することとなつた。これは前に述べた最初の南京条約に於いて獲得した權益の具体化である。海運会社はその後増設されて、現在は右の外に The China Navigation Co. (1873); The Indo-China Steam Navigation Co. (1881); The Douglas Steamship Co. (1883); Mackinnon, Mackenzie Co. (1865); The Union Waterboat Co. (1889) 等の海運又は港運会社がある。香港が今日アジアに於ける海運の中心地のような觀を呈していることは、英国当初の政策が正に図に當つたものといえる。アジアに配船される世界船舶は必ずといえるほど香港を終点とし若くは寄航地としている。香港に陸揚され又は積換えられた貨物の多くは、香港の海運会社の手によつて中国本土なり大陸の沿岸又は南洋各地に運ばれる手順になつてゐる。

造船所も右の外に The Taikoo Dockyard and Engineering Co. of Hongkong, 1908 (太古船渠機工会社); The W. S. Bailey & Co. Ltd., 1909; Kwong Hip Loong の三社があつて盛に營業を續けて來ている。これ等の海運造船の諸会社は永らく英本国艦船のための補助としてその存在意義があつたのである。殊に造船は前記の香港黃埔船渠会社を第一として、香港島と九竜とに互つて多くの造船台進水台を保有し、附屬工場も完備して、渺たる一地点に似合しからぬ規模を持つてゐる。戦前には一万屯級の造船を行つたこともあるというけれども、しかし香港造船所の本来の使命は船舶の修理にある。アジアに航行する英国及び外国船舶で香港の Dock に入り修理を施されるものは極めて多い。

造船と中小海運とは英国の本来の目的に適つた商工業であるが、香港のような小地域に於いても地方的条件から又はうち続く中国本土の政情不安から自然に起つた産業がある。生姜加工業、精糖業、ゴム製品工業、懷中電燈製造などは

いずれも古い歴史を持つており、日華事変後には琺瑯鉄器工業、今次大戦後はアルミ工業、繊維工業が興つて、香港の重要産業となつた。一九五〇年に於いて工場数は各種併せて凡そ一千五百、工場労働者凡そ九万に及んでいる。

生姜加工品は香港の特産物であつて、華南から生姜を輸入しこれを砂糖漬にするだけの簡単な作業によるものであつて、製品は広く海外殊に英国を主とする歐洲諸国に輸出されている。これは特産物であるというだけであつて、その金額からいえば戦前の統計から推すと輸出総額の二百分の一に満たないであろう。

砂糖加工即ち精糖がジャワ、台湾の原糖生産地を控えて香港に起つたことも当然である。しかし、これも全盛を極めた戦前の一九三四—三八年に於いてさえ加工輸出と再輸出と合せて年平均一二五、〇〇〇屯であり、戦後は僅か四〇、〇〇〇屯程度に止まつている。(Economic Survey of Asia and Far East, 1950, p. 388)

ゴム製品工業も同じくゴム生産国を南方に控えて自然に古くから発生した産業であつて、主としてゴム靴、スリッパ等の履物製造に集中し、この外玩具、タイヤチューブ、ゴムバンド、水囊等を製造している。戦後は著しく発展して一九五〇年現在大工場六、中小工場三七を算え、ゴム靴だけでも月産三百万足を超えろといわれ、輸出額に於いても一九四九年一三、〇〇〇千香港弗であつて、繊維工業に次ぐ産業までに至つた。

懷中電燈製造工業もその歴史は古く第一次大戦後に起り、各種原料を英國を主として歐洲諸国及び日本から輸入し、これを以つて各種の懷中電燈を作つて南方諸地域、中国及び英國等に輸出している。約三十の工場が製造に従事しており月産十万打、金額にして約百四十万香港弗と称せられ、この九五—九八%が輸出されている。

琺瑯鉄器の製造は一九三九年日本軍が広東攻略を始めた時に広東の一工場が香港に移転して来たときから始まる。今次戦後続々と新会社新工場が設立されて一九五〇年現在九会社を算え、琺瑯窯は四十基に上つていと称せられている。

原料鉄板は英米日等から輸入され、製品は多く南方諸国及び中国に輸出されている。戦前に起つた産業であるけれども注目されるに至つたのは戦後である。

アルミ工業は今次戦後に起つた産業であつて、アルミ塊を主としてカナダから輸入し、これにより主として家庭用品を作り又はアルミ板を作つて南方諸国及び中国に向け輸出している。一九五〇年に於ける工場数は六、月産五十万乃至八十万香港弗と称せられる。

香港の繊維工業は戦後発達した産業であるけれども上記各産業に比べるとその発展は著しく最も将来性が期待されている。綿紡績は戦時戦後の中国本土に於ける投資不安と紡績不振とに乗じて、投資の安全地帯である香港に起つたものであつて、必ずしも香港住民の消費品生産を目的とするものではなく、寧ろ輸出を目標とした産業である。英米日から最新式紡績設備を輸入し、原棉は主としてバキスタンに仰ぎ、最初は六工場十二万鍾日産二百四十俵を以つて開始したのであるが、累年発展の途を辿り一九五〇年には十三工場十九万三千鍾日産三百七十俵となつている。綿糸は二十番手までであつてその四分の三はバキスタンに輸出され四分の一が香港の織物工業で消費されている。

織物工業も綿織は戦前から小規模の工場が多く存在していたが、戦後は大工場化してこれら小工場は整理された。即ち、紡績会社の織物部門の併設によるものがこれであつて、英米日の最新式の自動織機八百台以上を具え、近い将来にはこれが倍加される計画という。最も大きい工場は南洋紡績会社であつて英国製ノースロップ機三百台を備えている。

更に毛織工業も華北の二会社が分工場を香港に置いたことに始まり、日産一三、二四〇ポンドの編物用上質毛糸を生産している。

これら繊維工業に従事する工員は総計二万六千人であつて、香港全産業工員の約三割に当るといふから香港随一の産

香港貿易の性格

業といふべきである。しかし、いづれも日本その他の綿業諸国を脅かすほどの規模ではなく、只後に述べるように香港貿易の体容に変化を与えつゝあるという意味を以つて注目しなければならない。

要するに香港の固有産業は海運、造船、それに最近発達した繊維工業だけが僅かに見るべき規模のものであつて、従つて一般に貿易関係の固有産業は貿易額の大なるに比べて極めて小さなものである。

國際金融機關

香港に於ける金融機關の中心をなす銀行、いわば中央銀行ともいふべき機關は香港上海銀行である。一八五三年ロンドンのチャータード銀行が香港に先ず支店を設けて銀行券を発行して香港植民地創設の一端を担つたのであつたが、一八六六年英國は香港上海銀行条令を公布して英國資本によつてこれを設立し銀行券發行の權限を与えた。その後ロンドンのマーカンタイル銀行も支店を開設し銀行券發行の權能を与えられて、現在香港では香港弗紙幣を発行しているのはこの三行である。しかし、その各々の發行高は著しい差があり、一九五〇年の平均に於いて香上銀行七五五、〇〇〇千香港弗、チャータード銀行四四、〇〇〇千香港弗、マーカンタイル銀行四、五〇〇千香港弗であつて、香上銀行券は紙幣發行總額の約九割五分を占めていることになる。

香上銀行はアジア各地は勿論のこと世界各地に支店又は代理店を置き、広汎な為替業務に従事している。香港には為替業務を許可された銀行が三十を超えて存在し、貿易金融の外膨大な金額に上る海外華僑の送金を取扱い、香港をして南方アジアの為替決済地たらしめているが、これらの銀行の取扱つた為替は結局に於いて香上銀行に集約されて来る。又、香上銀行の使命は英國資本のアジア各地特に中国、香港に対する投資を取扱い、香港の企業から資金を吸収しこれに融通する役割を果たしており、多くの企業、銀行はこの香上銀行を最終の金融元締として經濟活動をなしている。こ

のため、香上銀行は勢い安定している英国金融と不安定な中国金融との中間に立つてその緩衝的職能を果たしていることになる。

世界各地の輸出入業者が信用して香港と取引するのも要するにそのバックに香上銀行の信用があるからであつて、極端に言えば香上銀行一個の信用によつて香港貿易は支えられているといつても過言ではない。香上銀行はその活動の實質及び範圍からいつて、香港の銀行というよりは寧ろアジアの國際金融機關であるといえる。香港が南方アジアの貿易の中心地たる地位を獲得しているのも、香上銀行の存在に依存していること頗る大なるものがある。

香港貿易の特殊性

香港の經濟的地位は、英国がこれを領有した当初の目的である中国に於ける英国權益保全の基地たる職能と英国船舶のアジアに於けるターミナルとしての機能とに端を発し、これを英国のみならず欧米諸国の船舶が華南との貿易のために利用したことに、その發展の端緒がある。海運のターミナルには必然に貿易が集中する。況や英国は当初から香港を以つて自由貿易港たる性格を与え、數種の商品を除いては関税を設定せず、外国商品及び船舶に対して公安衛生に関する以外の取締を行わず、又船舶の入港に対しても屯税を徴収しなかつたということは、益々香港をして貿易殷盛地たらしめたのである。その後香港が自然に東南アジア貿易の中心となつたのも決して偶然ではない。

しかし、香港が中国本土に接しているという地理的条件は、英国の領土でありながら宛然中国の南方港たる性格を与えている。殊に自由貿易港であるということは、經濟上の英国的色彩を著しく稀薄にし、中国産物資は自由に香港に入り、外国産物資は中国に入るときに始めて中国税関の監督をくぐることになるのであるから、香港の行政権は貿易に関する限り無きに等しく、自然中国の港たる実質を具えるに至つた。この事情は又、香港をして中国に対する密輸出入の

香港貿易の性格

根拠地たらしめており、古来香港を根拠地として中国に対する高税品、禁輸品の輸出入は跡を絶たない。香港の密輸出入については後に述べる。

戦前及び戦後に於ける香港対中国の貿易関係を見ると第二表のような事情にある。

第二表に見るように、戦前に於いて香港貿易中輸入は中国からの分が全体の約三〇—四〇%、輸出は四五—六〇%に及び、且つ輸入割合は次第に増加し、輸出割合は次第に減少している傾向である。特に一九三九年に輸入が増加しているのに輸出が激減しているのは、日華事変が華南に及んだことの影響である。又、輸入は華北と華南が多く華中は極めて少く、輸出は華南に集中し他地域へは割合に分散されている。しかし、日華事変が華南に及ぶに従いその様相を変え、華南の分が輸出入とも華北とマカオとに分散されたことを見てとることが出来る。尙、この輸入品の大部分は中国土産品であり、輸出品は中国産、第三国産及び香港産の三種類である。

凡そ、香港の貿易は次の四種の輸出入から構成されている。

(一) 香港産物資の輸出、香港内消費のための輸入（地場貿易）。

(二) 中国産物資を輸入し、これを原形のまま又は加工製造して再び中国の他港へ輸出する貿易。

原形のまま再輸出する場合は（仕分、再装、ラベル貼付等の作業を伴うこともある）香港は単純な仲継貿易港であり、而も中国各地から中国他地へ仲継するのであるから単に香港商人が取引の仲立をやつていというだけであつて中国本土内の各地間取引と実質的には変りはない。即ち、中国の最初の積出地に於ける税関から中国原産であることの証明書が添えてあり、且つ最後の陸揚港に於いてこれが確認されれば関税法による関税は免除されるか又は減税されることになつてゐる。只、これを中国から見るとこの輸出入は飽くまで外国貿易であるから、外国貿易としての一切の手續を必

第二表 香港の対中国貿易

単位 HK\$ 1,000.

中国より輸入

	輸入総額	対中国合計		華 北		華 中		華 南		マカオ	
			%		%		%		%		%
1933	500,937	155,187	31.0	77,425	49.9	9,220	5.9	68,542	44.2	—	—
1934	415,919	145,522	35.2	74,051	50.5	7,353	5.1	65,118	44.4	—	—
1935	354,989	123,314	33.8	61,916	50.2	5,905	4.8	55,493	45.0	—	—
1936	452,350	152,041	33.6	70,233	46.2	7,165	4.7	74,643	49.1	—	—
1937	617,054	222,365	36.0	84,185	37.9	11,195	5.0	115,941	52.1	11,044	5.0
1938	618,169	246,914	39.9	115,198	46.7	12,497	5.1	105,569	42.8	13,650	5.5
1939	594,199	255,979	43.1	166,318	65.0	13,668	5.3	43,121	16.8	32,872	12.8
.....											
1948	2,087,000	519,600	24.9	135,600	26.1	41,400	8.0	253,600	48.8	89,000	17.1
1949	2,749,600	670,500	24.4	233,400	34.8	58,000	8.7	301,500	45.0	77,600	11.6
1950	3,787,600	942,300	24.9	335,700	35.6	135,100	14.4	356,100	38.9	104,400	11.1
1951											
(1-6)	2,593,200	540,610	20.8	—	—	—	—	—	—	45,240	8.4
(2-6)	2,140,620	447,110	20.9	150,530	33.7	53,500	12.0	205,840	45.3	35,240	8.1

中国へ輸出

	輸出総額	対中国合計		華 北		華 中		華 南		マカオ	
			%		%		%		%		%
1933	403,092	248,390	61.6	44,928	18.1	30,707	12.4	151,371	60.9	21,384	8.6
1934	325,104	173,608	53.4	36,778	21.2	20,149	11.6	99,317	57.2	17,354	10.0
1935	271,034	146,098	53.9	20,143	13.8	17,417	11.9	95,244	65.2	13,294	9.1
1936	350,865	162,740	46.4	29,018	17.8	20,272	12.5	100,449	61.7	13,001	8.0
1937	457,322	209,497	44.8	38,517	18.4	28,658	13.7	125,226	59.8	17,096	8.2
1938	511,902	251,556	49.1	62,935	25.0	28,148	11.2	139,644	55.5	20,839	8.3
1939	533,385	135,258	25.4	45,107	33.3	22,173	16.4	22,939	17.0	45,039	33.3
.....											
1948	1,583,000	416,500	26.3	118,500	28.5	53,200	14.0	103,800	24.9	135,000	32.7
1949	2,319,000	853,400	36.8	287,600	33.7	153,100	18.5	139,200	16.3	268,500	31.5
1950	3,715,600	1,669,500	44.9	677,200	40.6	351,300	21.6	422,600	25.3	208,400	12.5
1951											
(1-6)	2,827,100	1,335,340	47.2	—	—	—	—	—	—	129,200	9.7
(2-6)	2,283,310	1,059,140	46.4	323,250	30.5	77,370	7.3	557,310	52.6	101,200	9.6

(註) 対中国合計の%は香港輸出入総額に対して、その他は対中国合計に対する%, 1948以後華中に台湾を含む。1951 (1-6) 華北中南の分は大公報に同年1月分の報告がなかったためである。

Source: Hong Kong Trade and Shipping Returns.

香港大公報

香港貿易の格性

要とし、殊に金融面に於いては為替取引に香港弗と人民幣とが入つてゐるから、取引技術的には多少複雑している。この貿易の意義は、香港が華北中南の物資の有無相通の職能を果たし、この集散をなしているという点にあるのであつて、その量は香港貿易の中で極めて大なる部分を占めてゐる。

但し、中国輸出港から「通し船荷証券」を以つて香港で積換え中国の他港に積送されるものは、單純な通過貿易であつて、香港は單に港を貸しただけであるから香港の取引介入はなく茲にいう「再輸出」とはならない。しかし、かかる通過貨物が甚だ少いということが却つて香港貿易の特徴をなしている。

中国物産に加工製造を施して再び中国に輸出する場合は、實質的には恰も中国の原料を近接地である香港に送り香港の工場で加工製造して中国消費者に販売するという意味の過程であつて、例えば華北から原棉又は綿糸を輸入しこれに第三国棉又は綿糸を混紡混織して再び中国に輸出する場合、同じく華中華南から煙草を仕入れこれを製造して中国へ再輸出する場合、食料品加工再輸出の場合などがこれに當る。この種の貿易は前述のように香港工業に限界があるので、品目、量額ともに大きくはないのみならず、これは香港の工業が介在するため寧ろ（一）の香港の地場輸出と看做すべきである。

（二） 中国から輸入し、これを中国以外の外国へ輸出する貿易。中国以外の外国から輸入し、これを中国へ輸出する貿易。

これは中国と外国との間を香港商人が仲介する意味の貿易であつて、香港貿易の中で最も大きな部分を占めてゐる。中国をその他の外国から区別する理由は香港の地理的事情によるのであつて、前述のように香港にとつて中国は本土の如き觀を呈しており、貿易上最も重要な地域だからである。これに反し、英国は香港にとつて法理上は正に外国ではな

いけれども、貿易上は今大戦前から磅地域外に置かれていた実状と中国の接地であるため、英国の取扱が他の植民地と多少異っているなどの点に鑑みて外国と看做すことも強ち無理ではあるまい。事実、英国は本国でありながら、後に述べるように、香港貿易の上からは中国ほどの重要性を持つていず、他の外国と一束として考える方が適當である。

中国とその他の外国との仲介貿易は香港商人にとつて最も得意とするところであり、香港貿易上も最も重要な地位を占めている。但し、このうちから輸入原料による製造加工品の再輸出が除かれることは前項と同じである。

(四) 中国以外の外国から輸入し、これを他の中国以外の外国へ輸出する貿易。

これは例えば歐洲產物資を輸入してアジア諸国に再輸出し、アジア諸国の物資を集めてこれを他地域に再輸出し、又は例えば日本の物資を輸入してタイ国に再輸出するなどがこれであつて、この種の貿易を香港貿易統計に於いて完全に分離することは不可能だけれども、その量額は相當に上る筈である。殊に、東アジア各国間の貿易にはこの種類の貿易がかなりの額を含んでいるものと見られる。

以上四種類の貿易のうち(一)の地場貿易が世界貿易の一般觀念からいえば本来の貿易であるべきであるが、香港の場合に限りその重要性は低く、再輸出貿易がその大部分を占めていることは、香港貿易の基本的性格として挙ぐべきである。蓋し、香港の再輸出貿易を仲繼貿易と称するものが多いが、これは用語上からいつて當つていない。即ち、仲繼貿易という場合には仲繼港を目的とせず、多くは通し船荷証券によつて輸出入手続を履ますに仲繼港に於いて船から船へと積換え積出されるのであるが、香港貿易の多くは香港商人が正式に輸入し輸出する方式であるから、これは再輸出貿易という方が當つてゐる。即ち、外国は香港商人の注文によつて香港へ輸出し、香港商人との商談によつて香港から輸入するという手続による場合が大部分である。この点も諸外国という仲繼貿易とは全く異つており、又同じ英植民地

香港貿易の性格

で自由貿易港であるアデン、ジブラルタルなどの単なる仲繼貿易港とも異なる性格のものである。いわば香港貿易はロンドン港に於ける委託売買市場や中近世に於けるヴェニス、ゼノア、北歐諸港市の植民地物資の集散的機能と、貿易の方

第三表 世界貿易総額と香港貿易額

単位 U. S. \$ 1,000,000.

	世界貿易総額	指 数	香港貿易額	指 数	世界貿易総額に 対する割合
1937	55,020	100.0	350.8	100.0	0.64 %
1938	48,090	87.4	341.8	97.4	0.71 %
1943	70,140	127.4	427.9	121.9	0.61 %
1947	102,480	186.2	696.9	198.6	0.68 %
1948	116,130	211.0	922.0	262.8	0.79 %
1949	119,070	216.4	1,157.3	329.9	0.97 %
1950	—	—	1,313.0	374.5	—

(註) 貿易額はいずれも輸出入合計額、但し世界貿易総額は世界輸出額(国際連合調査)にその10%を加えたものを以て世界輸入額と看做した。

向は逆ではあるけれども、同じような性格のものであるといえるであろう。特に、最近に至り香港の港を全然利用せずに貨物は外国から他の外国へ直接に積送し、決済だけを香港で行うという方式の仲介貿易が盛になりつつある。次第にロンドン市場にその性格が似通つて来ることは注目し値する。

輸 入 状 態

一 香港貿易の地位。香港貿易高は年度によつて異なるけれども世界貿易総額の〇・六一・〇%に過ぎない。それでも今次大戦以前に於いては世界第三十位にあつてメキシコの下位、ブラジルの上位に位置していた。第三表に見るよう一九四九年以来の進出は目覚ましく、これは全く中共の政策と中国本土諸港の封鎖とによつて貿易が香港に集つて来たことによるものである。

貿易額の上から見た東アジアに於ける香港の地位は第四表に見る如く、戦前に比し著しく向上しており、戦前に於いては輸出に於いて五%、輸入に於いて七%程度を占めていたに過ぎなかつたものが、戦後に於いては輸出入とも一〇%を超えるに至つてゐる。これは、東アジアの他地域の貿易が不振であること

と香港が中国の貿易を大分に吸収していることとによるものであるが、又、この東アジア貿易高の中には中国、朝鮮及

び英領ボルネオの統計が含まれていないという計算上の喰違いがあることも考慮しなければならない。一九五〇年の統計によると、輸出はマライ（一、二九三百万米弗）、印度（一、一四〇百万米弗）、日本（八二〇百万米弗）、インドネシア（七二四百万米弗）、に次ぎ、輸入は印度（一、〇六一百万米弗）、マライ（九四六百万米弗）、日本（九四五百万米弗）に次ぐ地位を占めており、香港よりは遙かに広大な地域と生産力とを持つてゐるセイロン、ビルマ、フィリッピン、タイ、バキスタンなどよりも貿易額はかなりに優つてゐる。

次に香港自体の立場から貿易を観察して見よう。

二 貿易差額。香港貿易の特性が再輸出貿易にあることは前に述べたが、所謂地場貿易とこれを明確に区別することは統計技術的には困難である。懐中電燈、ゴム靴、糖菓子などの類が全部又は大部分地場製品輸出であることは一応認められるけれどもこれは金額としては甚だ少く、地場製品の太宗ともいふべき繊維製品の如きは再輸出の分が甚だ大であり、これから地場輸出の分だけを抽出することは全く困難である。従つ

第四表 東アジア貿易と香港貿易

単位 U.S.\$ 1,000,000.

	輸 出			輸 入		
	東アジア	香 港	%	東アジア	香 港	%
1938	3,127	155	4.9	2,810	187	6.7
1945	2,127	193	9.1	2,759	235	8.5
1947	2,448	307	8.9	4,474	390	8.7
1948	4,616	399	8.6	5,850	523	8.9
1949	4,947	529	10.7	6,143	629	10.2
1950	6,207	650	10.5	5,485	663	12.1

(註) 東アジアはECAFE地域と日本とを含む。
但し中国・朝鮮・英領ボルネオの分が欠けて
いる。

Source: Economic Survey of Asia and
the Far East, 1950.

て茲では地場貿易、再輸出貿易の区別なく観察することとする。

香港の輸出入は第五表に見るように朝鮮動乱の勃発した一九五〇年六月までは戦前戦後を通じて常に輸入超過を示している。しかるに、前述のように香港貿易の大部分が再輸出貿易であるからには、輸出入が略均衡していなければならぬ筈であるが、それを最近まで輸入超過が常態であつたということは、この数字につき一応の疑問が投せられるであ

ろう。勿論、香港貿易統計のみならず、いすこの貿易統計にも多少の誤差のあることは免れない。しかし、これは多く輸出入関税の課せられる場合の問題であつて、香港のように一応自由貿易の制度をとつてゐるところでは、かかる誤差はあつても極めて小さなものでなければならぬ。然るときは、この表に見られる輸入超過の常態を如何に解釈したならばよいであらうか。

凡そ、(一)香港の貿易が再輸出貿易のみで構成されてゐたと仮定すれば、再輸出価額は輸入価額プラス輸出利潤であるべきであるから、利潤額だけ輸出超過でなければならぬ。(二)又、輸入原料によつて加工製造した物を輸出したとすれば、加工製造費に輸出利潤を加えた額だけ輸出超過となるべきである。更に、(三)香港住民消費のための輸入はその全額が輸入の側に加わり、(四)香港産原料又はその製造品を輸出したとすればその全額が輸出の側に加わるべきである。そして結局は(一)(二)の輸出利潤額及び(四)の地場輸出額の合計額と、(三)の消費のための輸入額との比較が或は輸入超過となり或は輸出超過となるべきである。

今、輸入総額を ΣI 輸出総額を ΣE とし、輸入時の原形のままの再輸出額を E_0 再輸出のための輸入額を I_0 製造加工輸出額を E_1 この製造加工のための輸入額を I_1 消費のための輸入額を I_2 及び地場輸出額(輸入原料による加工製造輸出を除く)を E_0 とすれば

$$\Sigma I - \Sigma E = I_a + I_b + I_c - (E_a + E_b + E_c)$$

而して、再輸出によつて得たところの利潤を p_0 製造加工輸出によつて得たところの利潤を p_1 製造加工に要した費用を w とすれば

$$E_a = I_a + p_a,$$

$$E_b = I_b + p_b + w$$

従つて

$$XI - \Sigma E = I_a + I_b + I_c - \{ (I_a + p_a) + (I_b + p_b + w) + E_c \} = I_c - (p_a + p_b + w + E_c)$$

即ち、貿易差額は消費のための輸入額と輸出利潤、製造加工費及び地場輸出額の三者合計額との差額に等しいことになる。このうち、輸出利潤は輸入時と輸出時との物価変動によつて著しく差異を生ずることはあるけれども、これは一時的現象であつて、長期觀察に於いてはその原価に対する比率には一応の限界があるものと見ることが出来よう。又、製造加工費即ち附加価値は大部分が労銀であるが、高労銀国に於いてはこの割合は高く、低労銀国に於いてはこの割合が低いことは当然であるが、香港のような産業が低賃銀なるが故に興つたところに於いてはその原料費に対する割合は外国に比して相当低いものと見なければならない。殊に、地場商品の輸出（狭義の）と輸入原料による製造加工輸出とを合せた額（広義の地場輸出）は、戦前に於いては一般に輸出総額の一〇%内外と見られていたが（通産省通商局編「貿易の手引」七三頁、小椋広勝著「香港」九〇頁）、一九五〇年一月乃至十二月の統計から推算すると香港製品輸出一ヶ月平均二三、〇〇〇千香港弗となつてゐるから（香港大公報一九五一年四月一日号所載、香港工商業管理所調査）輸出総額の約五%にしか當つていない。しかも、このうち狭義の地場輸出（ E_b ）は香港の原始生産物が甚だ少いため極めて小さいから、 $E_b \approx \frac{5}{100} \Sigma E$ と見ても大した誤はないものと考ええる。然るときは、香港の貿易差額に輸出の側から影響を与える部分は、 p_a と $p_b + w$ とであり、後者は $\frac{5}{100} \Sigma E$ の更に何分の一にしか當らないわけであるから、 p_a 即ち、再輸出による利潤によつて大きく占められてゐるといえるであろう。しかし、このことは香港貿易が輸出超過を常態とする場合には表面的に取り上げらるべき要素であるが、輸入超過に対しては輸入超過を緩和している要素としてのみにここに考慮される。即ち、香港の輸入超過の常態を説明する要素とはならないのである。結局、香港の貿易差額を最も大

きく左右しているところの要素は消費のための輸入 (I_c) であるということになる。而して、茲に消費のための輸入とは、香港住民が直接消費するために外国産物資を輸入することであつて、輸出品製造のために消費するものの輸入 (I_b) はこれに含まれない。しかし、一般に香港の地場輸出が広義に解釈されて $E_b + E_c$ がこれに當つていることと正に對蹠的に、消費のための輸入といわれるものの中に I_c のみならず I_b をも含むように解釈されている。いわば I_c は狭義の消費輸入であり、 $I_b + I_c$ は広義の消費輸入である。香港に於ける広義の消費輸入の額は輸入総額に対して戦前は一般に三分の一程度又は三〇%内外であると見積られていた(前掲書同頁)。この三〇%のうち I_b と I_c との割合は明確な統計がないので即断することは出来ないが、 I_c は主として食料品、衣料品、燃料、機械器具類、建設材料等であつて、その性質上急激な変化がない筈であるけれども、戦前に於ける人口百八十万が最近の調査によると二百三十万、一時避難民の最も多かつたときには三百三十六万に達したという膨脹を示しているから、(一九五〇年五月政庁調査)、これは日本の最大都市並みであり、従つて I_c は相当の額に上つていゝであらう。殊に戦後に地場工業が急激に發展増加しており、この建設資材、プラントなどの輸入が急速な増加を見ている。

要するに、 I_b と I_c とを統計的に判然と分別することは困難であるが I_b は $E_b \parallel I_b + p_b + w$ であるから E_b と大部分が相殺される要素であり、前述のように E_b に於ける p_b と w とが輸出額の側のバランスとなるだけのことである。しかも、 I_b が甚だ小さい額であることは前述の通りであるから $(I_b \times \frac{5}{100} \approx E)$ 、結局は輸入総額の三〇%より遙かに少い I_c 即ち直接消費のための輸入が香港の輸入超過に相当しているものと見るべきである。

以上のことを理解して第五表を見ると、戦前に於ける輸入超過は年平均凡そ一億香港弗内外であり、又最近までの輸入超過は輸入総額に対して凡そ二〇%前後であつたことがわかり、超過の原因は大部分が地場消費のため(狹義の)の

第五表 香港輸出入総額並に貿易差額

単位 HK\$ 1,000.

	輸 入	輸 出	差 額	輸入に対する 差額の割合
1931	737,740	542,050	- 195,690	23.5 %
1932	624,048	471,830	- 152,188	24.3 "
1933	500,937	403,092	- 97,845	19.5 "
1934	415,919	325,104	- 90,815	21.8 "
1935	364,989	271,034	- 93,955	25.7 "
1936	452,350	350,865	- 101,485	22.4 "
1937	617,064	467,322	- 149,742	24.2 "
1938	618,169	511,902	- 106,267	17.1 "
1939	594,199	533,385	- 60,814	10.2 "
1940	752,739	621,752	- 130,987	17.4 "
.....				
1946	933,000	733,000	- 167,000	17.8 "
1947	1,549,000	1,216,000	- 333,000	21.4 "
1948	2,087,000	1,583,000	- 504,000	24.1 "
1949	2,749,600	2,319,000	- 430,600	15.7 "
1950	3,787,600	3,715,600	- 72,000	1.9 "
1951	2,593,200	2,827,100	+ 233,900	(+)9.0 "
(1-5)				

Source: Hong Kong Blue Book, 1932-1940.

The Statesman's Year-Book, 1950.

香港大公報, Jan. 1950-Aug. 1951.

輸入によるものということが出来よう。年によつて高低増減のあるのは、物価変動、貿易市況からの影響であると見られる。

次に問題となるのは一九五〇年から生じている輸入超過激減と輸出超過への転向である。香港の地場消費のための輸入は人口が著減しない限り減するわけがないから、香港貿易本来の性格からいつて輸出は一九五〇年来過大であるといわざるを得ない。一九五〇年一月以降の月次統計は第六表に見られる通り十二月を除き同年七月から翌年四月まで出超を続けている。

この現象は第二表に見る如く中国向輸出が特に激増しているところにその根源がある。即ち、

一九五〇年六月に惹起した朝鮮動乱に中共が介入し、これに対するアメリカ及び国連諸国の対中共戦略物資禁輸政策から生じた特殊の事態であつて、中共が国内建設のみならず朝鮮動乱完遂のため莫大なる物資を要求し、従来の香港の地位を利用して、ここから必要物資を輸入していることが抑々の輸出過大の根本原因である。即ち、(一)一九四八年当初から激増していた輸入物資のストックを一九五〇年下半年から中共地区に積出したこと。これは香港内の物資を涸渇

第七表 香港の物價騰貴

品 目	1950\12	1951\2	騰貴率
	H\$	H\$	%
菜 種 油 1担	135	200	48
桐 油 //	190	255	39
アンチモニー //	500	800	60
ダングステン //	700	1,050	50
錫 //	1,100	1,500	35
ラ ミ ー //	185	250	35
ゴムタイヤ 1個	750	1,500	50

Source: 香港大公報

(二) 後に述べるように一九四八年八月以降英国の為替政策に即応し従来の自由貿易主義を捨てて輸入統制策をとり、そのため英国及び中国以外の国からの輸入は余り伸びていない。この輸入統制とその後採られた戦略物資の禁輸策とは従来の自由港たる香港にも密輸出入の理由が生じ、或は監視嚴重な香港本島を避けて附近の島を利用して物資を密輸し、中共地区又はマカオに向けて出すとき始めて輸出手続がとられているということも推測される。これには香港政庁が禁輸策に余り熱心でなく、且つこれらの輸出入が殆ど一切中共地区並に在香港の華僑の手にあるということ、中共は「先進後出」の策をとり、この余波として密輸入を奨励しているかのようなど、噂も伝えられていること、などを考慮する必要がある(日本銀行調査局、調査月報二

第六表 香港貿易差額の轉向

單位 HK\$ 1,000,000

	輸 入	輸 出	貿易差額
1950. 1	322	239	- 83
2	249	199	- 50
3	279	230	- 49
4	247	229	- 18
5	298	260	- 38
6	266	263	- 3
7	240	294	+ 54
8	295	348	+ 53
9	358	403	+ 45
10	368	432	+ 64
11	427	442	+ 15
12	436	377	- 59
1951. 1	452	543	+ 91
2	346	448	+ 102
3	535	557	+ 22
4	428	497	+ 69
5	428	408	- 20
6	404	374	- 30

Source: 香港大公報

させ物価の暴騰を来たしている事実がよくこれを物語っている。香港の物価は一九五〇年朝鮮動乱まで比較的に安定していたのであるが、中共への輸出が激増してからは漸次騰貴し始め、一九五一年一月アメリカ及び国連諸国が対中共禁輸を実施してからは、その騰貴は極めて深刻なものがある。一九五〇年十二月から一九五一年二月まで僅か二ヶ月間に既に平均四割五分程度の騰貴を見ている。

香港貿易の性格

第八表 香 港 貿 易 額

単位 U.S.\$ 1,000,000.

香港貿易の性格

輸								入							
	総 額	東アジア		U.S.A. 及 び カナダ		英本国		英属領・自治領 (カナダ及び東 アジアを除く)		欧洲大陸 諸 国		其他諸国			
1938	187.0	119.0	63.6%	18.4	9.8%	17.1	9.1%	5.0	2.7%	18.7	10.0%	8.8	4.7%		
1946	235.1	142.3	60.5%	32.9	14.0%	11.1	4.7%	16.4	7.0%	10.3	4.4%	22.1	9.4%		
1947	390.4	176.9	45.3%	80.3	20.6%	41.4	10.6%	21.7	5.6%	39.4	10.1%	30.7	7.9%		
1948	523.3	219.3	41.9%	103.7	20.4%	75.8	14.5%	24.8	4.7%	53.8	10.3%	42.9	8.2%		
1949	628.7	265.9	42.3%	144.8	23.0%	88.4	14.1%	33.3	5.3%	52.9	8.4%	43.5	6.9%		
1950	632.8	351.9	53.1%	123.3	18.6%	70.8	10.7%	25.7	3.9%	58.1	8.8%	33.0	5.0%		
(1-6)	290.5	128.2	44.1%	63.5	21.9%	37.8	13.0%	13.8	5.8%	23.6	9.2%	17.6	6.1%		
(7-12)	372.3	223.6	60.1%	59.8	16.1%	33.0	8.9%	8.9	2.4%	31.5	8.5%	15.4	4.1%		
1951															
(1-6)	451.8	—	—	—	—	49.7	11.0%	—	—	—	—	—	—		
(1-7)	372.9	203.6	55.4%	32.3	8.7%	42.3	11.3%	13.6	3.6%	64.6	17.3%	13.5	3.6%		

輸								出							
1938	154.8	105.3	68.0%	16.4	10.5%	3.6	2.3%	5.5	3.6%	10.1	6.5%	13.9	9.0%		
1946	192.8	149.4	77.5%	21.3	11.0%	4.2	2.2%	1.8	0.9%	3.8	2.0%	12.3	6.4%		
1947	303.5	191.6	62.5%	38.9	12.7%	9.6	3.1%	14.4	4.7%	22.6	7.4%	29.4	9.6%		
1948	398.7	259.7	65.1%	40.3	10.1%	18.9	4.7%	15.8	4.0%	15.0	3.8%	49.0	12.3%		
1949	528.6	315.8	59.7%	53.4	10.7%	32.7	6.2%	23.9	4.5%	18.6	3.5%	81.2	15.4%		
1950	650.2	437.8	53.6%	55.7	8.6%	29.4	4.5%	19.6	3.0%	30.1	4.6%	47.6	7.3%		
(1-6)	249.5	164.4	65.9%	21.1	8.5%	17.1	6.9%	7.7	3.1%	8.2	3.3%	31.0	12.4%		
(7-12)	400.7	303.4	75.7%	34.6	8.6%	12.3	3.1%	11.9	3.0%	21.9	5.5%	16.6	4.1%		
1951															
(1-6)	492.5	—	—	—	—	13.5	2.7%	—	—	—	—	—	—		
(2-6)	397.8	333.9	83.9%	14.4	2.9%	9.7	2.4%	14.4	3.6%	14.9	3.7%	13.5	3.4%		

Source: Economic Survey Asia and the Far East, 1950.

香港大公報

二十六年四月号所載「朝鮮動乱勃発後に於ける香港貿易の動向」参照。）

(一)の香港内ストックの流出ということはストックが涸渇すれば止むことであつて、従つてこの時期が来れば輸出過大は直ちに停止することを意味している。(二)の密輸のことは現在の緊急事態が続くかぎり輸出過大も免れないことを暗示しているけれども、一九五一年四月二十七日以降英国政府の指令に基づき、香港輸出統制を強化して、輸出許可証の発給につき厳重監督をなし且つ輸出許可証がなく搬出したものは体刑に処せ

香港貿易の性格

られることとなつたので（香港大公報四月二十八日所載、或は爾後輸出制約に多少の実効が現われるかも知れない。第六表に於いて一九五一年五月以降再び入超に転じていることが、或はその効果であるかとも考えられる。

三 輸出入地域。香港の輸出入の大部分は東アジア地域を相手としていることは当然である。第八表は *The Economic Survey of Asia and Far East, 1950* 所載の統計に、最近の分として香港大公報から得た数字を米弗に換算し補足したものである。

これによると、香港貿易の重要性は対東アジア貿易にあることがわかる。即ち、輸入に於いて凡そ四〇—六〇%、輸出に於いて凡そ六〇—八〇%は東アジア地域との貿易である。このうち、東アジアからの輸入は戦前は六〇%以上を占めていたが戦後一時衰え、アメリカ地域からの輸入がこれに代つて榮えていたが、最近再び戦前のレヴェルに回復しつつある。東アジアへの輸出は戦前七〇%前後を占めていたものが一九四七年以降六〇%前後に減退を見、最近再び回復して一九五一年上半期には八四%という大なる部分を占めるに至つた。その最近の主たる仕向地は中国が圧倒的に多く、遙か下つてマライが第二位を占め、バキスタン、インドネシア及び中共に對する二次緩衝地帯（香港を一次とする）たるマカオがこれに次ぎ、日本も最近漸く後三者に匹敵する程度の輸出相手国となつた。

東アジア諸国からの輸入は依然輸入総額の半程度を占めているが、輸出に比すればその占める割合は低い。それはアメリカ、英本国、その他歐洲諸国からの輸入も比較的多額に上つているからである。東アジアに於ける輸入相手地域としては中国及びマライが依然その大半を占め、他の国はこれよりも遙かに少く、日本が最近進出して来ているということも輸出の場合と同じである。

全体的に見て東アジア諸国からの輸入は戦前に比し戦後は稍減退の傾向を見受けるが、これは全く中国からの輸入が

第 九 表 香港の対東アジア輸出入割合 (%)

相手地域	香 港 輸 出			香 港 輸 入		
	1950 1-6月	1950 7-12月	1951 1-6月	1950 1-6月	1950 7-12月	1951 1-6月
中国	35.6	41.6	41.9	20.2	24.3	20.5
マラカソン	11.4	16.5	14.5	2.8	11.9	12.9
マカソン	8.5	3.7	4.5	2.7	2.5	1.7
パキスタン	—	—	5.4	—	—	—
インドネシア	—	—	5.1	—	—	—
日本	3.8	2.6	5.3	1.8	4.5	8.3
インド	0.5	0.5	0.6	6.5	2.5	4.5
タイ	2.7	2.6	1.3	4.8	4.8	2.4
南朝鮮	1.5	—	0.3	1.0	—	—
其他東アジア	1.9	8.2	5.0	4.3	9.6	5.1
合 計	65.9	75.7	83.9	44.1	60.1	55.4

には限らず英国との貿易についてもこの傾向があるが、香港貿易に於いて増減常なき状態を示している事実はこのよう
な特殊性によるものである。特に、一九五〇年以降の激増は決して永続性あるものとは考えられず、一時的に中国貿易
が香港に移動しているに過ぎないものと思われる。

次に、英本国との貿易は輸入に於いて一〇%内外、輸出に於いて五%内外というのが総額中に占める割合である。常
香港貿易の性格

年々に著しく減じていることに基因する。東アジア諸国との間に於ける
輸出と輸入とを比較すると、戦前に於いては入超を示していたが、戦後
は常に出超の傾向にある。これも主として中国及びマライとの貿易が戦
後出超の傾を示しているからである。但し、対日本貿易だけは対東アジ
ア貿易の傾向とは逆であつて、戦前戦後を通じ常に香港が入超の傾向に
ある。月次統計を見ると最近に出超になつたこともあつたけれども、年
次的に見れば常に入超である。殊に戦後は日本からの輸入が急激に増加
しており、これは物価の変動を考慮しても尙相当の激増であることが認
められる。凡そ、日本と香港との貿易は日本の対中国直接貿易と密切な
関連があり、中国本土に於いて内乱、港灣不安、輸出入制限強化などが
生じた場合には直接に中国本土各地との貿易を避けて、香港経由貿易を
行う慣習がある。この場合にはその増加分だけが中国本土貿易から香港
貿易に移動されたというに過ぎないのである。これは独り日本との貿易

故に、英国にとって香港の主たる価値は實際貿易に利用する点にあるのではなく、東アジアに於ける英国の利

第十一表 英国と中国及香港との貿易
単位 U.S.\$ 1,000,000.

	英国輸出		英国輸入	
	中国へ	香港へ	中国より	香港より
1938	32.8	17.1	19.3	3.6
1945	25.9	11.1	6.7	4.2
1947	33.3	41.4	15.3	9.6
1948	17.0	75.8	6.6	18.9
1949	9.7	88.4	14.8	32.7
1950	10.1	70.8	30.2	29.4
(1-6)	2.4	37.8	6.0	17.1
(7-12)	7.7	33.0	24.2	12.3

Source: The Economic Survey of Asia and the Far East, 1950.
The Statesman's Year Book, 1948.

が多くなり、次いで中共が本土を制して後は中共の輸出入規制や排外政策強化のために愈々香港の利用度が高まつて来ているわけである。しかし、英本国自体の貿易から見ると東アジアに於ける香港の地位はさほど重要とは考えられない。即ち、英国の東アジア諸国との貿易は大部分が直接取引であつて、香港の利用度は極めて低い。利用度の高い最近の年でも英国輸出総額の〇・四%、同輸入総額の一・五%に過ぎず、又英国の対東アジア輸出額に対し一〇%未満、同輸入額に対し五%未満である。即ち、第十二表がこれを示している。

第十表 香港の対日本貿易
単位 HK\$1,000.

%は香港の輸入又は輸出総額に対して

	輸入		輸出	
		%		%
1935	43,132	11.8	11,497	4.2
1936	58,093	12.8	17,955	5.1
1937	58,004	9.4	19,780	4.2
1938	18,781	3.0	3,319	0.6
1939	27,430	4.6	6,555	1.2
.....				
1947	35,607	3.0	15,333	1.0
1948	79,123	5.0	49,057	2.4
1949	80,833	3.5	79,137	2.5
1950	229,935	6.2	120,682	3.2

Source: Hong Kong Trade and Shipping Returns.

日本銀行調査月報昭和26年4月号

に輸入超過であつて、大部分は中国へ一部分は他のアジア諸国へ再輸出のための輸入である。元来、英国は中国と直接に輸出入する方が遙かに多かつたのであるが、戦後殊に中共進出以後は香港を利用することが非常に多くなつた。殊にその輸出に於いてこれが著しい。

従来、英国の対香港貿易の大部分は華南地域との貿易の仲介にあつたのであるが、中共が進出して国府の海上封鎖、港灣爆撃などのため、華北華中との貿易も安全地域たる香港を利用すること

香港貿易の性格

第十二表 英本國の対東アジア貿易

単位 £ 1,000,000.

香港貿易の性格

	入					出				
	総額	対東アジア			対香港	総額	対東アジア			対香港
			%		%			%		%
1937	1,027.8	112.3	10.93	0.93	0.09	596.5	71.3	11.94	3.44	0.57
1938	919.5	98.8	10.73	0.98	0.11	532.3	63.7	11.96	3.99	0.75
1948	2,078.0	194.8	9.37	5.51	0.27	1,645.5	221.3	13.43	20.70	1.26
1949	2,272.5	205.7	9.05	10.27	0.45	1,843.0	255.4	14.40	27.42	1.49
1950	2,602.9	(267.0)	(10.20)	10.70	0.41	2,255.0	(270.5)	12.00	25.80	1.14

(註) 括弧は暫定

東アジア=ECAFEarea+Japan

Source: The Statesman's Year-Book.

The Statistical Abstract for the United Kingdom.

東京銀行月報 25年4月

権確保のための鎮台と経済的侵入のための橋頭堡たる役目を果たさせる点にあるものといえよう。海軍根拠地を擁するシンガポールと香上銀行その他貿易機関を有する香港とは相俟つて東アジアを制する両手の如き役割をなしている。

香港の対アメリカ貿易は対英貿易と傾向は同じく、戦後の膨脹が著しく且つ常に香港が入超の状態を示している。しかし、その額は輸出入とも遙かに大きい。即ち、アメリカ地域（大部分は合衆国）は英国よりは余程に多く香港を利用していることになる。一九五〇年十二月朝鮮動乱に中共が介入してからアメリカは戦略物資の対中共及び対香港輸出を禁止したが、これが一九五一年一月以後香港のアメリカからの輸入貿易に著しい影響を与えている。この点については英国からの香港輸入が殆ど減じておらず、寧ろ多少とも増加の傾向にあることはよく両国の対中共政策に於ける対立を物語っている。これは香港から両国への輸出についても同じようにいえる。しかし、将来を案ずれば、アメリカの対東アジア関心に鑑みて、香港貿易が次第に英国からアメリカに傾くであろうことは、想像に難くない。

英属領及び自治領（カナダと東アジアにある英属領及び自治領とを除

香港貿易の性格

く)と香港との貿易も大体英本国との貿易額に匹敵し入超を常態としている。その他諸国は近東、中南米、アフリカ等の諸国及びソヴィエトであるが多少の輸出超過又は均衡の傾向を認める。

かく見て来ると、香港は対東アジア貿易のみが出超であり、他は悉く入超の常態であると大観することが出来る。その対東アジア出超の傾向も、詳しくいえば对中国及び対マライ出超の傾向が主たる原因をなしていることは既に述べたところである。

四 輸出入品目。輸出入商品の点から香港貿易を観察することは、他の世界各地の場合と異りその意義は少い。輸入の大部分は再輸出を目的とし、輸出の大部分は再輸出である事態は、その輸出入が香港の生産消費と殆ど関連を持たず、実質的には大半は中国貿易の一部を形成し、一部分は東アジア諸国その他外国に所属する貿易の一部を構成していることになる。又、香港が世界船舶のアジア航路に於ける終点をなしている関係上、石炭石油その他の船用品の貿易も甚だ多い。従つて、輸出入品目は極めて広汎多種に亘り、しかも輸出入両側に同品目が大差ない量額を以つて現われているのが香港貿易の特徴であつて、強いていえば穀類その他食糧品(但し蔬菜類は新界からの供給があつて香港需要の七割を充たし得、魚類は自給自足し得る)が地場消費のため著しい入超になつていふことと、戦後は繊維加工品及び製品が著しく出超になつていふこととの現象が見てとられるだけである。輸出入品目の種類が如何に多いかは第十三表の統計を見ると掲記外の品目即ち「その他」の輸出入額が莫大に上つていふことにより理解出来る。

五 密輸出入。輸出入統制が強化される以前の香港は限られた商品に対して輸入関税を課していただけであり、且つ税関の監督も緩く従つて香港自体の密輸出入というものは殆ど考えられなかつた。香港は寧ろ輸出入関税の高く且つ海関の取締が行われていた中国と第三国との間に於ける密輸出入の根拠地として有名であつた。中国本土沿岸に接して四

第十三表 香港品別輸出入額

(1)

単位 HK\$ 1,000

香港貿易の性格

	輸 入				輸 出			
	1935		1939		1935		1939	
1. 食用農林畜産物	99,313	27.2%	140,799	23.7%	72,043	26.6%	111,547	20.9%
2. 非食用農林畜産物	55,987	15.3	154,506	26.0	35,588	13.1	119,876	22.5
3. 絲 布 類	52,670	14.4	99,201	16.7	34,109	12.6	72,621	13.6
4. 鋳金屬及び同製品	37,625	10.3	47,256	8.0	33,587	12.4	64,355	12.1
5. 機 械 類	6,740	1.8	78,093	13.1	7,392	2.7	45,515	8.5
6. そ の 他	112,655	30.9	74,345	12.5	88,320	32.6	119,491	22.4
合 計	364,990	100.0	594,200	100.0	271,033	100.0	533,385	100.0

Source: Trade and Shipping Returns.

(2)

	輸 入				輸 出			
	1949		1950		1949		1950	
1. 穀 類	69,352	2.4%	166,264	4.4%	39,524	1.6%	20,081	0.5%
2. 砂糖及製品	50,014	1.7	114,293	3.0	29,949	1.2	68,510	1.8
3. 纖維原料	90,846	3.1	309,908	5.5	111,475	4.5	204,927	5.5
4. 纖維加工品及製品	230,357	7.9	320,126	8.4	535,779	21.6	914,213	24.3
5. ゴム及製品	49,857	1.7	234,185	6.2	47,855	1.9	236,146	6.3
6. 動植物製品	114,374	3.9	222,928	5.9	110,837	4.5	197,197	5.2
7. 染料及タンニン	58,833	2.0	104,164	2.7	64,768	2.6	112,583	3.0
8. その他化学製品	149,854	5.2	263,245	6.9	99,282	4.0	250,869	6.7
9. 鉄 及 鋼	70,630	2.4	135,012	3.6	37,702	1.5	124,066	3.3
10. そ の 他	2,020,857	69.7	2,032,821	53.4	1,395,877	56.6	1,628,234	43.4
合 計	2,905,014	100.0	3,802,976	100.0	2,474,422	100.0	3,756,826	100.0

Source: 香港大公報 Far Eastern Economic Review, Hongkong.

十に余る島嶼を周圍に持ち、更に本土と地続きの九竜半島の南端を占有して珠江デルタ地帯に北接しており、しかも中国官憲の及ばないポルトガル領マカオを目睫の間に控えている香港は、中国官憲の腐敗と南方華僑のコスモポリタン性とに相俟つて、極めて恰好の密輸根拠地であり、世界を通じて見てもこれほどの迷宮門は他に存在しない。されば昔から香港には密輸根拠地たる素質が十分にあつた。中国への阿片

の密輸、中国からの金銀、苦力及び移民の密輸などは悉くこの下地によるものであり、中国統一のためには常に一の癌をなしていた。

香港に於いて密輸に従事している者は戦前に於いて三千を超えるといわれ、又そのため使用しているジャンクも大なるものだけで二千に及ぶと称されている。しかし、密輸の統計については勿論詳かではない。尤もその推算を行つたものはないでもない。その正確さを保証することは出来ないけれども、例えば某有力会社の推計であるとして次のような

数字が示しているものがある。

第十四表 中国・香港間密輸
単位 HK\$. 1,000,000.

	香港へ密輸入	香港から密輸出
1936	4.0	43.0
1937	8.0	40.0
1938	10.0	40.0
1939	30.0	50.0
1940	30.0	50.0

Source: 小椋広勝著「香港」128頁

中国特に広東から香港へ密輸出されて来る商品は、ウォルフラム鉱、錫、茶、生糸、アンペラ、アンチモニー等いづれも中国に於ける輸出課税品、専売品及び輸出制限品であり、香港側から中国殊に広東へ密輸入するものは同じく中国に於ける高輸入税品、専売品及び禁輸品であつて、織物類、砂糖、染料、人蔘その他高貴薬、高価な海産物（燕巢、鱔ヒレなど）、麻薬などである。殊に或る時期には金銀の密輸が特に多かつたことは香港貿易統計の中からでも十分に覗うことが出来る。第十五表に見るように銀の輸出超過が恒常的であり且つ或る年度に至つては驚くべき出超を示しているということは、

香港に密輸入された銀が、次には正規の輸出手続によつて再輸出されているからであるといわれている。（小椋広勝著「香港」一二八—一二三頁。林和三郎「南支に於ける密輸の研究」、昭和十三年貿易奨励資料第十九輯。）

以上はいづれも戦前に於ける密輸事情であるが、香港に輸出入統制が布かれ、又中国の輸出入統制が強化されて来た戦後は、戦前とは異つた形の密輸がこれに加つて横行していることは疑を容れない。即ち、従前から行われている密輸

の外に、中共政府の輸出入制限品、香港政庁の禁輸、制限品などの密輸が、或は香港を利用し又は周辺の島嶼を利用して盛に行われている筈である。殊に、最近に於けるアメリカ始め国連諸国及び日本の対中共戰略物資禁輸に際会してからは、中共政府がこれら物資の密輸入を黙認乃至は奨励していると伝えられており、この密輸入に対する反対給付たる中国物資も自然に密輸の形となるであろうから、香港及びその附近をして全くの密輸市場たらしめている観があるという。これというのも、現在香港に於いては中共分子の活動が自由に放任されており、共產系の新聞も二三に止まらず、

第十五表 香港の銀輸出入

	輸 入	輸 出
1936	72,728	143,815
1937	385,448	395,226
1938	9,601	188,123
1939	5,323	75,403

Source: Hong Kong Trade and Shipping Returns.

又明かに中共系と見られる出版社も数社あつて、盛に書物雑誌を発行して宣伝に努めている。青年にしてソ聯の共產主義理想にあこがれるものも甚だ多く、中共に対する助力を私かに与える機会は極めて容易な事情にあるからである。即ち、戦後は密輸の根拠地としてばかりでなく、香港自体の密輸も盛になつてゐるものと信ぜられる。その実態に至つては事の性質上立証の材料がないことは已むを得ない。

三 自由貿易港の変質

香港が現在の繁栄を勝ち得た主たる理由は華南の中樞に位する良港であるばかりでなく、一八四一年以来既に自由貿易港として充足し爾後その実質を完全に維持して来つたことによるものである。

香港は英領植民地となつたときから特殊品を除き世界のあらゆる商品に対して無税無監督で自由に出入することを許され、且つ居住民に対しても中国人は中国人自身の法律と慣習とに従つて統治されるという建前であつて居住についても外国に比し遙かに自由な方策がとられた。即ち、一九三二年以前には財政的見地から消費税主義を以つて酒類、タバ

香港貿易の性格

コ、専売薬品、化粧品及び燃料油の輸入に対して課税されることだけが例外であつて、他の商品は如何なるものも輸入が自由であつた。しかし、一九三二年オッタワに於ける英連邦經濟會議 (The Imperial Economic Conference) により、英連邦諸地域相互間に特惠關稅制が設けられ、英連邦以外の国からの輸入品であつて英連邦内生産物と競合する生産品である場合には、英連邦内生産物に対する課稅率より高率關稅を課することとなり、香港もこの協定に参加したため、爾後英連邦以外の国で製造された自動車に対し一五%の輸入稅を課することとなり、その後これにブランドイー及びタバコ、タバコ製品が加えられた。それでも戰前までは香港の輸出入に対してはこれだけの制限があつたのみである。日華事變が拡大して南方に及ぶに至つても香港の自由貿易政策には何等の影響もなく、寧ろ一九三七年八月九龍漢口直通鐵道が開通し、事變によつて上海貿易が閉塞してこれが香港に移動し、又所謂「援蔣物資」の輸入基地として重要な役割を果たしていたため、却つて以前よりは活況を示していた位である。即ち、一九三七年には中国の輸出にして香港を足場とした分は中国輸出總額に対して僅か一二%に過ぎなかつたが、一九三八年に至るとこれが四一%という大きな割合を占めるに至り、輸入も九龍を通じた中国輸入は一九三七年には中国輸入總額の僅か三%に過ぎなかつたものが一九三八年にはこれが四五%の大きに上つてゐた (The Chinese Year-Book, 1940-1941, p.p.620-625)。即ち、日華事變は香港を利益し英本国に幸を齎したといえる。この繁榮は一九三九年八月まで継続したが、一九三九年九月英國が対独宣戰するや香港も亦即日これに追隨せざるを得なくなり、茲に香港としては未曾有の戰時体制を採ることとなつた。即ち、香港政府はその治下に対して住民の必需物資を確保するために綿糸、米、石炭、砂糖の貯藏を維持し、市場の安定に備えるために、緊急物資貯藏維持令を公布してこれら物資の配給統制を布き、更に物価統制をも行つて家賃、地代を統制すると共に食糧、ビール及び酒類、タバコ、米、自動車用メーター、毛編糸、医薬、写真材料、ゴム製品の價格昂騰を

抑えることとなつた。これらの経済統制は一九五一年現在まで尙継続されている (The Economic Survey of Asia and the Far East, 1950. 香港大公報)。又、貿易及び金融関係の政策としては、財政防衛法、対敵通商法などを公布して、英本国のため戦時必要物資を出来得る限り多量に供給し、これが敵国へ流出することを防止し、外貨の流出を防いでこの余剰を英本国に提供し、その上香港自身の生活物資を確保し通貨と物価の安定を計るべく企図した。このため二百余品目に亘る輸出及び再輸出品を統制し、香港内にある原料品など必需物資の移動を制限し、為替も取扱銀行十八を指定して一志三片に釘付けにした。しかし、これによつて英本国は、香港の繁榮は香港・中国間の貿易と金融とを自由にするることによつて始めて達せられる、という元来の信念を捨てたものではない。即ち、戦時貿易統制を布いても為替については、一九三九年十二月二十二日に英本国が為替統制を強化した際にも香港を磅地域外に置いて、一方に对中国貿易の自由を保つと共に他方磅の流出を防ぐために、磅地域との間に障壁を設けた。即ち、磅地域から香港への送金には外国と同じように制限を加え、又磅地域は香港からの輸入に対して制限を設けるに至つた。例えば、香港の地場製品であるゴム靴に対しても英本国は割当制を布き、その他の磅地域もこれに倣つて香港製品の輸入を制限した。即ち、香港自身は飽くまで全面的に自由貿易体制を維持しようとしても、英本国の戦時政策に縛られて对中国貿易のみ自由に残されたけれども、その他の外国及び磅地域に対しては相手地域の制限に遭遇して事実上統制を加えざるを得なくなつた。例えば、日本軍力が華南に伸びるに及んでは戦略物資が香港を通じて重慶地域に流れることを防ぐため、日本は香港地場消費品に限つて輸出を許可することとなつたので、香港もこれに対抗して対日輸出統制を強化して重要物資特にウオルフラムが枢軸国側へ流れることを防止するの挙に出でた。いわば香港はこのときに既に自由港たる実質を失つたということが出来よう。当時、英本国も香港もこれを以つて一時的措置と見ていたのであるが、その後勃発した太平洋戦争と戦

香港貿易の性格

後に於ける中共の中国本土制覇と英国の経済的衰退とによつて、この貿易統制は幾度か形を変えて今日に及び、昔日の自由貿易体制に戻る見込は薄くなつて来た。翻つて、一九四一年日本軍隊の仏印進駐に対抗して米英中蘭の四ヶ国は経済反攻を行い、香港もこれに応じて日本の資金と重慶政權下以外の中国資金を凍結した。即ち、日本と重慶政權下以外の中国との貿易はこれによつて全く吐絶するに至つた。このため英本国は香港を最早磅地域外に置く意味がなくなり、同年八月には磅地域内に編入することとなつた。この措置は同年末日本が太平洋戦争に突入して香港を一時的制圧するに至つて解消し、今度は逆に英本国から敵地として取扱われることとなり、香港本来の性格は完全に失われて唯單に日本の戦略基地としてのみ活動しそのまま終戦に及んだ。

終戦後に於ける香港貿易の様相は極めて多彩である。その盛衰については貿易統計に基づいて既に詳述したところであるが、終戦直後は一挙に戦時統制を廃止して一時は本来の自由港たる性格に戻り、香港の回復が約束されたかに見えた。即ち、中共軍が中国を制圧し、これに対して国府軍が上海の海上封鎖を行つてからの香港の繁栄は実に戦前に遙か優る状態であつて、中国及び東南アジア貿易の中枢地たる觀を呈するに至つた。しかし、終戦後に於ける英本国は戦後の経営極めて困難であつて国際收支の逆調をつづけ、アメリカの援助によつて辛うじてその破綻を免れている状態であつたので、香港も磅価の維持と独自の通貨安定とを目標とする策を立てざるを得なくなり、一九四六年五月軍政から民政に切換えられたときを機会に戦前から布かれていた経済統制をこの目標の下に更改して、新に物価統制令、輸出入許可規則、纖維品統制令、物資徵用令を公布して、投機及び買占の防止、企業の復興、貿易の振興、通貨の安定を計つた。かくて、香港弗を磅と一志二片四分の一を以つてリンクさせて中国幣価の動揺から離脱せしめ、そのため中国幣価の暴落、その後普及した中共の人民幣の激動にも拘わらず、香港弗価は比較的に安定を続けていた。殊に中共が中国本土に

於いてその勢力を拡大するにつれ民間企業と資本とが本土から続々と香港に逃避して来たので、香港は英本国が經濟危機に当面している時にあつても繁榮の一途を辿ることが出来た。一九四六年に布かれた輸出入許可規則は一九四八年八月に一部改められ、更にその後國際情勢の変化に伴つて數度に互り統制が強化されている。

一九四八年八月改正された一般輸入許可規則の規定によると次のようになつてゐる。即ち、統制は先ず輸入禁止と輸入制限と輸入要許可（品目及び輸入相手地域による）との三本建になつてゐる。

輸入禁止品目は（一）地金及び金貨、（二）錫（但し中国原産品を除く。）（三）英本国から輸入されるスイス製時計の三品目である。これらは或は香港が國際通貨基金に加入していることによつて、或は中国原産品を保護する意味に於いて、或は磅価維持の目的を以つて規定されているものである。

輸入制限は香港が月々に輸入する額を計画しているか又は為替統制によつて極力抑制している品目に就いてなされているものであつて、輸入に際して香港政庁商工局需給課からの事前の許可を必要とし、この許可が得られなければ為替許可証も輸入許可証も發給されない。即ち、制限品目を輸入する場合には先づ商工局需給課の事前許可証を得て始めて輸入手續に着手し得ることとなつてゐる。輸入制限品目は（一）政府専輸入品（後出）、但し英本国以外を原産地とするミルク製品、ビスケット及び魚罐詰を除く。（二）建築資材の二類である。

輸入要許可の措置のうち、要許可品目に属するものは政府の専輸入となつてゐる品目であつて、住民の生活必需品、重要原材料、輸入税賦課品、香港工業保護のために輸入制限すべき外国品及び香港通貨条令、國際通貨基金規定によつて統制又は禁止されている品目である。即ち、食用肉、バター、チーズ、マーガリン、小麦粉、米及び米製品、砂糖、ダイヤモンド、金、銀、錫、鉛、亜鉛及び亜鉛製品、鉄及び鋼、凡物、ガラス、石炭、コークス、綿紡糸、綿裏地及び

香港貿易の性格

ポプリン、リネン、麻袋、ゴム、ウイスキー、ビール、煙草の二十七品目である。これらは大部分が輸入計画の下にあるので制限品目に属しており、従つて輸入手続は制限品目の場合と同じである。但し、例外として中国及びマカオの原産品の輸入については、右品目中に属すといへども、砂糖、石炭、コークス、ゴム、綿紡糸、ダイヤモンド及び銀の七品目以外の品目は輸入に際しての許可を必要としない。これはいずれも香港との特別な關係によるものであり、且つ為替統制上もさして支障を見ないことが主たる理由となつてゐる。

要許可の輸入相手地域は、主として英本國為替統制上の指定地域とアメリカ地域とを除いた地域に対するものである。即ち（一）英連邦地域（但しカナダ及びニューファウンドランドを除く）、イラク、アイスランド、タイ、ブルマ、仏印、インドネシア、アメリカ合衆國、フィリッピンの九地域を除く世界各國から輸入する場合には、如何なる品目についてもその都度輸入許可を得なければならぬ。但し、この九地域といへども輸入要許可品目の輸入については輸入許可を必要としている。尙、不要許可地域と中国及びマカオの二地域から輸入の場合を除き、その他の地域から輸入する場合には常に輸入許可の外にそれに先立つて為替許可を得ることを必要としている。

（二）日本からの輸入については特殊な規定がなされている。即ち、日本品の輸入は両地域間の清算勘定によつて決済される場合に限り許可されるのみならず、これをドル勘定を以つて再輸出することを一般的に禁止している。しかも日本からの輸入品目は限定されており、必需食糧品、工業機械、工業原料、建築資材、ゴムタイヤ、同チューブ、ボール・ベアリング、学校用顕微鏡、眼鏡レンズ及び同縁、写真材料（カメラ及び同部分品を除く）、歯科医療器具の十一品目に限り輸入が許可される。即ち、香港住民の生活必需品と香港工業の必需品であつて、磅地域及び香港の原産品と衝突しないものに限られてゐる。尙、食糧品には輸入割当制が布かれており、又その他の十品目の輸入には政府が発給

する必需物資証明書 (Essential Supplies Certificates) を得ることが要求されている。

以上の諸規定の外、宝石類は極めて少数の場合に限り且つ善意の個人に属するものである場合に限り為替管理局の承認があれば特別許可によつて輸入することが出来るということと、ゴムの輸入についても特別の許可を必要とし、特に仏印及びタイ原産のゴムの場合には原産地証明書及び英国領事証明書を添えることを必要とし、且つ輸入ゴムは磅地域外の国へ輸出するときはその為替金額の一〇〇%に当る金額を供託することを要求していることと、又アメリカ洲熱帯産植物は如何なる植物も如何なる人も商工局長の特別許可がなければ輸入し得ないことを規定している。

以上によつて香港の輸入統制は香港經濟の安定と磅価の維持とを目的としていることがわかる。磅地域外に置かれながら磅価維持のために協力を要求されているところに、その統制方式の特徴がある。

輸出統制も輸入統制と大体同じ目標をねらい同じような方式を履んでいる。即ち、民生安定と為替政策とを主たる目標とし、この外に軍需品等の戦争用具の輸出禁止が当時からこれに加わっていることは、輸出なるが故の特別の措置である。又、その方式も輸出禁止、輸出品目制限、輸出地域制限とから成つていることも輸入の場合に対応している。

輸出禁止品目は金、武器、軍需品及び爆薬、軍用水筒、鉄兜、ラジオ送信機及び部分品、塹、ブリキ板、鉄板、軟鋼板、亜鉛引鋼管及び同継手、ボイラー、米、小麦、砂糖、バター、チーズ、罐詰肉、ベーコン、ハム、落花生油、薪、木炭、麻袋、原棉、綿糸、屑綿、郵便切手（但し磅地域向を除く）の二十八品目である。これはいずれも輸出禁止品目とはなつてゐるが、商工局長の特別の許可がある場合には輸出を許可されることになつてゐる。

輸出制限は品目と地域との二面の制限があり、地域制限は更に再輸出品の原産地による制限と輸出相手地域による制限とに分たれる。品目による制限は椰子油、胡椒、生姜、桐油、銅、鉛、銀、錫、ダイヤモンド、石油製品、ゴムの十

一品目であつて、これらの品目を輸出するに當つては先ず為替管理規則による承認を得なければならない。即ち、この十一品目を輸出しようとする業者はその輸出によつて得る外貨の全部又は一部を、為替管理規則の定めるところに従つて、政庁の認可した外国為替銀行に譲渡することを承諾しなければ許可されない。これは英本国の為替統制に則つて磅をロンドンに集中し、米ドルを獲得して英本国に提供することが目的であつて、そのため香港の主要輸出品たる中国原産品と香港製品とを制限品目の主体としているわけである。指定銀行に譲渡すべき外貨の割合は品目によつて異なるけれども、日本に比し遙かに低率であつて、後者が九〇%内外であるに反し、香港の場合は二〇—二五%に止まつている。即ち、香港では業者はその得たる外貨の七五—八〇%を自らの輸入に充てることが出来る。これによつて輸出を奨励してドル外貨の獲得を容易ならしめている。

輸出の地域的制限は一九四八年の當時にあつては只為替統制だけを目標としたものであることは輸入の要許可地域の場合と同じである。即ち、

(一) 磅地域に対する輸出には輸出制限品目といえども許可を必要としない。但し、英本国の為替規則でいうアメリカ地域及び日本の原産品を磅地域へ再輸出する場合に限り許可を必要とする。しかし、これには為替管理規則による統制は受けない。

(二) 中国（台湾を含む）及びマカオに対しては原産地による輸出許可を必要としないけれども前記輸出制限品目十一については輸出許可を要し且つ為替規則の適用を受ける。

(三) 南鮮に対する輸出は総べて許可を要する。

(四) アメリカ合衆国、その保護領及びフィリッピン向の輸出については前記の輸出制限十一品目の場合と輸出品の原

産地が中国、マカオ、朝鮮及び香港の場合とに限り輸出許可を得ることを必要とする。但し、後の場合には為替規則による拘束は受けない。

(五) 仏印とタイ国輸出は特別の制限を受けている。いずれも原産地、品目の如何に拘わらずすべて許可を必要とするのみならず、輸出により得た為替の全額は両国の場合を通じ米ドルは勿論磅若くは香港弗を以つて受取る場合といえども、これを政庁の指定する銀行に売却しなければならない。この特別措置は両地域を通じて為替が闇市場に流される機会が多く且つ香港の最大食糧供給地である両地域からの食糧の政府輸入を確保する意味で採られたものと思われる。

(六) 日本向輸出についても特別の措置がとられている。日本向輸出に対する規定は嚴重であつて、オープン・アカウト決済による以外の輸出は一切許されない。しかも、磅地域諸国を除く東アジア諸国の原産品だけが日本向再輸出を許可されることとなつている。即ち、中国、台湾、南鮮、タイ、仏印、フィリッピン、マカオ、インドネシア等の原産品がこれである。これ以外の地域の原産品を日本向再輸出する場合には、ロンドンに於ける日本のポンド・スターリング勘定による磅又は米弗による決済の場合に限り許可される。但し、日本に在住する第三国人の消費に充てられる商品の輸出はオープン・アカウトによらず(四)に記したアメリカ向輸出の場合と同じ規定が適用される。かかる規定は結局英本国の対日為替政策に則つたものであつて日本が英本国の為替管理規則の上で双務勘定国となつていることに基づく。尤も、最近に至り対日輸出入制限は国際情勢の変化と日英間貿易協定の改訂と香港が再び磅地域に指定されたことから幾分の緩和を見ている。

尚、輸出一般に関して次の規定が設けられている。即ち、(一) 輸出許可を必要としない輸出の場合は船積後四十八時間以内に輸出申告書を商工局に提出しなければならない。(二) 輸出許可の有効期限は原則として七日間とする。(三)

許可証、申請書はいずれも一弗の印紙を貼付しなければ無効である。(四) 輸出許可が発せられても仕向国に於いて輸入が許可されたことの証明とはならない。

以上述べた香港の統制は主として磅価の維持と米弗の獲得を目標としたものであつて、中国との貿易が解放されている間はたとえこれを文字通り嚴重に履行しても香港貿易の繁榮を阻害することは少く、況や香港の特殊事情を吞込んでいる政庁は比較的に自主的立場を保持していたため、例えば右輸出入規則に於いて禁止、制限等の条項を設けていても、特殊の場合を除き商工局の許可さえ得れば如何なる地域とも如何なる商品をも輸出入なし得るように但書が添えられているのであつて、これは取締にかなり幅を持たせている規定といわなければならない。このためか前述のように、統制後に於ける香港貿易は輸出入ともに増大して未曾有の繁榮を招いたわけである。

しかるに、この繁榮も一九五〇年六月朝鮮動乱の勃発とこれに対する中共の介入があつてから事態は一変せざるを得なくなつた。アメリカの中共に対する感情は同年五月頃から次第に悪化していたが、当然ながら先ず対中国經濟援助を打切り、朝鮮動乱が勃発するや応急措置として中共向輸出許可を一切取消した。英国も亦これに倣つて中共向石油を禁輸に附した。同年八月に至り遂にアメリカは中共向並に香港向戰略物資の輸出禁止を断行し、フィリッピン、日本も直ちにこれに追隨し、英国を含む国連諸国も間もなくこれに同調した。英国の対米同調は香港にも歩調を一にすることが要請された。即ち、一九五〇年八月八日英本国からの指令に基づいて香港政庁も中共地域に対し戰略物資の輸出禁止を発表した。この禁止令には金属工作機械類、銅鉄製品類、化学藥品、科学機械、非鉄金属、運輸機械、石油製品、石油精製器械、電子器械(真空管を使用するもの)、航空器材の十類二百品目を含んでいる。

これより先、英国は國際收支の極端なる逆調のためドル不足を來たし、これを緩和する手段として終戦前に布いた為

替管理を改めて強化し、磅地域即ち指定地域の障壁を高めて磅の流出を防ぐと共に、ドルを英本国に集中する策を立てたが、遂に一九四九年九月には磅価の引下を余儀なくされるに至つた。しかし、この英本国の危機に際しても香港は指定地域の外に置かれたため香港自体は中国との貿易にも本来の再輸出貿易にも殆ど支障を来たことがなかつたばかりでなく、英蘭銀行の爲替取扱方も香港に対しては特に緩和されており、唯指定地域であり且つ香港から従来比較的多く輸入していた印度、濠洲などに対する輸出手続に多少の煩瑣を味つていた程度であつて、實質的には輸入も増加し輸出、

再輸出も益々増加する傾向にあつた。この事實は既に詳しく述べたところである。

	輸 出	輸 入
1950. 1-6月平均	84	61
7	64	55
8	113	75
9	174	106
10	195	89
11	198	85
12	177	97
1951. 1	249	78
2	188	48
3	258	99
4	214	94
5	151	85
6	147	84

Source: 香港大公報

香港政庁の対中共地域禁輸措置も一時的には業者に強いショックを与えたようであるが、香港の特別事情、例えば輸出入業界に於ける華僑の勢力の莫大なること、及び中共地区にある銀行会社等にして香港に支店、その他代表者を持つているものが多く、しかもこれらが商売に老練であるばかりでなく勢力も侮り難く、このため香港中共間の貿易支障は表面的には兎も角實質的にはさし

て影響がなく、依然として増加の傾向を辿つていた。

ところが一九五〇年十二月四日アメリカは朝鮮動乱を早期に解決する意図を以つて中共地域及び香港に対し戦略物資の輸出禁止を強化するため、アメリカの汽船及び飛行機が中華人民共和国の港及び都市に到ることを差止めた。又同年十二月十六日には更に中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国のアメリカに於ける財産を凍結してアメリカ政府が

これを管理する法令を公布した。これによりアメリカの物資は香港を通過して中国に再輸出することが出来なくなつたわけである。アメリカ政府のこの措置に次いでカナダ、フィリッピン、日本なども亦これに追随した。しかし、事實はこの間といえどもアメリカからさへ多量の物資が中共向及び香港向に輸出されていたことは貿易統計によつても明かであるが、この間の内情については、合衆国会に於いて中共向輸出の多いことを攻撃した一部の国会議員に対してアメリカ合衆国商務長官ソーヤー(Charles Sawyer)の弁解と反駁とがよく物語つてゐる。即ち、これによると、(一)戦略物資は輸出していない。中共は却つてアメリカに対しタングステン、錫、桐油、羊毛などの戦略物資を供給している故に全面的禁輸は反対である。(二)中国に於ける民間の戦争犠牲者に報復を加えることはよろしくないから、最小限度の民需物資を輸出した。(三)アメリカを出航した外国船舶が外国港で戦略物資を積込み、これを中国の港に陸揚してもアメリカ政府にはこれに干渉する権限がない。(The New York Times, Nov. 13, 1950)

然るに、中共政府もこれに対抗して一九五〇年十二月二十八日対米資産の凍結を命令し、中華人民共和国内にあるアメリカ政府及びアメリカ企業の一の財産を人民政府が管理して、その移転及び処分を制限禁止し、且つ人民共和国内の銀行にある一切のアメリカ公私預金を凍結して、正当の業務及び個人生活を維持するに必要な費用を支出する際にも一々政府の許可を必要とすることとした。これと同時に香港に対しては広州対外貿易管理局を通じてバター制による貿易機構に改める旨発表し、中国殊に広東の対香港貿易の円滑を期すると共に「先進後出」のモットーを掲げて必需物資の輸入促進を計つた。この兩國に於ける措置は従来兩國間の大部分の取引を仲介していた香港にとつては重大事件であつて、香港商人は取りあえず対米対日貿易を歐洲、濠洲、南阿方面に切換えて、その需要する工業原料、化学藥品及び金屬類の供給を補うことに狂奔した。一九五一年一月に至るとフランス始め英國及びその属領を含む国連諸国も一斉に

アメリカに同調して対中共及び対香港禁輸を行い、対香港輸出は香港の地場消費品のみに限られることとなつた。

国連諸国のこの強行措置は勢い香港自体をして更にこれに應ずる適宜の体制に一步進めざるを得なくなつた。即ち、香港政庁は先ず十二月八日に以前の禁輸品目に加うるに百十品目に亘る武器、軍需品を禁輸に付したが、一九五一年六月十五日に至り英本国からの指令により、香港と中共地域と地を接している新界北部辺界区域の境を封鎖して人と物の交通を遮断する命令を出し、更に同月二十二日には新に新管制弁法を布いて禁輸品目にゴム、鉄鋼製品、モーター、車輛等の二十二品目を再度追加して累計十三類三百三十二品目を禁輸品とし、これと同時に禁輸品目の輸出入にはすべて許可証を受けることを必要とし、香港に輸入される物品は唯香港の自用に供する物及び許可された目的地に再輸出されるものとすることを規定した。しかも後者は貨物が到着後、指定の倉庫に保管するを要し輸出証を取得して後始めて輸出することが出来ることとなつている。即ち、この間貨物は香港官憲の監督下に置かれてゐるわけである。

この最近の措置に至るまで香港の業者は思惑輸入に狂奔し、そのための輸出入は却つて月々に増大を見、殊に六月二十二日の直前には香港市内のあらゆるストックが市外に搬出されて運輸機関は悉く大混雑を呈するに至つたという。業者の焦燥、暗躍は極端に達し、さすが不死身の如くに見られていた香港貿易界も、これを機として降り坂に向いつつある。中国から離れた香港はその存在価値の大半を失つたものである。今後暫くは華僑の商魂による地域転換ととして永久に絶滅し得ない密貿易の跳梁に任かせてその貿易が続けられることになるであらう。

斯くして、昔日の自由貿易港香港は最早事実上自由港ではなくなつた。貿易の極端なる不自由は今日の世界的趨勢であつて独り香港のみに係わる問題ではないけれども、一九二九年の世界恐慌前後から世界を風靡して来た関税の引上と

香港貿易の性格

輸出入統制との最中にあつても、毅然として自由貿易の建前を堅持して来た香港も遂に米英その他外界の事情に押しまゝくられて、本来の自由貿易港たる性格を喪失してしまつた。香港が他の英領自由貿易港に比して遙かに優つて自由貿易港たる機能を發揮し得た根本理由は、香港が中国の南岸に接觸している事実であり、この事実が又今日香港をして逆に自由貿易港たる性格を失わしめざるを得なくした理由でもある。香港が英領になつた当初から自由貿易制をとつたのは英国商品のアジア市場への進出とアジア資源の吸収のため最も有利な策であつたからであり、最近自由貿易制を次第に後退せしめて遂にこれを捨ててしまつたのは英国の本意とするところではなく、英国の國際政治的立場から己むを得なかつた処置であらう。もし、これを英国が領せず、他の国の領土であつたとすれば、これほど永く自由貿易港たる地位を維持し得なかつたかも知れない。然らば、香港の今日の体制は一時期的のものであつて、國際情勢が緩和すれば再び元の自由港たる性格をとり戻す日のあることが予想されるだろうか。

思うに、香港が自由貿易性を失うに至つた表面上の原因には二つある。一は最近の英国の為替政策の一環としてとられてゐる為替統制から来る輸出入統制であり、他は国連の対中共禁輸の余波としてとらざるを得なかつた貿易制限である。この二つの原因とも香港が政治的に英国の羈絆下にあるから生じることであつて、決して香港自体の自主經濟の立場から必然に起つたことではない。元來、香港には政治的自主性のないことは勿論であるが、經濟的にも亦自主性がなく、殆ど悉くが外國經濟の仲介を以つてその使命としており、徒つて外國の經濟事情に強く左右されているという事は今までに詳しくその実態を述べた通りである。しかし、その經濟の依存するところが實は本国である英國ではなく、中国及びその他東アジア諸国であるというところに今日の香港の苦惱がある。政治的には英國に縛られ、經濟的には中国及び東アジア諸国に依頼していることは、香港のあらゆる立場をして極めて不自然な状態に置いているといわなければ

ばならない。

香港が自由貿易性を失うに至つたこの二つの原因のうち第一の原因は、磅の國際的地位が安定するに至れば解消するの意を含んでいる。しかし、磅の将来即ち将来に於ける英國經濟の國際的地位なるものは極めて予測し難いものであつて、従つて永く現在のままの状態であるならばこの原因からの解放は、たとえ香港が磅地域から再び離脱することがあつても、却つて磅地域から閉め出されることから生じる不利な立場に置かれることになる。けれども自主的に貿易を行ひ得るといふ建前だけは保つことが出来る。第二の理由は朝鮮動乱に伴う非常措置ともいふべきものであるから、かかる對香港禁輸政策が永く続くものとは考えられない。この解消は時間の問題である。いずれにせよこの二つの原因から生じた事態は、香港が英國の羈絆から完全に離脱してたと仮定すれば、たとえ香港經濟が英國資本の勢力下にあるとしても起り得なかつた性質のものであると信ぜられる。

香港の自由貿易性喪失の原因として吾々が重視するのは、近年に於ける香港貿易機構の中に潛在する自主的政策に係わるものである。元來、香港の關稅は既述のように極めて限られた品目に対して課せられており、酒、タバコ、化粧品及び藥品類、石油製品、飲料水の五品目であつて、香港同製品の消費税より幾分高い程度の税率である。香港の自主的關稅はこの五品目に対する關稅だけであつて、これだけならば自由貿易港たる性格に影響するとはいえない程度である。何となれば課税目的は消費税をカバーすることにあるだけだからである。この本来の關稅に加えるに、一九三二年オックスワース會議の協定による英國、屬領、自治領間に設けられた特惠輸入税制度により、同地域相互間に於ける生産品の交流を円滑にし輸出を盛にするため同地域内の製品、殊に英國製品を保護する目的で第三国製品に対し特に定められた關稅がある。これは香港自体の理由によつて設けられた關稅ではなく、英植民地なるが故にこの協定に加盟せざるを得な

香港貿易の性格

かつたということは勿論である。尤も、この協定あるが故に香港製品の英地域への輸出が幾分有利になつてゐる事實は認められる。しかし、この協定による特惠関税制度―裏からいえば保護関税制度―を香港が布いたという事實は、多分に将来の香港の政策を暗示するものがある。即ち、この制度が機縁となつて将来何等かの保護関税を自主的に設けるであらうことを今から予測し得るからである。前にも述べたように香港の地場工業は戦後極めて著しい發展を遂げ、繊維工業とゴム工業とは最も将来を期待されている。共に輸出工業を目指して著しい拡張を見ている。市場の景気によつて盛衰は免れないけれども、いずれもアジアに於ける消費品である点から外国製品との競争は避けられない。今でこそ国際經濟の混亂のうちにあつてその保護政策は見失われているけれども、總べてが落着いて来た時には香港産業を保護するの必要を感じ、恐らく同類の外国輸入品に対して何等かの制限の手を打つに至るであらう。これこそ香港の自由貿易性に制限を加えることに於いての本質的な事件である。

第二には戦前からとられている輸入割当制に係わる問題である。元來、香港に於けるこの輸入割当制は一九二九年世界恐慌の後に歐洲諸国に於いて採られた輸入割当制とはその動機に於いて又規模に於いて著しい差がある。即ち、一九三二年前後から歐洲諸国に於いてとられた輸入割当制は、当時農産物価格の暴落と磅価の下落のため英國、独逸の産物が各国に盛に輸入されることとなり、これに外貨の欠乏、国内資金の不足が伴つたため、各国とも当時の經濟活動水準を維持することが困難となつたので、先ず最も早くこの危機に当面していたフランスに於いて農林畜産物の輸入割当を行つて産業を保護し、同時に為替統制を布いて外貨需要を抑制する措置に出でたことに始まる。次いでベルギー、スイス、和蘭に同様の措置をとらしめ、亦輸入割当の品目も工業製品にまで拡大されて遂にこれが世界的傾向となつたのである。この輸入割当制は農産物の価格が回復し磅価が安定した後も永くその形骸を残し、関税と併立して寧ろ関税以

上に強力なる輸入制限の役割を果たして来た。即ち、過激なる經濟變動に際しては国内産業を保護する手段として関税引上は寧ろ緩漫に過ぎ、一挙に直接に輸入を喰止める割当制でなければその目的を達し得ないということを經驗したので、その後永く続いた不安なる世界情勢が各国をしてこの非常措置を撤廃することを躊躇せしめていたからである。各国に於ける極端な産業保護策は当然に相互の貿易を阻害するばかりでなく、國際親善を甚だしく傷けることになる。ここに、その後各種の貿易協定が各国間に於いて結ばれることが流行し出したのも亦自然の成行といわなければならない。

これらの輸入割当制に比べると香港の割当制はその範圍は狭い。その設定の動機は限られた輸入資金を以つて住民の生活必需品を確保する点にあるのであつて、先ず住民に対して配給制を布いている物資、即ち米、バター、肉類、砂糖、薪、石炭、コークス、綿糸等の輸入に必要な外貨を確保する意味を以つて輸入割当制を行つたものである。このうち食糧殊に米は最初「國際緊急食糧割当委員会」により輸入地域別に割当てられていたが、一九五〇年一月一日を以つてこれが終了をづけ、香港は引続き直接輸入先であるタイ、ビルマ、仏印、エジプト等と交渉して輸入割当量を決定し実施している。これらはいずれも政府輸入の形で行い輸入業者をして実務に当らしめている。この割当制が香港産業保護の意味で工業原料などにも拡大され貿易協定の形で実施を見ているのが現行の政府輸入制度である。この輸入当制乃至貿易協定は如何に規模が小さくても自由貿易を廃棄した意味であることには變りなく、殊にこれが自ら自由貿易港と称する香港だけに問題は大きい。即ち、自由貿易港たるためには貿易を相互に制限する意味の貿易協定の存在は許されない。何となれば、かかる貿易協定は関税以上に貿易の障壁となるからであり、唯これが両国間の納得づくで設定されるため関税引上よりは平和的であるというだけのことだからである。又、この制度は一旦貿易機構の中にたとえ一時的の意味で導入されたとしても、ややともすれば定着する性質を有している。このことは過去の歴史が幾多証明しているところ

である。

以上の二点から見て香港の自由貿易港たる性格は今や本質的に失われ、且つ将来に於いてもこれが復活する見込はないものと見る。香港が英国植民地たる現在の地位をそのままとして存続し、いつの日か再び英国が香港に於ける自由貿易政策を復活せしめたとしても、今度は香港自体の理由によつて過去に見られたような自由貿易港に再び戻ることは極めて困難となる。唯問題は香港貿易の本来の使命たる再輸出貿易の前途であつて、これは前に述べた香港の特殊的位置に根を置いている貿易であるため、外部から不自然なる抑圧さえ加わらない限り永久に榮える運命にある。一方に産業保護政策を遂行し他方に再輸出貿易の円滑發展を期するためには、香港は外国に於いて現に設けられている自由港区乃至は外国貿易地帯の如き性格をもつ地区を市又は港の中に設定することが必要となるであらう。しかし、真にアジア諸民族のためを思うならば、香港は國際的に見れば微々たるその産業を犠牲にしても、市全域を飽くまで自由貿易地帯として復活せしめ、國際經濟上の中立的地位を保ち國際的緩衝地帯としての役割を果たすべきであらう。東アジア及び南方の生産品がここを介して交流し、過去に大なる実績を持つ金融機關が中心となつて、貿易決済の中心市場となることは、その位置からいつて甚だ自然のよう思われる。

参 考 文 献

- 香港上海銀行の支那に於ける活動（台湾銀行調査課、大正三年）
- 香港上海銀行の発達及其の現況（朝鮮銀行調査課、大正四年）
- 香港に於ける工業（台湾總督府殖産局、大正四年）
- 香港事情（外務省通省局、大正六年）
- 香港に於ける銀為替（横浜正金銀行調査部、大正八年）
- 香港概観（前田宝次郎著、大正八年）

- 香港金融機關（台灣銀行調查課、大正九年）
- 香港の港勢と貿易（台灣總督府官房調查課、大正十一年）
- 香港要覽（台灣總督府調查課、大正十一年）
- 南支那の開港場（台灣總督府調查課、昭和六年）
- 南支南洋研究調查報告書（台北高等商業學校、昭和九年）
- 南支那に於ける密輸の研究（林和二郎著、昭和十二年）
- 南支那（大阪毎日新聞社編、昭和十四年）
- 南支大觀（日本合同通信社編、昭和十四年）
- 南支經濟論（河合俊三著、昭和十六年）
- 東亞南方諸國と支那開港場（田北隆美著、昭和十六年）
- 香港（小椋広勝著、昭和十七年）
- 香港貿易の手引（通產省通商局執筆、昭和二十六年）
- 香港大公報（日刊、同摘訳「中國經濟情報」月二回、神戸大學經濟經營研究所發行）
- 調査月報（月刊、日本銀行調査局）
- 東京銀行月報（月刊）
- Eitel, E.J., Europe in China: History of Hongkong from the Beginning to the Year 1862, 1895.
- Foster, L., Echoes of Hong Kong and Beyond, 1934.
- Thorbecke, Ellen, Hong Kong, 1938.
- Replow (S.H.) and Barker (M.), Hong Kong: Round and About, 1939.
- Wood, W. A. Brief History of Hong Kong, 1940.
- Cressey, G.B., Hong Kong, Beachhead for Democracy. (Far Eastern Survey, Aug. 22, 1951, American Institute of Pacific Relations.)
- Annual Report on Hong Kong, 1948, London.
- The Chinese Year-Book, 1940-1941.
- Blue Book, Annual, 1939.
- Historical and Statistical Abstract of Hong Kong, Decennial, 1932.

香港貿易の性格

Trade and Shipping Returns; Monthly and Annual.

Far Eastern Economic Review, Hongkong; Weekly.

United Nations, The Economic Survey of Asia and the Far East, 1950.

The Statesman's Year-Book, 1950.

(附記) 本稿は昭和二十六年度社会科学研究所による研究の一部分である。

戦後神戸貿易業の實態

——神戸市貿易業實態調査に基いて——

藤 井 茂

目 次

- 一、序
- 二、貿易業の復興状態
- 三、貿易業の規模
- 四、貿易業の経営形態
- 五、貿易業の経営分析
- 六、貿易業の適正規模
- 七、貿易業の資本構成
- 八、結 語

——神戸貿易業の問題と対策

戦後神戸貿易業の実態

一、序

戦後日本経済の再建において重要な任務を担う貿易業がいかなる実態を備えているかを具体的に検討することは、貿易政策の必要から見ても、貿易経営の上から見ても極めて重要なことであると考える。

昭和二年八月に民間貿易が一部再開せられてから、丁度一年を経た二三年夏、神戸市経済局貿易課では貿易行政上の基礎資料を得るために貿易業の実態調査を企画され、その実行について私に依頼された。当時はまだ輸出貿易の一部が民間の自主性に委ねられたばかりで、輸入は政府貿易の形で行われていたし、海外との接触はバイヤーを通じるのみで、いわゆる官貿易の状況下にあつて貿易業界はなお混沌として、貿易業者の実態は業者自身でさえ把握しかねる状態であつた。

私は神戸市の右の企てが、混沌状態にある神戸貿易業の実態を明るみに出し、行政上の指針を見出す上に適切であるのみならず、学問的にも有意義であることを思い、神戸大学における私の研究室の課題として進んでこれを受諾し、二年八月の暑中休暇を利用して、研究室の学生六名を煩わして第一回実態調査を行つた。

この種の調査が一回限りでなく、毎年連続して行われることによつて、再建せられ行く神戸貿易業の発展傾向を捉えることが可能となるので、爾後、毎夏同様の調査を重ねて、本年八月で第四回実態調査を完了した。この間において日本貿易は幾多の困難を経ながらも一路回復の途を辿り、講和条約の調印を迎えることとなつたのであつて、第一回より第四回にいたる毎年の実態調査の記録は、貿易再開より講和会議にいたるまでの歴史的期間における神戸貿易業の歩みの跡を物語るものである。そして、それはまた全日本の貿易業の辿つた足どりでもあるわけである。この意味において、

これら四回にわたる調査を基礎にして、その実態を明確にすることは意味深いものがあると考え。

私はこの調査によつて、一方において神戸市の行政上の必要に応えるとともに、他方において、私のささやかな学問上の要求を満たしたいと念じた。即ち、貿易業の適正規模の検出という課題と、貿易業と生産業の繋り方式の解明という課題である。前者は日本学術振興会第一一八（中小産業）小委員会の委員の一人として、貿易業のあり方を自らの担当分野として受持つてからはとくに刺烈な要求となつたもので、工業におけると同じような適正規模が貿易業についてはいかにして検出が可能であろうか、また、それはいかなるものとしてあらわれるであろうかに苦心と興味をかけた。後者の課題についてはかねてから私の行つてきた輸出中小工業の実態調査や研究との関連において、貿易業の側面からつきとめて見たいと願つていたところである。

併しながら、この二つの課題ともに今までの調査では十分な資料を得るに至らず、確定的な結果に到達していないことを遺憾とする。これは一つには調査票に掲げるべき事項が余りに多く、必ずしも私の学問上の要求のみを盛ることができないことと、質問が余りに細目にわたるときは却つて業者の記入上の妨げになるという事情に基くもので、将来は抜取り調査で詳密な調査を行い、一般的調査と併行して確定的な結論を得たいと思つてゐる。

右の二点に加えて、最近において私の関心を惹く問題は貿易業における資本構成の脆弱さということと、このことは貿易業の過度競争現象とともに、その実態を見究めたいと思つた点である。

主として右のごとき問題意識に基いて、過去四ヶ年に跨る神戸市貿易業実態調査の結果を整理し、一応の結論に到達した。以下はその要旨である。

なお、この調査の方法について一言しておく必要があると思う。

戦後神戸貿易業の実態

調査に当たってはまづ、調査票を作り、研究室の学生が予め整備しておいた貿易業者の名簿に従つて、一々戸別訪問し、調査票の記入事項の説明をした上で、後日再び歴訪してこれを回収する方法をとつた。時には十回以上足を運んだこともある。業者の理解と協力と調査員の熱心さのために回収率は相当に高く、記入も豊富でこの点では相当の成果を収めたと考えている。

調査票には三十数項の調査項目を設けたが、その中には毎調査毎にあらわれる恒久的事項と、その年々の業界の問題点について業者の実情や意見を知るための臨時的事項とが盛られており、かつ恒久的項目についても、年とともに改善したので、毎年一定の形式で調査したわけではない。

調査対象は毎年同一ではなく、神戸市内に営業所をもつものについて捉え得る最大限を捉えることにした。

調査対象は輸出入專業者のほかに、輸出売込商、輸出入を兼営している製造業者、加工業者、輸出品の梱包業者をも含んでいる。製造業者や加工業者は厳密に言えば輸出入業者と別個に取扱うべきであるが、必ずしもこれを別途に取扱っていないので、統計上若干の不確実さを導入していることを認めねばならない。併しながら、区分し得る限りは別個に取扱うようにしたし、概略の趨勢を見るためには大きな妨げにはならないと思う。

調査に当る学生が毎年新しくなる（一部分は必ず経験者を残すことにしているが）ので、四回を通じて同じ条件のもとに調査したとはいひ難い。又統計作成についても毎年同じ方法によつてゐるわけではない。これらの点を考慮に入れてもなお、毎回の調査についてある程度の比較は許されるところである。

調査は前年の七月一日から当年の六月三〇日に至る一ケ年を全年としてゐる。

第一回調査 昭和二十三年八月一日現在

第二回調査 昭和二十四年八月一日現在

第三回調査 昭和二十五年八月一日現在

第四回調査 昭和二十六年八月一日現在

二、貿易業の復興状態

戦前神戸市には邦人貿易商社約一、二〇〇を数えたといわれている。戦後貿易再開とともに、貿易業者と呼ばれるものの数はあるいは四〇〇といわれ、あるいは五〇〇と称せられていた。果して如何程と見ていいであろうか。われわれの第一回調査の一つの課題はこれをつきとめることであつた。

まづ、昭和二二年一二月、神戸市貿易課の編纂した「在神貿易業者名簿」を基礎にして二二四社を対象としてとり上げたが、実際調査に当たつて見ると、昭和二二年一二月から調査の時までの八ヶ月間に解散したものが二三、現存するも貿易業者の性格を有しないもの、またはその他の理由で調査票の回収し得なかつたものが二一あり、結局一八〇社が調査の対象となつた（形式的回収率八〇・四%、実質的回収率八九・六%）このうち、輸出商品の製造業者で直輸出を行つていないもの一五社を除いて一六五社について統計表を作成した。そのうち神戸市に本店をもつもの一二六社、他所に本店をもち神戸に支店のあるもの三九社であつた。このほかに調査洩れのものもあるので、確定的に貿易業者と見得るものは全体において約二〇〇社と推定していいと考えられた。

当時、民間貿易再開後一ケ年を経たばかりで、業者の活動余地も狭く、取扱高も少く、かつ種々の隘路が山積していたので、貿易業者もまだ本格的な活動を開始するに至つていなかった。調査票ではこれを終戦後の輸出件数別で捉えたのであるが、終戦後輸出準備はしているが海外通信の運びにいたつていないもの本支店を合して全商社一六五社のうち一八・二%、海外通信はあるが取引にいたつていないもの二六・八%で、取引件数一〇件未満のもの二八・五%、一〇件以上五〇件未満二三・〇%、五〇件以上三・六%という状態で、貿易準備中のものが全体の四五%の高率を占めてい

たのである。

右の貿易開始に至らざるものはもとより、貿易開始のものも、その主たる活動分野は国内取引に置かれていたものであつて、中には、貿易や商業と全然関係のない業務を兼営して貿易業復帰に備えているものもあつた。そのうちの特異のものとしては鉾山経営、土建業、進駐軍用輸送代行業、菓子製造業などである。かくて第一回調査において捉え得た実態は貿易準備期を反映しているものといひ得る。

第二回調査に際しては貿易業者の相貌も稍々固まつて、対象として予定されるものも三一社に増加した。これを戸別に當つて見た結果、前回調査後の一ケ年間に解散したもの、市外移転、貿易業者ならざるもの、合併、住所不明などで本来的に調査不能のもの四六社が判明し、確定的に調査対象となつたものは二六五社、そのうち、調査票の回収し得たもの二四八社（実質的回収率九三・六％）となり、前年に比して六八社を加えた。二四八社のうち、本店は一八九社、支店は五九社であつた。

前回調査に比して第二回調査においては、神戸貿易業は一段の発展を示し、その輸出取扱高は前年（昭和二三年）上半期を一〇〇として本年上半期は金額において二六五・四、数量において一九八・六とそれぞれ増加した。併しながら、国内的にはドッジ・ラインに基く金融の逼迫、為替レート設定による一部商品の採算難、国外的には海外市況の把握困難、貿易活動上の不便等の事情が重なつて、貿易業者はまだ本格的な活動に入つたとはいひ難く、調査票にあらわれたところによると、専業の貿易業者といつても程度の差こそあれ、依然として、国内商業やその他の事業を兼営しているものが多い。即ち、全取扱高中、内地向取扱高の占める比率を見ると、殆ど内地向ばかりを取扱っているものはこの項記入一〇三社中の二〇社（一九・二％）、逆に内地取引依存率五％未満のものは八社で七・七％に過ぎない。また、買

易引合中との回答を寄せたものが、回答一九一社中八四社（四三・九％）と依然として高率を占めている。

かくて第二回調査の結果もまた黎明期の胎動を反映しており、日本貿易正常化直前の実態を示すものであったのである。

第三回調査では予定商社は前年の三一社より増加して三六〇社であつた。併しながら、貿易業が次第に軌道にのつてきたのに鑑み、貿易準備中なるも未だ貿易実績なきもの（三八社）は調査対象より除き、そのほかに、前年より本年にかけて解散または休業中のもの（二五社）、市外移転（三八社）、本支店合併、建物焼失等（五社）を除いて、確定対象は二五四社となつた。そのうち調査票の回収し得たもの二二二社（実質的回収率九〇％）で、うち本店一五〇社、支店、七一社である。

第二回調査に比して第三回調査では、輸出はさらに増加し、前年（昭和二四年）上半期を一〇〇として本年上半期には、金額において一七九・一％、数量において二〇三・六％の指数を示し、引続き相当の飛躍をとげ、とくに数量の増加率が高い。これはこの期間において、取扱商品の価格下落がはげしかつたことを物語り、漸く軌道にのりかけた貿易業の苦悩を示すものである。この調査の期間である昭和二四年七月以降の一ケ年間に於いては国内的には金融制限に伴うデフレ化、国外的には有効需要の減退による輸出滞貨増大の時機で、貿易業が買手市場の試練に面した時である。併しながら、昭和二五年一月以降、輸入貿易も民間扱いとなり、在外事務所の設置、邦人海外渡航の緩和等貿易活動上の制約は漸次解除され、海外市場への接近も容易となつて、貿易正常化への第一年でもあつたわけである。

第四回調査の時には、すでに神戸貿易業は一応その本来の形態と活動を確立したと見られ、対象として予定した業者数も第三回に比してむしろ少く三四五社であり、そのうち住所不明（二五社）、解散（一七社）、休業（一〇社）、市

外移転（六社）、合併（一社）、貿易業ならざるもの（六社）計六五社を除いた確定対象は二八〇社であつた。そのうち、調査票回収済みは二六八社（実質的回収率九五・六％）で、本店一九九社、支店六九社であつた。これによつて見るに、調査洩れのものを含めて、神戸市の貿易業者数は大約三〇〇社と見るのが適當であると思う。

第三回調査の期間の終り頃に勃発した朝鮮動乱は第四回調査にその影響の全貌を印したのであつて、この一ヶ年間に貿易はさらに増進した。即ち、前年（昭和二五年）上半期を一〇〇として本年上半期には輸出については、金額指数で二八〇・六、数量指数で一五九・二を示し、輸入については金額で二三〇・四、数量で一五三・二を記録した。輸出入ともに前回の調査とは逆に、金額指数の方が数量指数よりはるかに高いのはこの期における取扱商品の価格騰貴を物語り、動乱の影響を示すものである。朝鮮動乱は通常の輸出のほかに特需を促した。調査票では特需をも捉えんとして十分な回答は得られなかつた。特需については繊維品が八二・一％を占め、機械が一一・四％で、他は少く、取扱商社は九四・一％が資本金一億円以上の大商社であり、資本金一千万円以上一億円未満の商社が五・六％で両者を合して九・七％を占めている。このことは特需は中小規模の業者には殆ど関係がなかつたことを示すものである。

朝鮮動乱は神戸貿易業の取扱高を増進したが、昭和二六年四月以降は世界的物価低落のため、輸入滞貨と値下り損失ならびにその金融問題を惹起し、輸出についてもキャンセル続出して輸出滞貨の問題に当面し、貿易業者に未曾有の混乱と危機を齎らした。調査の時期においてはこれらの困難が深刻化しようとしている時で、まだ致命的な打撃としては記録されていない。従つて、第四回調査は動乱貿易の好調面を捉えたものといひ得よう。

以上のごとくにして、神戸貿易業は日本貿易の回復し、正常化するとともに回復し、正常化して行つたのであつて、

貿易業者も初期の混沌状態から次第に形態実質共に固定化して行つたし、その間に貿易業者の数も約五割を加えたと思われる。いま第四回調査に基いて創業年次別業者数を見るに、総計二六八社のうち、一七〇社（六三・四％）が昭和二〇年以前の創業であり、九八社（三六・六％）が戦後の創業である。戦後創業のものの中には旧財閥系のものもあるが、兎に角、前者が明治・大正・昭和の長年月の間に培われたのと思ひ合わせて、僅々六ヶ年の間にこれだけの数と比重の新貿易業者の出現したことは注意されてよいであろう。

その反面において、多数の業者が解散したり、休業したり、消滅したり、合併したりしたのであつて、その数が、毎回調査の当初において対象として予定した貿易業者数の一割ないし二割にも及ぶということは、この四ヶ年の期間における貿易業の不安定さを表明している。尤もこの不安定さは既存の商社の崩壊というよりは、日和見的業者の脱落と見るべき節が多く、試験的・過渡的時代の特徴を示すものである。朝鮮動乱の後半における価格低落が既存業者にいかなる影響を及ぼすかは次回以後の調査に俟たねばならない。

（註一）昭和二六年通商白書によれば昭和一二年全国貿易業者の営業所数五、五九一のうち、その一六・一％即ち八九六が兵庫県にあつたに対し、昭和二五年九月には全国の貿易業者（同年一月より九月までの間に輸出入実績のあつたもの）の営業所数二、〇八一のうち、一〇％即ち二〇七が兵庫県に存在するという（同書、四四―四五頁）。そのうち二四は外国人商社である。われわれの調査はその対象が若干広められているが、地域としては神戸市だけに限っているので狭いわけである。従つて、われわれの調査対象数は通産省のそれよりも可成り多いわけである。

（註二）戦前神戸には約四〇〇の外人商社があるといわれていた。第一回の調査のときには外国のバイヤーが日本に長期滞在することは認められていなかったで、特別の調査は行わなかつたが、第二回と第三回の調査では外国人商社を別個の調査票によつて調査した。第二回調査のときに、手にし得るあらゆる方法によつて外国人商社を尋ね、一〇〇社を選び出した。そのうち、調査可能のものが七七社で調査票の回収できたのは五二社であつた。第三回のときにも同様にして調べて見たが、調査票を回収し得たのは四四社であつた。調査票の回収されたものについては神戸に定住し、継続的に貿易活動を行つていていると見てよいと思われる。その他のものについては、名目的なものや、バイヤー的存在のものが多く、従つて、名実ともに外国人商社と見られるものは五〇社前後と考えてよいであろう。

三、貿易業の規模

(一) 組 織

貿易業はその性質上、卸売業であり、遠隔地取引を任務とする。従つて、国内商業に比して所要資本量も大きく、企業の危険も大きい。従つて、その企業組織を合理的な基礎の上に置く必要があり、この意味で最も合理的で近代的な株式組織が採用せられることは容易に首肯し得るところである。

神戸貿易業についても株式会社組織のものが圧倒的に多いことは右の意味においても当然であるが、株式組織が占める比率が年とともに高くなつて行くことは、一応貿易活務の本格化につれ企業組織の合理化の要請が高まつて行く結果と解してよいであろう。即ち、第一表で知られるごとく、本店については、第一回調査のときには株式会社が六三・五%であつたのが、第二回では急上昇して八〇・八%となり、第三回では八三・七%、第四回では八六・九%まで高まつた。これは個人および株式組織以外の法人が組織を改めて株式組織となつたものである。支店について株式組織が遙かに比率が高いのは支店をもつほどの商社は大規模商社であることを示している。

経営規模と組織との間にはある程度の相関関係があり、第四回調査の結果に徴するに、資本金額一〇〇〇万円以上の商社については株式組織以外の法人はなく、合資会社は五〇〇万円―一〇〇〇万円の階級でとまつており、合名会社および有限会社は一〇〇万円―五〇〇万円の階級でとまつている。これらの事実はそれぞれの組織で経営し得る限界を示していると思われる。

もつとも右のように株式会社組織が圧倒的に優位を占めるにいたつたのは戦後のことであつて、戦前においては、第

第 1 表 組織別貿易業者数比率 (%)

年次別 組織別		第一回 (23. 8. 1)		第二回 (24. 8. 1)		第三回 (25. 8. 1)		第四回 (26. 8. 1)		全 国 (通商白書)	
		本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店	昭和 12年	昭和 25年
個 人		19.0	2.6	12.0	3.9	9.6	4.7	7.1	2.8	45.4	6.5
法 人	株式	63.5	92.3	80.8	94.2	83.7	89.0	85.9	95.8	31.0	86.4
	合資	8.7	—	2.3	—	2.0	1.6	2.0	—	11.0	3.0
	合名	5.6	5.1	3.3	1.9	2.7	4.7	2.0	1.4	9.0	1.7
	有限	3.2	—	1.6	—	2.0	—	2.0	—	その他 3.6	2.4
	計	81.0	97.4	88.0	93.1	90.4	95.3	92.9	97.2		
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

一表に参考として記載した通商白書の全国統計の示すようにむしろ個人経営の方が株式組織よりも多かつたのである。戦前に比して戦後の貿易業の規模は実質的には却つて縮小しているわけであるから、戦後における株式組織への急激な変更は、合理性の追求といわんよりはむしろ税制が与つて力があると見なければならぬであろう。このことは株式会社と称えるものの実態に立入つて見ると、実質的には個人経営と選ぶところがないものが多数に存在することからも推測できることである。例えば、第四回調査によれば、従業員数一〇人未満の株式組織の商社が本店について三一・六%もあることは株式組織が必ずしも近代化された大経営でないことを示すものである。

その反面、個人経営や株式会社以外の法人が必ずしも脆弱な企業とは限らない。それらは株式組織に比して資本・組織の点で劣り、大規模経営に適しないことはいうまでもないが、特定の専門分野において経営者の個人的信用と経験とを中核とし、その責任と管理のもとに、自主的、進取的かつ敏活に活動し得る点において、その適性を發揮し得るのであつて、戦前におけるかかる貿易業

者の活動は看過し得ないものがある。

かようにして、企業組織と経営規模との間にはある程度の相関々係が見出されるわけで、大規模化するに従つて株式組織が多いのであるが戦後の著しい傾向として、実質的には個人経営と選ぶところのない小経営も株式組織化し、株式

組織が圧倒的に増加し、組織と規模との相関々係を著しく弱めたのである。従つて、われわれはさらにヨリ客観的な基準に却して貿易業の規模を判定する必要がある。払込資本金、従業員数、取扱高の三つの標識これである。

(二) 資本金、従業員数、取扱高

戦後物価騰貴の昂進に対し、貿易資本といわず一般に企業の資本がこれに追隨し得ず、相対的に著しく脆弱化したことは周知のところである。それでも貿易資本は除々に拡大されているのであつて、第一回調査当時、本店について、資本金一〇〇万円未満の商社（個人経営をも含めて）が全体の七八・五%を占め、一、〇〇〇万円以上のものは僅に三・二%に過ぎなかつたが、第二回調査では一〇〇万円未満は（個人経営をも含めて）全体の三七・九%に減じ、一、〇〇〇万円以上のものが四・八%に、第三回調査では前者は再び四九・八%に逆転したが、後者は八・八%に増加し、第四回調査では前者が四六・一%、後者が一六・八%となつて漸次資本の拡張が行われつつあることを示している。

併しながら、注意すべきことは資本金一〇〇万円未満の小規模経営がなお本店について半ばに近い比重を占めていることは、貿易資本の大半は戦前に比して資本改善を促進し得なかつたことを意味し、戦後の物価騰貴との対比において、資本の著しい脆弱性を示すものである。このことは一〇〇万円以上のものについても、さらに一億円以上の大規模経営についても妥当なことであつて、戦後の資本金額は経営規模を反映しないといわれるのも理由のないことではない。

資本金よりも確実な規模の指標は従業員数であるが、再び本店のみについて、四回の調査を比較すると、従業員数一〇人未満の小規模経営は第一回調査では四五・二%、第二回調査では三四・四%、第三回調査では四二・二%、第四回調査では四一・三%で、第二回の異例を除いて僅かながら低下の傾向を示している。また、一〇〇人以上の階級については、第一回では一四・〇%、第二回では九・八%、第三回では一四・三%、第四回では一六・二%で、第二回の異例

第2表 資本金別・従業員数別・貿易業者数（昭和26.8.1現在）（本支店総合）

従業員 資本金	3人 未満	3人以上 5人未満	5人～ 10人	10人～ 15人	15人～ 30人	30人～ 50人	50人～ 100人	100人～ 500人	500人～ 1000人	1000人 以上	合 計	比 率 %
個人経営	4	3	5		1	2				1	16	6
20万円未満	3	6	4			1					14	5
20万円以上 50万円未満		3	5	2	1						11	4
50万円～ 100万円		2	14	5	9	1					31	12
100万円～ 500万円	1	5	19	16	23	14	9	8			95	36
500万円～ 1000万円		1	4	4	1	5	8	10	1		34	13
1000万円～ 5000万円		1	2	5	7	4	7	9	2		37	14
5000万円以上		2	2	1	4	6	6	1	3	5	30	11
合 計	8	23	55	33	46	33	30	28	6	6	268	100
比 率 %	3	8	21	12	18	12	11	11	2	2	100	

戦後神戸貿易業の実態

を除いて僅かながら規模の拡大傾向が見られる。

これによつて見るに、従業員数から見た規模は若干の拡大傾向はあるとはいえ、未だ顕著な拡大傾向とはいひ難い。これは貿易業者は国内商業をも兼営しているので、貿易の本格化は、国内商業と貿易活動との比率を変せしめたにとどまり、いまだ規模そのものを大幅に拡大するところまでには至つていないことを示すものである。つぎに進んで、最近における神戸貿易業の規模を明らかにするために、第四回調査に基いて、資本金別、従業員数別業者数の分布度を表示すれば第二表のごとくである。

これによつて見るに、資本金では、五〇〇万円未満のものが本支店を合して全体の六三%で、従業員数別では、五〇人未満のものが略々これと同率の六四%を占める。これからいうと、貿易業においても中小規模の経営が極めて高い比率を占めることが知られる。全体の中で最も集中度の高いのは資本金では一〇〇万円以上五〇〇万円未満の階級で三六%に達し、従業員数では五人以上一〇人未満の階級で二一%を占めている。併し、従業員では一五人—三〇人のところが一八%を占めており、全

体として従業員数の平均値（中位数）は一六人というところである。従つて、神戸貿易業の平均的な規模としては資本金で三〇〇万円、従業員で一六人と見てよいであろう。

これをさらに本店と支店とに分つて見るに、神戸市に支店をもつ商社では個人経営をも含んで五〇〇万円未満のものは支店総数の二〇％に過ぎないのに対し、本店商社については本店総数の七七・八％を占め、また資本金一億円以上の商社一五のうち本店商社は僅かに三社あるのみであつて、神戸に本店をもつ商社の中小性は著しく高まるわけである。従業員数から見ても同様で、従業員数一〇人未満の階級は本店商社については本店総数の四一・三％であるに対し、支店商社については三七・八％である。

かようにして、貿易業についても、その中小性が検出せられ、とくに本店商社についてその傾向が強いことが見出されるのであつて、中小企業の問題は貿易業についても大きな問題たるを失わないのである。

進んで、資本金および従業員数に加えて、取扱高との関連において三者の相関関係を考察して見よう。第三表は第四回調査に基づき、右の三つの標識に照らして貿易業の経営規模を総合的に表示したものである。

この表によると、資本金と従業員数と取扱高との間に高度の相関関係があることが見出されるのであつて、個人商社を別とすれば、資本金が大となるに従つて平均従業員数も年間平均取扱高も大きくなつてゐる。個人商社については例外と見られるが、個人商社必ずしも法人商社より小さいわけではなく、自己資金および従業員数において大商社に匹敵するものも例外ながら存在する。従つて、平均的に見れば、資本金五〇万円未満の法人商社より上位に位する。併しなから、このことは個人商社に零細なものが多いことを否定するものでなく、現実に従業員三人未満の零細企業が個人商社総数の二五％を占め、どの法人商社におけるよりも高い比率となつてゐるのである。

第 3 表 神戸市貿易業經營規模綜合表 (昭和 26.8.1 現在)(本支店綜合)

資本金	268 社 中比率	平均従 業員数	従 業 員 総 数	年 間 平 均 取 扱 金 額					一月一人 当取扱高
				輸 出	社数	輸 入	社数	輸出入	
個 人	6%	11人	154人	万円 1億2千	14	万円 5千	7	万円 1億7千	万円 129
20万円未満	5	7人	98人	6千	38	1千	11	7千	83
20~ 50万円 //	5	8人	88人						
50~ 100万円 //	12	13人	418人	8千	31	1億4千	15	2億2千	141
100~ 500万円 //	33	25人	2,357人	2億6千	59	1億3千	25	3億9千	130
500~ 1000万円 //	13	57人	1,956人	2億6千	18	2億4千	10	5億	73
1000~ 5000万円 //	14	73人	2,694人	4億3千	28	2億9千	14	7億2千	82
5000~ 1億円 //	11	277人	8,354人						
1 億円以上				22億6千	15	18億	11	40億6千	122
合 計			16,129人		203社		93社		平均109

戦後神戸貿易業の実態

表中の年間取扱金額は商社の記載した数字を機械的に集計し平均したもので、客観性に乏しいし、貿易業者の大部分は輸入のほかに国内取引を行つてゐるものもあるわけで、輸出入取扱高のみを以てその取扱高と見ることは当らない。それにもかかわらず、取扱金額が資本金や従業員数のごときより客観的な標識と高度の相関関係を示すといふことは、その限りにおいて資料としての意味をもつことを示すのであつて、このことは、後においてこの数字を基礎として算出する適正規模の判定の確からしさを証明するためにとくに附言しておく必要がある。

すでにのべたごとく、資本金から見て最も集中度の高い階級は一〇〇万円以上五〇〇万円未満というところで、その平均従業員は二五人、年間取扱高は三億九千万円ということになる。従業員数ではすでに見た通り、中位数をとれば一六人ということになり、集中度の最も高いのは五人以上一〇人未満の階級であつたことから見ると、右の二五人というのは少し高きに失する。併し、右の数字は資本金から見た一〇〇万円以上五〇〇万円未満の商社の総従業員数を単純に算術平均したもので、その

限りにおいては、この階級の商社に属する従業員の数を代表するものである。

かくて右の総合表から見て、貿易業の資本金はたとえそれが戦後の物価騰貴に応じておらず、脆弱性をもつとはいえ、経営規模を判定する一つの有力な標識たり得るということである。別の観点からすれば、資本金は昭和二六年八月頃には、貿易業の規模や活動に相應するところまで——もとよりそれは望ましい水準までは程遠いが——一応の修正をなし

遂げていると見ることができるのである。資本の脆弱性については後に取扱高との関連において詳細に検討するであろう。

第三表によつて知られる今一つの点は、規模の小さいものは主として輸取出引に専門化し、規模の大きくなるに従つて輸入取引が多くなることである。即ち、五〇万円未満の商社では輸出が圧倒的に多く、集中度の最も高い一〇〇万円—五〇〇万円の階級では輸入取扱高は輸取出扱高の半ばである。それ以上の規模のものになると輸入の占める割合は遙かに高くなつてゐる。ただ、五〇万円—一〇〇万円の階級で輸入取扱高が輸取出扱高よりも

第4表 業種別・資本金別・貿易業者数(延数)(26.8.1現在)

業種別		機械	繊維	雑貨	鋳工	化学	食料	合計	比率%
資本金別									
個人	本店	6	6	15	7	7	6	47	8
	支店	2	1	2	2		1	8	
20万円未満	本店	4	8	11	2	4		29	4
	支店								
20万～50万円	本店	8	14	21	8	9	8	68	11
	支店	1	3	3	2	1	1	11	
50万～100万円	本店	10	16	20	9	6	6	67	10
	支店		2	1			1	4	
100万～500万円	本店	16	33	34	15	21	23	142	26
	支店	4	13	11	8	5	6	47	
500万～1000万円	本店	5	10	15	4	9	9	52	11
	支店	5	7	6	4	5	4	31	
1000万～5000万円	本店	4	10	14	5	8	6	47	14
	支店	4	9	8	10	9	12	52	
5000万～1億円	本店	5	1	1	2	3	2	14	7
	支店	5	6	7	7	8	8	41	
1億円以上	本店	2	1	1	1	2	2	9	9
	支店	8	10	9	9	9	9	54	
合計	本店	60	99	132	53	69	62	475	100
	支店	29	51	47	42	37	42	248	
比率 %		12	22	25	13	14	14	100	

はるかに高くなっているが、これは例外と見るべきであろう。

(三) 業 種 別 規 模

進んで、経営の規模を業種別（取扱品種別）に検討して見よう。第四表には第四回調査に基いて資本金別に各業種についての規模を本支店に分つて掲出した。業種別分類は、機械、繊維、雑貨、鋳工品、化学製品、食料品の六部門で、一社で二部門以上に跨るものがあるから数字は延べ数である。

通じて見られることは、雑貨を取扱う商社が最も多く（二五％）、繊維これにつき（二二％）、化学製品、食料品、鋳工品、機械については略々その比率がが等しいということである。これを本支店に分つて見ると、神戸に本店のある商社についてはとくに雑貨において高い比率を占め（支店商社数の二・八倍）、機械および繊維ではこれより低く（それぞれ支店商社数の二倍）、以下化学製品、食料品、鋳工品の順となつてゐる。これによつて見れば、神戸市に本店をもつ商社のうちで数的には雑貨を取扱うものが重きをなしていることが知られるわけで、既述の貿易業の規模の中小性と照応することとなる。

併しながら、他の業種部門においても同様に中小性は高いのであつて、全体を通じて見られることは、どの部門でも一〇〇万円―五〇〇万円の階級が最も多いこと、そして本店についていえば、いずれの業種にあつても一〇〇万円未満（個人を含む）の階級が五〇〇万円以上の階級より数的に多いということである。併しながら、本店について、五、〇〇〇万円以上の規模のものが、機械について七社、化学製品について五社、食料品について四社、鋳工品について三社となつてゐるに對し、繊維および雑貨についてはそれぞれ二社づつとなつてゐることは、他の部門に比して繊維、雑貨の規模の小さいことを示す一つの指標となるであろう。

かくて、一般的にいつて貿易業者には資本金五〇〇万円未満の中小経営が圧倒的に多いこと、とくに繊維品や雑貨を取扱うものについてこの傾向が著しいことが明らかになるわけであるが、これは神戸貿易業の特徴であるばかりでなく、広く日本の貿易業全体に通ずる特徴と見てよいであろう。

四、貿易業の経営形態

ここではさらに立入つて貿易業の活動の内容に即して分析して見よう。主たる目標は一つは経営内容の多面化傾向の摘出であり、二つには国内の生産者および輸出入市場との結合方式の明確化にある。

1、経営の多面化傾向

(一) 業態別考察

われわれの調査では、単純な輸出入業のみならず、売込問屋業や、製造業、加工業で輸出入を兼業しているものをも対象にしたことは当初に断つておいたところである。

これらの対象の中には売込問屋業のごとく浮動性の高いものがあり、また製造業や加工業の中には製造、加工を殆ど専業にして偶然的に直輸出入を行うものもあつて、毎回の調査における取扱方も違つているので、各回を通じての比較によつて一定の傾向を見出す操作には適しない。

併しながら、各回の調査を通じて得られる一つの特徴は輸出入業の比率が高いことと、輸出業者が最近にいたつて輸入業務を兼業するようになったことである。

まづ、輸出入業を専業とするものの比率は第一回調査では六九%、第二回、五〇・九%、第三回、七四・四%、第四

回、六五%で、調査対象を出来るだけ広くしたにもかかわらず、輸出入専業者の比率が高いことは、わが国貿易の一つの特徴を示すものである。即ち、わが国では製造業者が直輸出入するよりは輸出入業者を通じて貿易を行うことが多く、これは、多くの製造業者や加工業者の規模が小さいことと相俟つて、製造業や加工業と貿易業との分業関係を反映するものとい得よう。売込問屋業（蒐荷業）もかかる分業関係を媒介するものとしてその機能を果しているわけである。製造業と輸出入業を兼ねるものは、第一回調査では一四・六%、第二回、一五・八%、第三回、一七・七%、第四回、一二%で加工業を兼ねるものは第一回七・七%（このほかに製造加工を兼ねるものが四・八%ある）、第二回、九・六%、第三回、一・八%、第四回、四%で、製造業については比率的に変化はないが、加工業については比率の上で著しく減少している。

輸出品の製造加工兼輸出の形態をとっているものは、少数の大規模製造業者で輸出を兼営するものを除けば、小規模の雑貨業者が多く、その業種としては竹製品、紙製品、漆器、美術工芸品などで、緞通や縫製加工は大規模経営で行われている。

これらの製造業者の中には造船業や製鋼業の如き、直接に神戸市の貿易行政の対象とならない巨大工業は含まれていないから、右の考察だけでは神戸の輸出生産や加工の全貌をあらわしたことはならない。併しながら、概言すれば、神戸の輸出入貿易は直接市内において製造加工されるものよりはるかに多くを他地方で製造加工されるものに依存していると思われるのであつて、単純な輸出入専業者の比率が圧倒的に高いことは、貿易中心地としての神戸の地位を反映するものである。

さらに細く輸出入業と輸入業のみについて、最近における輸出入兼業の傾向を捉えて見よう。輸入業が民間の自主活動

に委ねられたのは昭和二五年一月一日以降であるから、右の傾向を知るためには第三回と第四回の調査結果のみが用いられる。

第三回調査では、輸出業に従事するものは専業で六二社、兼業で八三社、合計一四五社で、輸入業に従事するものは専業で七社、兼業で二〇社、合計二七社で、輸出関係業者が圧倒的に多く、輸入関係業者は極めて少かつた。これに対し、第四回調査では、輸出関係業者は専業で三八社、兼業で一九一社、合計二二九社に対し、輸入関係業者は専業で四社、兼業で一四九社、合計一五三社となり、輸出関係業者に対する輸入関係業者の割合は著しく高くなっている。尤も第三回と第四回とは統計方法に相違があるが、少くとも、専業輸出業者が半数になつたことはこの一ケ年間に輸出業者が顕著に輸入業へ進出したことを物語っている。

かかる傾向を生じた理由としては、第三回調査のときには輸入は民間活動に移されて間もなく、少数の輸入業務に通じた商社に限られていたのが、時とともに輸出専業のものも輸入業務を習得するにいたつたこと、とくに朝鮮動乱の影響で輸入に関心をもち、経験のないものでも輸入に進出したことなどの事情が挙げられる。

元来、輸入業務は信用高く、資本金も大きく、かつ経験を要することも多かつたので、小規模で未経験な業者は輸入に関与することなく、専ら輸出を専業としたものである。ところが最近になつて、輸出入を兼業するものの数が著しく増加したということは、一方において、経営の安定をはかる効果はあり得るが、他方において、未経験な輸入面から生じる危険を孕むこととなる。さらにかように兼業が多くなり、それぞれの専門分野が混乱する結果は、業界における競争を激化せしめる結果を招き、外国に対する取引上の地位を弱めることとなることに注意する必要がある。

(註) 通商白書によれば、営業所数において、昭和一二年には輸出入業六八・四%、輸出入業一九・一%、輸入業一二・五%であつたのが、昭和二

第5表 取扱種目別専門化の割合(%) (本支店総合)

		織 維	鋳 工	雑 貨	食 料	化 学	機 械
輸 出 業	第二回	68.7	55.4	47.3	62.5	54.3	
	第三回	14.8	22.2	8.9	50.9	75.4	14.8
	第四回	15.6	0	24.8	26.0	21.9	5.2
輸 入 業	第二回	54.3	50.0	56.5	57.5	34.1	
	第三回	13.5	26.7	7.7	44.4	50.0	15.4
	第四回	15.0	16.7	15.5	25.2	25.0	9.5

(第二回調査では機械は鋳工品の中に入れてあり、そのために第三回以降の分類とは若干異なる。併し大体の傾向を見る上には比較が可能であらう)

五年には、それぞれ五五・一%、三六・一%、八・八%と変化し、戦後における輸出入兼業者の比率増加を指摘している。この傾向はその後の一ケ年間にさらに著しくなつたわけである。

(二) 取扱種目別考察

経営活動の多面化の傾向は取扱種目別に考察すると一層明確になる。

第五表は各取扱品種目別に分類した取扱商社の総数(延べ数)に対し、これを専門的または重点的に取扱う商社の数の比率を求めたもので、これによつてそれぞれの種目における取扱業者の専門化の程度を推定し得る。

これによつて知られることは第二回調査の時に比して、第三回調査以降はすべての種目に亘つて専門化の程度が著しく減じていることである。これは第二回調査の当時には貿易業は未だ本格化するに至らず、各商社ともにその専門種目を拠点として貿易活動再開をはかつていた準備時代であつたのが、第三回調査時では貿易活動はすでに本格化し、朝鮮動乱後すでに一ヶ月を経過しており、自らの専門分野を多面化して、他の分野にまで進出したものが多いことを示す。若干の例外を除けば、第三回に比して第四回にはこの傾向がさらに強まつていることが見出される。

この一般的傾向の中において、食料品と化学製品については、輸出入ともに、他種目に比して専門化の程度が高いことが注目される。これはこの二種目につい

第6表 取扱種目分散度（総数に対する％）

		一種目	二種目	三種目	四種目	五種目	六種目	計
輸 出 業	第一回	49.7	32.1	7.3	4.3	3.0	3.6	100.0
	第二回	41.2	31.0	19.0	7.0	1.9		100.0
	第三回	29.2	33.9	19.2	11.8	1.9	1.0	100.0
	第四回	33.1	26.5	13.2	13.0	5.6	5.6	100.0
輸 入 業	第二回	43.2	28.4	14.7	7.4	6.3		100.0
	第三回	41.0	26.0	22.0	9.0	2.0	0	100.0
	第四回	38.3	27.3	10.9	7.0	11.7	4.8	100.0

第一回は輸出のみ、その品目は繊維、雑貨、金属および機械器具、化学薬品、木材、食糧品の六種目。第三回以降は繊維、雑貨、鋳工品、化学製品、食料品、機械の六種目で、第二回においては機械を鋳工品に加えている。統計基礎に若干の差はあるが比較には堪え得るであらう。

ては、他種目を専門とするものが介入し難い分野であることを示し、逆に、繊維品、雑貨、機械については専門化の程度が低く、他種目専門の商社の進出が多いことを示している。第四回調査において、雑貨の専門化の程度が輸出入ともに第三回に比して著しく高くなっていることは右の解釈に対して一つの疑問を投げかけるが、これは他種目を主とするものが、雑貨から手を引いたものが多かつたこと、また逆に、他種目を主としていたものが雑貨を重点とするものに移つたこと（前者は分母を大にし、後者は分子を大にする）の両面から説明すべきであらう。第四回、鋳工品の輸出においてこれを専門とするものがないということは、記入の不備に基く異常の結果というほかはない。

右の専門化程度は、ある種目に重点を置く商社数がその種目を取扱う商社総数のうちで占める割合を示すにすぎず、ある種目に重点を置くといつても、その程度は必ずしも明確ではない。従つて、専門化程度を見るためにはさらに適確な基準に俟たねばならぬ。その目的のために、商社の取扱

種目数に即して、経営の多面化傾向を検出して見よう。

第六表は取扱商品の種目数に応じて商社数を検出し、その総商社数に対する比率を算定したもので、これによつて取扱種目の分散度が判るとともにその反面としての専門化程度が見出されるであらう。

これによつて見るに、一種目のみを取扱う商社が比率的には圧倒的に多い（第三回の輸出を例外として）ということ、さらに年とともに一種目のみを取扱う商社の比率が減少していることである。

まづ、第四回調査に即して見るに、二種目以下を取扱うものが輸出において六二・六%、輸入において六五・六%に達し、貿易業は考えられているほど万屋式ではないことを示している。これは中小規模の経営が多いことから考えて当然のことであるといひ得る。その反面、六種目、即ちあらゆる部門の商品を取扱うものが、輸出において五・六%、輸入において四・八%、五種目取扱いの商社をも合すれば、輸出において一一・二%、輸入において一六・五%もあることも看過してはならない。これらの商社は資本金も大きく、従業員数も多く、多面的経営の基礎を備えたものであることはいふまでもない。

つぎに、第六表から取扱種目数において年とともに多種目を取扱う商社の比率の加わつて行く傾向、即ち経営多面化の方向が読みとられる。即ち一種目を取扱う商社の比率は年とともに低下して行き、三種目以上の比率が増加している。とくに第四回調査においては、五種目以上のものの比率が急に増加しているのである。

かように経営活動の多面化して行くことは貿易活動の活潑化することを物語り、経営内容の安定化を示唆するものであるが、すでに輸出入の兼業の増加傾向について述べたごとく、多くの業者がその取扱高を高めるために未経験の分野にまで進出していることをも示すもので、経営の基礎を却つて不安定にしていることも否定できないのである。まして、各業者が相互に他の取扱分野に進出し合う結果は、相互の競争を激化し、専門分野を守らんとする業者の存立をも脅かすことともなるのである。

第7表 輸出品製造業者との結合方式(延数)(26.8.1現在)(本支店総合)

	繊維	鋳工	食料	雑貨	化学	機械	第四回 合 計	第三回 合 計	第二回 合 計
兼業的関係	4	2	0	8	3	0	17	13	35
人間的関係	5	1	0	16	1	0	23	19	68
資金関係	19	4	9	38	3	2	75	138	125
代理店関係	8	2	2	19	8	7	46	50	59
委託関係	14	1	5	19	3	2	44	60	43
顧客関係	102	24	38	202	33	40	439	433	353
その他	3	0	0	0	0	0	3	9	
合計	155	34	54	302	51	51	647	725	683

口、取引関係

(一) 製造業者との結合方式

まづ、輸出業者が輸出品製造業者からの仕入れにおいていかなる結合方式をとっているかを見よう。これは調査票では捉え難い内面的問題の検出になるわけであるが、調査票に書き込まれた限りでの結果を整理して見た。

製造業者との結合方式において緊密の程度の順からいえば、兼業、人的関係、資本関係、代理店関係、委託関係、顧客関係(単なる売買関係)ということになるであろう。第四回調査の結果に基いて、六つの取扱種目別にこれらの関係を分類し、記入された事項の合計と、比較のために第二回および第三回調査における各合計をも掲出したのが第七表である。

通じて見られる顕著な現象は、最も緊密と見られる兼業が最も少く、最も稀薄な関係たる顧客関係が最も多いことである。このことは各回の調査について共通である。これによつて、輸出品仕入の半ば以上が単純な売買関係を通じて行われること、自家製品の直輸出は稀であることが知られる。自家製品の直輸出は調査対象に上つた製造業者の数から考えても、もつと多かるべき筈であるが、ここで記入された事項は、神戸市以外の製造業者との関係を主としているので、自ら食い違いが生ずるわけである。

何らかの形で製造業者との間に人事交流の行われることを意味する人的関係は第二回調査では相当の数を示したが、

第三回調査以降は著しく減少している。人的関係の意味が調査の回を重ねるに従つて厳密に解されたと見られる節もあるが、貿易業者と製造業者との分離傾向を示すものとして注目される。これは貿易業者相互間の競争関係が激しくなるに従つて、製造業者が特定の貿易業者と緊密に結びつくことを避けるという一般的傾向を反映すると見られぬことはない。資金関係についても同様のことがい得られるのであつて、三回に亘る調査の結果は資金関係が次第に薄くなつて行くことを示している。その反面において、單なる顧客関係が絶対的にも相対的にも増加してきているのであつて、貿易業者と製造業者の勢力の均衡化傾向を示している。代理店関係と委託関係については殆ど変化はなく、この二つの形式はかなり安定的であることが知られる。

次に、第四回調査に基いて各種目毎に右の諸方式について見られる二三の特徴を摘記して見よう。

顕著な現象としては、化学製品と機械について代理店関係が多いこと、食料品については資金関係と委託関係が多いことである。また、人的関係と兼業とは繊維と雑貨に多いことはこれらの種目については緊密な結合関係のあるものが多いことを示している。繊維と雑貨は資金関係についても相当高率を示し、これらの種目の中小生産者が人的にか資金にか、貿易業者に依存する傾向のあることを物語つてゐる。繊維および雑貨については、代理店関係や委託関係は相對的には低率である。併しながら、これらの若干の特異性があるにもかかわらず、全種目を通じて、その取引の三分の二以上が單なる売買顧客関係を通じてであることは注目してよいであらう。貿易業者は何らかの形において製造業者に勢力を及ぼしたり、または勢力を及ぼされたりするよりは、むしろ勢力関係のない對等の取引関係の方向に向つてゐると見られるのである。

いま、個々の商品について毎回の調査において記入された事項から特異性があると思われる若干の事実を掲げて、右の一般的考察の補充としよう。

〔繊維品〕 人絹糸、綿糸、毛糸のごとく大企業の生産にかかるものについては単なる顧客関係が多く、綿織物、毛織物のごときも大企業の生産にかかる場合には顧客関係が多いが、大阪、静岡、兵庫、岡山、愛媛、愛知等の中小機業者の生産にかかる場合には資金関係や人的関係が見出される。福井、石川等の絹織物や人絹織物についても同様である。毛糸、毛織物については代理店関係もある。生糸については代理店関係や委託関係も割合に多いことが注目される。

〔鑛工品、機械〕 金屬製品、鋼線、鉄板、非鉄金屬は顧客関係が多い。機械器具類については、その仕入先は大阪、神戸、名古屋等の工業地域が主で、その関係は殆ど代理店関係か顧客関係である。重工業機械は主として製造業者自らの取引によるものが多く、神戸の貿易業者の扱うものは軽機械が多い。

〔雜貨〕 全国各地の特産品が蒐荷されるが件数は近府県ほど多くなる。雜貨は大体中小製造業者によつて製造せられるから、資金関係が割合に多い。クリスマス用品、卸、竹製品、装身具などこれである。岡山県の花蒔、野草蒔、鳥取、広島、兵庫からの竹・木・杞柳製品については人的関係もあり、真珠は三重、対馬等に養殖場をもつものもある。

〔食料品〕 寒天など小製造業者から仕入れる場合には資金関係で結ばれるものがあり、海水陸産物で漁業組合や、農業組合との間に顧客関係に立つものもある。

〔化学製品〕 化学製品は兵庫、大阪のゴム製品、神戸のマッチ、樟腦などが注目されるが、多くは顧客関係を主とし、代理店関係や委託関係を従とする。代理店関係で仕入れられる商品はベイント、セルロイド製品、化学製品などが目立ち、薄荷油、除虫菊は資金関係も見出される。

(二) 輸出市場との接触

逆に、輸出市場に対して貿易業者はいかなる接触方法を講じているか。戦後の貿易から漸次海外市場への直接接触にいたる日本輸出貿易の展開過程がそのまゝ四回にわたる調査の上に投影されている。即ち、昭和二二年八月の民間貿易一部再開以来、在日バイヤーを通じての受動的接触から、漸次海外の旧顧客との通信貿易を回復し、さらに海外商社との代理店関係を確立し、最近では海外に視察員、出張員を派遣し、出張所や支店を設置する段階まで進んだのである。その歩み来つた跡を種々の標識で示すことは今では単なる興味の問題に過ぎないから、ここでは、海外商社の代理店関係の有無と、海外派遣員の現状だけを見ることにしよう。

第8表 國別・海外派遣員数別・貿易業者数 (25.8.1現在)(本支店綜合)

派遣員数		1名	2名 ～3名	4名 ～6名	7名 ～9名	10名 ～29名	30 以上	合 計	比 率
国別									
米 国	洲	6	2	2				10	27.8%
欧 州	米	1						1	2.8
南 米	中	1			1			2	5.5
中 南	米	1						1	2.8
パキ	ス	1	3	1			1	6	16.7
ス	タ	1						1	2.8
沖 台	繩	1		1			1	3	8.4
印 度	灣	2						2	5.5
セ	ン	1						1	2.8
イ	ロ	2						2	5.5
ビ	ル		1					1	2.8
マ	港			1				1	2.8
香	ネ	2						2	5.5
イ	シ							2	5.5
各 国							2	2	
合 計		20	6	5	1		4	36	
比 率(%)		55.7	16.8	13.4	2.9		11.2		

海外商社の代理店関係については、海外商社に対し代理店たる地位にあると答えたものの数が、この質問欄に回答し

た商社総数の中で占める割合は、第二回調査では五二%、第三回調査では六二%、第四回調査では八二%と漸次増加しているのであつて、絶対数から見ても第二回調査では一二九社、第三回、一三七社、第四回、一六二社と増加している。

海外への派遣員について見るに、第四回調査によつて明らかになつたことは第八表に示すごとく、派遣員を出している商社数は三六社で、最も多く派遣員の出ているのがアメリカで、これについてパキスタン、台湾の順である。そして今日殆ど世界の各地に派遣員が出ていることは、やがて展開さるべき真の意味の貿易の本格化への準備と見てよいであろう。

五、貿易業の経営分析

実態調査では貿易業の経営内容を捉えるための細部の調査項目を盛ることが出来なかつた。調査票で捉えた項

目としては金融方法と経費比率の二つだけである。しかも記入の簡便を期するために、金融方法については、最初の二回は借入先を記入するにとどめ、後の二回において自己資金、借入金、貿易手形利用、その他の四項目について各その利用比率を求め、また経費比率については営業費、資材費、人件費、その他の四項目について各その構成比率を求めたに過ぎない。以下、これらの項目についての記載を基礎にして神戸貿易業の経営内容についての簡単な分析を試みることにする。

(一) 金融方法

貿易業者の主たる借入先が近代的金融機関たる銀行であることはいうまでもない。第一回調査では記入一七七社のうち、一五九社(八九・八%)が銀行を借入先とし、信託六社、無尽、共同組合各一社、保険会社二社、その他八社という少数にとどまっていた。

第二回調査では少々細かく主たる借入先と従たる借入先とに分つて調査したが、主たる借入先を銀行とするものは記入二三七社のうち二〇三社(八五・六%)で、自己資金を主とするもの二八社(一一・八%)、両者を合して殆ど一〇〇%に近く、信託会社三社、信用組合二社を例外とするのみであつた。従たる借入先としては記入一一五社のうち、自己資金七一社(六一・七%)、銀行二三社(二〇%)で、信託会社一二社(一〇・四%)、信用組合二社、保険会社、無尽会社各一社、個人五社ということになっている。

これによつて見るに、資金調達上銀行に依存するものが圧倒的に多く、自己資金に依存するものも従たる借入先として銀行に頼つていたのであつて、その他の金融機関に依存するものは極めて少く、従たる借入先として銀行以外の金融機関を若干利用している程度に過ぎない。これによつて銀行の貸出政策がいかに強く貿易業を左右するかが察知される

第9表 金融方法別・利用率別・業者数(延数)(23.8.1現在)(本支店総合)

金融方法	利用率 1% ~10%	11 ~20	21 ~30	31 ~40	41 ~50	51 ~60	61 ~70	71 ~80	81 ~90	91 ~100	計	平均 %	第三回 平均%
自己資金	43	33	35	15	16	3	14	7	4	23	193	20	20
借入	27	27	13	10	10	6	6	3	2	1	105	14	21.6
貿易手形利用	8	14	18	11	14	11	20	24	18	13	151	50	50
その他	12	5	3	2	7	—	3	3	1	2	38	16	8.3

わけである。

第三回と第四回調査では視角を変えて、金融方法の利用率を調べて見た。これによつて見るに、第三回調査では自己資金の利用率は二〇%、借入二一・六%、貿易手形利用五〇%、その他八・三%となり、第四回調査では自己資金の利用率二〇%、借入一四%、貿易手形利用五〇%、その他一六%となつており、貿易手形の利用率が両年を通じて丁度半分を占め、自己資金の利用率も両年ともに二〇%で変化なく、ただ借入とその他とが位置をかえただけである。

今、第四回調査に基いて個々の調達方法についてその利用の程度を商社数別に示せば第九表の通りである。

これによつて見るに、自己資金については総所要資金の一〇%以下というのが最も多く、高度に自己資金で賄い得るものは漸次少くなつてゐる。それにしても、殆ど全額を自己資金で賄い得るものも相当数あることが注目せられる。これは貿易手形利用その他金融機関への接触の乏しい業者が存在することを意味し、概して中小経営について見られる現象である。

また輸出向製造加工業者や売込問屋業にこうした自己資金依存率の高いものがあることも附記しておかねばならぬ。

これに対し、貿易手形利用については所要資金の六一%以上八〇%をこれによつて賄うというものが最も多く、殆ど一〇〇%貿易手形依存というものも相当にある。一般に貿易手形利用

は各利用率別に比較的平均して分布していることが特徴である。その反対に、借入やその他については高度依存は極めて少く、必要資金の小部分をこれらの方法によつてに過ぎないものが多いことが目立つてゐる。

所要資金の調達において自己資金の利用率が平均的に見て全体の二〇%を占めるということは、今日の一般貿易業者の資金力から考えて些か過大に失する観がある。まして、所要資金の五〇%以上を自己資金で賄い得るものが五一社もあるということに徴すれば、この部分の記入において自己資金依存率を過大に見積つてゐるという推測も可能である。

併しながら、東京銀行が主要貿易商社五〇社についてその決算面にあらわれた数字から計算した結果によれば、銀行借入金自己資本に対する倍率は平均して、昭和二五年上期（二五年九、一〇月決算）において一二・四八倍、下期（二六年三、四月決算）において一二・二四倍であり、最低三・一五倍のものがあることを考え合わせるならば（計数面から見た貿易商社の業態分析、東京銀行月報、昭和二六年五月号および十一月号）外部に多額の借入依存の能力の少い中小貿易業を多数に含む神戸貿易業全体についての平均としては必ずしも不当の数字ではないであらう。

（二）経費分析

経費については総経費中、営業費、資材費、人件費およびその他の四項目の各々の占める比率の記入を求めたわけであり、輸出生産者や加工業者も含まれてゐるので、資材費の占める比率の高いものがあつたり、また「その他」の項目の占める比率が相当に高い（租税、支払利息などをその他に含ませたものが多いと察せられる）等の事情のために、必ずしも貿易業者の経費分析を正確に行うことはできないが、それでも、そのうちの営業費と人件費とを標識にしてある程度の一般的概念を得ることはできるであらう。

今、資本金の階級別に総経費中営業費の占める比率に応ずる業者数の分布を見ると第一〇表のごとくである。

第10表 資本金別・営業費別・貿易業者数 (26.8.1現在)(本支店総合)

戦後神戸貿易業の実態

比率 資本金	1% ~10%	11 ~20	21 ~30	31 ~40	41 ~50	51 ~60	61 ~70	71 ~80	81 90~	91 100~	計
個人	2	3	2	2		2	1	1	1		14
20万未満			1	2	1	2	1		1		8
20 ~			2	1	5	1	1		1		11
50 ~	1	3		2	3	2	3	2	2		18
100 ~		7	13	5	17	11	11	3	1	1	69
500 ~	1	3	5	4	7	2	4	1	2		29
1000~	3	4	1	2	5	5	1	2			23
5000~	1	1	2	2	2				1		11
1億以上		2		3	1	6	2	1			15
合計	8	23	26	23	41	33	24	10	9	1	198
百分比	4.0	2.6	13.1	11.6	20.8	16.7	12.1	5.1	4.5	0.5	100
第3回 百分比	4.5	9.0	13.5	9.0	17.0	18.6	18.6	6.3	3.5	1.0	100

これによつて見るに、営業費の占める比率が四一%以上五〇%まで占めるというのが最も多く全体の二〇・八%を占め、五一―六〇%を占めるものがこれについて一六・七%で、両者を合して三七・五%である。第三回調査ではこの合計が三五・六%で、その代りに六一―七〇%の階級が第四回調査のそれより高かつた。そのために全般的に見て第四回調査の方が前回より営業費比率が低くなつたように見えるけれども、これはその他の項目が高くなつたためで、人件費の占める比率は却つて低下しているのである。

次に資本金の階級別に検討するに、特徴的に見出される傾向は資本金一億円以上の大商社にあつては五一―六〇%の比率が圧倒的に多く、それ以下の規模のものが四一―五〇%またはそれ以下の比率に集中しているのと対照せられることである。これは資本金の大なるものについては営業費の占める比率が大きく、それ以外の費目が比率的に低下することを表現している。但し、一億円未満の商社について一般的に、右の傾向を見出すまでにいたつていない。

第一一表は従業員数別に見た規模に應ずる人件費の比率を示すもので、第四回調査では最頻値は一一―二〇%であり、二一―三〇%の階

第11表 従業員数別・人件費別貿易業者数 (26.8.1現在)(本支店総合)

経費中の 人件費 従業員数	1% ~10%	11 ~20	21 ~30	31 ~40	41 ~50	51 ~60	61 ~70	71 ~80	81 ~90	91 ~100	合計	比率 %
3人未満	1	1		1	1						4	2.1
3~5	1	1	1	2	6		1				12	5.8
5~10	3	9	13	11	5	3	4				48	23.4
10~15	1	8	6	4	6						25	12.3
15~30	8	8	10	8	6			1			41	20.0
30~50	3	2	8	4	5	3					25	12.3
50~100	3	9	2	5	3	1					23	11.3
100~500	2	8	4	3							17	8.3
500~1000	2	1		1							4	2.1
1000以上		2	2	1							5	2.4
合計	24	49	46	40	32	7	5	1			204	100.0
比率%	11.8	24.0	22.5	19.6	15.7	3.4	2.5	0.5			100.0	
第3回比率	5.5	17.6	22.2	27.1	16.7	6.8	2.7	0.4	0.4		100.0	

と三一—四〇%の階級が順次これに次ぎ、三者を合して六六・一%の集中度を示している。全体を通じての平均値(中位数)を見出せば二六%の点となる。第三回調査のときには三一—四〇%の階級が最も多くて二七・一%で、ついで二一—三〇%、一一—二〇%の順であつたからその位置は逆になつてゐる。そして第三回調査では人件費比率の平均値(中位数)は三三%の点であつた。

第四回調査のときの方が第三回調査に比して人件費比率が小さいということとは、前回の調査のときに比して取引活動が活潑となり、それだけ総経費中に占める比率を低下せしめ得たことを物語る。

これを規模別に眺めると、一般的に従業員数が多くなるに従つて、人件費の占める比率は低下して行く傾向が見出される。このことは営業費の比率について述べたことを裏面的に裏付けるものである。

因みに前記東京銀行の調査によれば、主要貿易業五〇社について、総損金(右にいう総経費)中人件費の占める割合は、昭和二五年上期において二七・八九%で、下期においては一九・二三%であつた。下期決算(二六年三・四月)期が貿易の最盛期であつたこと、東京銀行の調査が大商社のみについてなされていることを考え合わせな

第12表 (第3表) 神戸貿易業規模別取扱高 (25.8.1現在)(本支店総合)

資本金	平均	年間平均 輸出入取扱高	一ヶ月一人当り取扱高		年取扱高 / 資本金	
	従業員数		輸出入取扱高	総取扱高※	輸出入取扱高	総取扱高※
個人経営	11人	億円 1.7	万円 129	(258)		
20万円未満	7人	0.7	83	(166)	倍 350	倍 (700)
20万円以上 50万円未満	8人					
50万円～ 100万円	13人	2.2	141	(282)	300	(600)
100万円～ 500万円	25人	3.9	130	(260)	158	(316)
500万円～ 1000万円	57人	5.0	73	(146)	66	(132)
1000万円～ 5000万円	73人	7.2	82	(164)	14	(28)
5000万円～ 1億円	277人					
1億円以上			40.6	122	(244)	20
			平均 109	(218)		

※ 総取扱高を輸出入取扱高の2倍と仮定す。

らば、神戸貿易業全体について、人件費比率が平均二六%という数字は大体において正確な割合を示すものと考えてよいであろう。

六、貿易業の適正規模

今やわれわれは既述の貿易業の経営規模と輸出入取扱高および経費分析を基礎にして貿易業の適正規模の検出への接近を試みなければならぬ。もとよりこれらの数字は調査票に記入された数字を基礎とするものであり、仮りにその集計が大数観察の効果によつて傾向法則を示し得たとしても、それはあくまで神戸貿易業の現にある姿を示すにとどまつて、貿易業としてのあるべき適正規模を示す指標としてはなお十分の吟味の必要を残すことを忘れてはならぬ。

ここで既掲第三表神戸貿易業経営規模総合表に立ち返えろ

う。
そこでは資本金別に示された経営規模の各階級に応じて平均従業員数と年間平均輸出入取扱金額を掲出し、従業員一ヶ

月一人当り輸出入取扱金額を算出した。これに総取扱高を附加し、資本金に対する取扱高の倍率をも併せ示したのが第一二表である。

これによれば、一ヶ月一人当り取扱高の最も多いのは五〇万—一〇〇万円の階級で、平均一四一万円、一〇〇万—五〇〇万円の階級がこれに次いで一三〇万円、個人商社は割合に能率が高くて一二九万円、その次が一億円以上の大商社の一二二万円で、以下五〇万未満の法人商社の八三万円、一〇〇〇万—一億円未満の階級の八二万円、五〇〇万—一〇〇〇万の階級の七三万円の順となり、平均一ヶ月一人当り取扱高は一〇九万円となる。

今、取扱高に対する利益率が規模の大小や取扱商品によつて変化なしとすれば、取扱高の大きいほど一ヶ月一人当り利益の額は多いわけであつて、従つて、右の順位は利益額の順位従つて能率の順位を示すものとなる。即ち、個人の場合を除いて、資本金別に見れば、五〇万円未満の小規模商社は能率悪く、次の階級たる五〇万円から五〇〇万円までの規模のものが最も高能率であり、これに続く五〇〇万円以上一億円未満の比較的規模の大きい商社は再び低能率となり、これを超えて一億円以上の大規模商社となるに及んで再び高能率に転ずるということである。右の四つの階級を順次小規模、中規模、中の大規模、大規模として区分すれば、中規模と大規模とを双峰とする能率曲線を描くことができるわけであつて、このことは多くの工業についても検出されるところであつた。神戸貿易業についてこの結果に到達したことは、貿易業についても工業におけると同様の事実の存在することを教えるものとして意味深いものがある。

右の理由として考えられるところは、資本金五〇〇万円未満の貿易業は、五〇〇万円以上の商社とその性格と活動内容とを異にし、後者が近代化された経営方式を採用するに對し、前者はなお十分に近代化されておらないこと、後者が組織と資本力によつて多面経営をするに對し、前者は専門分野に集中し、その部面で経験と信用とを活用していること等

の相対立した特徴をもち、この性格と活動内容の相違した二つの範疇のうちで、それぞれ規模の大きいものが小さいものより高能率であるということである。このことは多くの工業生産において、性格として非近代的要素の多い、作業内容として主として労働力に俟つ中小経営と、性格として近代化された、経営内容としては組織と機械力とを高度に利用する大規模経営とが併存し、そのおのおのの範疇において適正規模が見出されるのとその揆を一にする。

以上は従業員一ヶ月一人当たり取扱高の多寡に即しての判断であるが、さらに若干の附随的考察を加えよう。

われわれの調査では収益とか損益計算に関する項目は（故意に）省略されている。従つて調査の結果から直接的に貿易業者の損益に即しての能率の高低を判断する資料はない。そこでこれを別の観点から導入した標識に照らしてその有利性不利性を判定するほかはない。

今、従業員一ヶ月一人当たり平均人件費を一万七千円としよう。（中井省三氏の推定による。同氏、戦後における日本貿易の様相、神戸貿易、一九五一年二月号）。われわれの調査における人件費は単純な給与以上のものを含んでいるからもつと多額に見積る必要があるかも知れないが、仮りにこの金額を適用する。

前述したごとく、第四回調査においては、人件費の総経費中に占める比率は平均して二六％であるから、従業員一ヶ月一人当たり総経費は六万五千円（ $1.7万円 \div 0.26 = 6.5万円$ ）となる。再び前述した東京銀行の調査では社員一人当たり平均支出は昭和二五年上期では五万一千円、下期では八万円であつた。中小経営を含むわれわれの場合には八万円より低目に見るのが妥当であろう。

一ヶ月一人当たり総経費六万五千円を賄うるためには、

販売利益率を三分と見て、一ヶ月一人当たりの取扱金額は $6.5万円 \div 0.03 = 217万円$

〃 四分と見て、

〃

$$6.5\text{万円} \div 0.04 = 162.5\text{万円}$$

〃 五分と見て、

〃

$$6.5\text{万円} \div 0.05 = 130\text{万円}$$

を必要とする。これに加えて純益金を生み出さんとすれば、取扱高はさらに増加せしめねばならないことはいうまでもない。

利益率に関する右の三つの率のうちいづれをとるべきかは問題である。東京銀行調査によれば主要貿易商社五〇社を平均して販売利益率（〔売上高－仕入高〕/売上高）は二五年上期で四・一八％、下期で四・〇七％となっている。中小経営を含むわれわれの場合に、これより高く見積るべきか低く見積るべきかは完全に推量の域を出ない。

他面において、われわれの調査では取扱高は輸出入のみで、国内取扱高を含んでいない。従つて、前述の取扱高だけで純益の有無を判定することはできない。そこで一般に貿易業者が国内取引と貿易とをいかなる割合で行っているかが問題となるが、再び東京銀行調査によれば二五年上期には輸出入取引四二％、国内取引五八％で、二五年下期には両者は完全に五〇％づつであつた。この率をわれわれの場合にも適用するとすれば、前記の各取扱高を二倍して（第一二表の括弧内）、これと前述した各販売利益率に応ずる取扱高とを比較すればよいことになる。

（東京銀行調査では社員一ヶ月一人当り総取扱高は二五年上期において一五五万円、下期において二九八万円となつてゐる。われわれの場合には貿易取引と国内取引とを合して全業者平均二一八万円となる。）

販売利益率を低く見積つて三％とすれば、個人経営と、中規模と大規模の階級は純益を生じ、小規模と中の大規模の階級は損失となり、四％とすれば、小規模と一〇〇〇万―五〇〇〇万円の階級は漸く経費一杯を償う程度となり、五〇〇万―一〇〇〇万円の階級は赤字である。販売利益率を五％とすれば、すべての規模について利益を見出し得る。併し

ながら、五〇〇万—一〇〇〇万円の階級は五%の場合でさえその純益はさして大きくはない。

かように考察し来るとき、われわれは小規模経営のものがその経営規模を拡大して中規模のものたらんとし、また中規模のものが大規模にならんとする最近の傾向を首肯し得るとともに、中規模のものが中の大規模に拡大して多面経営に転せんとすることに対しては若干の危険を感ずるのである。そして神戸貿易業がとくにこの中規模の線に多数集中しているということは、それ自体一つの合理性をもつてしていると見られるわけである。

七、貿易業の資本構成

右の考察はあくまでも現実の具体的事実の反映として見たにとどまつて、貿易業の規模が資本金額から見てこの程度の段階にとどまつていてよいという意味ではない。

貿易業の資本金に関しては、その取扱高との対比において戦後は明らかに過小に失する。昭和二六年の通商白書は貿易業の資本金額に対する取扱高の比率は戦前の一・五二倍に対し、二五年には実に六・九三倍の高率を示していることを明らかにしている（同書、五〇頁）。

われわれの調査の結果ではこれより遙かに高い倍率になる（第一二表参照）。即ち、各規模別平均年間取扱高を平均資本金額で割つた値は、この取扱高を輸出入取扱高に限つた場合においても、最も低率を示す一、〇〇〇万—一億円のところで一四倍、最も高率のところでは五〇万円未満の階級で実に三五〇倍の倍率を示し、平均的の倍率を示す一〇〇万—五〇〇万円の階級では一五八倍を示しているのであつて、これに国内取扱高を加えるときはさらにこの倍率は倍加されることとなる。

この倍率は過当に大きいと思われるかも知れないが、それはある程度真実を物語っている。われわれの適正規模判定において用いた計算を転用すれば自ら理由が明らかとなる。即ち、いま平均的商社の総経費中に占める人件費の割合を二六%、従業員一人当り人件費月額を一万七千円、販売利益率を三%とすれば、この平均的商社の経費を漸く賄うに足る必要取扱高は月額二一七万円であつた。年額では二、六〇四万円である。神戸貿易業の最も集中度の高い資本金一〇〇万円―五〇〇万円の階級では平均従業員数は二五人である。資本金も中間をとつて三〇〇万円とし、二五人の従業員を擁しているとすれば、最低必要取扱高は年間六五、一〇〇万円ということになり、資本金額の二一七倍に相当する。この上に若干の純利益を見出さんとすれば、この倍率はそれだけ高めなければならない。われわれの調査において、この階級の輸出入取扱高の資本金に対する倍率一五八倍、同額の国内取扱高をもつとして総取扱高の資本金に対する倍率が三一六倍を記録することは必ずしも過大に失するとはいひ得ないであろう。

因みに、中井省三氏は「神戸貿易」における前掲論文において、平均的な商社の従業員一五人ないし一六人程度、従業員一人当り人件費月額一万七千円とし、総経費を人件費の三倍と見て、一ケ年総経費一、〇〇〇万円、年間取扱高に対する平均収益率を三%として、少くとも年間三億五千万円の取扱量が必要とすること、そしてこの標準取扱量は日本輸出入総額を貿易商社数で割つた数字と偶然にも一致する。即ち日本の輸出入額二〇億ドルとし、これを約二千の貿易商社で平等に取扱うとして、平均年間一社取扱量一〇〇万ドル即ち三億六千万円ということになることを明らかにしておられる。中井氏の計算によれば、平均商社の資本金三〇〇万円として、輸出入取扱高の倍率は一二〇倍前後ということになる。

中井氏の計算とわれわれのそれとの差は用いられた平均的商社の従業員数と、人件費の総経費中に占める比率の差にある。従業員数の平均値は第四回調査の結果では一六人であるから、われわれの計算においてこの数字を用いるならば一層中井氏に接近する。中井氏が用いられた人件費の総経費中に占める比率三三%というのは第三回調査においてわれわれが得た平均値に一致するが、第四回調査では二六%に低下していたことは既にのべた通りである。なお、中井氏は国内取引高にはふれられていない。

以上の考察によつて、一般に戦後の貿易業者の取扱高に対する資本金の割合は明らかに過当に小さ過ぎることが明ら

かである。このことはひとり神戸貿易業のみの現象ではなく、全国の貿易業に通ずる共通の現象であつて、貿易業の中
小性の問題のほかに、その資本構成の脆弱性の問題を提起するものである。

資本構成の脆弱性の問題は一方において、販売利益率や売上純益率〔 $\frac{\text{營業金}}{\text{売上高}}$ 〕の低下となつてあらわれ、他
方において貿易業の銀行への高度依存となつてあらわれる。

資本構成が脆弱なために業者は最有利な販売条件を見出すまで商品をストックすることが出来ないし、他方において
借入金の子が嵩む結果、販売利益率も売上純益率も低下せざるを得ない。そこで業者は益々薄利多売に趁らざるを得
なくなり悪循環から抜け出し得ないこととなる。また薄利多売に趁る結果、相互に専門分野に晏如たり得ないで他の分
野にまで活動を拡張せんとする。この結果は何等かの障礙に当面すれば直ちにショックを受けるし、根本的には過度競
争を激化し、経営の中小性からくる売崩し競争を加重する弊を醸す可能性が多いのである。

金融面における銀行への高度依存の傾向についていえば、負債比率〔 $\frac{\text{負債總額}}{\text{資本總額}}$ 〕が戦前二八四%であつた
ものが、昭和二五年上期には三、一四八%、下期には五、一〇三%となつて、それぞれ戦前に比して一一・一倍および
一六・二倍に増加している。

（註）戦前の計算は「本邦事業成績分析」によつて、三井物産、三菱商事ほか四社について昭和八年—一七年平均をとつたものである（神戸銀行
調査）。

かように負債比率が高い結果、一面において商品をストックして適時、適量の販売による販売利益の確保が困難とな
り、売急ぎに陥らざるを得ないし、他面において、銀行の貸出政策、さらに根本的には国家の金融政策によつて経営を
左右せられることとなる。そして戦後日本の金融政策に照らして、貿易業者は常に銀行からの金融便宜に多大の関心と

精力を注がざるを得ない状態に置かれ、それでもなお繋ぎ資金の欠如によつて売急ぎを余儀なくされているのである。

第二回調査以後毎回の貿易振興一般に対する意見の項目において、多数の隘路の指摘や希望意見が陳べられている中で、金融改善に関する事項が常に首位または二位にあることは右の貿易業者の困難を端的に物語っている。即ち、第一回調査では希望要目別延商社数二四五のうち、金融を隘路とするもの八五（三四・七%で第一位）第二回調査では金融不円滑を訴えるもの二六・四%（第二位）、第三回調査では中小メーカーへの資金援助をも含めて金額改善を主張するもの三九・三%（第一位）第四回調査では二四・二%（第一位）、を占めているのであつて、このことは一方において貿易業の資本力の充実の必要を教えるとともに、他方において金融政策上考慮すべき節の多いことを示すものといひ得よう。

八、結語——神戸貿易業の問題と対策

以上、私は神戸市貿易業実態調査に基いて、貿易業の規模や経営形態を明らかにし、またその経営分析を通じて適正規模を検出し、さらに資本構成の脆弱性を指摘した。神戸貿易業について見出された性格や傾向は全国の貿易業についても妥当するものである。

最後に私は神戸貿易業の問題点を指摘し、これに対する若干の対策を示唆して結論に代えようと思う。論点の一つは神戸貿易の日本貿易において占める地位の低下したこととその対策に関するもので神戸貿易業特有の問題である。その二はすでに明らかにした貿易業の経営上の諸問題とその対策に関するもので、広く日本の貿易業に共通する問題である。

（一）神戸貿易業の地位の低下とその対策

神戸の貿易が天然の良港を基盤として発展したことは、神戸の貿易業に抜き難い立地上の優位を与えていることはいうまでもない。天然の良港に人為的な港湾施設を加え、これを中心として貿易業や海運、倉庫、金融、保険、その他の貿易関係業者が集中して、ここに輸出入業務の社会経済的基盤が確立せられ、全国の物産を輸出し、海外の物資を輸入してこれを全国に分散して来たのである。

しかるに、戦前との対比において神戸貿易業には著しい地位の変化が起つた。通商白書によれば、兵庫県が全国において占める貿易上の地位は戦前（昭和一二年）に比して戦後（昭和二五年）には著しく低下した。即ち、営業所数においては全国比戦前の一六・一％から戦後は一〇・〇％に、従業員数においては一九・一％から八・三％に、輸出入額においては一八・八％から八・四％にそれぞれ低下しているのであつて、その反面、貿易業の中心は東京都および大阪府に移つたことが明らかにされている（同書、四五頁）。

神戸貿易業の地位の低下の第一の、そして最大の原因は戦後の管理貿易の下において、貿易活動の最も基本的な決定が東京で行われたことによるのであつて、第一回調査では貿易上の隘路として、関西で輸出手続の出来ぬことを啣つものが一一社（延べ商社数の四・五％）見出されその後もこの種の訴えが続いている。この政治上の不利はその後の神戸貿易業に構造的な立遅れを遺したように思われる。

その二は大阪の経済的地位の向上である。直接の背後地に生産をもち、国内取引市場として優位をもつていた大阪は輸出入取引市場としての優位をも確立したのである。

その三は戦争の災禍によつて、戦前神戸にあつた加工、仕上げの工場が罹災し、それが地方の生産原地の経済的地位の相対的向上と相俟つて、神戸を離れて生産原地で加工、仕上げが行われるようになったことである。神戸の復興とと

もに一部の加工業は復活したが、一部のものは復活するにいたっていない。

第四は、戦後の日本貿易が対アメリカ貿易を中心として復興したため、近隣諸国や東南アジア、アフリカ等に対する貿易において優位性をもつていた神戸貿易業としてはその優位性をもつ部面の活動分野に恵まれなかつた。この点は漸次東南アジアやアフリカとの貿易が回復するにつれて修正せられているが、なお神戸貿易業の優位を十分に回復せしめるところまでには至っていない。

およそ、かかる社会経済的基盤の変動が神戸貿易業の地位の低下を齎らしたと考えられるのであるが、天然の良港という条件のみは有力に作用して神戸港を通ずる輸出入は日本貿易の半ばに近い水準を保ち続けているのである（昭和二年、神戸港を通ずる貿易額の日本貿易額中において占める比率は輸出四六・五％、輸入三七・七％、輸出入合計四一・八％であつた）。

右の諸事情のうち、貿易活動の自主性が加わるにつれて、政治上の不利は除かれるであろうし、近隣諸国や東南アジアの貿易が活潑となるにつれて神戸貿易業の活動余地も高まるであろう。残る問題は背後地生産の培養と全国各地の生産者との結合の緊密化ということである。

神戸が貿易港である点からいつて、市内に輸出商品の加工、仕上げの工場をもつということは必要でもあり有益でもある。けだし輸出港は世界の市場に最も近接し、輸出市場の嗜好や流行を最も敏速に捉える位置にあるからである。そのためには、不斷に世界市場に関する科学的調査や研究を怠らず、世界市場の動向と見合せて新しい加工種類を考究する要があろう。背後地に生産を培養するためには立地条件や経済条件の改善が必要であり、とくに交通通信等の便を増し、その助長に努める必要のあることはいうまでもない。

併しながら、市内や直接背後地の生産の培養にも増して重要なのは全国に跨る生産者との結合の緊密化である。第四回調査の結果によれば、神戸貿易業の輸出商品仕入先きは取引商社数を基準として、大阪二九%、兵庫二〇%、京都三%、近畿（以上諸地域を除く）四%、中国六%、四国五%、九州三%で近畿以西で全体の七〇%を占め、さらに北陸六%、愛知六%、愛知を除く中部地方四%を合すれば八六%となるが、東京（七%）北海道（二%）など全国に跨つていゝることも忘れてはならぬ。神戸貿易業はかように全国的に仕入関係を確立しているところに特徴があるわけである。

これらの広い意味での背後地との取引関係を緊密にするためには、神戸貿易業者の経営内容の充実と、取引機構の強化が必要であり、多年に亙る貿易業者の経験と知識を活用し、信用を重んじて生産者をして安んじて取引に応せしめるような態勢を作り上げる必要がある。とくに中小規模の貿易業は中小規模の生産者と共存的に繁榮するものであることに留意することが重要である。

（二）貿易業の経営上の問題とその対策

貿易業の経営上の諸問題についてはすでにその関連する個所において指摘して来た。

まづ、貿易業に中小経営が多いことは、それだけで競争を激化し、利益率を低下せしめる傾向をもつ。従つて、できるかぎり不要の競争を避けて各業者の経営の基礎を安定化する必要があるが、とりわけ適正規模との関連においては最も能率の高まる規模を見出すように努める必要がある。この場合、近代化された組織力をもつ大規模経営については多面的経営が経営の基礎を安定化せしめるに役立つであろうが、近代化が十分でなく、個人の信用と経験を中核として活動している中小規模の経営については、その専門分野を明確にし、専門分野において信用と経験を積み重ねて行くことが必要であるように思われる。

今日の貿易業における最も重要な問題は、その資本構成の脆弱性にあることはすでに強調したところである。とりわけ貿易業については再評価すべき資産も少いから工業に比して問題は一層深刻である。貿易業が資本構成の脆弱さを償わんがために取扱高を増加せんとする方向に向っていることは、却つて相互の競争を激化し、利益率を低下させ、愈々大なる取扱高を必要とするという悪循環に陥る危険がある。資本蓄積を強化して資本構成を健全にするためには、競争の激化を阻止して、適正な利益率を保持し、以て自己資金の充實をはかるという方向がとられねばならぬと思う。貿易業における信用や経験は再評価の対象とはならない。併し、信用や経験によつて利益率を高め得るとき態勢ができれば、それがやがて資本として還元し得るのである。この点については貿易業者の自覚を必要とすることはいうまでもないが、金融政策や貿易政策上の適切な措置が望まれるわけである。

(附記) この調査の第一回の報告ならびに統計表は「戦後の神戸貿易」(神戸市貿易課編、昭和二十四年四月)に、第二回ならびに第三回については「伸び行く神戸貿易」(同課編、昭和二十六年一月)に掲載されている。第四回調査の報告と統計表についても同課において発表の予定である。この調査に参加した私の研究室の学生は左の諸君である(○印主任)。

- 第一回調査 ○後田隆重、伊庭 璋、藤 一郎、藤原達夫、工藤常則、播本幾男
- 第二回調査 ○藤 一郎、坂本憲夫、中田利外、高橋祐一、坂田道政、篠塚弘文
- 第三回調査 ○中田利外、福谷 弘、柚木恒一、有田義昭
- 第四回調査 ○福谷 弘、川井正幸、山本重雄、竹内政介、江指禎三

とくに主任の諸君には統計整理、報告書作成について異常の労を煩わした。附記して参加学生諸氏に深い謝意を表する。また、この調査を主催された神戸市貿易課に対しても深い感謝の意を表するものである。

この調査研究については文部省科学研究費の援助を受けた。

(昭和二十六年十二月三十一日)

外國仲裁判斷の執行に關する ジュネーヴ條約

は し が き

川 上 太 郎

國際性を帯びた売買、保險、金融、海運等の取引に關し紛争を生じた場合に、通常の國家裁判所に訴えて判決を求めてみても、所期の目的を達することは必ずしも容易ではない。紛争の当事者としては、かゝる紛争の解決はむしろその選任する私的仲裁人の手に委ね、仲裁人のなした裁定には絶対に服するとの合意を結び、これを実行することの方が効果が多い。かくて生れたのが私的仲裁制度であつて、第一次大戰後急激に増加してきた國際取引の需要に適するものとして、實際上非常に広く用いられるようになって今日に及んでいる。ところが当事者のなす仲裁の合意についても、亦仲裁手続、仲裁判斷についても、各國の仲裁法規は國により区々たるを免れないため、國際的な商事仲裁の実行も亦實際上種々の不便、不都合に遭遇することあるを免れない。例えば日本人甲と米國人乙とが締結した仲裁契約は日本法上は有効であつても、米國法上は無効であるとか、或は又日本で有効になされた仲裁判斷も米國法上は有効でないため、法律上の執行力を与えられないとかというたぐいの不都合がないではない。かゝる不都合をなくするためには、各國の仲裁法規を統一して、一の仲裁關係が國によつて法的評価を異にするということのないようにすることが肝要である。

しかしながら仲裁法を統一すること自体が難事中の難事であつて、各方面の非常なる努力にも拘らず、今日迄のところ到底勿急には実現することはできないであらうとせられている。⁽¹⁾ 然も国際取引社会の実情は私的仲裁の実行を促してやまぬとすれば、茲に何らかの需要に応ずるの工夫がなされねばならぬ。

一九二三年九月二十四日に寿府で成立した、「仲裁条項に関する議定書」(Protocole relatif aux Clauses d'Arbitrage)及び一九二七年九月二十六日に同じく寿府で成立した第二の議定書たる、「外国仲裁判断の執行に関する条約」⁽²⁾(Convention pour l'exécution des sentences arbitrales étrangères)は、右の努力のあらわれとみるべきものである。わが国は右の第一議定書に対しては調印、批准(批准の公布は、昭和三・七・三、昭和三・七・四、官報参照)をなしており、従つてこの議定書の効力はわが国にも及ぶこととなつていたのであるが、これと異なり、第二議定書たる「外国仲裁判断の執行に関する条約」にはわが国は調印しておらず、従来これに拘束せられることはなかつたのである。しかるに今回のサンフランシスコの講和条約の締結に関連して発した政府宣言において、日本国政府は、他の国際諸条約と共にこの条約に参加するの意思あることを表明した。従つて講和条約の発効後には、この条約に対するわが国の参加の意思が国際的に効力を認められることになるであらう。

従来わが国ではこの二議定書、殊に第二議定書に対しては中田教授の研究⁽³⁾ある外、あまり研究がなされていないように思はれるので、この機会にこれについて若干の研究を試みることにした。しかし手許にある資料の不十分なため不完全なところがあるべく、幸に關係各位からの示教を得らるれば、将来補完することゝしたい。

註 (1) 一九五一年の国際商業会議所リスボン総会決議(本稿註25)参照。国際商業会議所關係の資料の利用については、日本商業会議所国際商事仲裁委員會の越智実氏、日本商業会議所の関口猛夫氏、神戸銀行武本清一氏の諸氏が便宜を与えられたことに對し、茲に御厚意を深く謝する。

(2) 本文に引用する議定書及び条約の正文並にその日本訳は、本稿の末尾に附録として載録した。就いて参照せられ度い。

一 條約成立の由來

一 この条約は、一九二三年の「仲裁条項ニ関スル議定書」の欠陥を補完するために締結せられた。元來一九二三年の議定書は、締約国間において仲裁条項の效力を互に承認することによつて從來の無秩序の状態を改良しようとしたものに外ならない。

しかし乍らこの議定書には幾多の欠陥がある。先づ仲裁の合意が何国法に依るべきかについては諸国の一致が得られず、何らの規定もない。次に議定書の適用は、夫々別異の国に属する当事者間に結ばれた仲裁契約に限定せられ、同一締約国に属する両当事者が他の締約国で結んだ仲裁契約には適用されない(条三)。更に議定書の条項に依れば、仲裁判断がそのなされた国で執行せられ得ることは約定せられているが(条三)、他の締約国は仲裁契約に反して提起せられたる訴を停止するの義務を負うに止まるが故に(条四)、仲裁に勝訴の当事者も、仲裁判断が敗訴の当事者の居住地若くはその者の財産所在地の国で執行可能でないときは、何らの救済手段も得られない結果になる。しかもこれらの国の法律が外国仲裁判断の執行を拒否する場合には、当事者が仲裁判断とは別に、改めて訴を提起しても、これに対しては仲裁契約の抗弁を以て対抗せられるから(条四)、当事者は議定書の存するがために、却つてその存しない場合よりも一層不利な立場に立つ、という結果となる(けだし若しこの議定書がなければ、当事者はその紛争に付き締約国裁判所に訴訟を提起し得るからである)。これは正に議定書の根本的欠陥である。これは議定書が単に仲裁契約の国際的效力を確保するに止まり、外国仲裁判断の效力を確保するの手段を講じなかつたことに由来するもの故、一九二三年の議定書は必至的に外国仲裁判断の效力に関する条約の成立を促したと言ふべきである。

二 上述の事情からして、これら二個の寿府条約は相互に最も密接な関連におかれた。新条約への参加が第一議定書への参加を前提とすること、及び後者の廃棄が当然に前者のそれを伴うものであることがこれを示している（一九二七年条約、七三項参照）。更に又新条約は、締約国においてなされた一切の仲裁判断に適用あるものではなく、単に一九二三年の議定書に含まれる仲裁契約に基いてなされたものだけを包含する（新条約）（一条一項）ことも亦このことを示す。

三 新条約は最初国際連盟経済委員会において準備せられた。ついで国際連盟によつて召集された専門委員会（参加国は、⁽¹⁾ 奧太利、アメリカ合衆国、英、⁽²⁾ 伊及びチエツコスロヴァキヤ）の手により、条約草案と理由書とが起草せられた。この草案は、一九二七年の九月会期において国際連盟の第二委員会の小委員会によつて再審査に付せられ、小委員会の提出した修正案に基き、連盟総会の承認を得たのである。

註 (1) 専門委員会の報告書並に草案原文は、Nussbaum, Internationales Jahrbuch für Schiedsgerichtswesen in Zivil-und Handelsachen, Bd. II S. 239 ff. に所載。

(2) 連盟総会に対する第二委員会の報告書は、前掲書、二四九頁以下に所載。

二 條約の内容

第一 本條約の適用をうける仲裁判断

一 本条約の適用をうける仲裁判断は、一九二三年の議定書のうちに含まれる仲裁契約に基いてなされた仲裁判断だけに限られる（一条一項）。従つて又本条約は一九二三年の議定書の発効した後になされた仲裁判断に限つて適用される。（六）
このことは両条約の関連性の当然の結果である。その結果、本条約の適用あるためには、

(1) 仲裁判断は夫々別異の締約国の裁判権に服する当事者間になされたものでなければならぬ。従つて同一の締約国に属する両当事者が仲裁契約を締結し、後に他の締約国においてこれに基づく仲裁判断を執行する必要が生じたとしても、その執行問題は本条約の規定には依らない。⁽¹⁾

(2) 一九二三年の議定書の締約国は、この議定書の適用を自国の法令上商事契約と認められる仲裁契約に限定することができ、^(二条二項、この留保を附して批准したのは、白耳義、希臘、モナコ、和蘭、波蘭、ルーマニア、スペイン等)。故に本条約の適用範囲もこれらの留保を附した国の法律に依るべき仲裁契約に基づく仲裁判断に関しては、それだけ限縮せられることに注意すべきである。

二 しかし乍ら一九二三年の議定書の規定する仲裁判断の全部が本条約の適用をうける訳ではない。本条約は締約国領土上で、しかも条約の適用ある地域において、⁽²⁾なされた仲裁判断のみに限つて適用あるに過ぎない^(一条一項)。従つて締約国国民の間になされた仲裁判断であつても、それが非締約国の領土上でなされたものである限り、この条約は適用されない訳である。右の要件に依れば、仲裁判断が何国でなされたかは、極めて重大な意義をもつ問題である。従つてこの点につき何らの定めもない場合には、如何なる原則に基いて仲裁裁判所の本拠を決定すべきかという問題が直ちに発生し来る。而して常設仲裁裁判所の場合にはこの本拠は確定しているのであるから、別に問題はないが、臨時の国際仲裁裁判所が別異の数国の仲裁人から構成せられ、しかも仲裁人の会議地が、仲裁手続や当事者と何らの内的関連性もたぬ国に偶然に選定せられたとき、若くは別異の国に居住する二人の仲裁人が仲裁判断に関し書面上の合意をなしたときは、何れの地を仲裁判断の地とすべきか、の問題を生じ来る。寿府では、この実際上の難問に付き、多数国に受容られるような一般的解決を見出すことはできなかった。尤もこれは、本条約のような特別条約によつてではなく、他との関連性において海牙で解決せらるべき国際私法の一般問題に關すると考えられたのにもよる。従つて仲裁判断のなさ

れた場所如何の問題は、各国の裁判所が夫々自国国際私法の原則に従つてこれを決定しなければならぬところである⁽³⁾

註 (1) 同説 Volkmar, Das Genfer Abkommen über die Vollstreckung ausländischer Schiedssprüche vom 26. September 1927.

(Nussbaum's Jahrbuch Bd. II) s. 131, 反対、中田前掲三七卷一五六一頁。

(2) 本条約締約国はこの条約の効力が自国の植民地、保護国又は委任統治地域には及ばない旨の留保をなすことができるから(第一〇条)、特にこの附加的規定がなされたのである。

(3) フォルクマール、前掲二二頁以下。

第二 仲裁判断の承認及び執行の要件

一 条約は、仲裁判断が国際的効力を生ずるために具備すべき要件として相当多くのものを要求する^(一条、二条)。これは、全くこの条約が多数国を網羅する多辺条約なるがために生じた不可避の結果である。二国条約であれば、相手国の仲裁判断の効力を認めるための要件は遙に僅少でこと足りるが、多辺条約では参加国の事情の異なるに伴い、種々の場合を予想して遺漏なく規定しなければならぬため、多くの要件が要求されるのも止むを得ないところである。

条約は要件を分つて、(一) 外国仲裁判断が締約国において執行せられるために積極的に具備するを要するもの^(一条)、

(二) その存在が確定せられた場合に執行を拒否すべき条件^(二条)及び(三) その他の仲裁判断取消の原因^(三条)の三とし、

これらを各別に規定する。尤もこれらの規定を適用するために従うべき手続は、締約国の国内法規に委ねられており、条約では別段の定めをしていない⁽⁴⁾。但し(一)と(二)とを区別した実際上の意味は、積極的要件に関する疑は執行を不可能とするに反し、消極的要件に関する単純なる疑は執行を妨げず、かゝる条件の確認だけがこれを妨げるという点にあると言はれている^(フォルクマール、一三二頁)。従つて実際上は、執行国の裁判官が、職権上確定するを要する場合でない限り、積極的要件に関しては勝訴の当事者が、又消極的要件に関しては敗訴の当事者が主張及び立証の責を負うという結果に

なるであろう。併しこれを解して、法理上も第二条に掲げる消極的要件は、ひとり敗訴の当事者のみが主張し立証するの責を負い、裁判官はその審理手続に付て依拠する法律上、命ぜられ又は許された場合においても、職権を以てこれら要件の充足の有無を探究し得ないとなすべきではない。条約が締約国に要求するところは、一条及び二条に示された一切の要件を具えた仲裁判断の執行はこれを拒否し得ないというにつきる。これらの条件のうち如何なるものが当事者の立証責任に属するかは、専ら各締約国の国内法の決すべきところなのである（専門委員会報告書、（一））。
（二） 斯バウム二四三頁。

註（4） けだし多辺条約では、条約に参加する多数国立法の相違が大であるため、この手続を統制することは不可能であつたからである。委員
会報告書、（三） 斯バウム二四五頁。

二 条約の要求する積極的要件は次の通りである。

（a） 仲裁判断の基本たる仲裁契約は、適用せらるべき法律に従ひ有効に成立したるものなることを要する（（一））。
（二） 斯バウム二四三頁。
しかるに仲裁契約が何国法に依るべきかについては、この条約は何ら決するところがない。^(c) 従つて仲裁判断の執行の許否を決すべき裁判官は、自国に妥当する国際私法の原則に従つてこの問題を決すべきこととなる。条約がこの重要問題を規定しなかつたのは全く締約国間に意見の一致をみなかつたのに依る。

（b） 仲裁判断の対象は、仲裁判断の主張せられる国の法律に従ひ、仲裁に付することのできるものであることを要する（（一））。
（二） 斯バウム二四三頁。

この条約の立案に當つた専門委員会の報告書では、仲裁判断の対象たる係争物の仲裁許容性の問題は、單に執行国の法律のみに依つて決せらるべきでなく、この要件は仲裁契約に適用せらるべき法律に依つても亦充足せらるべきであるとなす。⁽⁶⁾ そしてこのことは、執行の要件として仲裁契約の有効性を要求する前出（a）号の規定から、及び仲裁条項の

效力に関する第一議定書が仲裁契約の有効なるためには係争物が商事その他仲裁によつて解決し得べきものなることを要求していること(二項)から、当然に推論し得るとなすものの如くである。茲では詳説を避けるが、わたくしは中田教授と同様に、立法論としては、この(b)号の要件の妥当性には異論をもつ。蓋し本号の要件は執行国の公序維持の要求に出ると解すべきであるから、後出(e)号の要件と重複する嫌いがあるからである。更に前出報告書に見える、係争物の仲裁許容性の要件は仲裁契約自体を支配する法律に依つても充足せらるべきだとす見解には、条約の解釈論としても賛成しかねる。けだし別の機会に詳論したように、私見に依れば、法理上係争物の仲裁許容性の問題は係争法律関係自体を支配する法律に依るべき事項であつて、仲裁契約自体を支配する法律に依るべき事項ではないからである。

(c) 仲裁判断をなした仲裁裁判所は、仲裁契約によつて定められたものであるか、又は当事者の意思並に仲裁手続に適用せらるべき法律に従い構成せられたものであることを要する(項c)。これは、仲裁の性質上当然のことであつて規定を俟つ迄もない。

(d) 仲裁判断がそのなされた国において確定となつたことを要する。尤も仲裁判断に対し、故障の申立、控訴又は破毀上告が(これらの手続を認める国において)許されておるとき、又はその效力を争うことを目的とする手続が繫属中であることが証明せられたときは、仲裁判断は確定したとみることはできない(一条二、項d)。

確定(définitive, become final)の要件は、仲裁判断が不確定のものであれば、承認又は執行後に至り、仲裁判断のなされた国においてその無効又は取消等の事態を生じた場合に、徒らに紛争を繁くするからである。唯如何なる事態を確定とみるかについては各国法の間には大きな差異がある。そこで止むなく条約は、すべての条約参加国の承認を得べき唯一の解決策として、確定の概念を消極的に規定し、仲裁判断の確定を妨げる法的手段を列挙することにしたのである。

最初に掲げられた「故障の申立」は、仲裁手続について欠席手続を認める法制上（例、マニャー）問題となる。「控訴」と「破毀上告」とは、仲裁判断に対してかゝる上訴方法を認める国（例、伊太利）において、又は個々の仲裁契約が仲裁裁判上これに相応する審級の段階を適法に規定している場合に意味をもつ。尙委員会報告書も指摘するところであるが、破毀上告（*Pourvoi en cassation*）なる用語は、個々の立法上この語を用いる法的手段だけを含むのではなく、例えば再審（*révision*）の如くこれに相応するものをも含むと解せられる。

しかし乍ら上述の文言は、仲裁判断に対して故障、上訴等の法的手段を認めない国において為された仲裁判断には適合しない。そこで附加して「仲裁判断に対し管轄裁判所にその效力を争う訴が（例、伊太利）繫属中なる限り、仲裁判断は確定したと認められず、その承認又は執行を許すべきでない」との趣旨の文言が追加せられることになった（英国代表の希望に^{（10）}）。しかしこのような条文構成においては、「確定」なる概念にその性質に適しない意味が与えられることになるという点で、論理上不整備の欠陥がある、として激しい非難が加えられている。ただし確定とは、これを厳密に解すれば、窮局的に完了した状態だけを指すべきであり、従つて例えば今日は確定しているが、明日は確定したとはみられぬというような事態は、確定の概念自体に反すること明かである。然るに一条d号は、正にこのような背理を可能ならしめる。なせならば通常の上訴方法を以て取消すことのできない仲裁判断について、未だ無効又は取消の訴が提起せられていない時期において、執行が求められた場合には、その仲裁判断は当初は確定しているとして取扱はれるが、執行手続の途中に無効の訴の提起せられたことが立証せられたときは、直ちに確定であることをやめることになるからである。

仲裁判断の執行が、之に対する無効の訴が繫属中であるとの理由のもとに拒否せられたとしても、その無効の訴が確定的に斥けられたときは、執行拒否の決定の形式的確定力は、更めて執行請求手続をなすことを妨げるものではない。

けだし新たな請求は拒否せられた事実とは別個の事実に基づくものである。

条約は、各国法上、無効又は取消の訴を示すものとして用いられる用語が種々であるために、意図的に無効又は取消の訴なる用語を避けて、“procédure tendant à contester la validité de la sentence”なる文言を用いたが、この語がわが国法や独法に謂う無効の訴を包含すべきは明かである。しかしながら独乙国で執行可能と宣言せられた仲裁判断に対し、例えば同国において爾後有効なる相殺が主張せられ、之に基いて執行異議の訴（独民訴七六七条、一〇四）が提起せられ、しかもその後に至つて外国にある被告の財産に対し当該国でも執行の請求がなされたときは、右の執行異議の訴は、第一条d号に謂うところの手続中に含まれると解すべきか否か。本号は、仲裁判断の效力自体に関する手続即ちその執行だけでなく、確定力の承認をも不可能にする手続だけに關する。それ故、上述の問いは否定せられねばならぬ。元来本号が第二条a号の規定（仲裁判断の承認及び執行は、仲裁判断のなされた国においてそれが無効と宣言せられたときは拒否せらるべきであるとの規定）と密接に関連せしめられていることは疑いない。然るに執行異議の訴の目的は、これとは異なり、仲裁判断の確定力には全然無関係である。この訴は、単にその仲裁手続上の審理の時以後に生じた原因に基いてのみ仲裁判断の執行に反対することを目的とするにすぎない。従つて第一条d号及び第二条a号の規定は、固より執行異議の訴には適合しないのである。尙ほ附言すべきは、執行異議の訴においては、上述の例に見られるように、被告の独立の反対権の確定が屢々問題となるのであつて、裁判によるかゝる反対権の確定の承認は外国判決の承認に關する問題であつて、本条約の關知する範圍外であること、これである。それ故例えば条約の埒内に含まれる仲裁判断が独乙国でなされ、爾後敗訴者が同国で執行異議の訴を提起して勝訴の判決を得たと仮定し、その後に、外国でこの仲裁判断の執行が求められたときは、この勝訴判決の承認の有無は、その外国で一般に独乙判決の承認に關して決定すべき原則の如何に係はることになる。尙ほ執行手続において、債権者はその請求につき既に満足

を得ておるとの抗弁を執行国に通用する手続法に従つて（このことは条約一）主張し得ることは言う迄もないところである。

尙ほ条約の要求するのは、仲裁判断の確定だけであつて、仲裁判断がそのなされた国において執行力を取得したことは要求されていない。専門委員会の意見では、執行力の取得を要求することも、ある場合には理由がなくはない（殊に執行

がそのなされた国で裁判所による統制に服）。しかし仲裁判断が紛争当事者の本国以外の地で他国人によつてなされる如き場合

（例えば国際商業会議所）も屢々生ずるところであり、かゝる場合に仲裁判断のなされた国で執行力を取得したことを要求すべき何等の理由もない、これは当事者に無益の出費をなさしめるだけだとの理由で、要件から除かれたのである。

(e) 仲裁判断の承認又は執行がその主張せられる国の公序又は公法の原則に反しないこと（一条二）。

この要件のうちに含まれるものとしては、(イ) 仲裁判断が、執行国の法律上禁止の行為をなすべき旨を当事者に命ずる場合（日民訴八〇一条二号、独民訴旧一〇四一条一）⁽¹²⁾ 及び (ロ) 仲裁裁判所が、執行国においては公序の考慮からその效力を認められない法律関係を承認せしめ又は請求権を実現せしめようとする場合（例えば賭博契約又は禁⁽¹³⁾止せられた差金取引）⁽¹⁴⁾ を挙げる事ができる。

この規定は、執行国において仲裁判断の内容の実質的再審理をなすことを可能ならしめるものであるか否か、について、寿府での討議では否認せられた由である。そしてたとえこの点に関し、故意に法律の不当適用がなされたとしても、公序を理由として執行を拒否することはできぬ、例えば仲裁人が原則としては差金取引の無効を認めつつも、明に誤つた理由のもとにかゝる取引の存することを否認したとしても、執行国ではその決定を自国の公序に反するものと看することはできないと説く見解がある。しかしわたくしは、この見解には直ちに賛しがたい。⁽¹³⁾むしろこの規定は仲裁判断の実質について執行国での再審査を許す規定であると解すべきではなからうか。尙ほ仲裁判断に理由を附するを要するか否かに付ては条約に何らの規定もない。それ故この問題は仲裁手続に適用せらるべき法律に従つて規定せらるべきこと、

なる。従つてこの法律が理由の具備を必要としていない限りは、理由付けを欠く仲裁判断の執行も亦可能である。このことはわが国法の見地からしても疑問の余地のないところである。何故ならば日民訴八〇一条二項に依れば、当事者は仲裁判断、に理由を附するを要しないと合意することができ、日本人が法律上仲裁判断に理由を附することを必要としない国における仲裁手続に服するときも、その服従はかゝる合意と同様に取扱はるべきだからである。尙ほ理由の欠陥を主張すべき方法に関しては後述参照。

註

(5) 一九二三年の第一議定書も仲裁契約の効力の依るべき法律については何ら規定していない。但し第一議定書中この問題に関連のある規定としては、第二条を挙げることができる。この第二条の規定及び仲裁契約の準拠法の決定に関する学説については、拙稿「国際商事仲裁に関する国際私法理論」神戸法学雑誌、一卷三号六一頁以下参照。

(6) Nussbaum, Jahrbuch Bd. II, s. 242.

(7) 中田、前掲三七卷一号一五八頁。

(8) 前掲拙稿、六〇二一六〇六頁。

(9) 例えば日本法や独乙法を標準として考えれば、内国に於ける執行のためには外国仲裁判断は当該外国で確定力ある判決と同一の効力を得たことを要すると規定すれば充分である。しかし英法は法的確定力の概念を知らず、又伊法では破壊によりて取消し得る判決も確定力あるものとせられているから、法的確定力なる文言を採用することはできない。又「法的確定力」なる文言の代りに「通常の上訴を以て争うことのできなくなつた仲裁判断」なる文言を選ぶことも、総ての国の法律上意味ある結果には到達したいとして斥けられた。而して専門委員会案はこの問題の決定を回避して、唯「仲裁判断は確定したことを要す」とだけ規定していたが、かゝる文言では執行国の裁判官を確定の意味に付て不明なるが儘に放置することになるとして多幾国の賛成するところとならなかつた。そこで止むなく本文に述べような解決策が提案されることになつたのである（フォルクマール、一三四頁）。

(10) フォルクマール、一三五頁以下。

(11) 専門委員会報告書、ヌスバウム前掲二四二頁。

(12) 独乙国は本条約を批准したので、これに即応するために、民訴一〇四一条二号を改正して、仲裁判断の取消原因の一として「仲裁判断の承認が善良の風俗又は公の秩序に反すべきとき」なる文句に改め、更にこれに伴い、外国仲裁判断の執行に関する一〇四四条の規

定を新設した。日本民訴にはもとより、独乙のこの規定に該当するような規定は存しない。従つてわが国も本条約に参加すると共に、この問題に関して一部の規定を改正又は新設するの必要があると思はれる。

(13) フォルクマール、一三六―七頁。

三 条約の要求する消極的要件は次の通りである。

仲裁判断はたとえ前述の条件を具備していても、以下に掲げる事実の存在を裁判官が確認したときは、その承認又は執行を拒否し得べきである(二条)。条約が一条と本条とを区別して、規定した意味については前述(六七)参照。

(a) 仲裁判断がそのなされた国において無効となつたこと(二条)。上述したところから明なように(一条d)の説明)、仲裁判断が取消又は無効の訴によつて效力を失つた場合は、本号の要件中に含まれるが、単に仲裁判断の時以後に生じた原因により(例えば独民訴七六七条或は日民訴五四五条等に依り)、執行を許すことを得ずと宣言せられたに止まる場合は、このうちに含まれない。而して仲裁判断を無効とする判決が確定した場合にのみ、本号にいう無効宣言ありとなし得るに止まることは言うを俟たぬ。但しこの無効宣言に対して尙ほ上訴を以て争い得るということは、執行手続に影響がない訳ではないが、その効果は本号に依らず、一条d号によりて決せらるべく、無効又は取消手続の繫属中の仲裁判断は、同号の意味での確定にはならないものとせらるべきである。

(b) 適法なる審訊のなされないこと及び代理の欠缺(二条)。専門委員会報告書(前掲二)に依ると、本号は単に敗訴の当事者に対し適時に仲裁判断の審理を通知することだけに關するものではなく、更に敗訴当事者の防禦權を保障するために裁判官が広汎なる裁量權を行使し得ることに關する。即ち裁判官は必要に応じ、当事者が、相手方の提出した意見書又は証拠書類に対し反駁を加え得るようにこれらの文書を知り得たか否かも判断し得なければならぬのである。

而して個々の場合に、この原則のどの程度の違反を以て本号の意味での不審訊とみなすべきかは、執行国裁判官の裁量に依る。

訴訟無能力なる当事者の代理の欠缺、代理の必要な範囲及び代理の方法は仲裁手続に適用せらるべき法律に依る。尤もこの法律が独乙法のように訴訟能力と行為能力とを結合しておるときは（（独民訴五二条））、場合に依り当事者の属人法に依拠するを要することとなる。尙ほ代理の欠缺が当事者の追認に依りて治癒せられ得るか否か、及びその方法も亦同一の法律に依る（（フオルクマー）ル一三七頁）。

（c） 仲裁判断が仲裁約定に定むる係争事件に関せず、又は仲裁約定の範囲外に及んでなされたこと（（二条）c）。

本号は、仲裁人が仲裁約定によつて定められた権限を越えて判断した場合には、（14）締約国はかゝる仲裁判断の承認又は執行を拒否し得るとなす。（15）尤もこの場合に敗訴の当事者が何らの留保なしに仲裁約定の範囲を越える仲裁手続に応じたことは、仲裁約定を暗黙に補充するものとして権限の欠缺を治癒せしめるものと看做され得るか否か、問題となり得べく、この問題は仲裁手続に適用せらるべき法律に依る。

本号二段は、仲裁人がその権限を尽さず、附託せられた係争事件の一部のみについて判断した場合につき、執行国の裁判所は事宜に依り、その仲裁判断の承認又は執行を延期し若くは保証を立てしめてこれを認めることができると規定する（（二条）c二）。

いわゆる仲裁の一部判断がなされた場合、その効力を他国において認めるとすべきか否かについては、各国代表間の意見の相違が大きく、激しい討議の末漸く本号の法文化に達した。従つてこの規定の立法趣旨を尋ねるためには、遡つてその制定に至る経過を窺う必要がある。もと専門委員会案では、一部判断に対しては承認又は執行を拒否し得るとの

み規定されていた。一部判断では当事者の一方のみの権利を認め、相手方のそれについては何ら裁定をしないというような場合もあるべく、かゝる未完結、不完全な判断に対して国際的效力を保障すべきではない、当事者は先ず以て仲裁手続の開始国で手続を完了した上、他国でその仲裁判断の效力を主張するのが至当であるとの考慮に基く。ところが第二委員会小委員会の席上独乙代表はこの案に反対して削除説を主張した。その理由とするところは、一部判断は債務者の仲裁遷延策を防止する上に必要不可欠である、けだし若し一部判断の国際的效力を認めないとすれば、債務者は仲裁手続において相手方の請求の一部のみを争うことにより、争いある部分の決定をみる迄、残余債務の支払の猶予を来さしめることができ、不都合だというにある。委員会もこの独乙の懸念の實際上理由あることを認めはしたが、規定全部の削除には反対した。その際考慮せられたのは、独乙法の認める相殺の留保を附してなす係争債権に付ての判決(独民訴三)及び反訴の留保附になす本訴請求に付ての判決(独民訴三)等の如く、それ自体最終判決ではなく、最終判決によりその存立を左右せられることあるべき中間判決又は留保判決に相応する中間的又は留保的仲裁判断であつた。この種の予備的一部判断はその執行後に至り、最終的仲裁判断によつて理由なきものとして覆されることがあり得る。従つて条約においては、かゝる危険を生ずる余地のないように規定する必要があるからである。この必要に応ずる最良の方法は、本来の一部判断即ち請求の数量的部分につき最終決定をなす判断(独民訴三〇一条)と、予備的決定たるにすぎぬ中間判決(独民訴三〇三)又は留保判決(独民訴三〇二条、これは解)に相当する一部判断とを区別し、後者だけについてその国際的效力を否認又は阻止することのできるように立法することであつたであらう。しかしながらこの点に關しては各国の法的觀念が余りにも相異なるため、この点で使用するに足る法形式を發見することはできず、止むなく委員会は仏国代表の妥協案に賛して法文を作成するに至つたのである。⁽¹⁶⁾

以上の立法経過に鑑みると本号の正しい意味は次の通りとなる。法文は、単に一部判断の場合には、執行国裁判所はその裁量により承認又は執行を延期するか若くは保証を立てさせてこれを許すかの何れかの決定をなし得るとするに止まる。しかしながら第二条の前文には本号の規定する場合には承認又は執行を拒否することができるとし、而してその意味するところは、これらの場合には執行国裁判官は承認又は執行を許容すべき義務を負うものでないと言うに止まる。従つてこの文言は、本条の規定する場合においても仲裁判断の承認又は執行が関係国の法律又は条約(本条約以外の)によつて許されている以上は、関係国はこれを許すことも可能であることを含意するとしなければならぬ。このことは第二委員会の説明書もこれを明かにする。⁽¹⁷⁾従つて一部判断が例えば予備的な中間判断や留保判断のように不完結のもので将来その内容を動かされる可能性あるものであれば、外国で執行されないことが望ましいから、かゝる場合に備えて、本号は、承認又は執行を停止し、将来の決定に俟つか、又は保証を立て、これを許す途を開いたのである。これに反し、それ自体完結し将来その内容を動かされるおそれのない本来の一部判断(例えば請求の数量的部分についての最終決定)については遅滞なく執行を許可することが望ましいから、執行国裁判所はその国の国内法に従つて承認又は執行を許して差支えない。その途を開くために本号は、これが決定を裁判官の自由裁量に委ねたのである。尙ほ附言するに仲裁契約が仲裁人に一部判断をなすの権限を与え、かつこれが仲裁手続に適用せらるべき法律に適合する以上、判断の一部であることはその執行を不許可とするに充分な理由をなすものでないことは言を俟たぬ。

註 (14) 例えば仲裁約定では、単に売買の目的物たる商品の規格に関する争のみを仲裁に附しておるに拘らず、仲裁人がその権限を越えて支払の条件のような他の問題について決定した場合の如し。

(15) 独民訴(一〇四一条一項一号)は、かゝる仲裁人の権限越越の場合を「仲裁判断が許す可らざる手続に基くとき」のうちに含ましめ、取消原因の一とする。日民訴(八〇一条一項一号)も亦これに倣う。

(16) Volkmar, s. 138—9; Nussbaum's J. II s. 243, 252.

(17) Nussbaum's J. II s. 251 ff

四 仲裁判断の取消（又は無効）原因とその主張——条約三条

仲裁判断の準拠法は、前述した一条 a、c 並に二条 b、c 号に掲げるものの外に、尙ほ種々の取消（又は無効）原因を認めるのが通例である。例えば忌避された仲裁人が仲裁手続に参加したとか（（独民訴一〇四一条一、一〇三））、仲裁判断書に理由の記載がないとか（（伊民訴二二条二項三、三二条））、又は判断の証拠となつた文書が偽造若くは変造されたものであるとか（（日民訴八〇一条、七九二条））といふたぐいである。準拠手続法上かゝる瑕疵あるため無効なる仲裁判断に対しては固より国際的效力を認むべき理由はない。しかし執行国裁判官はこのような特殊の外国訴訟手続に関連した当事者の不服申立てを審理するには充分な用意をもつていないことが多い。そこで執行国裁判官としては、できることなら、かゝる当事者の不服の申立てが外国管轄裁判所で解決される迄、執行の許可の決定を中止することが望ましい。しかしかゝる執行又は承認手続の中止は若干国の手続法上許されないこともあり得よう。又取消原因の存否の明白な場合に、徒らに手続の遅延を来すことは極力避ける必要があるし、更に又敗訴当事者の悪意の遷延策を防ぐことも考えなければならぬ。そこで主として右述した実際上の便宜に合するという点に鑑み、更に又理論上も条約の立前からみて執行国裁判官が独自に外国仲裁手続の合法性を審査することは敢て差支えないとの見地に立つて、本条の決定をみたのである。即ち三条によれば、執行国裁判官は、（一）不服を申立てた当事者の主張事実が準拠手続法上の取消原因に該当するか否かを自ら独自に審査して、執行又は承認の許可を決定することができる外、（二）当事者が外国管轄裁判所から取消（又は無効）の宣告を得るのに相当の期間を定め、その間自らの裁判を中止することもできるのである。

本条の規定の適用上注意すべきは、仲裁判断のなされた国において既に仲裁判断取消の訴訟手続が繫属中なるときは、その決定をみるまでは執行の許可はあり得ないこと、これである。ただしこの場合には仲裁判断は前述の一条d号の定める意味での確定の要件を欠くからである。

註 (18) 執行裁判所が独自に外国仲裁手続の適法性を審査決定し得べきことは、既に第一条c号にも示されている通り、疑いなくところである。元来この条約の目的は仲裁判断の国際的效力を規律しようとするにあつて、これに関する外国裁判所の判決の效力に関するものではないから、このことはけだし当然である (Volkmar, s. 140)。

五 承認又は執行手続——条約四条

(一) 一条乃至三条は、何れも条約に定める仲裁判断の承認及び執行の条件を定めるものであるが、これらの規定を適用する上に、執行国裁判所が如何なる手続に依るべきか(例えば当事者は裁判所に直ちに仲裁判断についての執行の許可を求めること⁽¹⁹⁾が出来るか、又は先づ仲裁判断の履行を求める訴を提起し、その判決を待つて始めて執行を⁽²⁰⁾求めるべきかの問題) に関しては条約は規定せず、原則として、これを締約国の国内法に一任するに止まる(二項)。この種の訴訟手続に関する各国法の相違の大きいために、この条約のような多辺条約ではこれを統一的に規律することはできなかつたのである。

(二) しかし乍ら条約は、實際の必要から、仲裁判断を主張し又は執行を求める当事者が提出すべき証拠資料を示すのが有益であるとの考えのもとに、例外的にこれを規定することゝなつた(四)。即ちこれに依れば、当事者が提出しなければならぬ証拠書類として条約は就中次の三種のものを掲げる。

- (1) 仲裁判断の原本又はその為された国の法律に従い認証力ある謄本。
- (2) 仲裁判断がその為された国において第一条d号に定める意味において確定となつたことを証すべき書面及び記

録。「確定」の証明は往々困難なことがある。そこで専門委員会では確定の証明につき管轄官庁の公文書を提出することを規定しようとの提案もなされたが、多数の国にかゝる証明をなすべき管轄官庁がないというので、この案は成立せず、証明方法については規定せられなかつた。それ故この証明は原則として仲裁判断のなされた国の仲裁法規の証明によつてこれをなす外はないであらう。この法律上、仲裁判断に対し通常の上訴方法が存するときは、不変期間の証明も必要である。これと異なり、執行申請者からは取消(又は無効)の訴が現に繫属中でないことを証明する必要はない。なせならば一条d号の構成上明なように、執行裁判官はこの訴の提起のなされたことが証明せられたときに限り、その執行を拒むべく、従つてこのことの立証責任は相手方がこれを負うからである。

(3) 一条一項、二項a号及びc号に定むる要件の存在を証明する書面及び記録、但しその必要あるときに限る。本号に該当する立証事項の主なもの、仲裁判断の基本たる仲裁約定が別異の条約国の裁判権に服する当事者間に締結されたこと、仲裁約定がその準拠法に従い有効であること、及び仲裁裁判所が適法に構成されたことなどである。尤もこれらの諸点については常に当然に証拠書類を提出するを要するものではなく、そのこれを要するのは、単にその必要ある場合 (le cas échéant)、即ち疑がある場合に限られるのである。

以上の本条(1)号乃至(3)号に掲げられた書面並に記録の列挙は制限的の意味のものか又は例示的たるにすぎないか。本条がもとと執行裁判所のために仲裁判断の效力を確定化することを容易ならしめることを目的とするに鑑み、又本条の冒頭には「就中」(notamment)なる文言があるに由り、列挙は例示的意味のものと解すべく、従つて執行国裁判官は必要ありと認めた限り、当然茲に定められた証明以外の証明をも要求し得ると解しなければならぬ。但しその要求のためには、特別の理由あることを必要とするし、又その要求は前数条に挙示せられた要求と矛盾するものであつて

はならない。それ故例えば執行国裁判官は、仲裁人がその権限を超えて決定したのではないか、又は附託された係争事件の一部だけについて決定したのではないかを審査する必要があるから（二条^c号）、仲裁契約の内容に関する証明を要求することができるとしなければならぬ。これに反して仲裁契約の準拠法が口頭の仲裁附託契約を容認している以上、（二条^a号）、その謄本の提出を要求することは許されないと（²⁰）ころであらう。

（三） 四条二項は右の書面に付き翻譯を要求し得べきこと、及びその方法を定める。この規定は海牙国際民事訴訟法条約一九条二項三号に倣つたものである。

註（19） 専門委員会報告書、前掲二四五頁。

（20） 専門委員会報告書、二四五頁、Volkmar S. 141.

六 条約と締約国国内法との関係——条約五条

専門委員会の報告書に依ると（前掲二四）（五頁以下）、この条約と締約各国国内法並にその既に締結した二国間の条約との間の関係を如何にすべきかに付ては、諸国の間に種々意見の不一致があつた。しかし結局、この条約は次の二つの考慮に基いて作成せられた。その一は、締約国はこの条約に該当する仲裁判断の承認又は執行をこの条約の定むるよりもより厳格な条件に服せしめることは許されないということであり、その二は、若干国の既存の国内法上若くは条約上の規定がこの条約よりもより寛やかな条件で外国仲裁判断の效力を承認し、又はその執行を許しておる場合には、この条約の規定をその国内法又は条約の規定に優先させることは、条約の目的に照し許さるべきでないこと、これである。右の第一の考慮に立てば、例えば締約国の国内法が自国における外国仲裁判断執行の条件としてその仲裁判断が当該外国で執行宣言を得たことを要求していようと、この国内法の規定はこの条約よりもより厳格な条件を定めるものとして、この条約

の妥当する範圍では適用され得ないということにならねばならぬ。従つてこの見地においては、この条約は、仲裁判断がその国際的效力を承認せられるために服すべき制約の最大の限度を定めたことになる。而してこの条約優先の思想を徹底的に貫くとすれば、この条約は締約国の既存の国内法規又は条約規定が外国仲裁判断の效力を認めるのに、より寛やかな条件を定めている場合にも、尙且つ完全にこれにとつて代はるべきことを主張し得るように思はれる。現にかゝる主張をなす国もあつた。しかしこの条約の目的とするところは、仲裁判断の效力の承認又は執行を締約国の既存の国内法又は条約が定めているよりもより困難なものにするにあるのではなく、より容易にするにあること言う迄もない。故にかかる主張は認めらるべき筈もなく、茲に第二の考慮が生れたのである。即ちこれにより、締約国国内法又は条約により外国仲裁判断の承認又は執行のために定立されたより有利な制度は、この条約と相並んで併存することゝなつたのである。⁽²¹⁾これが条約五条の立法趣旨である。即ち当事者は、条約の規定にも拘らず、締約国国内法又は条約の定める仲裁判断の效力を全体として受け容れることに依つてのみ、この国内法の制度を主張することを許されるのである。⁽²²⁾

註 (21) これと同じ志向に基く条約としては、文学的並に美術的所有権に関するベルヌ条約(一九〇八・一一・一三修正)をあげることができ。かゝる規律の仕方は、多数国の参加を期待する多辺条約に特有なものであつて、双方条約にはその類をみない。ただし双方条約は、二国間において各締約国の国内法上の制度に優るものを定立することを期するものであるから、条約が国内法に優先し、全くこれにとつて代はるものとなることは当然である。これに反して多数国の参加する多辺条約では多数締約国の最少限度の要求しか充し得ぬから、条約が全面的に締約国の国内法に代替することは期待し得ないのである。

(22) 専門委員会報告書、前掲二四五、六頁、Volkmar S. 142.

七 経過的並に最終規定——条約六条乃至一一一条

(一) 六条に依れば、この条約は一九二三年の仲裁条項に関する寿府議定書の発効後になされた仲裁判断に対しての

外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約

み適用される。ところがこの議定書は、国を異にするに従い異なる時期に效力を生ずるのであるから、個々の仲裁判断にこの条約の適用があるか否かを知るには、一九二三年の議定書が加盟各国に效力を生じた時期を明かにすることが必要となる。

(二) 七条乃至一条の最終条項において特に注意せらるべきは、(イ) 国際連盟の加盟員であれば、国家でなくとも(例えば英国の自治領) この条約に参加することができること(七)、及び(ロ) この条約への参加は一九二三年の議定書への参加を前提とし、又議定書の廃棄は当然にこの条約のそれを伴うものであること(七条、九条)、これである。

条約は批准を必要とし、二国により批准のなされた後三箇月後にその效力を生ずる。その後においては、各締約国がその批准書を国際連盟事務局に寄託した三月後にその国に対して效力を生ずる(八)。

最後に尙ほ特別の規定があつて、この条約は当然には締約国の植民地、保護国及び委任統治地域には及ばないとせられる(一〇)。

三 批 判

一 一九二七年の寿府条約は、多数国が世界的規模において仲裁判断の国際的效力を承認することを定めたものであつて、この点ではたしかに一の劃期をなす重要な進歩であるとしなければならぬ。この条約以前には、甲国でなされた仲裁判断が乙国でその效力を保有し、強制せられ得るか否かは、専ら乙国独自の決定に委ねられ、従つてその效力は極めて不確実なものにすぎなかつた。然るにこの条約の締結により、仲裁判断は条約所定の条件を具備する限り、他の締約国でもその效力を確実に保有することゝなつた。尤も条約は、外国仲裁判断を執行するために依るべき手続は、その

(5) 法廷地において外国仲裁判断の效力を否認すべき公序の何たるかは、各締約国の独自の決定に一任せられた(一条二項e号)。

(6) 外国仲裁判断が仲裁手続の不備のために取消又は無効となるか否かの問題についても、条約は三条のような一般的な規定しかおくことができなかった。

以上は極く大まかに顕著な欠陥の若干を指摘したに止まる。かゝる欠陥の存するのは、上述したように、国際商事仲裁に関し多数国間に見解の一致に到達するには、余りにも大きな差異があることに由来する。故に今日の状態においては多辺条約によるよりもむしろ双方条約によつて二国間の現実の要求を満足させるように約定することの方がより妥当な成果を挙げるのに適當であるし、又法律制度の非常に異なる国の間では条約中に仲裁手続についての規則を含ましめるのが効果的である(例えば一九二五年の独ソ²³仲裁裁判所協定の²³ように)、としなければならぬ。

註 (23) Nussbaum Jahrb. Bd. I s. 216ff.

二 元来、商事仲裁制度が通常の裁判に比して当事者に有利であるとして歓迎せられるのは、それが秘密を保ち、迅速に行はれ、かつ紛争が専門的又は技術的な事項に關してある場合に適正な解決が得られ、しかも廉価であるからである。そして秘密は当事者が仲裁人の仲裁を終局的なものとして承認し、その效力を裁判所において争うようなことをしない場合にのみ保たれ得るし、又迅速は両当事者がこれを希望する場合にのみ期待し得るところである。

而して商事仲裁が成功を収めるのは、それが高度に整備した機構のもとで有能な仲裁人によつて行はれ、その手続がその行はれる国の法律又は慣習に適合していて、当事者に信頼感を与える場合に限られる。かゝる条件を具備しないと、仲裁判断の履行は当事者により自発的に行はれず、そのため法律上の強制を必要とすることとなり、不満足な結

果となり終はることは必定である（秘密は保たれず、解⁽²⁴⁾）。かくて商事仲裁を有効に促進してゆくについての最善の方策は、

有能な仲裁人を選任することのできるような整備した常設的仲裁機構を確立すること、そこに行はれる仲裁手続を整備すること及び当事者の居住地国における仲裁判断の執行を確保することで行なわれなければならない。

常設仲裁機構の有用性については、わが国でも既に論じつくされているから、茲には再説を避ける。仲裁手続の整備ということとは、仲裁判断の正確を期し、当事者の信頼をたかめる上に必須の要件であり、従つて又仲裁判断の国際的效力を確保する上にも絶対に必要不可欠である。ところで諸国の仲裁手続法が不統一である限り、一国でなされた仲裁判断の效力を他国で確保するというこの条約の目的を達することは至難となる。何とならば仲裁判断に不服の当事者はその仲裁判断の效力を法廷で争うに至るべく、そして一旦その效力に関する争が法廷に提起されると、受訴裁判所は自国法と内容を異にする外国仲裁手続法を適用するの難問題に逢着し、上に述べたように外国仲裁判断の效力の承認又は執行の手続を中止して、当該外国での決定を待たざるを得ないような事態⁽²⁵⁾を醸し出すからである。従つて仲裁判断の国際的效力確保のためには、仲裁手続法の国際的統一をはかる要があるのであるが、この条約の示すように⁽²⁶⁾（一）条、仲裁手続法の国際的統一は至難であり、今迄のところ近い将来にその実現をみることは望み難いとされているのである。然らば各国仲裁手続法の差異を克服し得ない限り、絶対に仲裁判断の国際的效力を確保するの途はないであろうか。茲に至つて考えられるのは、一九二三年の寿府議定書が、仲裁手続は仲裁裁判所の構成をも含めて当事者の意思並に仲裁をなす地域の属する国の法律に依るべきものと定めていること⁽²⁷⁾（二）条、これである。別の機会に述べたように、この議定書二条の意味については疑義がある。一説によれば、この条規は仲裁手続の準拠法決定のためには仲裁地の行はれる地を連結点としておるのであつて、仲裁手続に関する当事者の意思自治は唯仲裁地法の許容せる範囲内に限られるとなす。

しかし若しそのように解するならば、当事者意思に関する限り、これは当然の事理を示すまでのことであつて、議定書のうちに態々これを謳うことは凡そ無意味のこととなるから、この条規は、仲裁手続に関する限り、仲裁地法と当事者の意思とを同位において連結点とすることを認容したものであるとの別の解釈の成り立つ余地があるのである。

註 (24) 中田・前掲新法学全集、民事訴訟法九一頁以下、前掲法学論叢三六卷六号、六一頁以下。

(25) 国際商業会議所の昨一九五一年のリスボン総会決議（日本国内委員会発行、資料九八号、昭和二六・十一・十五に登載）に曰く、「国際商事仲裁の完全な発達を期し得るか否かは、世界各国における仲裁手続の統一が可能であるか否かに、主としてかゝつてゐる。この目的を達成する最も確実な方法は、諸国における現存の仲裁法規を統一するにある。しかしながらその達成は、簡単なことではなく、長期の計劃に基いて行はなければならぬことは、過去の経験の明示している通りである」と。そして決議は、民間人としての立場に立つて、仲裁手続の基準を設定することにより、現行の国内及び国際間の諸仲裁制度を調整し、そして近い将来、世界各国が容認する可能性のある一連の基準を起草することを希望する旨述べているのである。

(26) 前掲拙稿、六一七頁註16。

三 元來現時の各国仲裁法のもとにおいては、法律の定める本来の仲裁手続の代りに、当事者の意思だけによつて定められた仲裁手続を以てこれに代用させることは、原則として許されず、当事者意思自治の許される範囲は仲裁法の任意規定の範囲内に限局せられるのであることは疑いない。しかし乍ら当事者が一定国の法律の定める仲裁手続に服することを約する仲裁約定と、どこかの一国の法律とは離れて自発的に合意した仲裁手続に服することを約する仲裁約定との間には、本質的なちがひがある。従つてこの二つを區別して取扱ふことには正当の理由があると思はれる。そして国際仲裁判断においては、その準拠せられた仲裁手続が当事者の自発的に合意した手続に適合している限り、何れの国においてもこれを有効と認めるのが、何よりもその国際的效力を確保する上に役立つものであることは疑いを容れないところである。然らば仮りに一九二三年の議定書二条の法意には疑義があるとしても、関係各国が右の法理の正当性、合

目的性を確認するならば、右の趣意を条約のうちに規定することはさして難事ではなからうと思はれる。即ち各国仲裁法とは離れて、当事者意思を以て仲裁手続を定める上に決定的なものであるとすることが、仲裁判断の国際的效力を確保する上に有用である以上、国際条約自体において仲裁人の依拠すべき仲裁手続に関する当事者の合意の国際的效力を確実に認めることが、仲裁判断の效力を国際化する上に何よりも有効な方策だということになるのである。そして他面、現実の需要に応ずるには、仲裁の約定をなすに当り当事者が現実に用うるに足る標準仲裁手続規則を考案して当事者の現実の使用に供することが望ましい。

一九二七年の寿府条約以降に現はれた学者の見解についてみるも、亦諸国の実行に徴するも、⁽²⁷⁾常設国際仲裁裁判所の機構を整備すること及び合目的な標準仲裁手続規則を作成することが、⁽²⁸⁾實際面での努力の目標とされていて、現に着々として実行に移されつつあるものゝようである。仲裁法規の国際的統一の事業が困難であればあるだけに、勿急に實際の需要に応ずるのには、これ以外に適当な方策がないからであらう。しかしながら他面において、仲裁法規統一のための法理を探究すること、及びそれと並んで仲裁法の適用に関する国際私法の法理を学理的に探究し、これを国際化することが必要であり、重要であることは改めて言う迄もないところである。(一九五二・一九、稿)

(27) ロレンゼン、「商事仲裁」、エール法学雑誌一九三五、三六年、六八頁。

(28) 汎アメリカ連合による第七回のアメリカ諸国の国際会議において全米洲商事仲裁委員会の創設、その後南北米に互る大仲裁団体の創設、一九五〇年の日米商事仲裁委員会の創設等。

この研究は昭和二十六年度文部省科学研究費による研究の一部である。ここに付記して謝意を表する。

附 録

一九二三年のジュネーブ議定書並に一九二七年のジュネーブ条約の原文及び日本訳は次の通りである。

外国仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約

PROTOCOLE RELATIF AUX CLAUSES D'ARBITRAGE

Les soussignés, dûment autorisés, déclarent accepter, au nom des pays qu'ils représentent, les dispositions suivantes :

1. Chacun des Etats contractants reconnaît la validité, entre parties soumises respectivement à la juridiction d'Etats contractants différents, du compromis ainsi que de la clause compromissoire par laquelle les parties à un contrat s'obligent, en matière commerciale ou en toute autre matière susceptible d'être réglée par voie d'arbitrage par compromis, à soumettre en tout ou partie les différends qui peuvent surgir dudit contrat, à un arbitrage même si ledit arbitrage doit avoir lieu dans un pays autre que celui à la juridiction duquel est soumise chacune des parties au contrat.

Chaque Etat contractant se réserve la liberté de restreindre l'engagement visé ci-dessus aux contrats qui sont considérés comme commerciaux par son droit national. L'Etat contractant qui fera usage de cette faculté en avisera le Secrétaire général de la Société des Nations aux fins de communication aux autres Etats contractants.

2. La procédure de l'arbitrage, y compris la constitution du tribunal arbitral, est réglée par la volonté des parties et par la loi du pays sur le territoire duquel l'arbitrage a lieu.

Les Etats contractants s'engagent à faciliter les actes de procédure qui doivent intervenir sur leur territoire, conformément aux dispositions réglant, d'après leur législation, la procédure d'arbitrage par compromis.

3. Tout Etat contractant s'engage à assurer l'exécution, par ses autorités et conformément aux dispositions de sa loi nationale, des sentences arbitrales rendues sur son territoire en vertu des articles précédents.

4. Les tribunaux des Etats contractants, saisis d'un litige relatif à un contrat conclu entre personnes visées à l'article premier et comportant un compromis ou une clause compromissoire valable en vertu dudit article et susceptible d'être mis en application, renverront les intéressés, à la demande de l'un d'eux au jugement des arbitres.

Ce renvoi ne préjudicie pas à la compétence des tribunaux au cas où, pour un motif quelconque, le compromis, la

clause compromissoire ou l'arbitrage sont devenus caducs ou inopérants.

5. Le présent Protocole, qui restera ouvert à la signature de tous les États, sera ratifié. Les ratifications seront déposées aussitôt que possible auprès du Secrétaire général de la Société des Nations qui en notifiera le dépôt à tous des États signataires.

6. Le présent Protocole entrera en vigueur aussitôt que deux ratifications auront été déposées. Ultérieurement, ce Protocole entrera en vigueur, pour chaque État contractant, un mois après la notification, par le Secrétaire général de la Société, du dépôt de sa ratification.

7. Le présent Protocole pourra être dénoncé par tout État contractant moyennant preavis d'un an. La dénonciation sera effectuée par une notification adressée au Secrétaire général de la Société des Nations. Celui-ci transmettra immédiatement à tous les autres États signataires des exemplaires de cette notification, en indiquant la date de réception. La dénonciation prendra effet un an après la date de notification au Secrétaire général. Elle ne sera valable que pour l'État contractant qui l'aura notifiée.

8. Les États contractants seront libres de déclarer que leur acceptation du présent Protocole ne s'étend pas à l'ensemble ou à une partie des territoires ci-après mentionnés, à savoir : colonies, possessions ou territoires d'outre-mer, protectorats ou territoires sur lesquels ils exercent un mandat.

Ces États pourront, par la suite, adhérer au Protocole séparément, pour l'un quelconque des territoires ainsi exclus. Les adhésions seront communiquées aussitôt que possible au Secrétaire général de la Société des Nations qui les notifiera à tous les États signataires et elles prendront effet un mois après leur notification par le Secrétaire général à tous les États signataires.

Les États contractants pourront également dénoncer le Protocole séparément pour l'un quelconque des territoires visés ci-dessus. L'article 7 est applicable à cette dénonciation.

Une copie certifiée conforme du présent Protocole sera transmise par le Secrétaire général à tous les États contractants.

FAIT à Genève, le vingt-quatrième jour de septembre mil neuf cent vingt-trois, en un seul exemplaire, dont les textes anglais et français feront également foi, et qui restera déposé dans les archives la Société des Nations.

仲裁條項ニ関スル議定書

(昭和三年七月四日
官報第四五五号)

正当ノ委任ヲ受ケタル下名ハ其ノ代表スル国ノ爲ニ左ノ規定ヲ受諾スルコトヲ宣言ス

一 各締約国ハ夫々別異ノ締約国ノ裁判權ニ服スル当事者間ニ於テ商事其ノ他仲裁ニ依リテ決シ得ベキ事項ニ関スル契約ニ關聯シテ生ズルコトアルベキ現在又ハ将来ノ爭議ノ全部又ハ一部ヲ仲裁ニ付スルコトヲ定ムル約定ハ仲裁ガ何レノ当事者モ裁判權ニ服スルコトナキ国ニ於テ爲サルベキ場合ト雖モ尙其ノ效力ヲ承認ス

各締約国ハ前記ノ義務ヲ其ノ国ノ法令上商事契約ト認メラルル契約ニ限定スルノ權利ヲ留保ス 該權利ヲ行使セントスル締約国ハ之ヲ他ノ締約国ニ通知ノ爲國際聯盟事務總長ニ通知スベシ

二 仲裁手続(仲裁裁判所ノ構成ヲ含ム)ハ当事者ノ意思及仲裁ヲ爲ス地域ノ属スル国ノ法令ニ依ルベシ
締約国ハ仲裁手続ニ関スル自国法令ノ規定ニ從ヒ自國領域内ニ於テ爲スベキ仲裁手続上ノ一切ノ行爲ヲ容易ナラシムルコトヲ約ス

三 各締約国ハ前數条ニ依リ自國領域内ニ於テ爲シタル仲裁判断ヲ其ノ官憲ニ依リ且其ノ国ノ法令ノ規定ニ從ヒ執行スルコトヲ確保スルコトヲ約ス

四 締約国ノ裁判所ハ第一条ノ適用アル者ノ間ニ締結セラレ且同条ニ依リ有效ニシテ実行シ得ベキ現在又ハ将来ノ爭議ニ關スル仲裁約定ヲ含ム契約ニ関スル紛争ニ付訴訟ヲ受ケタルトキハ当事者ノ一方ノ申請ニ基キ当事者ヲ仲裁人ノ判断ニ付スベシ
右付託ハ約定又ハ仲裁手続ガ実行不能ナルカ又ハ無效ト爲レル場合ニ於テ司法裁判所ノ權限ヲ害スルコトナシ

五 本議定書ハ一切ノ国ニ依リ署名ノ爲開キ置カルベク且本議定書ハ批准セラルベシ 批准書ハ成ルベク速ニ國際聯盟事務總長ニ寄託セラルベク事務總長ハ右寄託ヲ一切ノ署名国ニ通知スベシ

六 本議定書ハ二国ノ批准書ガ寄託セラレタルトキハ直ニ效力ヲ生ズベシ 爾後本議定書ハ各締約国ニ付事務總長ヨリ其ノ批准書

寄託ノ通知ヲ爲シタル後一月ヲ経テ効力ヲ生ズベシ

七 本議定書ハ各締約国ニ於テ一年ノ予告ヲ以テ之ヲ廢棄スルコトヲ得 廢棄ハ国際聯盟事務総長ニ宛テタル通知ヲ以テ之ヲ爲スベク事務総長ハ直ニ該通和ノ謄本ヲ一切ノ他ノ署名国ニ送付シ且其ノ通知ヲ受ケタル日附ヲ通知スベシ 廢棄ハ事務総長ニ通知アリタル日ノ後一年ヲ経テ其ノ効力ヲ生ズベク且該通告ヲ爲シタル国ニ関シテノミ効力アルベシ

八 締約国ハ其ノ本議定書ノ受諾ガ左ノ地域即チ其ノ殖民地、海外屬地若ハ海外領土、保護領又ハ其ノ委任統治ヲ行フ地域ノ何レカ又ハ全部ヲ含マザル旨ヲ宣言スルコトヲ得

右締約国ハ斯ク除外セラレタル何レカノ地域ノ爲ニ其ノ後ニ於テ各別ニ加入スルコトヲ得 右加入ハ成ルベク速ニ之ヲ国際聯盟事務総長ニ通知スベシ 事務総長ハ右加入ヲ一切ノ署名国ニ通知スベシ 右加入ハ事務総長ヨリ一切ノ署名国ニ対シ通知ヲ爲シタル後一月ヲ経テ効力ヲ生ズベシ

締約国ハ又前記地域ノ何レカノ爲ニ各別ニ本議定書ヲ廢棄スルコトヲ得 第七條ハ右廢棄ニ之ヲ適用ス

本議定書ノ認証謄本ハ事務総長ニ依リ一切ノ締約国ニ送付セラルベシ

千九百二十三年九月二十四日「ジュネーブ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス 右本書ハ国際聯盟事務局ノ記録ニ寄託保存セラルベシ

Convention pour l'exécution des sentences arbitrales étrangères.

[*Indication des Chefs d'Etat.*]

Signataires du Protocole relatif aux clauses d'arbitrage ouvert à Genève depuis le 24 septembre 1923 ;

外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約

Résolus à conclure une convention en vue de compléter ce protocole,

Ont désigné pour leurs plénipotentiaires, savoir :

[Indication des plénipotentiaires.]

Lesquels, après avoir communiqué leurs pleins pouvoirs, trouvés en bonne et due forme, sont convenus des dispositions suivantes :

Article 1. Dans les territoires relevant de l'une des Hautes Parties contractantes auxquels s'applique la présente convention l'autorité d'une sentence arbitrale rendue à la suite d'un compromis ou d'une clause compromissoire visés au Protocole relatif aux clauses d'arbitrage, ouvert à Genève depuis le 24 septembre 1923, sera reconnue et l'exécution de cette sentence sera accordée, conformément aux règles de procédure suivies dans le territoire ou la sentence est invoquée, lorsque cette sentence aura été rendue dans un territoire relevant de l'une des Hautes Parties contractantes auquel s'applique la présente convention et entre personnes soumises à la juridiction de l'une des Hautes Parties contractantes.

Pour obtenir cette reconnaissance ou cette exécution, il sera nécessaire, en outre :

- a) que la sentence ait été rendue à la suite d'un compromis ou d'une clause compromissoire valables d'après la législation qui leur est applicable ;
- b) que, d'après la loi du pays ou elle est invoquée, l'objet de la sentence soit susceptible d'être réglé par voie d'arbitrage ;
- c) que la sentence ait été prononcée par le tribunal arbitral prévu par le compromis ou la clause compromissoire, ou constitué conformément à l'accord des parties et aux règles de droit applicables à la procédure d'arbitrage ;
- d) que la sentence soit devenue définitive dans le pays où elle a été rendue en ce sens qu'elle ne sera pas considérée comme telle si elle est susceptible d'opposition, d'appel ou de pourvoi en cassation (dans les pays où ces procédures existent) ou s'il est prouvé qu'une procédure tendant à contester la validité de la sentence est en cours ;
- e) que la reconnaissance ou l'exécution de la sentence ne soit pas contraire à l'ordre public ou aux principes du droit public du pays où elle est invoquée.

Article 2. Même si les conditions prévues à l'article premier sont remplies, la reconnaissance et l'exécution de la sentence seront refusées si le juge constate :

- a) que la sentence a été annulée dans le pays où elle a été rendue ;
- b) que la partie contre laquelle la sentence est invoquée n'a pas eu, en temps utile, connaissance de la procédure arbitrale, de manière à pouvoir faire valoir ses moyens ou, qu'étant incapable, elle n'y a pas été régulièrement représentée ;
- c) que la sentence ne porte pas sur le différend visé dans le compromis où rentrant dans les prévisions de la clause compromissoire, ou qu'elle contient des décisions qui dépassent les termes du compromis ou de la clause compromissoire.

Si la sentence n'a pas tranché toutes les questions soumises au tribunal arbitral, l'autorité compétente du pays ou est demandé la reconnaissance ou l'exécution de cette sentence pourra, si elle le juge à propos, ajourner cette reconnaissance ou cette exécution ou la subordonner à une garantie que cette autorité déterminera.

Article 3. Si la partie contre laquelle la sentence a été rendue établit qu'il existe, d'après les règles de droit applicables à la procédure d'arbitrage, une cause, autre que celles visées à l'article premier, lit. a) et c), et à l'article 2, lit. b) et c), qui lui permette de contester en justice la validité de la sentence, le juge pourra, s'il lui plait, refuser la reconnaissance ou l'exécution, ou les suspendre en donnant à la partie un délai raisonnable pour faire prononcer la nullité par le tribunal compétent.

Article 4. La partie qui invoque la sentence, ou qui en demande l'exécution, doit fournir notamment :

1. L'original de la sentence ou une copie réunissant, d'après la législation du pays où elle a été rendue, les conditions requises pour son authenticité ;
2. Les pièces et renseignements de nature à établir que la sentence est devenue définitive, dans le sens déterminé à l'article premier, lit. d), dans le pays où elle a été rendue ;
3. Les cas échéant, les pièces et renseignements de nature à établir que les conditions prévues à l'article premier, alinéa 1 et alinéa 2, lit. a) et c), sont remplies.

Il peut être exigé de la sentence et des autres pièces mentionnées dans cet article une traduction faite dans la langue officielle du pays où la sentence est invoquée. Cette traduction doit être certifiée conforme par un agent diplomatique ou consulaire du pays auquel ressortit la partie qui invoque la sentence ou par un traducteur assermenté du pays où la sentence est invoquée.

Article 5. Les dispositions des articles précédents ne privent aucune partie intéressée du droit de se prévaloir

d'une sentence arbitrale, de la manière et dans la mesure admise par la législation ou les traités du pays ou cette sentence est invoquée.

Article 6. La présente convention ne s'applique qu'aux sentences arbitrales rendues après la mise en vigueur du Protocole relatif aux clauses d'arbitrage, ouvert à Genève depuis le 24. septembre 1923.

Article 7. La présente convention, qui restera ouverte à la signature de tous les signataires du Protocole de 1923, relatif aux clauses d'arbitrage, sera ratifié.

Elle ne pourra être ratifiée, qu'au nom de ceux des Membres de la Société des Nations et des Etats non membres pour le compte desquels le protocole de 1923 aura été ratifié.

Les ratifications seront déposées aussitôt que possible auprès du Secrétaire général de la Société des Nations, qui en notifiera le dépôt à tous les signataires.

Article 8. La présente convention entrera en vigueur trois mois après qu'elle aura été ratifiée au nom de deux Hautes Parties contractantes. Ultérieurement, l'entrée en vigueur se fera, pour chaque Haute Partie contractante, trois mois après le dépôt de ses ratifications auprès du Secrétaire général de la Société des Nations.

Article 9. La présente convention pourra être dénoncée au nom de tout Membre de la Société des Nations ou de tout Etat non membre. La dénonciation sera notifiée par écrit au Secrétaire général de la Société des Nations, qui communiquera immédiatement copie certifiée conforme de la notification à toutes les autres Parties contractantes, en leur faisant savoir la date à laquelle il l'aura recue.

La dénonciation ne produira ses effets qu'à l'égard de la Haute Partie contractante qui l'aura notifiée et un an après que la notification en sera parvenue au Secrétaire général de la Société des Nations.

La dénonciation du Protocole relatif aux clauses d'arbitrage entraînera de plein droit la dénonciation de la présente convention.

Article 10. L'effet de la présente convention ne s'étend pas de plein droit aux colonies, protectorats ou territoires placés sous la suzeraineté ou le mandat de l'une des Hautes Parties contractantes.

L'extension à l'un ou plusieurs de ces colonies, territoires ou protectorats auxquels le Protocole relatif aux clauses d'arbitrage, ouvert à Genève depuis le 24. septembre 1923, est applicable pourra à tout moment être effectuée par une déclaration adressée au Secrétaire général de la Société des Nations par une des Hautes Parties contractantes.

Cette déclaration produira effet trois mois après son dépôt.

Les Hautes Parties contractantes pourront à tout moment dénoncer la convention pour l'ensemble ou l'un quelconque des colonies, protectorats ou territoires visés ci-dessus. L'article 9 est applicable à cette dénonciation.

Article II. Une copie certifiée conforme de la présente convention sera transmise par le Secrétaire général de la Société des Nations à tout Membre de la Société des Nations et à tout Etat non membre, signataire de ladite convention.

En foi de quoi, les plénipotentiaires susnommés ont signé la présente convention.
Fait à Genève, le..... en un seul exemplaire, dont les textes anglais et français feront également foi, et qui restera déposé dans les Archives de la Société des Nations.

外国仲裁判断の執行に関する條約

(譯筆者)

第一條 この条約の適用せられる締約国の領土内においては、一九二三年九月二十四日以後ジュネーヴで開かれた仲裁條項に関する議定書の定める仲裁附託契約又は仲裁約款に基いてなされた仲裁判断の効力は、右の仲裁判断が本条約の適用せられる締約国の領土内に於て締約国の裁判権に服する当事者の間になされた限り、これを承認し、且つ右の仲裁判断の執行はその主張せられる領土に行はれる訴訟手続規則に従いてなされるべきものとする。

右の承認又は執行力を得るためには、尙を次の条件を具備することを要する。

- (a) 仲裁判断が適用せらるべき法律に従い有効に成立した仲裁附託契約又は仲裁約款に基いてなされたこと、
- (b) 仲裁判断の目的物が仲裁判断の主張せられる国の法律に従い、仲裁に付し得べきものであること、
- (c) 仲裁判断が仲裁附託契約若くは仲裁約款の定める仲裁裁判所又は当事者の意思並に仲裁手続の準拠法の規定に従つて構成せられたる仲裁裁判所のなしたものであること、
- (d) 仲裁判断がその為された国に於て確定となりたること、但し仲裁判断が異議の申立、控訴又は上告を許すものなるとき(これらの手続の存する国において)、若くはその効力を争うことを目的とする手続の繫属中なることが証明せられたるときは、仲裁判断は確定と看做すことを得ない、

外国仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約

(e) 仲裁判断の承認又は執行がその主張せられる国の公の秩序又は公法の原則に反しないこと、

第二条 仲裁判断が前条に定めたる条件を具備するときと雖も、裁判官は次の事実の存することを確認したときは、その承認又は執行を拒否することを得べきものとする。

(a) 仲裁判断がそのなされた国に於て無効となりたること、

(b) 仲裁判断の主張をうける当事者が有効にその防禦方法を主張し得る時期において、仲裁手続につき通知をうけなかったこと又は無能力であるにも拘はらず適法に代理せられなかつたこと、

(c) 仲裁判断が仲裁附託契約の目的たる係争事件若しくは仲裁約款の定める係争事件についてなされず、又は仲裁附託契約若しくは仲裁約款の條項の範囲外の決定を含むこと、

仲裁判断が仲裁裁判所に附託せられたる一切の問題を解決しなかつたときは、その承認又は執行を求める国の管轄裁判所は事宜によつては承認又は執行を延期し若しくはこれをその決定すべき保証に服せしめることができる。

第三条 不利な仲裁判断をうけた当事者が仲裁手続に適用せらるべき法律の規定に従い、裁判上仲裁判断の效力を争うことのできる原因であつて、第一條(a)及び(e)並びに第二條(b)及び(c)に掲げるもの以外の原因の存することを証明したときは、裁判官はその裁量により、承認若しくは執行を拒否し又は管轄裁判所より無効の宣告を受けることを得させるために当事者に相当の期間を与えて執行手続を停止することができる。

第四條 仲裁判断を主張し、又はその執行を求める当事者は就中次のものを提出することを要する。

1 仲裁判断の原本又はそのなされたる国の法律に従い認証力ある謄本、

2 仲裁判断がそのなされた国において第一條d号に定める意味において確定となつたことを証すべき書面及び記録、

3 その必要あるときは、第一條第一項及び第二項(a)号並びに(c)号に定める條件の具備することを証すべき書面及び記録。

本條に掲ぐる書面については仲裁判断の主張せられる国の公用語に翻譯することを要求することができる。この翻譯は仲裁判断を

主張する当事者の本国の外交官又は領事若しくは仲裁判断の主張せられる国の誓約翻譯者による一致の認証あることを要する。

第五条 前数条の規定は仲裁判断の主張せられる国の法律又は条約に定める態様及び限度において当事者が仲裁判断を主張するの権利を奪うものでない。

第六条 この条約は一九二三年九月二四日以後ジュネーヴにおいて開かれた仲裁條項に関する議定書の発効後になされた仲裁判断に限つてこれを適用する。

第七條 仲裁條項に関する一九二三年の議定書的全署名国の署名に開かるべき本条約はこれを批准することを要する。

この条約の批准は一九二三年の議定書を批准した國際連盟加盟国又は非加盟国の名においてのみこれをなすことができる。

批准書はこれを速かに國際連盟事務局に寄託することを要する、國際連盟事務局は寄託を全署名国に通知すべきものとする。

第八条 この条約は二締約国により批准せられた後三月後に効力を生ずる。その後においては各締約国に関する条約の効力は、國際連盟事務局に対するその批准書の寄託の後三月後に生ずる。

第九条 この条約の廃棄は國際連盟の各加盟締約国又は非加盟締約国よりこれをなすことができる。廃棄の通告は書面により國際連盟事務局になす、國際連盟事務局は直ちに他の一切の締約国に対しこの通告と同一の認証謄本を通知し、かつその受領の日を知らせる。

廃棄はその通告が國際連盟事務局に到達した後一年後にこれを通告した締約国に関してのみその効力を生ずるものとする。仲裁條項に関する議定書の廃棄は当然にこの条約の廃棄を生ぜしめるものとする。

第十条 この条約の効力は当然には締約国の植民地、保護国又はその宗主権若しくは委任統治のもとにある地域には及ばないものとする。

一九二三年九月二四日以後ジュネーヴで開かれた仲裁條項に関する議定書の適用あるべき一又は数個の植民地、地域又は保護国にこれを及ぼすことは、國際連盟事務局に宛てた締約国の宣言により何時にてもこれをなすことができる。

この宣言はその寄託後三月後に効力を生ずる。

外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約

締約国は上に掲げた植民地、保護国又は地域の全部又は一に関し何時にても条約を廃棄することができる。この廃棄には第九条を適用する。

第十一条 この条約の認証謄本は国際連盟事務局よりこの条約の署名国たる、一切の国際連盟加盟国竝に非加盟国にこれを交附する。

以上の証拠として下名の全権委員はこの条約に署名した。

所得流通速度の分析

——貨幣需要の分析——

矢 尾 次 郎

目 次

- 一 開 題
- 二 貨幣の流れと所得流通速度
- 三 流通速度の制度的把握と主体的把握
- 四 客観的要因の分析
- 五 主観的要因の分析
 - 劔橋学派の貨幣需要分析の発展——
- 六 利子率・所得水準・所得流通速度
- 七 我国における所得流通速度

一 開 題

貨幣の流通速度の問題は貨幣数量説とともに古い。アダム・スミスはその国富論において、一国の貨幣流通量の年々の生産物総価値に対する割合を決定することは不可能であるが、種々の著者達はこれを $\frac{1}{5}$ $\frac{1}{10}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{30}$ と計算所得流通速度の分析

所得流通速度の分析

したと述べている。⁽¹⁾ このことは云うまでもなく、当時において年生産物を流通せしめる貨幣の流通速度がそれぞれ 5 10 20 30 と計算されたことを示す。

ケインズの「雇傭・利子・貨幣の一般理論」(一九三六年)以来、貨幣理論の関心は貨幣数量中心の分析より所得分析 (Income-Approach) へ向いつつありと云われる。従つて貨幣の流通速度の問題はその重要性を失える如く思われる。しかし貨幣の流通速度——殊に本稿においてとり上げんとする所得流通速度 (Income-Velocity of Money) ——は結局、貨幣数量と国民所得の關係を示す要因にはかならない。貨幣の所得流通速度はこれを反面より見れば、人々がその所得のうち幾許の割合を貨幣形態で保有せんと選択するか、貨幣に対する需要の大小を示すものである。問題をこの角度よりとらえれば、それは直ちに所得分析のひとつの支柱たる流動性選好の分析に連なる。この意味において所得流通速度の分析はその理論的重要性を失えるものではない。ハロッド (R. F. Harrod) は伝統的貨幣理論の欠陥が流通速度の理論の不充分たりし点に存することを指摘しているが、⁽²⁾ 事実、流通速度は「漠然たる包括的要因」⁽³⁾ であつて、これが分析のために数量説以来の貨幣理論発展の全過程を必要とすると云つても過言ではないであらう。

本稿においてはまづ (1) 所得流通速度の意義を明かならしめ、次に (2) 所得流通速度把握のふたつの立場とふたつの規定要因を学説史的に検討し、最後に (3) 我国における所得流通速度の動きを概観するであらう。

(1) Adam Smith: *Wealth of Nations* (Modern Library Edition), p. 280.

(2) S. E. Harris: *New Economics*, 1947, p. 603.

(3) ditto, p. 532 以下に J. Lintner の言及。

二 貨幣の流れと所得流通速度

〔I〕貨幣の保有

貨幣はその保有者の立場乃至保有の動機から取引貨幣 (Transaction Money) と資産貨幣 (Asset Money) に区分せられる。⁽¹⁾

(1) 取引貨幣。これは一国の年生産物の生産・分配・消費を媒介する貨幣であつて、所得貨幣 (Income Money) と営業貨幣 (Business Money) とより成る。

所得貨幣は所得の受領と支出との間の時間的開きの故に所得受領者の手許に保有せられる貨幣である。営業貨幣は生産者・商業者において、その収入と支出とが同時的ではないことに基いて、その手許に保有せられる貨幣である。営業貨幣は年々の經常的生産物の生産流通に直接關係する貨幣であつて、それは企業者より生産諸要因への所得支払に用いられる部分と、相異なる段階の企業者間の取引を媒介する部分より成る。

(2) 資産貨幣。取引貨幣が日常の支払の目的を以て保有されるのに対して、資産貨幣は經常的支払のためではなく、安全にして流動的な資産として、貯蓄の一形態として保有せられる。資産貨幣は (イ) 投機市場の情況が有利となりたる時、たゞちに買出動を行い、積極的に投機利潤を収めんがために、(ロ) 非流動的資産保有に伴うべき損失を避けるといふ消極的意図を以て、また (ハ) 不時の出来事に備えんとする予備的意図を以て保有せられる。⁽²⁾ なおケインズのいわゆる金融的流通にあつて、社会の富の一部またはこれに対する権利の交換取引を媒介する営業預金 B は便宜上資産貨幣に含ましめる。しかし営業預金 B の絶対額は比較的安定していると見られるから、⁽³⁾ これを含ましめることによつて

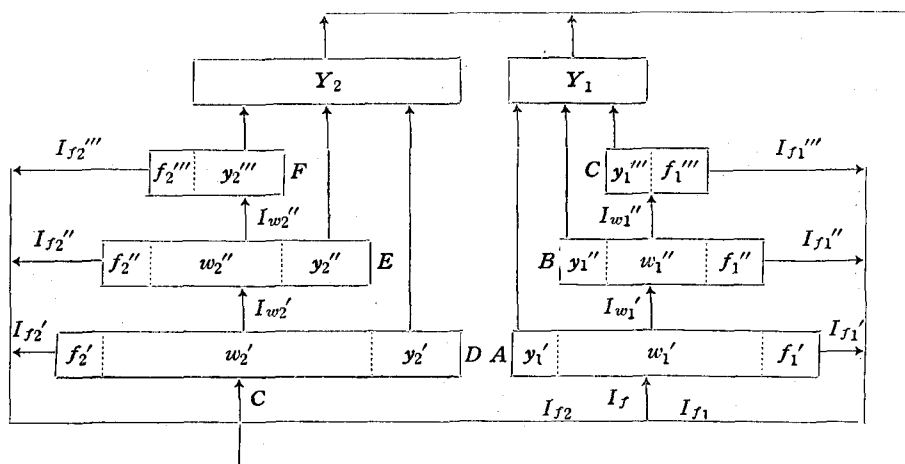
資産貨幣本来の動きが妨げられることはないであろう。

以上の取引貨幣と資産貨幣の区分は要するに經常的年生産物の生産・分配・消費を直接媒介するか否かによる區別であつて、前者は貨幣の購買手段機能、後者は価値貯蔵機能を分担している。而して前者はケインズ「一般理論」における取引動機、後者はその予備的動機及び投機的動機に大体照応する。⁽⁴⁾

〔II〕貨幣の流れ

以上に取引貨幣と資産貨幣に分類せられたるうち、国民所得の生産・分配・支出の循環を支える貨幣の流れは取引貨幣のそれである。ここでは所得貨幣と營業貨幣とはそれぞれ家計及び企業に保有せられる。いま企業を一個の集團として見るならば、家計と企業の間には、家計の企業への消費支出（所得貨幣より營業貨幣への流れ）及び、企業の家計よりの生産用役の購入（營業貨幣より所得貨幣への流れ）と云う形で、家計 $\downarrow$ 企業 $\downarrow$ 家計（所得貨幣 $\downarrow$ 營業貨幣 $\downarrow$ 所得貨幣）なる家計企業間の貨幣の流れの循環が見られる。さらに企業集團内部においては、原材料機械等の売買の媒介のため、營業貨幣が企業相互間を流通する。而も以上の家計・企業間及び企業相互間の貨幣の流れは無關係ではなく、直ぐあとに図示する如く、前者の流れは後者の流れに流入し、各生産段階を通じてながら、次第に分解されて再び還流して来るとの關係にある。

資産貨幣は国民所得の循環とは直接關係しないで、別個の動きをする。即ちこゝでは資産貨幣保有と証券保有との選択が行はれ、いわゆる強気と弱気の投機活動が介入して来る。而して資産貨幣保有と証券保有の選択の如何は確定利付証券の価格水準従つて利子率を動かし、利子率の変動は一面、投資への変動を通じて所得水準に影響するとともに、他面、全貨幣數量における取引貨幣と資産貨幣の配分を変えることによつて、国民所得の循環に干渉して来る。この利子



符号の意味

Y = 貨幣所得, C = 消費支出

y = 賃銀及び利潤

w = 原料費乃至在庫品原価

f = 減価償却費

I_w = 原料乃至在庫品補充のための支出乃至生産

I_f = 固定資本財消耗補充のための支出乃至生産

添字 $_1$ は固定資本財生産部門, $_2$ は消費財生産部門, ' ' ' は生産段階

率・所得水準・全貨幣数量の取引貨幣と資産貨幣の配分率の相互依存関係の解明が所得流通速度の分析に至大の重要性をもつことはのちに見られる如くである。

いま取引貨幣の流通の態様と国民所得の循環は次の如くに図示される。

家計よりの消費支出 C は消費財部門の商業者 D の売上となる。この売上は売却商品の在庫原価 w_1 、店舗其他固定的設備の減価償却費 f_1 、使用人の賃銀の諸費用をカバーし、通常、利潤（直ちに配当される）を残す。かくて売上のうち賃銀及び利潤に相当する部分 y_1 は直ちに所得に分解される。流動資本並びに固定資本の消耗部分 w_2 、及び f_2 が所得に分解するか否か、また分解の程度の如何は商業者 D の兩種資本についての資本形成の如何に依存する。

まづ流動的資本形成について。商業者 D は必ずしもその在庫品の消耗のみを補充すると限らず、資本の限界能率と利率との関係如何によつて消耗をそのまゝ

放置し或は消耗補充以上の資本形成 I_{a2} を行う。こゝでは在庫品消耗と同額の資本形成を行うため、生産者 D に発註したとする。実際的には商業者 D のこの発註は生産者 B の製品在庫高の減少により賄われ、次いで生産者は市場の情況の見込如何によりその在庫高の補充或は拡大のための生産を行う。しかし単純化のため生産者はその受註だけの、即ち製品在庫高の減少補充だけの生産を行うとする。然るときその売上代金は貸銀、在庫原料原価 s_2 、固定的設備の減価償却費 f_{a2} 、利潤に分解される。即ちさきの消費支出のうちの所得未分解部分たる w_2 、のなかで、生産者 E における貸銀及び利潤部分 w_2 だけは更に所得に分解される。残りの所得未分解部分たる w_2 、及び f_{a2} が生産者 E の流動的並びに固定的資本形成 I_{a2} 、及び I_{f2} を通じて更に一部所得に分解されることは前と同様である。即ち生産者 E は原料在庫高補充のためのみの資本形成を行うため、生産者 E に発註し、それだけの生産が生産者 E によつて遂行されたとする。こゝでは生産者 E はその生産に原料を要せざるものと仮定すれば、その売上代金は前と同じく貸銀及び利潤 w_2 、減価償却費 f_{a2} に分解される。かくて最初の家計よりの消費支出は消費財部門の生産段階を通過するうちに各段階における固定資本消耗部分 f_{a1} 、 f_{a2} 、 f_{a3} を除いてはすべて所得に分解され、次第に家計に還流する。

次に固定的資本形成について。以上の固定資本消耗部分についても各企業は資本の限界能率と利率の関係により、消耗の補充を行わず、或は補充のみならず拡張を行うこと、流動資本の場合と同様である。こゝでは消費財部門の各企業はその消耗補充のためのみの固定的資本形成を行うため、固定資本財部門商業者 A より機械その他固定的設備を購入したとする。これに続く固定資本財部門の生産過程において、所得形成と流動資本財の消耗・補充の経過は消費財部門のそれと全く同様に進行することは前掲図の示す如くである。たゞ固定資本財部門自身の固定資本財消耗補充のための資本形成が必要となる点に注意しなければならない。

かくして上例においては家計よりの消費支出に発する貨幣の流れは商業者Dの手に入つたのち、両部門各段階の間を流通するうちに、次第に賃銀支払・利潤配当を通じて、すべて所得に分解され、家計に再び還流し来たる態様が示されたのであるが、これを要約すれば次の如くに示され得る。即ち前掲図より明かなる如く両生産部門においては一般に次の諸関係が成立している。

$$C=y_2'+w_2'+f_2' \dots\dots\dots (1) \quad I_f=y_1'+w_1'+f_1' \dots\dots\dots (4) \quad I_f=I_{f1}+I_{f2} \dots\dots\dots (7)$$

$$I_{w2}'=y_2''+w_2''+f_2'' \dots\dots\dots (2) \quad I_{w1}'=y_1''+w_1''+f_1'' \dots\dots\dots (5) \quad (\text{但} I_{f1}=I_{f1}'+I_{f1}''+I_{f1}''')$$

$$I_{w2}''=y_2''' + f_2''' \dots\dots\dots (3) \quad I_{w1}''=y_1''' + f_1''' \dots\dots\dots (6) \quad I_{f2}=I_{f2}'+I_{f2}''+I_{f2}'''$$

上記の設例においては單純再生産の場合をとり、次の仮定が置かれてゐる。

$$w_2'=I_{w2}' \dots\dots\dots (8) \quad w_2''=I_{w2}'' \dots\dots\dots (9) \quad w_1'=I_{w1}' \dots\dots\dots (10) \quad w_1''=I_{w1}'' \dots\dots\dots (11)$$

$$F_1+F_2=I_f \dots\dots\dots (12) \quad (\text{但} f_2'=I_{f2}', f_2''=I_{f2}'', f_2'''=I_{f2}''', f_1'=I_{f1}', f_1''=I_{f1}'', f_1'''=I_{f1}''',$$

$$f_1'+f_1''+f_1'''=F_1, f_2'+f_2''+f_2'''=F_2)$$

(8)(9)の仮定により、(1)(2)(3)から次の関係が得られる。

$$C=Y_2+F_2 \dots\dots\dots (13) \quad (\text{但} Y_2=y_2'+y_2''+y_2''')$$

同様に(10)(11)の仮定により、(4)(5)(6)から

$$I_f=Y_1+F_1 \dots\dots\dots (14) \quad (\text{但} Y_1=y_1'+y_1''+y_1''')$$

が得られる。従つて(12)の仮定により、(13)(14)より

$$C=Y_1+Y_2 \dots\dots\dots (15)$$

所得流通速度の分析

が成立する。即ちこれは消費支出がすべて所得として家計に還流することを意味する。⁽⁸⁾—⁽¹²⁾の仮定が動かされることにより、拡大再生産及び縮小再生産の場合が成立することは容易に示され得るから、これを省略する。

以上の如く取引貨幣は所得貨幣として或は營業貨幣として、家計企業間及び企業相互間を流れるが、かゝる取引貨幣の流通によつて年生産物従つて国民所得の生産分配消費が媒介されるのである。

〔III〕 所得流通速度の概念と問題

上掲図式より明かなることは家計の所得よりの消費支出が各種企業における生産を通じて再び所得として家計に還流し來たる過程は時間を要するということである。メッツラア (Lloyd A. Metzler) は貨幣經濟を家計集団と企業集団の結合と看做し、兩集団間の所得循環の流れには三つのラグが存在するとなす。第一のラグは「家計の支出ラグ」或は「消費ラグ」(Household Expenditure Lag, Consumption Lag) と称せられるもので、家計における所得の増減が消費水準の惰性のため直ちには消費支出の対応的増減をもたさず、その間に時間的経過のあることを意味する。第二のラグは「生産ラグ」(Output Lag) と呼ばれる。販売が増加しても小売業者乃至卸売業者は需要増大が永続的なりや否やを見定めるため、直ちに生産者への注文を増加させず、更に生産者は注文の増加が相当大で且つ永續しなければ生産増加に着手しない。かくて販売の増減と生産の対応的増減との間には相當の時間的経過が存在することとなる。第三は「収入ラグ」(Earning Lag) と云われる。賃銀給料を其他生産要素への支払は雇傭の増加とともに増大するが、少くとも利潤についてはその獲得と配当との間に遅れがあるとなす。⁽⁹⁾

メッツラアにおいては企業を一個の集団として家計に対応せしめ、企業集団内部の貨幣の流れ、それよりの貨幣所得の流出の過程は明示していないが、我々の上掲図式と対照するならば、企業相互間流通に要する時間はその生産ラグ

に含まるべきこととなる。更に家計・企業間の所得循環は貨幣の単一なる流れではなくして、緩急様々の速度をもつ多数の貨幣循環の複合と見られねばならない。例えばさきの家計による消費支出中商業者Dの段階において所得に分解する v_2 の部分は短期間内に家計に還流して来るが、流動資本財償却に当てられる w_2 の部分は所得として還流するまでにより大なる期間を必要とする。更に固定資本財償却部分たる f_2 に至つては相当長い期間の経過の後でなければ所得に分解しない。かくて家計 $\downarrow$ 企業 $\downarrow$ 家計なる貨幣の流れは長短様々の期間をもつ多数の循環より構成される。これら各種の循環を平均的にとらえるところに、貨幣の平均的一單位が家計 $\downarrow$ 企業 $\downarrow$ 家計の全過程を一循環するに要する平均的期間が想定され得る。これが平均的循環期間 (Average Circuit Period) 或は所得期間 (Income Period) と呼ばれるものである。換言すればそれは国民所得が貨幣の平均的存在量に等しくなる期間である。この平均循環期間を以て一定期間例えば一年を除することによつて一年間に貨幣の平均的一單位が家計・企業間を循環する平均的回数が得られる。これが貨幣の所得流通速度にはかならない。即ちそれは貨幣の平均的一單位が一年間に貨幣所得を形成する平均的回数である。⁽⁶⁾

貨幣はその保有の動機により取引貨幣と資産貨幣とに区分され得ることは前述したところであるが、上述せる家計・企業間の所得循環、平均的循環期間、所得流通速度は本来取引貨幣に関する。国民所得を Y 、取引貨幣数量を M_1 、取引貨幣の所得流通速度を V とすれば $V = \frac{Y}{M_1}$ なる関係が得られる。然るに資産貨幣 M_2 はその性質上所得循環には入らないから、その所得流通速度は零である。しかし M_1 と M_2 とは相互に無関係ではなく、全貨幣数量 M のふたつの構成部分として、その配分率は貨幣に対する需要の如何により極めて可變的である。従つて貨幣全量が所得循環を支える効率という見地から、全貨幣の所得流通速度 V もまた重要な考察の対象とならなければならない。即ち $V = \frac{Y}{M}$

なる関係が成立する。

かくてここに広狭二義の所得流通速度が区別されるのであるが、両者の関係は次の如くに示される。⁽⁷⁾

$$Y = M_1 V' = (M - M_2) V' = M(1-h) V' = M V \quad (\text{但し } h = \frac{M_2}{M})$$

$$\therefore V = (1-h) V'$$

即ち V' の増大は V の増大を、 h の上昇は V の減少をもたらすとの関係にある。従つて貨幣全量の国民所得に対する関係を示す広義の所得流通速度の問題は (1) V' の決定要因如何、(2) M_1 と M_2 との配分が如何にして決定されるかの二者に帰することとなる。而してこのふたつの問題の処理は貨幣理論の発展過程において、所得流通速度の制度的把握及び主体的把握として、極めて興味あるふたつの型を示している。

- (1) この区分は活動貨幣 (Active Money) と不活動貨幣 (Inactive Money) とを意味する。また資産貨幣は時に貯蓄貨幣乃至保藏貨幣と称せられる場合がある。資産貨幣と云ふ言葉は A. H. Hansen: Monetary Theory and Fiscal Policy, 1949, P. 62 よりとる。
- (2) J. M. Keynes: A Treatise on Money, Vol. I, 1930, Ch. 3 参照。
- (3) Keynes: op. cit., p. 249. (鬼頭三郎氏邦訳 III 一〇頁)
- (4) Keynes: General Theory of Employment, Interest and Money, 1933, Ch. 15.
- (5) L. A. Metzler: Three Lags in the Circular Flow of Income, (Income, Employment and Public Policy, Essays in Honor of Alvin H. Hansen, 1948,) pp. 13—17.
- (6) J. M. Angell: The Behavior of Money, 1935, p. 131.
ditto: The Components of the Circular Velocity of Money, Quarterly Journal of Economics, Feb., 1937, p. 224.
ditto: The General Dynamics of Money, Journal of Political Economy, Jun., 1937, p. 296.
- (7) Angell: Components, op. cit., p. 255.

三 流通速度の制度的把握と主体的把握

貨幣數量説のふたつの型たるフィッシャー型と劍橋型とは流通速度分析における制度的把握と主体的把握のふたつの型を示す。フィッシャー型數量説は周知の如く $MV=PT$ にて表わされる。こゝでフィッシャーは V に影響する要因として次の諸事情を列挙している。勿論フィッシャーの V は取引流通速度（一年間における貨幣による総支払額を流通貨幣數量にて除したる数）であるが、同様なる要因は所得流通速度にも適用されると見ることが許されよう。

(1) 個人の諸慣習

(a) 儉約及び保藏に関する慣習。社会構成員中の浪費家の流通速度は大であるが、儉約家は貨幣を保藏する傾向があるから、その流通速度は小である。即ち保藏は流通速度を低める傾向をもつ。

(b) 掛払に関する慣習。掛払制度は現金払制度に比して流通速度を高める。蓋し掛払の場合には各人が支払のために保有すべき貨幣の平均額は節約されるからである。

(c) 小切手使用に関する慣習。現金と当座預金の両者を利用する人は過剰現金は預金となし、過剰預金は現金となし得る調節の便宜をもつから、貨幣の遊休を防ぐことを得、従つて流通速度を高める。

(2) 社会の支払制度

(a) 収入・支出の頻繁度。貨幣が頻繁に受取られ支払われるならば、収入・支払間の平均期間が短縮され、流通速度は高まる。例えば週給制の場合は月給制よりも流通速度は大である。

(b) 収入・支出の規則性。収入・支出の量的・時間的規則性は手許現金の必要額を減じ、流通速度を高める。

所得流通速度の分析

(c) 収入・支出の時間的・量的対応性。支出の時期が収入の時期と無関係であるならば、収入より支出に至る期間貨幣は遊休しなければならない。

(3) 一般的要因

(a) 人口密度。密度大なる程、流通速度は大となる。

(b) 輸送速度。輸送が広範且つ速に行われる程、流通速度は高まる。⁽¹⁾

劔橋型数量説は一般的に $M = PkR$ を以て示される。ここに M は貨幣数量、 R は社会の実物所得乃至資力 (Resources) はこの資力のうち人々が貨幣の形態で保有せんと選択する割合、 P を物価水準とする。劔橋型数量説はマーシャル、ビグー、ケインズ等によつて説かれるが、こゝではビグーの説明をとらう。

ビグーによれば、社会の各人は一方において絶えず満期になりつゝある債務の流れをもち、他方において同じく絶えず満期になりつゝある債権の流れをもつ。しかし一時点においてこの両者は必ずしも合致せず、後者を以て前者を支払得ない時には彼は不便を受けるのみならず、破産の危険に類する。従つて各人は日常の取引を困難なく行い得るため、また突然の必要乃至必需品の価格騰貴等に基づく予期せざる需要に対して自己を確保するために、自己の資力の充分なる部分を貨幣の形態において保有せんと欲する。換言すれば人々は一般に便宜 (Convenience) と安全 (Security) のふたつの目的のために資力の一定部分を貨幣にて保有せんと選択する。こゝに貨幣に対する需要曲線が想定せられる。即ち人々の貨幣需要は、貨幣保有と選択的地位に立ち従つてその保有のためには手離さるべき資力の一定部分 kR を以て示され、従つて人々はこれを貨幣数量にて除したる商 $P = \frac{kR}{M}$ だけの価格を貨幣一単位に対して支払わんとするのである。 P はいつまでもなく $\frac{kR}{M}$ の劔橋型の一般式における物価水準 P の逆数であり、貨幣一単位の需要価格を実物量で示し

たものにはかならない。(ビグーは法貨と法貨に対する要求權とを區別してゐるが、こゝでは簡單化のため、これらを一括して貨幣となす。)

周知の如く銀橋型の貨幣保有率 π の逆数は所得流通速度にはかならないから π の決定要因は直に π の決定要因である。 π の決定要因についてのビグーの見解は次の如くである。資力の利用については三つの競争的用途がある。第一は便宜と安全を得るためにこれを貨幣保有に向けることである。第二は将来財の生産のため資力を使用することである。第三は直接的な消費である。第三の用途は特に考慮する必要はない。資力を生産に向けることによつて得られる満足は遞減的である。また交換を便宜ならしむる手段としても、安全を確保する手段としても、資力を貨幣形態にて保有することから得られる満足は同様に遞減する。かくて資力の生産的利用 (production use) においても貨幣的利用 (money use) においても、需要曲線は遞減的である。従つて資力のこのふたつの利用への配分率 π は両者の限界的満足が一致する点に定まる。換言すれば π はふたつの利用の誘引性の相対的強弱により動かされる。

生産的利用の誘引性が依存する要因は産業的活動の見込収益である。これに對して貨幣的利用の誘引性を規定する要因は複雑である。その第一は日常業務において貨幣保有によつて得られる便宜である。而してこの便宜は一部分所得受領の期間に依存する。(こゝでビグーがフィッシュャアの流通速度規定要因たる収(入・支出の頻度の箇所を引用してゐるのは興味深い。)) またこの便宜は産業組織が貨幣なしに債務弁済をなし得る適応性の程度に依存する。こゝでは π を低下せしめる要因として、貨幣使用を節約する為替手形その他種々の相殺制度を挙げ、また π を高める要因として生産段階の増加(特殊化)、産業に附隨する投機その他業務の増大を述べている。以上の業務上の便宜のほかに、貨幣保有の誘引性を規定する第二の要因として、安全の動機が挙げられる。即ち一般物価低落の予想は π を高め、その上昇を予想は π を低下せしめるとなす。⁽²⁾

以上のフィッシュャア型と銀橋型との比較対照より明かなる如く、前者が一定期間に亘り市場に流通する貨幣、即ち取
所得流通速度の分析

所得流通速度の分析

引貨幣をとらえるのに対して、後者は一時点において経済主体の手許に保有される現金残高に注目する。そこにおける便宜の動機は日常の業務における貨幣、即ち取引貨幣に対応し、安全の動機は将来の不安に対処するための貨幣、即ち資産貨幣に照応するものと解し得る。かくの如く同じく貨幣をとらえる場合にも、流通市場の枠を強く見るか、経済主体の立場に立つかの違いは、その把握する貨幣の範囲が単に取引貨幣のみであるか、更に資産貨幣をも含むかの相違を生ずるのみならず、貨幣の流通速度の規定要因についても全く対蹠的な見方の違いを来たす。

フィッシュャ型における流通速度規定要因はいづれも慣習的・制度的・技術的である。そこで保蔵は流通速度を低下せしめる傾向をもつと述べられているが、経済主体の立場に立つて保蔵が如何なる動機のもとに行われるかの分析がなされている訳ではない。従つて分析の仕方としては、流通速度の決定に経済主体の選択が入り込む余地は殆どなく、それは貨幣使用に関する社会の慣習、制度、技術によつて客觀的に決定されると見られてゐるのである。即ちそれは流通速度の制度的把握ということができよう。而してこれらの諸要因はその性質上、短期的に急激に変動するものではないから、流通速度もまた過渡的乃至異常の時期を除いて大体安定的と見られることはその把握方法の当然の帰結である。

これに対して劔橋型は流通速度の主體的把握を行う。数式的には劔橋型のものはフィッシュャ型のVの逆数に過ぎないが、把握の仕方がかく逆になつたことの実質的意義は、流通速度が経済主体の貨幣に対する需要を通じて規定されると見られるに至つたことにある。而して貨幣に対する需要は経済主体の貨幣と財との選択の一環として定る。即ち便宜と安全のための貨幣保有、将来財の生産及び直接的消費の三者間の選択の結果として貨幣需要を表わすものは決定される。従つてその変動は経済主体の貨幣と財との選択が何れの方向に動くかの指標となる。例えばその上昇は財から貨幣への、その低下は貨幣から財への選択の変化を示す。かくるに従つて流通速度の主體的把握はしかしながら、流通速度決定の

慣習的・制度的・技術的要因を無視するのではない。さきに見たる如くピグーは貨幣保有に伴う便宜の誘引性を規定するものとして、所得受領期間、産業組織の性格等の客觀的諸要因を挙げている。たゞそれがフィッシュヤアにおける如く、直接的に流通速度を規定するのではなく、便宜の誘引性に影響することによつて經濟主体の選択を通じて、即ち流通速度を規定すると見る点にその分析方法としての特徴が存する。かく主体の選択を重視することは流通速度の決定に經濟主体の心理的諸性向乃至予想という如き主觀的要因をとり入れる余地を与えるものであり、従つて流通速度は可變的なものと見られるに至る。

以上の流通速度の把握方法の相違は貨幣と所得との關係についての見方の違いを結果する。いまフィッシュヤア型數量説における取引量 T を純生産物量とすればそれと物価水準 P との積は國民所得 Y に等しくなるから、フィッシュヤア式は $MV=TY$ となる。同様に劍橋型數量説においても、 R を実物所得とすれば $M=kY$ が得られる。フィッシュヤア型においては前述の如くその把握方法から V は一定と見られる。従つて M の増加は直ちにその V 倍の Y の増加を結果しなければならぬ。一般に貨幣數量の増大は直接的消費の増加、投資の増加及び保藏の増加のいづれかひとつ、或はそれらの結合を結果し、前二者の場合は取引貨幣の保有増加、第三の場合は資産貨幣保有の増加となつて社會に吸収せられる。然るにフィッシュヤアにおいて、取引量一定の前提は貨幣數量の増加が生産の増加には向けられざることを意味するものと解され（蓋しそこでは伝統的考方に従ひ、生産は生産要素の數量と能率及び生産技術にのみ依存するとされる。）また資産貨幣の保有は始めからその考察のそとにあるから、貨幣數量の増加は直接的消費の増大にのみ排け口を見出し、流通速度倍だけの物価騰貴従つて所得水準の上昇を來たすこととなる。かくて流通速度一定の前提のもとでは貨幣供給量のみが所得水準を一義的に決定する支配的要因となる。これに対し劍橋型においては kY は所得との關聯において貨幣に対する需要を示す。 $M=kY$ の意味することは貨幣

所得流通速度の分析

幣數量が貨幣当局により与えられるとき、貨幣需要がその供給に一致する如くに所得水準が定まるということである。ところで前述の通り貨幣需要を示す係数 m は経済主体の財と貨幣との選択の如何により可變的であると見られ、ケインズはそれを以て公衆及び事業界の気分 (mood) に依存するとなしている程である。従つてこゝではフィッシュャ型における如く貨幣數量が一義的に所得水準を決定すると見ることを得ず、貨幣數量が与えられるとき、むしろ m が所得水準決定に支配的役割を演ずるものと見られねばならない。換言すれば貨幣の所得流通速度の把握方法の如何により、所得水準決定の支配的要因が貨幣の供給側より需要側に移ることとなる。こゝにハンセン (A. H. Hansen) が $M=ky$ を以て貨幣及び物価に対して本質的に新しい接近方法であるとす所以がある。⁽⁴⁾

以上の流通速度の制度的把握と主体的把握との比較対照から、以下における我々の流通速度分析の方向は次の如くに定まる。

(1) 流通速度は経済主体の財と貨幣の選択を通じて決定されると見られなければならない。蓋し流通速度という如き最も總体的現象の眞の理解は貨幣使用に関する経済主体の行動に遡つて始めて可能となるからである。もとより財と貨幣との選択の分析が劔橋型數量説において完成されたわけではないが、それがのちのケインズの流動性選好分析 (Liquidity Preference Theory) にまで発展すべき貨幣需要の動機分析の途を開いたことの意義は大きい。この点ビグーが自らの數量説をフィッシュャのそれに比して、前者は需要の窮極的原因たる選択の動き (volition) に我々をして接触せしめるが故に、後者よりもより有効な分析のエンジンであるとなす所以である。⁽⁵⁾

(2) 経済主体の選択を通じて流通速度に作用する要因には、貨幣の受払に関する社会の諸制度、諸慣習、生産段階乃至産業組織という如き客觀的要因と、経済主体の心理的諸性向乃至将来に対する予想という如き主觀的要因とが區別

される。ともに経済主体の選択を通じて作用するとは云え、客観的要因については選択の余地少なく、主観的要因についてはこれが極めて大であるとの差異がある。客観的要因が取引貨幣の流通速度に関することはフィッシャーが専らこの要因のみをとり上げ、ビグーがこれを以て貨幣保有に伴う業務上の便宜を規定するものとなすことから明かである。しかしフィッシャーにおいてもビグーにおいても客観的要因を列挙するにとどまり、その精密なる規定はのちの課題をなすところである。これに対して主観的要因は資産貨幣に関する。(もとより主観的要因が支払慣習を動かすことによつて取引貨幣の流通速度に影響する可能性は認められねばならない) 銀橋型数量説では安全の動機に關聯して資産貨幣をとり入れているが、それは取引貨幣とともに一括され、等しく実物所得乃至資力の一定割合^々として總括的に把握されている。取引貨幣需要とは別個に資産貨幣需要が如何なる要因に規定されるか、精密に分析されていない。たゞそれが主体の心理的諸性向乃至予想によつて動くというだけである。従つて全貨幣の取引貨幣と資産貨幣との配分が如何にして定まるか、またこの配分の変化が取引貨幣の所得流通速度との關聯において全貨幣の所得流通速度に如何に影響するかの問題はとり上げられていない。この問題は貨幣需要分析のその後の発展の対象として残されたのである。以下まづ所得流通速度規定の客観的要因、次に主観的要因の分析に進むであらう。

- (1) I. Fisher: The Purchasing Power of Money, 1926 ed., pp. 79—88.
- (2) A. C. Pigou: The Value of Money, (Readings in Monetary Theory, 1951.) pp. 164—170.
- (3) Keynes: A Tract on Monetary Reform, 1923, p. 84.
- (4) Hansen: op. cit., p. 49.
- (5) Pigou: op. cit., p. 174.

四 客観的要因の分析

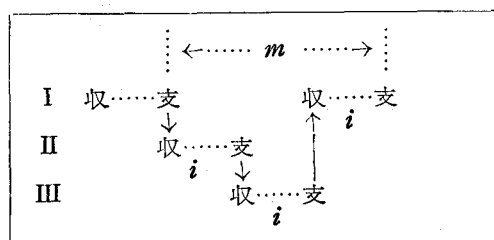
流通速度を規定するものとしてフィッシャーが挙げた客観的要因のうち特に重要なものは、社会の支払制度に関するもの、即ち収入・支出の頻繁度、規則性、対応性であり、またピグーは生産段階の増減が流通速度に影響すべきことを述べている。しかしこれらの收支の関係、生産段階等の客観的要因が如何に流通速度を規定するかを精密に分析したのはエンジエン (J. W. Angell) であり、これを補完したのはエリス (H. S. Ellis) であつた。⁽¹⁾

フィッシャーは収入と支出の同時化 (synchronizing) 即ち収入が得られると同一期間に支払をなすことに注目し、支払が収入と無関係な時期に生ずるならば、貨幣を予め蓄積しなければならず、従つて流通速度の低下を来すべきことを述べている。いまふたつの期間即ち支払間隔 (payment interval) と収入・支出期間 (income-expenditure period) とを区別することによつて、フィッシャーの注目した関係はより精密に分析せられ得るに至る。

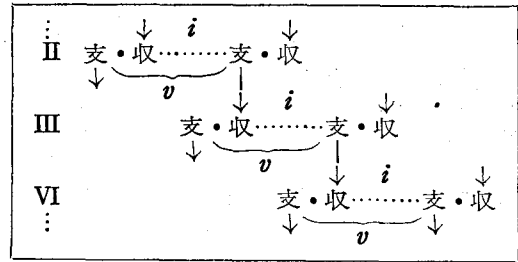
こゝに支払間隔とは取引貨幣の所得循環過程中の一段階において、繰返して規則的に生ずる支払間の間隔を指す。例えば週給の場合の支払間隔は一週間である。次に収入・支出期間とは同じく所得循環過程中の一段階において、収入と支出との間の期間であり、それはその段階に貨幣が滞留する期間にはかならない。例えば今日の収入を明日支出する時、この期間是一日であり、また週一回の収入を次の収入日までに毎日均一的に支出しつくす場合、それは三・五日となる。いま所得循環過程における平均的段階数、換言すれば取引貨幣の平均一単位が所得循環過程を一巡するに際し、手を替える平均的回数を n 、平均的収入・支出期間を t 、取引貨幣の所得流通速度を v とすれば、取引貨幣の平均一単位が所得循環過程を一巡するに要する平均的期間、即ち所得期間 $\frac{1}{v}$ は、各段階における収入・支出期間の和 nt に等し

くなることは説明を要しない。 $\frac{1}{\sqrt{L}} = iL$

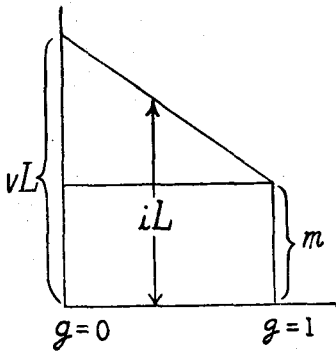
こゝで支払間隔と収入・支出期間の關係から所得期間の最短、最長の兩極限を考えることができる。まづ所得循環過程の各段階における支払間隔の最長のものを m とし、 $iL = m$ なる場合、所得期間は最短となる。この場合には最長の支払間隔がすべての段階における取引貨幣の滞留期間の總計と完全に重なり合う。これを所得循環過程が三段階（例えば消費者・商業者・生産者）よりなる場合について示すならば、上図に見られる如く、第Ⅰ段階において支出が行われたる後、次の支出時点が到来するまでに、貨幣は第Ⅱ、第Ⅲの段階を通過して第Ⅰ段階に還流して居り、該段階自身の滞留期間を経て再び支出せられる。かくの如く各段階の収入・支出の時間的順序が最も順なる場合をエンジエルは Overlapping 完全と称し、これを示すのに $\frac{1}{\sqrt{L}}$ を以てする。この場合においては、一定の所得水準を支えるための貨幣必要量は極小となり、所得流通速度は極大となる。



これに對して所得期間が各段階における支払間隔の和に等しき場合、所得期間は最長となる。即ち平均的支払間隔を $\bar{m}$ とすれば、 $iL = \bar{m}$ なる場合がこれに當る。こゝでは平均的支払間隔は僅かに一段階の貨幣滞留期間と重なり合うに過ぎない。次頁の図は所得循環過程における任意の三段階を示すものであるが、こゝに見られるように、すべての段階において支出時点の直後に収入時点が位置するという如く、收支の時間的順序が最も逆なる場合、すべての段階において貨幣は次の支出時点まで殆ど全支拂間隔に亘つて休止せねばならず、従つて例えば貨幣が三段階を通過するに要する時間は各段階の支払間隔の和に等しくなる。所得循環過程のすべて段階においてかくの如く收支の時間的順序が逆なる場合をエンジエルは Overlapping ゼロとする。



$$\frac{1}{V} = iL = m + (vL - m)(1 - g)$$



なし、これを $g \parallel 0$ を以て示す。この場合、一定の所得水準に対する貨幣必要量は極大に達し、所得流通速度は極小となる。こゝに注意すべきは $g \parallel 0$ なる場合はエリスも指摘する如く数学的極限であつて、現実にはあり得ないことである。蓋し山環的な所得循環過程において、すべての段階に亘り收支の時間的順序が逆転することはあり得ないからである。このことは二段階循環において一方の段階の收支の逆は必然的に他方のその順を来たすことから明かであろう。(上図の $g \parallel 0$ なる場合の図示において任意の三段階のみ) を抽出して全段階を示さなかつたのはこの故による。

以上に見る如く、 $iL \parallel m$ なる時、 $g \parallel 1$ にして所得期間最短であり、 $iL \parallel vL$ なる時、 $g \parallel 0$ にして所得期間最長とすれば、所得期間はこの両極限の中間の場合のそれをも含めて一般に次式を以て示されることは上図から直ちに明かである。

この最後に得られたる式は社会が一個の生産・交換過程より成ると想定される場合にも、多数の過程の併存する場合にも適用される。たゞ後者の場合には式中の各項は各過程における加重平均としてとらえられる差異があるのみである。もとよりこの式に実際の統計的数値を与えることは殆ど不可能に近いが、この式の重要性は次の点に存する。即ち支払間隔 m 、収入・支出期間 i 、Overlapping の程度 g 、所得循環過程の段階数 L の諸要因がこゝに示される関聯において、所得期間従つて取引貨幣の所得流通速度 V を規定することが明示される。而してこゝ

これらの諸要因は社会の支払慣習及び産業組織の反映にはかならないが、これらの慣習乃至組織は通常は全体として急速に変化することなく、また景気の如何により循環的に変動することもない。従つて取引貨幣の所得流通速度がこれらによつて規定される限り、それは相当期間に亘つて極めて安定的であり、たゞ徐々にのみ変化し得ると見られなければならない。

所得流通速度は一般に貨幣に対する需要の反面として経済主体の選択を通じて決定されるものと把握すべきことは、銀橋型数量説の教える如くである。しかし上述の如く取引貨幣の所得流通速度が極めて安定的と想定され得ることは、取引貨幣についてはその所得流通速度が主体の選択の如何により任意に動かされ得る余地の極めて少なきことを意味する。従つて資産貨幣をも含めた全貨幣の所得流通速度が主体の選択を通じて動かされるのは、大部分取引貨幣と資産貨幣の配分率の変化に基づくことが予想され得る。

しかしこの問題に入る前に、所得循環過程における段階数 n の変化が取引貨幣の所得流通速度 V と取引流通速度 V_1 に及ぼす影響につき一言しよう。取引流通速度には種々の定義が与えられるが、こゝでは単位期間例えば一年間に取引貨幣の平均一単位が所得循環過程において手を替える平均的回数を意味するものとする。然るに取引貨幣は所得循環過程を一巡するのに平均 n 回手を替え、且つ単位期間内に所得循環過程を平均 n 回だけ循環するから、このふたつの流通速度の關係は $V = nV_1$ を以て示すことができる。

さてさきの所得流通速度規定要因の關係式において、 $n=1$ なる場合 $V = V_1$ である。いま所得循環過程における段階間に統合が行われ、 n が減少したとしても、それによつて最長支払間隔たる m が変化すべき理由はない。従つて V は不変にとゞまる。然るに n は減少しているから、両者の積たる V_1 は n に比例して減少することになる。換言

すれば Overlapping 完全なる場合 L が減少すれば、取引貨幣の平均一単位が年間に所得循環過程を一巡する平均的回数は変らないが、一循環中に交換される平均的回数は減少するから、年間を通じてのそれは減少することとなる。

次に $g=0$ なる場合、 $\frac{1}{V}=uL$ である。 L が減少しても u が不変である限り、 V は L の低下に逆比例して上昇する。

従つて V_i は不変にとゞまる。換言すれば Overlapping ゼロなる場合 L が低下するならば、所得循環過程一巡中に取引貨幣が手を替える平均的回数は減少するが、年間当りの平均的循環数は逆比例的に上昇しているから、年間を通じての平均的交換回数は不変にとゞまることとなる。(L が変化する場合、 u が不変にとゞまることは現実には明かに不可能である。しかし $g=0$ なる場合自体が前述の如く非現実なる極限の場合であり、こゝでは $g=1$ なる

他の極限と対照せしめるためかゝる非現実的な仮定を行つたのである。)

最後に $0 < g < 1$ なる一般の場合について見れば、この場合には L の低下は u を上昇せしめる。このことは前掲式を

$$uL = \frac{uL - iL}{uL - m}$$

より直ちに明かであろう。従つて L の変化が V, V_i に及ぼす影響は g, i, u, m, L の当初の値を

知ることなくしては明かになし得ない。そこでエリスが設けた仮設例について説明しよう。所得循環過程は消費者—商業者—生産者の三段階 $L=3$ より構成されるものとする。支払間隔はいづれも一日、従つて $u=m=1$ とする。生産者の消費者に対する貸銀支払は毎日午後五時二分、消費者の商業者に対する購入代金の支払は毎日午後五時一分、商業者の生産者への仕入代金支払は毎日午後五時に行われるものと仮定する。消費者及び商業者において收支の時間的順序が逆転しているから、彼らは毎日の収入貨幣を翌日の支払時間まで殆ど一日保有しなければならない。然るに生産者では收支の時間的順序は順にして貨幣は僅か二分間保有されるに過ぎない。従つてこれら三者についての収入・支出期間の平均は $\frac{2}{3}$ 日となる。以上の i, u, m, L の数値を前掲式に代入することにより $g = \frac{1}{2}, \frac{1}{V} = 2$ を得る。即ち Overlapping の程度は $\frac{1}{2}$ 、所得期間は2日となる。従つて単位期間を2日とすれば $V=1, V_i=V, L=3$ が得られる。こゝ

商業者と生産者の段階が統合され、 L が3より2に減じたとする。この場合支払間隔は以前と同じく、 $v = m = 1$ であるが、平均収入・支出期間 $\bar{t}$ は $\frac{1}{2}$ となる。蓋し消費者の貨幣保有期間は殆ど一日に達するに對して、商業者・生産者統合体のそれは一分に過ぎないからである。従つて $g = 1, \frac{1}{V} = 1$ が得られる、即ち Overlapping の程度は $\frac{1}{2}$ から1に上昇し、所得期間は2日から1日に減ずる。かくて単位期間を2日とすれば V は以前の1から2へ、また V_t は3から4へと上昇することとなる。かくて Overlapping の程度が1と0との兩極限の間にある場合には、所得循環過程を構成する段階数の増減は Overlapping 自体の変化を伴い、所得流通速度と取引流通速度の兩者をともに変化せしめることとなる。

(1) Angell: *The Components of the Circular Velocity of Money*, op. cit., pp. 230—243.

H. S. Ellis: *Some Fundamentals in the Theory of Velocity*, (*Readings in Monetary Theory*, 1951.) pp. 91—104.

本文における説明は必ずしもエンジェル及びエリスの叙述そのまゝではない。

(2) Angell: *The Behavior of Money*, op. cit., P. 149.

(3) Ellis: op. cit., pp. 105—107.

五 主觀的要因の分析

—— 劔橋学派の貨幣需要分析の發展 ——

第三節末尾に示された方向に従つて、我々は次に流通速度規定の主觀的要因の分析に進まなければならない。そこで明かにせられた如く主觀的要因が主として作用するのは資産貨幣需要、従つて取引貨幣と資産貨幣の配分についてである。流通速度分析の制度的把握の型に対する主体的把握の型の特徴は、後者が經濟主体の貨幣に対する需要という観点

所得流通速度の分析

から、取引貨幣と資産貨幣とを区別し、流通速度決定の主観的要因をもち込んだ点にある。かゝる資産貨幣の認識とその分析は劔橋学派の貨幣需要分析の発展を通じて漸次展開されたのである。以下においてマーシャルよりケインズに至る貨幣需要分析の発展を辿りながら、そのことのうちに、主観的要因の作用様式を明かならしめんとするであらう。

〔I〕 マーシャルの貨幣需要分析

フィッシャー型の交換方程式は流通速度の決定要因を示さず、これを見出すためには一国民が貨幣の形態において保有することを選ぶ購買力の量に注目しなければならないとして、マーシャルは流通速度の主體的把握の立場を明かにしてゐる。⁽¹⁾而して貨幣に対する需要は一方、貨幣保有の増加によつて得らるべき諸利益 (benefits) と、他方、商品⁽²⁾消費、企業設備⁽³⁾ (実物投資) 乃至証券⁽⁴⁾ (証券投資) への貨幣投下によつて得らるべき諸利益 (商品については消費による直接的利益、設備については証券所得収入という利益) との限界的比較により定まるとなし、次の設例を行つてゐる。⁽²⁾即ち住民が全体として、平均的にその年所得の $\frac{1}{10}$ 及びその財産 (Property) の $\frac{1}{50}$ の即時的購買力を保有せんとし、従つて貨幣の総価値がこの両者の合計に一致せんとする傾向のある一國が想定されている。この設例において、保有貨幣のうち年所得に關係づけられる部分は国民所得の生産・分配・支出を媒介するものとしての取引貨幣であり、財産に關係づけられる部分は資産保有の一形態としての資産貨幣である。ハンセンは以上の關係を $M = kY + kA$ と⁽⁵⁾示してゐる。⁽⁶⁾ (M || 貨幣供給量、 Y || 所得、 A || 資産、 k || 取引貨幣保有率、 k || 資産貨幣保有率)

かくしてマーシャルは取引貨幣と資産貨幣とを区別しているが、それは一応のことであつて、資産貨幣の存在の意義は彼自身においても明白ではない。例えば以上の設例に引き続く部分で、社会には人々が貨幣形態で保有せんとする所得の一定部分があると述べているが、 kA の部分には何ら触れていない。マーシャルにおいて資産貨幣が如何なる地位を占めるかは、貨幣保有に伴う諸利益の内容、貨幣保有と選択關係に立つ諸用途、貨幣保有を何の函数と見ているかの

三点について検討しなければならない。

まづ貨幣保有が何の函数と見られているかについては前述の如く、仮設例では年所得と財産とを挙げているが、その直後では後者に触れていない。ロバートソンは貨幣保有が所得の一割合としてのみは決定されないという事実と、それが所得の一割合として有用に表現されるということとは矛盾しないとしているが、マースアルにおいて財産の函数としての資産貨幣が軽視されていることは否定され難い。次に貨幣保有に伴う諸利益の内容についてはビグーに見られる如き便宜と安全という区別は明示されない。むしろ取引を円滑にする便宜が主としてとり上げられている感じが強い。例えば貨幣保有が過少なる場合の不利益として安い買物の機会があつてもこれをなし得ないこと、或は現金払をなし得ざるために不利な買物を強制されることを挙げ、また充分なる手許現金を保有するとき取引を容易且つ円滑ならしめ有利な買契約をなし得るとなす点より見れば、⁽⁵⁾それらがいづれも取引貨幣の需要に関するものたることは明かである。更に貨幣保有との選択的用途としては消費乃至生産への投下と並んで、時に、“stock exchange securities” “Government, or other familiar stock exchange securities” “debentures and other stock exchange securities” 等の諸表現を用いて、株式社債公債等を挙げている。⁽⁶⁾これら証券類と選択関係にある貨幣保有としては資産貨幣が予想される。

かくしてマースアルにおいては資産貨幣の存在は一応不明瞭ながらも認められているが、重点は取引貨幣に置かれていると云わなければならない。このことは西欧諸国においては貯蓄の大部分は証券類に投下されるか、銀行預金として保有され、就中アングロ・サクソン系国民の現金残高の大部分は近き将来の直接的購買力としての使用のために準備されると述べ、⁽⁷⁾資産貨幣の保有を量的に小なるものと見ていることにもうかがわれる。況んや資産貨幣の需要を更に進んで分析することは全く見られないところである。たゞ流通速度の永久的変化をもたらし要因として人口及び富の変化、

所得流通速度の分析

信用機関の發達、輸送・生産・事業の方法の變化と云う如き客觀的要因を挙げ、これらは一時的には一般的商業信用及び活動によつて修正されるとして信用一般の流通速度に對する作用を認め、更に進んで不換紙幣の場合について貨幣に對する信用が貨幣保有と証券保有との間の選択に影響するとして、主觀的要因の作用を述べるにとどまつてゐる。⁽⁸⁾

〔II〕 ビグーの貨幣需要分析

貨幣需要についてのマーシャルの分析を整理發展せしめたものはビグーとケインズである。このうちビグーの見解はさきに劍橋型數量説の代表として述べたから、こゝに繰返す必要はないが、ここでは貨幣保有に伴う諸利益がマーシャルの如く漠然とではなく、貨幣保有の動機として便宜と安全とに區別され、取引貨幣と資産貨幣との別がマーシャルよりはより明かとなつてゐる点は看過してはならない。しかし貨幣需要は兩者を一括して資力の一定割合とされ、マーシャルにおける KY と KA の區別は消失してゐる。従つてまた貨幣保有との選択的用途が直接的消費乃至将来財の生産として示され、証券は挙げられない。かくして資産貨幣需要の分析は極めて不明瞭の状態にとどまり、僅かに一般物価變動の予想が M を増減せしめるというに過ぎない。この場合一般物価變動の予想が支払諸慣習を動かすことにより、 M のうちの取引貨幣に關する部分を動かすのか、或は資産貨幣に關する部分を動かすのかは明かでない。況んや資産貨幣が貨幣の価値貯藏機能に基き、従つて将来予想と本質的結びつきをもつことは看過されてゐる。かくて主觀的要因が取引貨幣と資産貨幣の配分を如何に動かし、全貨幣の所得流通速度に如何に影響するかは問題ともされない。

〔III〕 「貨幣改革論」におけるケインズの貨幣需要分析

「貨幣改革論」(A Tract on Monetary Reform, 1923) におけるケインズの見解はビグーのそれと大同小異である。即ち公衆の保有する現金殘高の量(購買力量)はその富と貨幣使用慣習とに依存し、この慣習は貨幣保有による便宜と消費

乃至投資への貨幣投下による諸利益との限界的比較により決定されると見られている。(更に貨幣使用の慣習の変化は経済的、慣習が以上の如き限界的比較により定まるものならば、これら客観的要因はかかる比較を通じての決定に影響するものと解される。)こゝでもまた資産貨幣の地位は依然として不明瞭である。貨幣保有が一部分社会の富に依存するとなすのは富保有形態としての資産貨幣の存在を予想させる。貨幣保有の利益は便宜のみを考えているものの如く、殊に現金残高の購買力を標準的消費財その他支出対象の特定量の集合、即ち消費単位 (consumption unit) として表現することは、そのとらえる貨幣が取引貨幣のみとの印象を強くする。また貨幣保有との選択的用途も消費乃至投資となすのみで、投資の内容が実物投資なりや、証券投資なりやは全く不明である。しかし他方において、貨幣数量の変化が従つての相殺的乃至加重的変化を生ずるとなし、殊に後者の場合、貨幣数量変化の予想が人々をして防禦的に乃至投機的に貨幣使用慣習を変化せしめるとして、主観的要因の作用を強調している。⁽⁹⁾

〔Ⅳ〕「貨幣論」におけるケインズの貨幣需要分析

以上に見られる如く劍橋型数量説においては資産貨幣の存在を予想させるが、その分析は充分には進められていない。このことは、その実物残高数量説という別名が示す如く、現金残高の把握が実物残高乃至消費単位として、購買手段たる貨幣により購入される実物の量としての面を強く出していることの当然の結果とも云えるのであり、そのため価値貯藏機能従つて資産貨幣はその存在の影を薄めていると見られるのである。

然るに「貨幣論」(A Treatise on Money, 1930) におけるケインズに至つて貨幣需要分析は著しき展開を示している。

ケインズは「貨幣論」において、貨幣保有者の立場より貨幣を所得預金 (Income-deposits) 営業預金 (Business-deposits) 及び貯蓄預金 (Savings-deposits) の三種に區別している。(ケインズでは預金と貨幣とは同義語に用いられる。)所得預金は所得の受領と支出との間、保有せられる預金であり、営業預金は企業がその營業的支出に應ずるため保有する預金である。⁽¹⁰⁾従つてこの兩者

所得流通速度の分析

所得流通速度の分析

は家計及び企業が日常の支払をするための貨幣保有であり、それは我々の取引貨幣に大体照応する。貯蓄預金は支払をするためにではなく、貯蓄を利用するひとつの方法として、換言すれば資産保有の一形態として保有される預金であつて、我々の資産貨幣には、相当する。こゝにおいてマースハルにおいては財産の一定割合として、ビグーでは安全の動機に対応するものとして、ケインズの原著では富に依存するものとして、その存在が予想されながら明確な形態をとり得なかつた資産貨幣が確認されたのである。

これら三種の貨幣は産業的流通と金融的流通に配置され、それぞれ独自の流通速度（真の流通速度）をもつて流通する。この場合所得預金と営業預金のそれを秤量平均することによつて現金預金の流通速度が得られ、また全預金についての秤量平均速度をその能率として把握している。いま M_1, M_2, M_3 及び M を所得預金、営業預金、貯蓄預金及び全預金を示し、 M_1, M_2, M_3 の流通速度を V_1, V_2 及び零とする。また M_1 と M_2 の平均秤量速度を V 、 M のそれ即ち能率を E 、現金取引または貨幣回転の全量を B とするならば次の関係が得られる。

$$B = M_1 V_1 + M_2 V_2 = V(M_1 + M_2) = E(M_1 + M_2 + M_3) = EM$$

この関係より明かなる如く、 V 及び E の変化には二つの場合が区別されねばならない。即ち真の速度たる V_1, V_2 の変化による秤量平均値 V 及び E の変化と、各種預金が全預金に占める相対的重要性、即ち、 $\frac{M_1}{M}, \frac{M_2}{M}$, 及び $\frac{M_3}{M}$ における変化によるそれとである。⁽¹¹⁾

ケインズは以上の如く真の速度と秤量平均速度を区別した上で、真の速度の規定要因の分析に向う。真の速度とは特定の型の取引の量がそれに用いられる貨幣数量に対する比率を云うのであるが、それは貨幣保有による便宜とそれに必然的に伴われる犠牲との差引残高によつて決定される。而して便宜の考慮は徐ろに変ずる社会上及び営業上の慣習によ

り主として支配される。また犠牲の度合は(1)経営資本に対する需要及び割引歩合の変化、(2)諸価格の将来の成行に関する予想によつて影響される。即ち(1)の項目のもとにおける犠牲は本来資力を貨幣以外の他の形態に置くことにより得らるべき利益と相対的であり、従つてそれは他の機会よりの競争の度合に依存する。故に取引不活潑にして投資が誘引力をもたず、従つて利子率の低いときには、貨幣保有に伴う費用はこの低下せる利子の犠牲のみである。これに對し取引が活潑にして膨脹しつゝあり、資力が活動的経営資本として必要とされること大であり、利子率の高い場合には、出来得る限り低い水準まで貨幣保有を制限すべき強い動機が存することとなる。次に価格水準騰貴の可能性が保有貨幣の実質価値の低下を來たすことにより、上記の(2)の項目に關聯せる犠牲を伴うことはインフレ時のいわゆる貨幣よりの逃避の経験が明かに示すところである。⁽¹²⁾

以上の如くケインズは眞の流通速度が貨幣保有に伴う便宜と犠牲との比較により定まるとして、一般論としては且つ根本的には主体的把握の立場を明かにするのであるが、所得預金の流通速度については、それが賃銀及び給料の支払の時間的間隔に關する社会の慣習、及び彼らがその所得を所得日の間において規則的に支払うか否か、また所得のうち如何なる割合を一所得日より次へ繰越すかについての慣習の函數であるとして、客觀的要因を強調している。⁽¹³⁾ また營業預金の流通速度は極めて可變的であると見られている。蓋し營業預金は産業的流通にある部分と金融的流通にある部分とより成るが、前者の流通速度は所得預金の如く支払日の規則性によつて安定性に結びつくものではなく、後者のそれは株式取引所の清算等により極めて大であり、而もこの兩部分間の配分は變化し易いからである。⁽¹⁴⁾

次にケインズは所得流通速度なる概念は国民所得と所得預金との關係に限定さるべしとなしている。即ち我々が貨幣の平均在高と国民所得との關係に關心をもつならば、貨幣在高は營業預金を含む貨幣の全在高ではなく、所得享受者と

所得流通速度の分析

しての社会成員の保有する平均在高即ち所得預金を意味しなければならない。所得受領者の年々の全受取高と凡ての目的のために保有される貨幣の平均在高との関係は何ら特別の意義をもたない混成の概念であると述べている。また他の箇所所得預金の所得取引量に対する割合は極めて安定的であるのに対して、営業取引量に対する営業預金の割合はそれとは異つたまた遙かに多くの変化をするから、所得預金と営業預金の和を以て、国民所得に対して何らかの安定的乃至正常的關係を保つものとして表現することは誤謬に導くとなしている。⁽¹⁵⁾ ケインズがかゝる見解をとるのは恐らく、その営業預金が産業的流通に屬する営業預金 Δ と金融的流通に含まれる営業預金 B とを含むことに基く。即ち営業預金 Δ は生産的機能の分割より生ずる取引に關し、經常的産出物の貨幣価値のかなりの不動的函数と見られるのに対して、営業預金 B は資本財または商品の投機的取引、金融的取引に關し、かゝる取引は經常的産出物の量によつてではなく、投機的気分の状態という如き諸因子によつて支配され、従つてその流通速度は極めて可變的であると見られている。⁽¹⁶⁾ 故にかゝる經常的産出高に直接的關係をもたない不安定的なる営業預金 B を除き、営業預金 Δ と所得預金の總計——我々の取引貨幣——が企業相互間並びに企業と家計の間を流通することにより、經常的産出物従つて国民所得の生産分配消費を支えることと見ることに何の支障もないはずである。事実ケインズは「一般理論」においては取引貨幣と所得水準との比率を所得流通速度となし、それは短期的には安定的と見ている。⁽¹⁷⁾

全貨幣を取引貨幣と資産貨幣に区分する我々の観点より所得流通速度決定の主観的要因の作用要式として最も興味あるのは、現金預金（所得預金と営業預金A）と貯蓄預金（営業預金Bとともに金融的流通を構成する）との配分である。而して営業預金 B はその高度の速度の故に絶対量の変化は比較的小であるとされるから、この問題は産業的流通と金融的流通との間の貨幣配分に歸着する。貯蓄預金に対する需要は貯蓄者の貯蓄預金と有価証券との間の選択により決定される。
（貯蓄預金のなかには永久的に有価証券よりはむしろ貯蓄預金を保有

せんと欲する人々によつて保有される部分が含まれるが、この部分の額は恐らく徐々に変化することから、貯蓄預金の総額におけるすべての急速なる変化は後述の弱気の手配に基づき保有される部分の変化に依存する。

もより多く貯蓄預金の形態で保有しようとするときには、それは有価証券が現在の価格水準にある限りむしろ貯蓄預金の方を選ぶということを意味するに過ぎず、その決意は従つて絶対的のものではなく、貯蓄預金と有価証券とからそれぞれ得らるべき将来の収益に関する彼の期待によつて左右される。即ちそれは貯蓄預金より得られる利子率と有価証券の価格水準とによつて動かされる。故に有価証券価格が充分に下落するならば、彼は貯蓄預金よりも有価証券の方を選ぶようになる。ところで将来の予想に関して市場には弱気と強気とがある。弱気には将来の価格下落を見越して有価証券の空売りをする人々と、当分の間、有価証券よりも貯蓄預金の方を選ぶ人々とが含まれる。これに対して強気は将来の価格騰貴を見越して貯蓄預金よりも有価証券の方を選ぶのみではなく、現金を借入れても有価証券を買入れようとする⁽¹⁸⁾。かくして貯蓄預金に対する需要は有価証券価格との關聯における弱気の手配の如何により増減することとなる。而してその増減の態様には次の四つの型が區別される。

- (1) 公衆の意見の一致を伴う強気の市場。こゝでは有価証券価格は不十分にしか騰貴して居らず、従つてその一層の騰貴が公衆によつてひとしく予想されるから、貯蓄預金に対する需要は減少し、弱気筋はその手配を閉止しつゝある。
- (2) 公衆の意見の分裂を伴う強気の市場。こゝでは有価証券価格が過度に騰貴し、従つて公衆のなかにはその反落を予想するものが現われ出すから、貯蓄預金需要は上昇し、弱気筋はその手配を増大しつゝある。
- (3) 公衆の意見の分裂を伴う弱気の市場。こゝでは有価証券価格が過度に下落し、従つて公衆のなかにはその反騰を予想するものが現われ出すから、貯蓄預金需要は低下し、弱気筋はその手配を閉止しつゝある。
- (4) 公衆の意見の一致を伴う弱気の市場。こゝでは有価証券価格が不十分にしか下落せず、従つてその一層の下落

所得流通速度の分析

が公衆によつてひとしく予想されるから、貯蓄預金需要は上昇し、弱気筋はその手配を増大しつゝある。

以上の如き貯蓄預金に対する需要の増減が銀行制度によるその供給の増減によつて補整されないならば、(1)及び(3)の型においては貨幣は金融的流通より産業的流通へ、(2)及び(4)の型ではその逆の方向へ動く傾向を示す。而も他方、有価証券価格の騰落は原則として同一方向への新投資財価格の動きを刺戟する。従つて、(1)の型においては投資の誘因性が高められることにより、金融的流通より産業的流通への貨幣の移転は一層促進され、(4)の型においてはその逆の方向への動きが更に強化される。しかし(2)の型においては、貯蓄預金需要の増大、従つて貨幣の産業的流通より金融的流通への移転の傾向は、投資誘因性の増大従つて産業的流通における貨幣需要の増加により妨げられる傾向があり、また(3)の型においてはこれとは逆の方向に働く相反するふたつの傾向の対立が見られることとなる。かくして資産貨幣が全貨幣に占める割合は(1)の型では減少、(4)の型では増大と決定的であるが、(2)及び(3)の型では相反するふたつの傾向の強弱により増減いづれかに定まる⁽¹⁹⁾。

以上の如くしてケインズはまづ所得預金、営業預金及び貯蓄預金の三者を区別し、マージナルによつて認められながらもその後必ずしも意識的なりと扱いを受けなかつた取引貨幣と資産貨幣の区別を明確にし、次いで真の流通速度は貨幣保有に伴う利益と不利益との限界的比較により定められるとして、劍橋学派伝統の主體的把握の立場を守つてゐる。而して所得預金の流通速度は所得の受領及び支出に関する慣習に規定され、極めて安定的とされる。営業預金 Δ は前者程安定的ではないが、なお且つ經常的産出物の貨幣価値のかなり不動的函数と見られる。かくて所得預金と営業預金 Δ より成る産業的流通の量は大体において貨幣所得の総計、即ち經常的産出物の量及びその生産費とともに変ずるのであるとされる⁽²⁰⁾。このことは取引貨幣の所得流通速度が大体において安定的なることを意味するものと解し得る。これに對

して、資産貨幣需要は有価証券との選択のもとに定まり、有価証券価格の函数——ハンセンのいわゆる弱気函数 (Bearishness function)⁽²¹⁾と見られ、その分析は「貨幣論」における貨幣需要分析の特色をなしている。而して投機市場の型の如何により、全貨幣に占める資産貨幣の割合は変動し、従つて取引貨幣の所得流通速度が大体安定的であるとしても、全貨幣のそれはこの割合の変化により動かされることとなる。総じて貨幣需要従つて所得流通速度の分析は極めて精緻になつたものと云うことができる。然るに「一般理論」において貨幣需要の分析は流動性選好分析として一段と進められるとともに、それは所得水準決定理論の有機的一環としてより広い視野のもとにとり上げられるに至つた。

〔V〕 流動性選好の分析

ケインズは「一般理論」において貨幣保有の動機を取引動機 (Transactions-motive) 予備的動機 (Precautionary-motive) 及び投機的動機 (Speculative-motive) に区分している。第一のものは個人的及び営業上の交換の日常取引のための現金の必要であり、第二は将来の現金に関する安全のための需要であり、第三のものは将来がもたらすことについて市場よりもよりよく知ることによつて利潤を獲得せんとする目的より生ずる貨幣需要である。而して第一及び第二の動機に基づく貨幣需要は所得水準 Y の増加函数 L_1 、第三の動機に基づくそれは利子率の減少函数 L_2 とおき、 $M = M_1 + M_2 = L_1(Y) + L_2(r)$ なる関係が成立するものと見られている。⁽²²⁾ しかし以下においては、ハンセンに従つて第一の流動性選好函数 L_1 は取引動機による貨幣需要のみを含み、予備的動機及び投機的動機に基づくそれは第二の流動性選好函数 L_2 に含まれるものとする。⁽²³⁾ 従つて L_1 は取引貨幣需要、 L_2 は資産貨幣需要を表現することとなる。もとよりこの両者は統計的には区別し難く、正しくは流動性選好函数は $L(Y, r)$ として表現すべきであるが、ここでは L の構成部分を示すという意味でかく分離して、その各々について考察する。⁽²⁴⁾

所得流通速度の分析

まづ取引貨幣需要函數 L は種々の所得水準における取引貨幣に対する需要を示し、前者の増大は後者の増大を伴う。ケインズは取引貨幣 M と所得水準 Y との比率を所得流通速度 V となし、 $L(Y) = \frac{Y}{V} = M$ なる關係を示す。而して V がコンスタントであると見るべき理由はなく、それは銀行組織産業組織の性格、社会的慣習、所得の分配、貨幣保有の費用等に依存する。しかし短期の考察においては V は殆どコンスタントとして扱ひ得ると述べている。⁽²⁵⁾ かくて取引貨幣需要は縦軸に所得水準、横軸に貨幣量をとる座標において右上りの直線を以て示されることとなる。

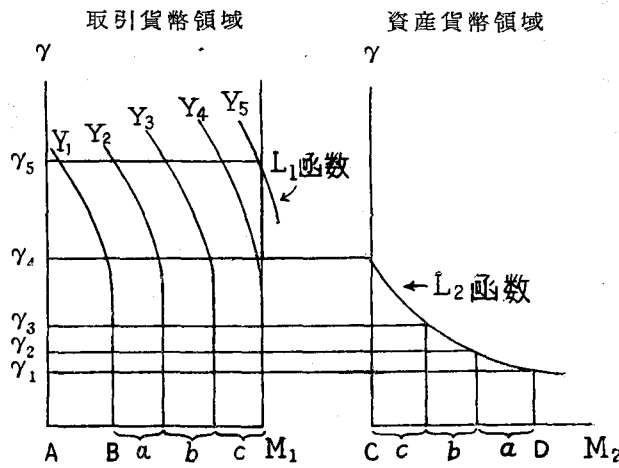
次に資産貨幣需要函數 L_s は利子率の各水準における資産貨幣の需要を示す。こゝに利子率は確定利付債券の利廻りとして債券価格と逆行するものと見られている。而して縦軸に利子率、横軸に貨幣量をとる座標において、資産貨幣需要は右下りの曲線を以て表わされる。利子率の安全なる水準についての予想の与えられた状態において、利子率の低下が資産貨幣需要の増加と結びつくことについて、ケインズはふたつの理由を挙げる。(1) 利子率の安全なる水準についての一般的見解を不変とすれば、利子率のあらゆる低下は安全水準に比して市場利率を引下げることとなるから、利子率のはね上り従つて債券価格の低落の危険を増大せしめる。それ故債券保有よりは資産貨幣保有が選択される。(2) 各利子率はその騰貴、即ち債券価格の低落に基く損失を補償する働きをもつが、利子率の低下はかゝる補償の範圍を益々小ならしめるから、利子率低下につれ資産貨幣保有が益々選ばれることとなる。⁽²⁷⁾ (利子率の安全水準に関する予想の変) (こゝでケインズは L_s としては専ら投機的動機のみを含ましているから、予備的動機をも含ましめて、より一般的に資産貨幣需要と利子率との關係を見れば、利子率は証券保有の利益と資産貨幣保有の利益とを均衡化せしめる要因となすことを得る。こゝに資産貨幣保有に伴う利益はいわゆる弱氣の手配によつて得られるべき見込利潤及び避け得べき見込損失、並びに不時の必要に備えることによつて得らるべき便益である。このさい証券保有による利子収入は云わば貨幣保

有のための機会費用 (opportunity cost) とも見る事ができる。従つて利率の低下は貨幣保有のための費用の低下を意味し、貨幣保有をより有利ならしめる。利率の上昇は逆の結果を引き起す。かくて利率と資産貨幣需要とは逆行することになる。

なお利率の低水準においては、 L_1 は高度に弾力的となる。即ち利率の極めて小なる低下によつても資産貨幣需要は著しく増大する。換言すれば右下りの資産貨幣需要曲線は右端においては殆ど横軸に平行する。蓋しさきに資産貨幣需要曲線が右下りなることについてケインズの挙げたふたつの理由は、利率の低下につれて益々強く作用するから、人々は利率の反騰従つて債券価格の反落による損失を回避せんとして、更に進んでは債券価格の充分なる低落を待つてより有利なる条件のもとにこれに買向うことによつて積極的に投機利潤を獲得せんとして、益々強く資産貨幣保有を選択するに至るからである。

以上のケインズの流動性選好の分析においては取引貨幣需要は専ら所得水準の函数とされ、それは利率については非弾力的なるものと見られている。(このことは独りケインズに限らずふたつの型の数量説についても云える。) ハンセンはこのことは必ずしも事実ではなく、 L_1 についても利率弾力的なる領域が存するとなしている。いま所得水準極めて高くすべての貨幣供給量が取引貨幣として需要しつくされ、而も所得水準の一層の上昇にもかゝらず、貨幣供給量は増加せしめられないとする。かかる場合この制限された貨幣供給量のより一層集約的な利用を誘うために、より高い利率が提供されることにより、取引貨幣の流通速度は増加しなければならない。即ち従来比較的余裕のある取引貨幣残高を保有せる企業は、高利率の誘引によりその残高の一部をこれが必要とする他の企業に貸付け、自己の取引は従来よりも少ない残高の集約的利用によりこれを賄うこととなる。かくして L_1 は所得水準についてのみならず、利率についても弾力的となる。以上の関係を

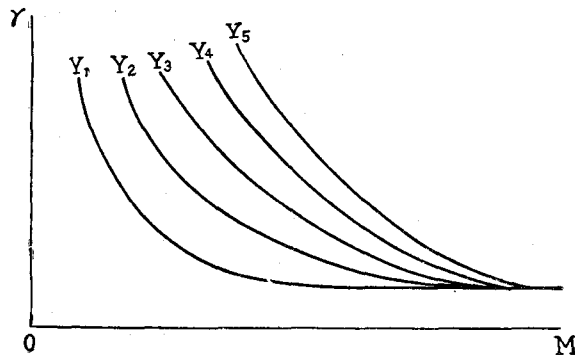
ハンセンは左図を用いて説明している。 L_1 函数は利率の高水準においてのみ利率弾力的であり、所得水準の変化が取引貨幣需要に及ぼす影響は $Y_1, Y_2, \dots$ 曲線の右への移動によつて表わされる。いま所得水準 Y_1 において貨幣存在量が取引貨幣として AB 資産貨幣として CD に配分され、利率は γ_1 とする。所得水準が Y_2 に上昇するとともに、



だけの貨幣額が資産貨幣領域から取引貨幣領域へ移され、利率は γ_2 に上昇する。同様にして所得水準が Y_3, Y_4 へと増大するにつれ、順次に a, b, c の貨幣額が資産貨幣領域から取引貨幣領域へ移動し、利率は γ_3, γ_4 へと上昇する。更に所得水準が Y_5 に上昇する場合、利用し得べき資産貨幣残高は零であるから、より大なる取引量は固定的な貨幣量のより一層集約的な利用、即ちより高き流通速度における利用によつて賄われねばならない。而してこのことは高利率の提供によつてのみ可能となる。かくて利率は L_1 函数が利率弾力性をもつ領域まで高められねばならない。即ち所得水準 Y_5 において利率は γ_5 にまで高められる。要するに資産貨幣領域から取引貨幣領域への使途転換の余地ある限り（所得水準及び利率が比較的低水準にある場合）取引貨幣の流通速度は殆ど一定にとどまる。勿論かゝる使途転換により全貨幣の流通速度は上昇す

るとともに、かゝる使途転換は利率の上昇を通じて行われる。而してこの転換の余地がなくなる場合（所得水準及び利率が高水準の場合）利率上昇の刺激によつて取引貨幣自体の流通速度が高まる。かくして以上ふたつの場合を通じて全貨幣の流通速度は利率率と同一方向に動く傾向があると見ることができ（27）る。

以上においては取引貨幣需要及び資産貨幣需要を示すふたつの流動性選好函数を別個にとり扱つて来たが、両者は單に統計的に分離し得ざるのみならず、取引貨幣需要が所得水準についてのみならず、利子率についても弾力的とするならば、以上のふたつの流動性選好函数は $L(Y, i)$ に融合されねばならない。かく融合された函数は縦軸に利子率、横



軸に貨幣量をとる座標において上図の如く示すことができる。こゝでは所得水準の上昇は取引貨幣需要を増加せしめ、従つて全貨幣に対する需要曲線を $Y_1, Y_2, Y_3, \dots$ と上方に移動せしめるものとされる。この場合、貨幣供給量が固定されるならば、利子率上昇を通じて、始めは資産貨幣より取引貨幣への転換により、中には取引貨幣自体の集約的利用によつて、全貨幣の流通速度は高められる。もとより所得水準の上昇が見込利潤を高めることにより、 L 函数を低下せしめる場合があり得る。この場合には L 函数の上昇は相殺され、従つて L 函数は不変にとどまり、利子率を上昇せしめることなくして全貨幣の流通速度は高められる。⁽²⁸⁾ なお上図において、各所得水準に対応する全貨幣需要曲線はいずれも利子率の低水準の領域では高度に弾力的として示されるが、このことはさきに見たる如き資産貨幣需要の高度弾力性に基くものである。

以上においてマーシャル以後ケインズの流動性選好分析に至るまでの劔橋学派の貨幣需要分析の展開を跡づけて来たのであるが、その帰結は次の諸点に要約し得る。

所得流通速度の分析

(1) 経済主体の選択を通じて貨幣需要従つて流通速度が決定されるとの主体的把握の立場は一貫して守られている。しかし貨幣需要の内容乃至そのとり上げ方については著しい発展が見られる。

(2) マーシャルはその仮設例において年所得及び財産のそれぞれ一定割合 ($kY+kA$) として貨幣需要を示している。 kY は取引貨幣需要として、マーシャル以後ケインズの流動性選好函数の第一部分 $L_1(Y)$ に至るまで大体において一貫して認められている。これに対しては kA は資産貨幣需要と解されるのであるが、マーシャル以後ケインズの弱気函数として再生するまでは明確な形では意識の上に表わされなかつた。即ちビグーのいわゆる Resources は年実物所得とマーシャルの財産とを包括的に含むものとも解釈され得、またその便宜と安全の動機の区別は取引貨幣のほかに資産貨幣の存在をも予想させるものではあるが、安全動機に基く貨幣需要は僅かに貨幣価値の将来に依存するとされるのみで、取引貨幣と資産貨幣の区別が明瞭に意識されたとは思われない。「貨幣改革論」におけるケインズについても同様であつた。ところでマーシャルの kA とその再生たるケインズの弱気函数との相違点は、前者が実物資産及び有価証券を含む財産の総価値の一定割合として資産貨幣需要をとらえるのに対して、後者はそれを有価証券価格の函数となす点に存する。財産の総価値及び有価証券価格は財産乃至有価証券よりの収入と利子率とに依存するから、マーシャルの kA 及びケインズの弱気函数は資産貨幣需要に対する利子率の影響を部分的には認めるものと見ることが出来る。然るにケインズ「一般理論」に至つて資産貨幣需要は流動性選好函数の第二部分 $L_2(r)$ として、専ら確定利付債券価格乃至それに逆行するものとしての利子率のみの函数と見られるに至つてゐる。弱気函数とこの第二部分の相違は前者の有価証券のうちには確定利付債券のほかに株式を含むに對して、後者はこれを欠く点に存する。かくて資産貨幣と財との選択の分析が次第にその焦点を狭め、それだけ明瞭な形をとるに至つたものと見ることが出来る。

(3) 取引貨幣需要はマーシャル以後一貫して所得水準の相当安定的な函数とされている。このことは取引貨幣の流通速度が大体において安定的と見られたことを意味し、こゝに所得の受領と支出に関する諸慣習、産業組織、所得分配等々の客観的要因の作用が認められている。しかしかゝる客観的要因が経済主体の選択を離れて客観的に流通速度を決定するのではなく、それが取引貨幣保有の便益に影響し、主体の選択を通じて流通速度に作用すると見る点にその特色が存する。この関聯においてハンセンが取引貨幣需要の利子弾力性を認めたことは充分に注目せらるべきである。

(4) かくして劔橋学派の貨幣需要分析の到達点においては、取引貨幣と資産貨幣が明別された上で、全貨幣に対する需要は所得水準及び利子率の函数 $L(Y, r)$ とされるのである。こゝで取引貨幣需要は一定の領域では利子弾力性をもちながらも客観的要因の作用を強く受け、資産貨幣需要は利子率によつて規定されると見られている。されば客観的要因を所与とするとき、一定の貨幣供給量のもとにおける所得水準と利子率との関聯の如何により、取引貨幣の所得流通速度、全貨幣の取引貨幣と資産貨幣との配分、従つて全貨幣の所得流通速度が決定せられるのである。

(5) 以上においてはしかしながら、所得水準、利子率、貨幣需要量の相互関聯が示されるだけあつて、貨幣供給量と所得水準或は利子率のいづれか一方が与えられるとき、他方が決定され、それらとの関聯において流通速度の決定を見るというに過ぎない。従つて所得水準と利子率の決定機構を明かにすることなくしては所得流通速度の分析は不充分にとゞまる。換言すれば所得流通速度の問題は貨幣需要の孤立的分析のみによつては充分の解明を得ず、所得水準及び利子率決定理論の一環としてとり上げられねばならない。

(1) A. Marshall: Money, Credit and Commerce, 1923, p. 43.

(2) ditto, p. 39, p. 44.

所得流通速度の分析

- (3) Hansen: op. cit., p. 2.
- (4) D. H. Robertson: A Note on the Theory of Money, (Readings in Monetary Theory, 1951, p. 157.)
- (5) Marshall: op. cit., p. 44, p. 45.
- (9) ditto, p. 39, p. 45, p. 47.
- (7) ditto, p. 46.
- (8) ditto, p. 45, p. 47.
- (6) Keynes: A Tract on Monetary Reform, 1923, Ch. III.
- (10) Keynes: A Treatise on Money, 1930, Vol. I, pp. 34—36. (鬼頭仁三郎氏邦訳 I 四二—四四五頁)
- (11) ditto, Vol. II, pp. 22—23. (邦訳Ⅱ二六—二七頁)
- (12) ditto, Vol. II, pp. 43—48. (邦訳Ⅱ五五—六二頁)
- (13) ditto, Vol. II, pp. 25—26. (邦訳Ⅱ二九—三〇頁)
- (14) ditto, Vol. I, pp. 245—246. (邦訳Ⅲ六—六七頁)
- (15) ditto, Vol. II, p. 24. (邦訳Ⅱ二八頁) Vol. I, pp. 49—50. (邦訳 I 六一頁)
- (16) ditto, Vol. I, pp. 45—47. (邦訳 I 五八—五九頁)
- (17) Keynes: General Theory, p. 201. (塩野谷教授邦訳昭和十六年版二四三頁)
- (18) Keynes: A Treatise, Vol. I, pp. 141—142. (邦訳Ⅱ二八—二九頁)
- (19) ditto, Vol. I, pp. 252—254. (邦訳Ⅲ一五—一六頁)
- (20) ditto, Vol. I, p. 47, p. 248. (邦訳 I 五九頁, Ⅲ九頁)
- (21) Hansen: op. cit., p. 55.
- (22) Keynes: General Theory, p. 170, p. 199. (邦訳Ⅱ〇四頁, 二四一頁)
- (23) Hansen: op. cit., p. 55. ケインズ自身も「一般理論」の一九五頁で予備的動機及び投機的動機に基づく貨幣需要を前著における貯蓄預金に対応せしめ、従つてこの両者が資産貨幣たることを認めている。
- (24) ハンセンは貨幣需要を総資産 A の函数でもあるとして、流動性選好函数を $L(Y, r, A)$ として示し、短期分析においては、その変化小なりとして A を除き得ることを述べている。 op. cit. pp. 56—57.
- (25) Keynes: General Theory, p. 201. (邦訳Ⅱ四三頁)

(26) ditto, pp. 201—202. (邦訳二四三—二四四頁)

(27) Hansen: op. cit., pp. 66—68.

(28) ditto, pp. 68—69.

六 利子率・所得水準・所得流通速度

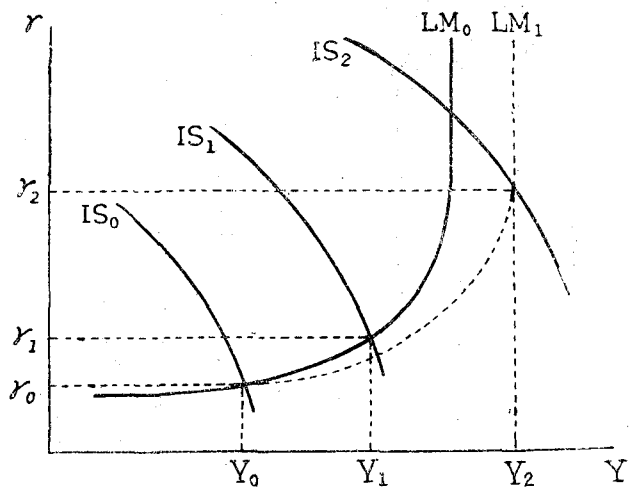
利子率及び所得水準の決定は

$$M=L(Y,r)\cdots\cdots (1)$$

$$I(r)=S(Y)\cdots\cdots (2)$$

なるふたつの關係によつて分析し得られる。(1)式は所得水準及び利子率の函數たる貨幣需要量が均衡においては貨幣当局により与えらるべき貨幣供給量に一致すべきことを示す。即ちそれは貨幣供給量を一定とすると、この一定の M のもとにおける Y と r との相關關係を表わしている。これに對し(2)式は利子率の函數たる投資が所得水準の函數たる貯蓄と均衡においては一致すべきことを意味する。即ちそれは投資と貯蓄との均衡を保証すべきが如き Y と r との相關關係を示している。以上の一定の貨幣數量及び貯蓄・投資の均衡をめぐる所得水準と利子率のふたつの相關關係から、所得水準と利子率は一義的に決定されることになる。

以上の諸關係とそれによる所得水準と利子率の決定の圖表的表現は次の如くに行われる。上図(次頁)において IS 曲線は(2)式の關係を示す。即ちこの曲線上の各点は貯蓄と投資を均衡せしめる如き所得水準と利子率の組合わせを示す。高利子率においては投資は小なるべく、従つてこれに等しき小なる貯蓄を生み出すべき所得は低水準にとゞまる。逆に低利子率↓投資大↓大なる貯蓄を生ずべき所得水準は大なることを要する。かく高利子率↓低所得水準、低利子率↓高所得水準なる組合わせが得られるから、 IS 曲線は右下りである。次に IS 曲線の傾斜の度合は投資函數 $I(r)$ と貯蓄



所得の増大を結果し、また貯蓄函数の低下は一定の利子率に対応する投資に等しかるべき貯蓄を生み出すための所得水準のより大なる増加を必要ならしむるから、投資函数の上昇及び貯蓄函数の低下はともに IS 曲線を IS_0 から IS_1 、 IS_2 へと上昇せしめる。

次に上掲図において LM 曲線は (1) 式の関係を表わす。即ちこの曲線上の各点は一定の流動性選好函数のもとで一定の貨幣供給量に貨幣需要量を一致せしめる如き所得水準と利子率の各種の組合わせを示す。而して一定の貨幣数量

函数 SN の弾力性に依存する。いま投資函数が高利子率では相当弾力的、低利子率では相当非弾力的であり、また貯蓄函数が高所得水準では相当弾力的、低所得水準では相当非弾力的であると仮定するならば、高利子率 $\downarrow$ 低所得水準なる組合わせ (IS 曲線の上方の領域) においては利子率の小低下 $\downarrow$ 投資の大増加 $\downarrow$ 貯蓄函数の非弾力性従つて大なる乗数値を通じて所得水準の大増加となり、また低利子率 $\downarrow$ 高所得水準なる組合わせ (IS 曲線の下方の領域) においては利子率の大低下 $\downarrow$ 投資の小増加 $\downarrow$ 小なる乗数値を通じて所得水準の小増加なる結果をもたらず。それ故 IS 曲線は高利子率の領域では弾力的、低利子率の領域では非弾力的となり、上図に示す如き下方に凹なる形をとる。また投資函数及び貯蓄函数の移動は IS 曲線の移動を巻き起す。例えば投資函数の上昇は一定の利子率に應ずる投資の増大 $\downarrow$ 乗数を通じての

のもとで、低所得水準は取引貨幣を小ならしめ、従つて資産貨幣に向けらるべき数量を大ならしめるから、利子率の低下をもたらす。また高所得水準はこれと逆の關聯を通じて利子率の上昇を結果する。かくして LM 曲線は右上りとなる。また LM 曲線は高所得水準の領域では利子率について非弾力的であり、図に示す如く殆ど垂直となる。蓋し、こゝでは取引貨幣需要極めて大なるため、資産貨幣より取引貨幣への轉換を促進するため、更に進んでは取引貨幣自体の流通速度を高めるため、利子率は急激に上昇しなければならないからである。これに對し低所得水準の領域では LM 曲線は利子率について高度に弾力的となり、殆ど水平になる。このことはこの領域では、取引貨幣需要小にして資産貨幣に向けられるべき数量の増加にも拘らず、前節に見る如く L_s 函数従つて L 函数自体が極めて弾力的となることに基く。更にいふと一定と前提された貨幣供給量の増加及び流動性選好函数の低下は前掲図の如く LM_0 曲線より LM_1 曲線への移動を生ぜしめることは云うまでもない。⁽¹⁾

かくして IS 曲線と LM 曲線の交点は所得水準と利子率を一義的に決定する。かく決定される所得水準と利子率に對して、取引貨幣及び全貨幣の所得流通速度 V 及び $\bar{V}$ は次の如き關聯をもつ。まづ低所得—低利子率、例えば前掲図の LM_0 と IS_0 との交点 Y_0-r_0 の領域においては、取引貨幣需要は小にして未だそれが利子率に關して弾力的なる区域に達せざるため、 V は主として制度的慣習的技術的な客觀的要因の規定作用を強く受ける。他方、貨幣數量一定のもとでは取引貨幣需要の小なることは資産として保有せらるべき貨幣數量の相對的增加を意味するから、これが資産貨幣需要に吸収されるに充分なるだけ利子率は低下しなければならない。^(但し資産貨幣需要の利子弾力性が無限大の領域においては、利子率は低下しない。) かくて全貨幣に占める資産貨幣の割合は上昇し、 V は低下する。もし貨幣數量が減少すればこの割合の上昇の程度は比較的小にとどまるから、 V 低下の程度も小である。次に高所得—高利子率、例えば LM_1 と IS_1 の交点 Y_1-r_1 の領域においては、

所得流通速度の分析

取引貨幣需要大であるから、貨幣数量一定なるとき、資産貨幣より取引貨幣への転換が行われねばならない。かゝる転換は利子率上昇を通じて資産貨幣需要の減少によつて実現される。この転換の余地がなくなるならば、取引貨幣自体の V が高めらるべく、このこともまた利子率上昇によつて行われる。こゝでは V を規定する客觀的要因のうち收支に関する慣習の如き要因そのものが、利子率上昇によつて刺激された貨幣のより集約的利用を通じて動かされるものと見得る。かくして全貨幣の V は利子率上昇による資産貨幣の占める割合の減少と取引貨幣自体の V の増大を通じて増加することとなる。もとよりこの場合貨幣数量が増大するならば、利子率上昇の程度従つて V 増加の程度はそれだけ小となる。かくして一般的に、取引貨幣の V は低所得水準では客觀的要因の規定により略々一定であり、高所得水準では利子率の上昇による客觀的要因そのものの変化を通じて増加する。而してすべての所得水準を通じて全貨幣の V は、と同一方向に動くものと見ることが出来る。このことはビグーがその著「貨幣のヴェール」において所得流通速度函数について V を M の増加函数となすことゝその軌を同じくする。(ビグーはこのほかに M を非貨幣受領者に歸屬する購買力の割合の減少函数となしている。)比較的古い伝統的立場を守るビグーと、近時の所得理論における一環としての流動性選好の分析とが、所得流通速度に關してその結論を等しくし、而もビグー自身このことを認めたる上で、伝統的方法に従う方がより便利であるとなしていることは興味がある。蓋しこの両者が広い意味で、マースナル以後の劔橋学派の貨幣分析の伝統のなかにあることを思わせるからである。

(1) 本節における以上の叙述は主として Hansen, op. cit., Ch. 5 に従つてゐる。

(2) Pigou: The Veil of Money, 1950, pp. 75—83.

七 我国における所得流通速度

本稿を結ぶに当つて、我國の所得流通速度の状態を概観しよう。一九〇〇年より一九五〇年に至る調査の結果は第一表の如くである。こゝで国民所得としては分配国民所得をとつてゐる。生産国民所得及び支出国民所得について算定した結果はこゝには示さないが、大体同じような動きをなしている。次に貨幣数量については前節までの所論に従つて、これを取引貨幣と資産貨幣とに区分しなければならない。しかし統計的にこの両者を区別することは極めて困難であるから、こゝでは一応次の如くに仮定している。まづこゝに取引貨幣として示すものは、日本銀行券、政府紙幣及び補助貨の流通高総和よりこれらの金融機関保有分を差引き、更に当座預金を加える。即ちこれらの内容から構成される貨幣数量が取引貨幣として国民所得の生産分配消費を媒介するものとする。次に資産貨幣としては当座預金以外の銀行預金、郵便貯金（但振替貯金を除く）をとり、これらが貯蓄性預金として貨幣の価値貯蔵機能を分担しているものと看做す。以上の如き取引貨幣と資産貨幣の総和が全貨幣の数量として示されている。こゝに示される数字は原則として毎月末現在高の年間平均であるが、これが算定が資料の關係上不可能なるものについては年末現在高を以て代用している。

以上の取引貨幣と資産貨幣の区別は或る程度までは任意的であり、現実には銀行券中にも資産貨幣的性格のものが含まれ、また当座預金以外の銀行預金及び郵便貯金中にも日常の出納資金的な取引貨幣が含まれることは充分に予想されるところであるが、統計的にこれを分離することは不可能であろう。更に前記の如き貯蓄性預金を貨幣数量に含ましめることについては貨幣本質論上異論が多いであろうが、こゝではそれが貨幣の一職能たる価値貯蔵機能を分担するものとして敢えてこれを貨幣数量に含ましめている。なおハンセンもまた所得流通速度の算定に当り、貨幣供給量中に定期預金（Time deposits）を加え、後者には相互貯蓄銀行、郵便貯蓄機関の預金をも含ましめている。^{（1）}

かくして取引貨幣、及び資産貨幣を含めたる全貨幣の所得流通速度 ∇ 及び ∇' が第一表の如く算定された。それに

Table I.
Income-Velocity of Money in Japan.

Year	National Income, Y .	Transaction Money, M_1	Total Money, M .	$V' = \frac{Y}{M_1}$	$V = \frac{Y}{M}$
	million yen	million yen	million yen		
1900	2,039	388	791	5.25	2.58
1901	2,127	384	789	5.53	2.69
1902	2,176	370	855	5.88	2.54
1903	2,619	387	934	6.77	2.80
1904	2,613	630	1,061	4.14	2.46
1905	2,665	715	1,151	3.72	2.31
1906	2,798	947	1,676	2.95	1.67
1907	2,928	658	1,674	4.45	1.75
1908	3,169	649	1,695	4.88	1.87
1909	3,178	637	1,832	4.98	1.73
1910	3,425	683	2,016	5.01	1.70
1911	3,523	751	2,202	4.69	1.60
1912	3,795	730	2,376	5.20	1.60
1913	3,962	720	2,518	5.50	1.57
1914	3,983	732	2,609	5.44	1.53
1915	3,925	857	2,946	4.57	1.33
1916	3,777	1,025	3,927	3.68	0.96
1917	6,253	1,359	5,649	4.60	1.10
1918	7,536	1,624	7,820	4.64	0.96
1919	12,242	2,053	9,518	5.96	1.29
1920	11,239	2,260	10,099	4.97	1.11
1921	11,881	2,228	10,748	5.33	1.10
1922	11,279	2,303	11,024	4.90	1.02
1923	10,912	2,347	11,239	4.65	0.97
1924	12,378	2,223	11,724	5.57	1.06
1925	13,031	2,245	12,820	5.80	1.01
1926	12,453	2,218	12,310	5.61	1.01
1927	12,569	2,410	12,780	5.21	0.98
1928	13,360	2,250	13,586	5.94	0.98
1929	12,434	2,298	13,579	5.41	0.92
1930	10,982	2,055	14,232	5.34	0.77
1931	10,157	1,985	14,356	5.12	0.70
1932	10,892	1,862	13,987	5.85	0.78
1933	11,554	2,064	14,853	5.60	0.78
1934	11,934	2,075	15,671	5.75	0.76
1935	13,083	2,251	16,477	5.81	0.79

所得流通速度の分析

よれば一九〇〇年以後の約五〇年間（一九四五年については国民所得について資料を欠く。）について、 V の平均四・九九、最高六・七七、最低二・二七、また V' の平均一・三三、最高二・六九、最低〇・五二なる結果が得られる。このことは取引貨幣の平均一単位

毎の平均をとつて比較したるものが第二表及び第一図である。
 においては一九四〇年までの期間について最小自乗法により直線をあてはめて置いた。
 (一九四五年前述の如く資料を欠くため、一九四二)なお第一図
 所得流通速度の分析

Year	National Income, Y . million yen	Transaction Money, M_1 million yen	Total Money, M . million yen	$V' = \frac{Y}{M_1}$	$Y = \frac{V}{M}$
1936	14,018	2,383	17,697	5.88	0.79
1937	15,832	2,744	18,387	5.77	0.86
1938	17,970	3,270	22,813	5.49	0.79
1939	21,797	3,602	25,935	6.05	0.84
1940	23,809	5,445	35,702	4.37	0.67
1941	28,124	6,705	44,199	4.19	0.64
1942	32,003	8,218	54,634	3.89	0.59
1943	37,251	12,321	71,469	3.02	0.52
1944	41,581	18,354	100,450	2.27	0.41
1945	—	40,410	158,335	—	—
1946	289,752	71,698	228,513	4.04	1.27
1947	891,400	178,583	357,541	4.99	2.49
1948	1,801,572	329,701	630,035	5.46	2.86
1949	2,508,260	453,042	998,136	5.53	2.51
1950	3,289,644	550,635	1,334,579	5.94	2.46

- (1) Y = National income distributed.
- (2) M_1 = Bank-Notes + Government-Notes + Subsidiary Coins
 — Holdings of them by Banking System
 + Demand Deposits.
- (3) M = Transaction Money + Asset Money
 = M_1 + Other Deposits in Banking System + Postal Savings.
 (M_1, M : discard fractions under a million Yen.)
- (4) M_1 and M are the annual averages of the amounts at the end of each month; when the data unavailable, they are the amounts at the end of the year.
- (5) Sources are shown at the end of this article.

が家計—企業—家計の所得循環過程を一巡するのに平均二・四ヶ月を要し、全貨幣についてはその平均一単位が同額の所得を形成するのに約九ヶ月要することを意味する。

前述の如く取引貨幣と資産貨幣との統計的区別は一義的ではなく、またこゝに用いられた数字はいづれも年平均であるから、 M_1 及び M の年々の変動について細かい比較を行うことは危険である。従つて大体の傾向を見るため、こゝでは一九〇一年以後五年間

ては軽微なる上向きの傾向を示している。大体においてその変動が比較的狭い範囲内のものであることは、それが制度

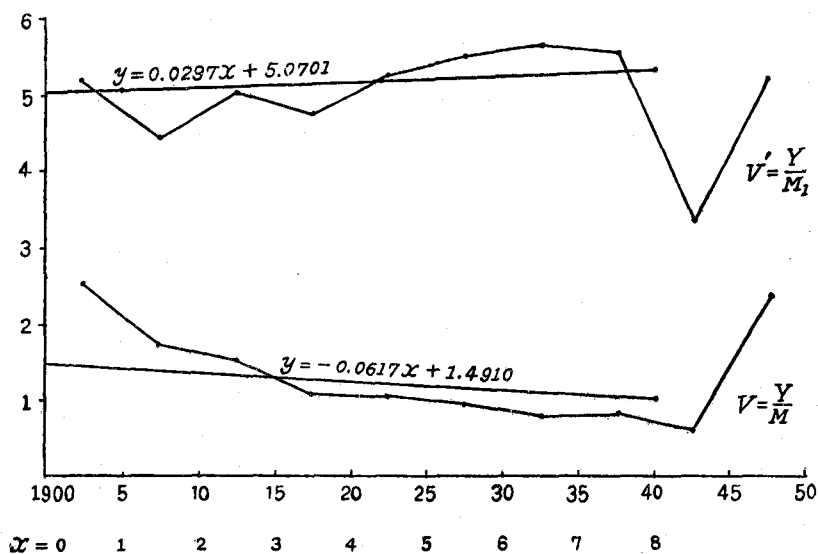
Table II
Income-Velocity and Rate of Interest
on Five-Year-Average.

Year	V'	V	Rate of Interest	
			Yield on Government Bonds.	Interest Rate on Bank-Loans.
1901—1905	5.20	2.56		11.5%
1906—1910	4.45	1.74		9.9
1911—1915	5.08	1.53		9.3
1916—1920	4.77	1.08		9.0
1921—1925	5.25	1.03	6.18%	
1926—1930	5.50	0.93	5.74	
1931—1935	5.63	0.76	4.76	
1936—1940	5.51	0.79	3.72	
1941—1945	3.34	0.54	3.72	
1946—1950	5.19	2.32	4.87	

Sources are shown at the end of this article.

Fig. I.

V' and V (Five-year-Averages),
1901 — 1950.



所得流通速度の分析

△は一九四〇年までの八期間を通じて、五を中心として上下に各々約〇・六の幅を以て緩かに波を打ち、全体とし

的慣習的技術的な客觀的諸要因の作用を強く受けることを示している。＼の輕微なる上向傾向についてはその根拠を明確にすることはできないが、そのひとつの事情としてこの期間における貨幣・信用制度の發達の影響を考へることができよう。而して一九五〇年に至る全期間に亘り、一九〇六—一九一〇年、一九一六—一九二〇年、及び一九四一—一九四五年の三つの期間において＼は低下しているが、これら三期間のうち、後の二者は戦争を含む期間であることに注意しなければならない。第一の期間は一九〇四年—五年の日露戦争直後の期間である。第一表によればこの戦争の二ケ年は全期間についての最高の年たる一九〇三年の六・七七のあとを受けて、四・一四、三・七二と著しく低下している。この低下傾向は一九〇六年に引き続き、二・九五に至つてゐる。翌年以降は上昇しているから、一九〇六年の低下が第一の期間の平均値の低下に著しく作用したものと判断される。一九一六年より二〇年に至る第二の期間は第一次世界大戦の三ケ年を含んでいるが、これらの三ケ年殊に一九一六年においては＼の低下は著しく、この五年間の平均は前期間の五・〇八より四・七七に低下している。最後の一九四一年より四五五年に至る期間は第二次世界大戦であつて、この間における＼の低下は最も著しく、一九四四年には二・二七の底に達し、期間の平均値もまた全期間を通じての最低値三・三四を示している。以上の如く戦争を含む期間において＼が低下することは、戦時中には一方、貨幣増發が要求され且つそれが容易に行われ易く、他方、貯蓄奨励等のインフレ対策により多少とも所得増加が抑制されることに基くものと思われる。而してその限りにおいて收支慣習等の客觀的要因が変容を受けるものと見ることができよう。即ち第二次大戦中の期間において国民所得はその平均値において前期に比し約一・八倍の増加であるに對して、取引貨幣數量は同じく約三・五倍の増加を示している。また第一次大戦の期間については一九一六年、一七年、一八年の国民所得及び取引貨幣數量は一九一三年に對してそれぞれ〇・九五倍及び一・四倍、一・六倍及び二倍、一・九倍及び二・三倍と

所得流通速度の分析

なつて居り、このことが問題とする第二の期間の Δ の低下をもたらしている。日露戦争は問題とする第一の期間の直前にあつて、それには含まれないが、戦前の一九〇三年に比して一九〇四年の国民所得は僅かながら減少し、一九〇五年のそれは僅か増加しているのに対して、取引貨幣数量はむしろ一・六倍、一・八倍と増加している。その後を受けて戦後の一九〇六年においても、国民所得は一九〇三年の一・一倍弱であるのに、取引貨幣数量は二・四倍強を示し、 Δ を更に低下せしめている。戦後この年のみ何故に取引貨幣数量がかく著しく増加せるかはいま審かになし得ないが、恐らくは同年が戦後の熱狂的な景気の年たりしことに基くものと思われる。⁽²⁾

一九三〇年—三五年の世界不況を含む期間において Δ が極めて安定的で、且つ前後の期間より僅かながら高いことは注意すべきである。このことは一路上昇を辿つて来た我が国民所得が世界不況の影響により、この期間において平均値としては始めて低落を示したが、他方、取引貨幣数量が同じく不況によつてそれ以上の割合で減少せることに基く。即ちこの期間の国民所得及び取引貨幣数量の平均値は前期に比してはそれぞれ九三%及び九一%、後期に対しては六二%及び五九%を示している。而してかゝる所得水準と取引貨幣数量の減少程度の相違は不況期における企業の貨幣使用法についての合理化によつて吸収されたものと見られるであらう。

第二次大戦後五年間の Δ の上昇は著しく、戦時中の三・三四より五・一九に回復している。このことは戦後インフレに基く貨幣価値の動揺が Δ に大きく作用したことを如実に示している。なお我国においては、ハンセンの指摘する如き取引貨幣需要の利子弾力的なる領域は恐らくなかつたものと判断される。蓋し第二表に見られる如く、利子率は大体において低下傾向を示し、 Δ とは必ずしも一致した動きを示さず、また戦後の両者の同一方向への動きはインフレに基くものであつて、高利子率に刺戟された取引貨幣のより集約的利用によるものとは思われないからである。なお第

二表における利子率としては、資産貨幣保有と選択的地位にあるものとして、一九二一年以後は国債利廻りの年間平均（但二一年は七月末、二二年は六月末）をとつてゐる。それ以前の時期については資料が得られなかつたので、全国貸付金利の年平均を用いてゐる。

Table III
Money Income and Real Income

Year	National income in current yen.	Wholesale prices in Tokyo. (1900, Oct.=100)	National income in 1900, Oct. prices.
	million yen		million yen
1900	2,039	100.04	2,038
1905	2,665	116.36	2,290
1910	3,425	120.30	2,847
1915	3,925	127.76	3,072
1920	11,239	343.19	3,275
1925	13,031	266.84	4,883
1930	10,982	180.90	6,071
1935	13,083	185.50	7,053
1940	23,809	311.30	7,648

Sources are shown at the end of this article.

たかゝる資産貨幣需要の増大従つてVの低下が利子率の低下傾向と相伴つてゐることは第二表の示す如くである。しかしながら戦後のVの〇・五四より二・三二への約四倍の著しい上昇は前述の如きVの上昇と、全貨幣に占める資産貨

所得流通速度の分析

次に全貨幣についてのVは一九四〇年に至る四〇年間に、平均値において二・五六より〇・七九まで約六九%の著しい低下を示している。即ちこの間における取引貨幣のVの輕微なる上昇傾向を相殺し、却つて減少している。従つてかゝるVの著しい低下の原因は富の一般的増大による資産貨幣需要の著しい増大に基くものと思われる。一方において富の一般的増大は第三表に見られる如き實質所得の一九〇〇年に比しての約四倍の増加より推測されるところであり、また他方において、資産貨幣需要の著しい増大は第一表に示される如き資産貨幣数量の著しい増加から判断される。即ちこの四〇年間に取引貨幣数量は平均値（毎の五年間）において約五億円より一一四億円へと約二〇倍の増加をなしたのに対して、資産貨幣数量は約五億円より二〇〇億円へと約五〇倍の増加を示しているのである。ま

所得流通速度の分析

幣数量の割合の戦時中における八三%より戦後の五五%に至る低下とに基くことは $V \parallel V'(1-\alpha)$ なる関係から直ちに明かである。

最後に比較のため、ハンセンによつて算定されたアメリカにおける V 及び V' を第四表に掲げる。大体においてア

Table IV
Income Velocity
in America

Year	V'	V
1900	3.03	1.99
1905	2.70	1.76
1910	3.03	1.80
1915	3.23	1.80
1920	2.94	1.76
1925	2.95	1.53
1930	2.99	1.39
1935	2.25	1.16
1940	2.08	1.23
1945	1.94	1.32
1947	1.89	1.24
1948	2.02	1.32

Source: A. H. Hansen,
Monetary Theory and
Fiscal Policy, 1949, p. 4,
p. 10.

メリカの V は日本のそれよりも小である。これはアメリカ経済における家計—企業—家計なる所得循環過程が日本のそれよりも長いことに基くと思われるのであるが、いまそれを確認すべき統計的資料をもたない。しかしアメリカ産業構造における広範にして大規模なる機械化はこのこと

を充分に予想せしめる。次にアメリカの V はむしろ日本のそれよりも大である。このことは日本においては個人による証券投資の慣行がアメリカにおける程発達して居らず、従つて資産保有としては証券投資よりはむしろ貨幣形態が選好されること多きことに基くものであらう。⁽⁴⁾

(註) (1) 第一表の資料

山田雄三編「日本国民所得推計資料」

大蔵省理財局「金融事項参考書」、「財政経済統計年報」

日本銀行統計局「本邦経済統計年報」、「金融統計月報」、「戦時中金融統計要覧」

東洋経済新報社「昭和産業史第三巻統計篇」、「明治大正国勢総覧」

(2) 第二表の資料

東洋経済新報社「昭和産業史第三巻統計篇」

日本興業銀行「公債社債統計月報」

日本銀行統計局「金融統計月報」

神戸高等商業学校商業研究所「重要経済統計」

大蔵省理財局「金融事項参考書」

(3) 第三表の資料

日本銀行統計局「本邦経済統計年報」

なお第一表の作成は神戸大学経済経営研究所職員難波恒治郎氏、牧 剛氏の努力による。また第一図の作製は同大学経営学部講師、安達和久氏の援助による。ここに附記して謝意を表明する。

(1) Hansen: op. cit., p. 3 p. 9. また他の箇所でも次の如く述べられている。定期預金は利子を附され、一定期間は引出さないとの契約を伴うから現金に等しくはない。しかしこの契約期間前に引き出されるならば、利子は支払われないが、その場合定期預金は実質的には要求払預金になる。(p. 65, footnote 1)

(2) 田村市郎教授「我国の景気循環と景気指数」(昭和五年) 七四頁参照。

(3) Hansen: op. cit., p. 4, p. 10.

(4) 所得流通速度の国際的比較については、次の文献が参照せらるべきである。

E. M. Doblin: The Ratio of Income to Money Supply: An International Survey, Review of Economics and Statistics, Aug., 1951, pp. 201—213.

本研究は昭和二十六年年度科学研究費による研究の一部である。

(一九五一年十二月三十日早朝)

歐米に於ける位置地代理論の特徴

—— チューネンの論理とクリーリーのそのの比較 ——

野村寅三郎

(一) 序 説

茲に謂う「地代」とは経済学上の抽象的概念であつて、小作人が地主に対して支払う土地使用の報償たる小作料を意味しない。経済学に於いて抽象的に取扱う地代とは生産要素の一たる土地それ自身に帰属する生産部分を指称し、土地に対する機能的な分配上の概念であるのに反して、小作料とは社会制度の変化によつて配分量を異にするところの地主なる階級に帰属する生産部分である。

経済学的な意味に於ける地代概念は夙に英国に於いてアダム・スミスに端を発し、^{註(一)}リカアドに於いて所謂「差額地代」^{註(二)} differential rent として一世を驚嘆した理論的展開を見たことは周知の通りである。即ちリカアドは「地代とは土壤の本源の且つ不可壊なる力の使用に関して地主に支払われる生産部分」 Rent is that portion of the produce of the earth, which is paid to the landlord for the use of the original and indestructible power of the soil といふ有名な文句を以て地代を定義し、資本主義経済に於いては土地が経済的に有効に使用されるかぎり必ず地代が発生することを主

欧米における位置地代理論の特徴

張した。換言すれば地代の零なる地点は土地の経済的利用の限界を示すことになる。而して彼は地代発生の原因を土地に投下された等量の労働量に対する収益差に求め、地代額は収益差により決定せられると説く。更に収益差の発生する場合として、(一)労働量の投せられる土地に肥瘦の別あるとき、(二)肥瘦の別なきも位置の便否を異にするときの二つを掲げた。此の二種の地代を本論文に於いて研究の便宜上その生成の事由によつて区別するならば第一の場合に発生するものを「地味地代」と呼び、第二の場合に惹起するものを「位置地代」と名付けることが出来よう。リカアド自身は前者即ち地味地代を詳説して精緻な地代理論を形成しているが、後者即ち位置地代に就いては極めて簡単に触れているに止まるのみである。その所以はリカアドの労働価値説の発生が社会需要即ち人口の増加に応じて劣等地が耕作され穀物の相対価値が騰貴するという思考に由来する事実より明瞭である。この立場には地味地代こそ当面の問題となるが、位置地代は解明する必要がある。然るにリカアドが閑却した位置地代こそは、土地の広がり、に密接な関連を持つ交通学にとつて極めて重要な課題である。

位置地代をいち早く研究した人に、欧羅巴に於いてチューネン Johann Heinrich von Thünen (1783—1850) 北米にクリーー Charles Horton Cooley (1864—?) が見出される。チューネンは農業経営学者であり、クリーーは社会学者であつて、ともに交通学専攻者でないところに興味がある。チューネンに於ける位置地代の研究はその生涯をかけて書上げた名著「孤立国」*Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*, 1. Aufl. 1826, 2. Aufl. 1842 bzw. 1863 の理論的出发点をなし、しかも彼の学説の全体系は位置地代を枢軸として展開されている。彼の理論は(註二)エーレボー、(註四)ブリンクマンなどによつて継承され整理されてをるから有名であるが、之に反してクリーーの位置地代の研究は彼の社会学に関する多数の業績中の一冊「交通論」*The theory of transportation*, 1894 の第十三章に於いて僅か

に取扱われているに過ぎない。従つて両者はその取扱の軽重に大差があり、互に伯仲するものとして比較するのは正當ではないが、同じ問題を探究した数少い作品として取上ぐべきであり、しかも両者が觀察した重点の置き方の相異が吾々後學者をして深い興味を抱かしめる。歴史永く人口調密な先進國たる歐洲に發達したチューネンの學說と開國以來日尙淺く人口稀薄にして當時未だ後進國だつた米國に生れたクローリーの理論の建て方には各々特徴が認められるのは當然であるが、自分は両者が相排斥すべきものでなく互に補完すべきものであると信ずる。是れ敢えて本研究を纏めた所以である。

註(一) Adam Smith, *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, 1776, chap. XI.

「土地の地代はその生産物の如何に關せずその肥瘦度と共に高低するのみならず、又肥瘦度の如何に關せずその位置に由つて變動する。都市附近の土地は遠隔の肥瘦度相等しき土地よりも多くの地代を發生する。第二の土地の耕作が第一の土地の耕作よりも多くの労働を要するのではないが、遠隔地より生産物を市場に搬出する事には一層多くの勞力を常に費さねばならぬ。……従つて百姓の利潤並に地主の地代の源泉たる余剰は減少せざるを得ぬ」と看破している。

註(二) David Ricardo, *On the principles of political economy and taxation*, 1817, Gonner ed. p. 44.

註(三) Friedrich Aereboe, *Beiträge zur Wirtschaftslehre des Landbaues*, 1905; *Allgemeine landwirtschaftliche Betriebslehre*, 6. Aufl., 1923.

註(四) Theodor Brinkmann, *Das Oekonomik des Landwirtschaftlichen Betriebes*, 1922 (*Grundriss der Sozialökonomik VII. Abt.*)

(二) チューネンの位置地代理論

先づチューネンの地代に対する概念を明確に把握するために「孤立國」の中より之に關して重要なりと思われる章句を適當に選んで訳出する。彼は地代の定義を次の如く説明して、のちに本書の初版のときには知らなかつたリカアドの

歐米における位置地代理論の特徴

地代の定義が自分のそれと偶然にも一致していることを説述している。^{註(一)}

「吾々は農場所得 *Gutseinkünfte* と土地それ自身が生むところの収益 *Erlage, den der Boden an sich gibt* とを厳密に区別しなければならない。農場は常に建物・垣・樹木・其の他土地と分離し得べき有価物を具備している。故に農場の所得は全部が土地より生ずるのではなく、一部分は此等有価物に化体せる資本の利子である。建物・材木・垣・其の他土地と分離し得べき全有価物の価格の利子を農場所得より差引いた残部、即ち土地それ自身に属するものを私は地代 *Landrente* と名付ける。」^{註(二)}

註(一) Thünen, a. a. O. S. 28.

註(二) Thünen, a. a. O. S. 23.

更に地代の発生原因に就いて彼は次の通り記述している。

「遠方の郊外の二つの農場より都会の市場へ同時にライ麦が齎らされるとき、遠方のライ麦が一シェッフエル（穀物の単位にして約四斗）につき一・五ターレル（通貨の単位にして約旧一円五十銭）以下で売られる理由は遠方の生産者がそれだけ費用を要したからである。他方、郊外の生産者はライ麦を約半ターレルで販売して尙且つ生産費と運送費の一切を回収することが出来る。然るに同一品質の商品なる所以を以て、郊外生産者に対して遠方生産者の価格よりも廉価に売ることを強制も出来ないし期待も出来ない。購入者にとつては市場近傍産のライ麦も遠方産のライ麦も同一価値を有し、両者何れがより多額の費用を要したかは顧慮するところでない。郊外生産者が自己のライ麦に対して費用以上に受取るものが純粹の利得である。かゝる利得は継続的にして且つ例年反覆されるが故に、彼の農場たる土地は毎年地代を生む訳である。斯くて或る農場の地代は需要充足のために尙生産を継続しなければならない最劣等の農場に比較して、

該農場が位置、若くは土壤の点に於いて優越していることより発生する。この優越の価値を貨幣又は穀物で表現すれば地代の大きさが明確になる。」^{註(三)}

註(三) Trüner, a. O. S. 229—30.

以上を勘案するにチューネンの地代の概念はリカアドのそれと純粹且つ抽象的觀念である点に於いて一致するのみならず、地代の発生に關しても一物一価の法則を是認して、その支配の下に於いて各農場間の土地の優越性の差異即ち收益差に基いて地代の発生を説明するところも相似している。又地代の発生する場合として(一)位置及び(二)土壤の差異の二つを数えていることもリカアドと一致している。併しチューネンがロストック市より約五哩離れた彼のテロー農場に於ける永き農業經營者としての經驗はその理論を發展せしむるに當つて、リカアドの理論と大なる逕庭を惹起した。リカアドは既述の如く社會需要即ち人口の増加に應じて劣等地が耕作され、穀物の相對的価値は騰貴するという思考より労働価値説に轉化したから地味地代こそ問題になるが、位置地代は之を深く追求する必要がなかつた。然るに農業經營者たるチューネンは資本主義下の農場の合理的經營を表示する指標としての任務を地代に求めたのである。^{註(四)}指標としての任務を完全に果たすためにはその普遍性とか妥当性とかが要求せられるが、二種の地代のうち地味地代は資格に於いて欠くところが頗る多い。これは土地の肥瘦性の差異が作物の種類によつて必ずしも一定せず、その測定の困難なる事實——これは地味地代の存在を勿論否定するものでない——に基く。然るに位置地代は此の点に關して運送費を媒介として考察するならば、極めて普遍性・妥当性に富んでいる。かゝる事情はチューネンをしてリカアドと反對に地味地代を棄てて位置地代の探究に力を尽さしめ、彼の有名な農業圈分布論を形成せしめたのであろう。以下之に就いて簡単に説明する。^{註(五)}

欧米における位置地理論の特徴

註(四) 近藤康男氏著「チューネン孤立国の研究」六九頁以下。山田雄三氏著「チューネン分配論の研究」五六頁。

註(五) チューネンの理論の説明には前掲近藤、山田両氏の著書並に伊藤久秋氏著「地域の経済理論」菊田太郎氏著「生産立地論大要」等より教えられるところが多いことを感謝する。

さてチューネンは孤立化並に理想化の思考形式を利用して「孤立国」の開巻第一頁に「舟楫すべき河川も運河もない肥沃な平野の中央に一つの大都会があると想像せよ。平野は何処も耕作可能な全く均等な土壤である。平野の都会より最も遠く離れたところは未耕の荒地に終り、以てこの国は他の世界と完全に遮断されている」と述べている。此の孤立国に於いては工業品を生産する農産物を消費する都会と純農村が共存することによって完全な経済的均衡を保ち、しかも農村には多数の農場が極めて合理的な経営の下に市場生産を行つてゐるという仮定に立つ。孤立国内の各農場は単に市場への距離が相違するのみで、地味其の他あらゆる条件が等しい。市場距離の差異は各農場生産物の販売に際して、仮令同一種類に属するものと雖も運送費を異にせしめ、市場の平均価格より運送費を差引いた各農場生産物の農場に於ける価格——以下簡単に「農場穀価」と記す——は農場より市場までの距離が増大するにつれて遞減する。チューネンは多年の実験を基礎として二、四〇〇封度積四頭立荷馬車一輛の運送費をライ麦二・五七シエツフルと貨幣一・六三タールであるとし、他方都会に於けるライ麦の市場価格を一・五タールと定めた。而して荷馬車一輛に満載したライ麦の運送費と農場穀価を孤立国の全区域に亘つて通ずる一般公式として利用するために、前者即ち x 哩の運送費を(A式) $\frac{199.5x}{182+x}$ ターペン、後者即ち市場より x 哩離れた農場のライ麦価格を(B式) $\frac{273-5.5x}{182+x}$ ターペンと計算した。今、此の式の x に数値を入れてライ麦一シエツフルの農場価格系列をつくと下表の通りで、穀物を五〇哩以上輸送するときは市価は全部運送費に占められ、仮令生産に費用を要せずとするも土地の耕作は自ら停止する。然るに生産に

は必ず費用を伴うが故に、農業が企業的に經營されるかぎりより、都会に近い場所に於いてさえ既に耕作は停止し、その

外辺は荒野として放置される。地代は土地が經濟的に利用せられる農場に於いてのみ存在し、荒野には発生しないことは説くまでもない。

次に斯くて発生した地代額は如何にして決定されるかというに、農場穀価の差額が直ちに地代になると簡単に考えてはならない。前記チューネンの引用句にある如く「費用額以上に受取る」ところの「土地そのものの収益」が地代で

市場距離	農場穀価
哩	ターレル
0	1. 500
5	1. 313
10	1. 133
15	0. 958
20	0. 809
25	0. 653
30	0. 512
35	0. 374
40	0. 242
45	0. 116
49. 95	0

あるから、先ず農地の收支を明確にしなければならない。即ち一定面積の土地の生産量を求め、之に農場穀価を乗じて算出される農場の総収入とその生産費の關係を解明しなくてはならぬ。

ラ イ 麦 賃 幣 (シェッフェル) (ターレル)		
総	3,144	
入代費	485	+
子作費	507	+
種耕收穫	356	+
一般經營費	628	+
支出合計	1,976	+
地代	1,168	-

地代消滅するときのライ麦一シェッフェルの価格 0. 549ターレル

生産費に關してチューネンは種子代、耕作費（両者とも耕地面積に比例する）收穫費（收穫量に比例する）一般經營費を数える。其のうち種子代が全部穀物なのは勿論であるが、其の他に就いても商工業と異り農業特有の事情よりして費用の四分の一のみが貨幣にて支払われ、四分の三は穀物の形態にて支弁されるとする。彼は（一）休閒（二）ライ麦（三）大麦（四）燕麦（五）放牧（六）放牧（七）放牧の作付順序を有するメクレンブルク式七区穀草式農業（die Mecklenburgische siebenschlägige Koppel-Wirtschaft）によつて得られたテロー農場の実験材料を案配して、耕地の生産力が百平方ルート（面積の単位にして三・七七平方米）につき穀物收穫ライ麦八シェッフェルのとき十平方ルートの農場の收支計算を上表の

欧米における位置地代理論の特徴

欧米における位置地代理論の特徴

通り記している。^{註(一)}七区穀草式の生産物は数種の穀物と畜産物より成立するが、取扱の便宜上全部ライ麦に換算されている。

註(一) Thünen, a. a. O. S. 42

総収入より生産費を差引いた純収益即ち地代は $1,168s - 641r$ となる。此の地代式は非常に簡単であるから任意の農場穀価を代入して、容易に地代を貨幣額にて表わすことが出来る。市場距離を異にする各農場の地代を求める一般式は、市場距離 x 哩なる土地の農場穀価即ち B 式 $\frac{273-5.5x}{182+x}$ $\times$ π ー π を前掲地代式 $1,168s - 641r$ に代入すればよい。斯くて普遍性ある地代式 (C 式) $\frac{202,202-7,065x}{182+x}$ $\times$ π ー π を考案した。本式を利用して距離差ある十平方ルートの農場の地代を掲げれば上表の通りである。

市場距離 (哩)	地代 (ターレル)
1	1,066
5	892
10	685
15	488
20	301
25	124
28.6	0

地代の消滅する地点のライ麦の農場穀価は $0 \cdot 549$ ターレルであるが、その農場の市場距離を求めるため B 式を用いて $0.549 = \frac{273-5.5x}{182+x}$ とすると $x = 28.6$ 即ち都市より二

八・六哩離れた地点では最早地代を発生せず、耕作を強行すれば農業経営は損失を招く訳である。然らば二八・六哩以遠の土地は實際上未耕の荒地かといえば左様でない。チューネンは地代を算出する三要素即ち市場価格・運送費・生産費のうち前二者は所与のものとして動かし得ないが、生産費は可動的なりと考えて、若し穀草式よりも生産費を要すること少き農業組織方法があるならば、ライ麦の農場穀価が $0 \cdot 549$ ターレルでもなほ余剰、即ち地代が残るに違いないとして三圃式農業 Dreifeldwirtschaft を考えた。此の農業組織は農場を区分するのに農舎から遠く隔つた部分を永久放牧地とし、近い部分を三分して交互に (一)ライ麦 (二)大麦 (三)休閑という作付順序を繰返す低次の農法である。随つて同一地味の農地に於いても本農法を施行するときは七区穀草式農業を行うときに比して收穫総量は低下するが、生産費は比例以上に節約せられる結果、穀草式農業に於ける限界耕地にも新たに地代を発生する。此の関係を明瞭にす

	単位面積 当り収穫	農 場 の 総 収 穫	支 出 合 計	地 代	地代が○となる	
					農場穀価	市場距離
穀 草 式	8s	3,144s	1,976s + 641T	1,168s - 641T	0.549T	28.6哩
三 圃 式	6.72s	1,720s	1,024s + 327T	696s - 327T	0.470T	31.5哩

るために前記穀草式農業と対照する三圃式農業の数字を拾つて比較表を作成すれば上の如きものが出る。
来る。

(上表の註) 単位面積とは百平方メートル、農場の広さは十平方メートル、Sはシェッフェル、Tはターレルを表わす。単位面積当り収穫はライ麦による地味を示し、総収穫は数種の生産物をライ麦に換算して合計されている。

本表によれば三圃式を採用した場合には收穫の減退よりも支出の減少が相対的に著しい結果、農場穀価が○・四七ターレルに下落するまで地代は消滅せず、限界耕地の中心都市よりの距離は二八・六哩より三一・五哩まで外部に拡大する。此の現象は三圃式農業が穀草式農業に比して常に有利なることを意味するものではなくて、穀価低きときは三圃式を施行する方が穀草式の場合よりも地代が大であり、反対に穀価高きときは小になることの事情を側面より物語るに過ぎない。之を証明するために下に市場距離の変化に基づく両農業組織別の地代表を作成して——これは地代式と農場穀価を利用して容易に知ることが出来る——比較対照して見よう。

本表を検討することによつて両農業組織のいずれを採用するの
が有利であるかの決定は、結局に於いて農場穀価に左右されるこ
とが分明する。而して理論的には両農業組織の地代が全く同額で
ある場合の農場穀価の存在が想像されるわけであるが、此の数値
は両組織の地代式を相等しと置くことによつて得られる。即ち

市場距離	農場穀価	穀草式地代	三圃式地代
哩			
0	1.500T	1111T	717T
1	1.461	1066	690
5	1.313	892	585
10	1.136	685	464
15	0.968	488	374
20	0.809	301	230
25	0.656	124	130
30	0.512	- 43	29
40	0.242	-358	-160

欧米における位置地代理論の特徴

1,168s-641r=696s-327r とするならば、一シェッフェルの農場穀価は〇・六六五ターレルとなる。更に之をB式に用いることによつて市場距離の数値二四・七哩が得られる。斯くて農業が合理的に經營されるためには穀草式農法は二四・七哩にて終り、其処より三圃式農法が起らねばならぬ。勿論三圃式農法に於いても市場距離が延長し、農場穀価が低下すれば地代は減少してついに零に達する。若し此の場合、更に生産費の低減する農業組織があるならば穀草式と三圃式に於ける如き關係が成立ち、その農業組織が採用される訳である。而してチューネンは其処には收畜 Viehzucht

以外は存在しないと主張する。

他方、彼は「中心都市の最近傍に於いては如何なる農業組織が最大の地代を与えるか」という問題を提出して自由式農業 *Freie Wirtschaft*——肥料の大部分を都会より購入するを以て作付順序に何等の拘束なく又休閑がない——特に馬鈴薯栽培を觀察の対象として、その地代が上記の如く莫大であることを証明する。此の地代の計算に關して彼は穀草式の場合と異り、生産物を売却した總收入より、地代を除いた狭義の生産費と運送費の合計を差引く方法を採用しているが、茲には説明を省略して置く。

同一場所に二種以上の農業組織が競合するならば、より合理的なる經營換言すれば、より大なる地代を發生する農業組織が他を駆逐する。莫大なる地代を生む自由式農業が都

会の最近傍に位置を占める所以である。

更にチューネンは自由式農業に次いで、都会に薪炭・建築用材等を供給する林業園 *Forstwirtschaft* が地代大なりとして自由式農法の外辺にその存在を認め、続いて林業園と穀草式農業との間に輪栽式農業 *Fruchtwechselwirtschaft* を

都市よりの 距 離	十萬平方ルートの地代	
	(A) 肥料を 都市より購入 する場合	(B) 肥料を 農場で自給 する場合
0 哩	ターレル 29,808	ターレル 13,411
1 "	24,126	11,899
4 "	7,467	7,462
7 "	—	3,165
9.3 "	—	0

設けている。斯くて彼は都会を中心として地代の大小の順位によつて第一に自由式農業圏、第二に林業圏、第三に輪裁式農業圏、第四に穀草式農業圏、第五に三圃式農業圏、第六に牧畜という見事な六重の同心円よりなる農業圏分布図換言すれば位置地代理論の展開を巧妙に画き上げたのである。

(三) クーリーの位置地代理論

米国ミシガン大学の社会学の教授で「人間性と社会秩序」(Human nature and the social order, 1902)「社会組織論」(Social organization, 1909)「社会の進行」(Social Process, 1918)「生活と学生」(Life and the student, 1927)など社会学に関する有益な諸著作を以て洛陽の紙価を高めたクーリーは交通現象に就いても一八九四年に「交通理論」(The theory of transportation)なる名著を発表した。本書は全巻を十四章に分ち、先ず交通の意義を解明して次に交通と自然の関係を論じ、進んで交通と社会、交通と軍事組織、交通と政治組織、交通と文化組織、交通と経済組織、交通と都会の関係を説明している。特に交通と経済の交渉に就いては四章を割き、一般論以外に市場・価格・競争等と交通の関係、賃率論、交通と地代の諸項目に対して深き思索めぐらしている。彼の思考形式がチューネンに酷似して孤立化と理想化の方法を採用していることは本書の随所に発見されるところで地代理論に於いても明確にそれが指摘出来るが、彼の地代論はチューネンの如く全巻をあげて周到且つ巧妙に位置地代に関する理論を展開しているのでなく僅か一章を之に割いているに過ぎないことを前以て述べて置く。

註(一) C. H. Cooley, The theory of transportation, p. 13—14, 124 etc.

さてクーリーは生産参与諸階級の前前即ち労銀・利子・利潤・地代のうち交通と最も重要且つ直接的な関係に立つも

欧米における位置地代理論の特徴

のは地代である、蓋し交通と地代は共に場所に至大の関係を有し、面積と距離に不可離の立場を保つものなるが故である、従つて交通と分配の関係を解明する場合には、特に交通と掘み合つてゐる地代の究明を等閑視してはならない、という前提の下に交通と地代の関係に對して前掲書物の第十三章に於いて大体次の如き説明をしている。

クリーーは「リカアドの地代學説の根本をなすものは土地の生産力に差異あることと土地の供給が有限なることに見出されるが、両者は地代の發生に必ずしも不可欠なものでなく、両者を兼備してゐるときと雖も生産が土地と不可離的な結合をなし交通を必要とする限り、地代は当然發生する。かゝる地味平等なる土地が無限に存在する場合に發生する地代を説明するためには、リカアドの地代法則を次の如く言替へることが出来る。」と述べて位置地代（彼はかゝる語を使用しないが）に關して左の通り記述している。

「地代は市場に對する貨物の運送費の差異より發生し、その額は或る土地に於ける運送費と耕作し得る最遠距離の土地に於ける運送費との差額に拠る」^{註(二)}と。

註(一) Cooley, *ibid.* p. 123—124.

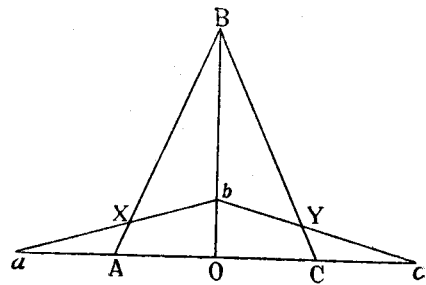
即ち彼の地代に關する解釈はリカアドやチューネンと等しく抽象的な差額地代論であり、地代發生の事由により地味地代と位置地代の二場合の存在を述べている点並にリカアドに於いて輕視せられた位置地代の重要性を強調している点に就いてはチューネンと異なるところがない。たゞチューネンに於いてはそれを農業經營者の立場より自覺したものを、クリーーに於いては交通機關との關連に於いて發見したに過ぎない。

交通論者の立場をとるクリーーは上記の命題を承認するとせば、運送費の変化は地代の変動を喚起し、他の事情にして相等しければ市場への出荷費の低減は地代の下落を招来するとして、汽船と鐵道の發達が英國へ米國産小麦の輸入を

容易にして英国に於ける農地地代を激落せしめた事実及び鉄道の開通によつて米國西部諸州の農業が大發展を來した結果東部諸州の農地地代が暴落し農場が閉鎖された事實を挙げている。

又この理論は都會地の地代に於ても等しく適用出来るものであるとして、彼は「路面・高架及び地下鉄道の發達はその交通効率に比例して都市の人口と仕事を一層広汎なる地域に分散せしむることによつて、旧市域内の地代の低減を齎らす」と述べている。例を住宅地に採つてこの關係を説明すると、都市の中央部に仕事を有する人々が通勤に最高半時間を費やし得ると仮定するならば、交通機關の時速が六哩のときには住宅地域は都心より半径三哩の円周内に建設されるその広さは二十八平方哩となる訳である。然るに若し交通機關の速度が倍加するとせんか、住宅地域の形成する円の半径は二倍の六哩となるに止まるが、面積は半径の自乗に比例するから實に百十二平方哩に拡大する。これは以前の広さの四倍に等しい。もし人口その他に変化がなく市域が自由に拡張し得ると考えるならば地代の總合計額には何等變動を生じない筈であるから、結果として旧住宅地域の地代は低下するであらう。この事實は都會地に於ける地代が運送費の低減よりも速度の増加によつて著しい影響を蒙ることを示している。

さてこの關係を一層明瞭に理解せしむるためにクーリーは位置以外の總ての條件を捨象した次掲の如き極めて簡単な作図を使用して、交通機關の改良が地代に如何なる影響を与えるかを説明している。都市の中心をOとし、直線ACを以て旧市域を形成する円の直径と考え、交通機關の速度が倍加した場合の拡大した市域の形成する円の直径をACの二倍のacとする。若し地代が單純に相對的な位置の相違のみによつて定まると想像するならば、地代は中心に於て最高となり周辺に接近するに連れて一樣に遞減する結果、その總合計額は円錐形を以て表現することが出来る。今、旧式交通機關の場合に於ける中心部の單位面積に対する地代をBOとし、A及びC点に於いては地代を皆無なりとすれば地



代総計は三角形 BAC を以て切断面を現わし得る円錐形 BAC となる。然るに交通の改良によつて速度が一躍倍加すると、都市の区域は ac 点まで拡大するが地代総計は其の他の事情にして相等しき限り同一である筈だから、此の場合の地代総計を現わす円錐形 bac の中心の高さ bo は旧円錐形 BAC の高さ BO の四分の一になる。蓋し円錐形 bac の底面積は円錐形 BAC の底面積の四倍に当るからである。斯くてこの図式より次の欠論が導出される。「都市の中心部の単位面積当りの地代は以前の四分の一に低落する。中心より離れるにつれて地代の低落度は遞減するが、 $X \cdot Y$ の両点に達する迄は低下を已めない。 $X \cdot Y$ に於いては地代は変化を生じないがこの両点を越えてのち暫らく

逆に地代は騰貴し、 $A \cdot C$ の二点より外部の地域は却つて従来存在しなかつたところに新たに地代を発生するに至る。」^{註(三)}

クリーーはこの現象を更に具体的に理解せしむるために「最初に円錐形 BAC なる鉛塊を想像し、次に之を鉄槌によつて円錐形 bac に打ち展したと考える。鉛は地代であり鉄槌は交通の改良である」^{註(四)} という言葉を以て巧みに説明してい

る。

註(三)及び(四) Coolley, *ibid.* p. 127.

以上の解説は主として交通の技術的な能率、この場合に於ては速度と地代の関係に就いて行われたのであるが、同様な推理は運送費と地代の関係に就いても為し得ることは既述した通りである。クリーーはこの点に就いては簡潔に「商工都市に対する農耕地の関係を考え、速度の倍加の代りに運送費の半額なる言葉を置き、住宅地域の代りに利潤を得て耕作し得る地域なる概念を代人すれば、全く相似したる幾何学的関係の存することが容易に諒解出来

よう。此の場合、限界耕作地が以前の場合に於ける都市の周辺に該当する訳である^{註(五)}と述べているに止まる。之を要するに「地代は所定の中心に對する交通の便益(時間的たると費用的たるとを問わす)に直接依存する限り、中心に接近するにつれて交通効率の自乗に反比例(速度の場合はその自乗に反比例し、費用の場合はその自乗に正比例する)して変動する。他方、地代を發生する面積は交通効率の自乗に正比例して変動する」と^{註(六)}クリーーは結論を下している。

註(五)及び(六) Cooley, *ibid.* p. 127—128.

クリーーの説明を通觀して彼が地代發生の場合として、單に運送費の差異のみでなく、速度の如き交通の技術的能率をも考察の中に置いたことに対して其の視野の廣きに感服するが、茲にはチューネンと比較の便宜上並に問題の取扱を可及的に經濟面にかぎりたい理由によつて、運送費の差異のみに制限する。

クリーーの理論の骨子に就いては筆者は大体了解し之を支持するものであるが、彼が運送費と地代の關係を論ずるに當つて「速度の倍加」の代りに「運送費の半額」、「住宅地域」の代りに「利潤を得て耕作し得る地域」を代入すれば、全く相似したる幾何學關係が存在することが分明するという説明に對しては、供給の激増に基く市場價格の暴落を条件とせぬかぎり不明確であると信ずる。若しいま觀察の対象とする孤立的社會がチューネンに於けると同様に、かゝる需給變動の條件を考慮の外に置いた完全な經濟統體として承認されるならば、運送費が半分になれば以前と同額の費用にて二倍の距離を運送し得るを以て耕地面積は四倍に拡大するが、都市近傍の地代はそのためによりクリーーの説く如く低落するといふ結論を導出し得ない。従つて都市を中心として円錐形を形成する農地地代の切断面BACは、運送費の二分の一に低落することによつてbacとならずにBacとなる訳である。鐵道勃興期の米國には筆者の此の説明を裏書する幾多の統計が見出される。例えば當時小麦の市価一ブッセルにつき一弗五〇仙なるときは二五〇哩の出荷費に堪え、

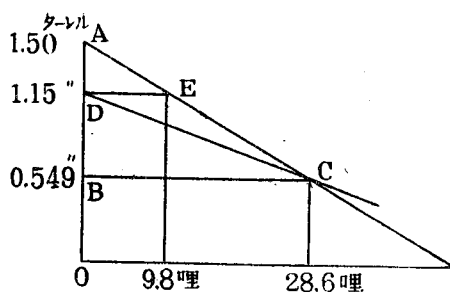
欧米における位置地代理論の特徴

玉蜀黍一ブッセルにつき七五仙なるときは一二五哩の運送に堪えると言われたが、鉄道の出現によつて運賃が十分の一となつた結果、小麦の運賃負担可能距離は二五〇〇哩に、玉蜀黍のそれは一二五〇哩となり、耕作可能面積は市場を中心として従前の百倍になつたと謂われた。^{註(七)}

註(七) American Railroad Journal, Vol. 25, p. 70, 1852.

(四) 兩説の批判と結論

今、チューネン並にクリーーの地代に関する概念を觀るに、二人とも孤立化且つ理想化の思考形式を採り、リカアドのそれと等しく抽象的な差額地代説なる点に於いて完全に一致しているのみならず、地代の起源に關しても(一)地味の差異と(二)位置の差異を挙げている点に於いて頗る酷似していると謂える。しかし地代の決定の仕方については両者は判然と異つてゐる。チューネンは当該農場に於ける生産物の総販売額(農場穀価と生産量の相乗積)より地代を除く狭義の生産費を差引いて地代を算出するに反して、クリーーは生産物の運送費の差額詳言すれば限界農場より市場までの運送費と当該農場よりの運送費の差額に拠ると簡単に片付けてゐる。前述の穀草式農業に例をとつて説明すればライ麦一シェツフェルの市場価格は一・五ターレル、限界農場穀価——既述の通り生産物の市場価格より運送費を差引いた当該農場に於ける生産物価格——は〇・五四九ターレル、その市場距離は二八・六哩である。此の場合、クリーーによれば都市近傍のライ麦一シェツフェル当りの地代は運送費の差換言すれば



市場価格一・五ターレルと限界農場穀価〇・五四九の差即ち〇・九五一ターレルとなり、その外辺に移るに伴つて農場穀価の低下を通じて限界農場穀価との差は縮小して地代も低減し、遂に二八・六哩に至つて零となる。之を図解すれば各農場に於ける一シエツフェル当りの地代の連続的变化は三角形ABCを以て表示することが出来る。然るにチューネンの計算によれば前記の如く穀草式農業にて十万平方ルフトに於けるライ麦換算収入は三、一四四シエツフェルなるに

市場距離 哩	穀物価格 ターレル	支 出			収支差引 ターレル
		穀物支出 ターレルに換算	貨幣支出 ターレル	合 計 ターレル	
0	1.50	0.942	0.204	1.15	0.35
5	1.31	0.823	0.204	1.03	0.28
9.8	1.15	0.728	0.204	0.93	0.22
10	1.12	0.704	0.204	0.91	0.21
20	0.81	0.509	0.204	0.71	0.10
28.6	0.55	0.345	0.204	0.55	0
30	0.51	0.321	0.204	0.53	-0.02
40	0.24	0.148	0.204	0.35	-0.11
49.95	0	0	0.204	0.20	-0.20

對して貨幣支出は六四一ターレル、穀物支出は一、九七六シエツフェルとなる。穀物支出を貨幣支出に換算する基準として農場穀価を利用するならば、農場穀価は市場距離の延長するにつれて低下するからその換算支出額は低減する。今、此の關係を表して示せば上掲の通りであり、都市近傍の農場に於いてはライ麦一シエツフェル中に含まれる地代は市場価格一・五ターレルと費用一・一五ターレルの差〇・三五ターレルにして、外辺に到るにつれて漸減し二八・六哩に於いては農場穀価〇・五四九ターレルは費用〇・五四九ターレルと一致して地代は零となり、それ以上に於いては損失を蒙ることが明白になる。而してクローリーと比較するために一シエツフェル当りの地代の連続的变化を図解すれば三角形ADCとなる。

如斯、同一地味の耕地に於いて一シエツフェル当りの地代が兩説によつて甚だしく相異なる所以は、クローリーに於いては生産費を常に均一として、何等之に触れないのに反して、チューネンに於いては生産費を表示するに際して貨幣

的支出と穀物的支出を分離し、貨幣支出は市場距離の差異によつて変化しないが、穀物支出は農場穀価の変動によつて増減するという立場をとるからである。尙、生産費を均一なりと前提するクローリーの立場では都市近傍の生産費一シェッフェル当り一・一五ターレルが各地にそのまゝ適用される訳になるから、地代を生む耕地は農場穀価が一・一五ターレルを下らざる範囲に限られ、農場穀価一・一五ターレルの市場距離をB式によつて求むれば九・八哩となるを以て、地代の連続的变化を図上に記せば三角形ADEとなり、チューネンの地代発生耕地の広さが半径二八・六哩の円面積なるに比して僅か半径九・八哩の円面積に過ぎない。

さて、チューネンの複雑なる敘述がクローリーの簡明な説明に比較して優れる点は、引用数字の有無乃至当否は別問題として彼が地代はあくまでも「費用額以上に受取るところの土地そのものの収益」という本来の概念を堅持していることである。斯くて複雑な收支計算を回避して安易な運送費計算のみに終始したクローリーには到底発見し得なかつた二つの問題の存在にチューネンをして直面させた。第一は農場穀価と生産費の関係、端的に言えば運送費と生産費の関係である。前述せる如く一シェッフェル当り生産費を一・一五ターレルとすればクローリーの所説によれば耕地の広さは僅か半径九・八哩の円面積に止るに拘らず、チューネンの実験によれば生産費が低下すれば半径二八・六哩の円面積まで耕地が開拓されるという事実である。これは更に進んで穀草式農法に比して一生産物単位当りの費用の低き三圃式農法や牧畜の出現を肯定せしむる所以である。三圃式を採用すれば都市近傍に於けるライ麦一シェッフェル当りの生産費は穀草式の一・一五ターレルに比して一・〇八ターレルに低下し、二八・六哩に於いても〇・五二ターレルとなつて農場穀価〇・五四九ターレルに比較して〇・〇二九ターレルの地代を残し、漸く三一・五哩に於いて農場穀価〇・四七ターレルと一致して地代は零となる。

チューネンの直面した第二の問題は地代と生産費の關係である。前記の如く穀草式農法にては都市近傍に於けるライ麦一シエツフェル当り生産費は一・一五ターレル（收支差引残〇・三五ターレル）にして、市場距離一〇哩の地点に於けるそれは〇・九一ターレル（差引残〇・二一ターレル）なるに反して、三圃式農法にては各々一・〇八ターレル（差引残〇・四二ターレル）及び〇・八六ターレル（差引残〇・二六ターレル）となる。故に一シエツフェル当り生産費を比較すれば穀草式農法の方が三圃式よりも大となり、従つて收支差引残額も前者の方が後者よりも不利である。然るに二八・六哩以内の市場距離に於いては三圃式が採用されずして穀草式の施行される所以は何処に存するかというに、これは農業組織の相違に基く生産量の大小によつて説明されねばならぬ。十平方ルートの農場の総收穫が穀草式の場合のライ麦換算三、一四四シエツフェルなるに對して、三圃式の僅か一、七二〇シエツフェルなる事實が本問題の鍵である。農業經營の目的は一生産物單位当りの純利得の大小を目的とするものに非ずして、一定面積單位当りの純利益の大小——これが彼等のいう地代になる——を希求する。而してそれは生産総量と生産物單位当り純利得の相乗積の大小によつて判然とする。洵に地代は土地に極めて緊密なるものであり、單位面積にこそ着顔して考究するべきであつて、生産物單位を基準として考えるべきでない。此の点に就いて生産物單位の運送費の解剖に終始して地代を究明せんとしたクーリーの研究はチューネンに比して甚だしく欠くところがある。チューネンは本問題を闡明にすることによつて、穀草式農業組織の内部に輪裁式農法、林業、自由式農法の同心円の分布圖を巧妙に画いたのである。チューネンの農業圏の分布は結局農業組織の變化であり、彼の後継者たるエーレボーやブリンクマンが指摘している如く一定の土地に資本と労働をより多く、投下するという農業集約化の一形式に過ぎない。^{註(一)} 休閒乃至放牧の如き土地休養期間を短縮して收穫回数を増加し、生産費の重心点を本来の耕作に関する部分に移し、肥料を自給せずして購入するなどの方策によつて生

欧米における位置地代理論の特徴

産物単位当りの費用は増大するが收穫量を甚だしく増大することによつて、差引き純利益の増加を目論むのである。此の増収が如何に著大であるかの諒解に資するため、前出十平方メートル当りの地代額を再掲して比較対照して見よう。^{註(一)}

市場距離	(三圃式農法の地代)	(穀草式農法の地代)	(自由式農法の地代)
0 哩	ターレル 717	ターレル 1,111	ターレル イ { 29,808 24,126
1 "	690	1,066	イ { 4哩のとき 7,462
5 "	585	892	ロ { 9.3哩のとき 0
10 "	464	685	

(イ) 肥料を都市より購入する場合
(ロ) 肥料を農場にて自給する場合

註(一) Aereboe, F., Allgemeine landwirtschaftliche Betriebslehre, 6. Aufl., 1923. 柏祐賢氏訳「農業経営学の基礎理論」第三章。Brinkmann, T., Das Oekonomie des Landwirtschaftlichen Betriebes, 1922. 大槻正男氏訳「農業経営学」第二章、第三節。
註(二) Thünen, a. a. O. S. 205 u. 211.

以上、チューネン及びクリーの両地代説を比較して、クリーの所説に相当の欠陥が存することを記述したが、しかし彼はチューネンが全く触れなかつた交通の発達に基く運送費の変化によつて地代が如何なる影響をうけるかを言及した点に於いて功績が見出される。蓋しチューネンの「孤立国」が十九世紀の交通革命以前の作品であるのに対して、クリーの「交通論」は赫々たる交通革命の進展が着々として無限の曠野に地歩を固めるのを眼前に眺めての産物なるに由るものであらう。クリーは交通機関の進歩によつて運送費が半減するときには旧耕地の地代は低落し、その周辺には旧耕地の三倍に昇る新耕地を発生して其処に新たに地代を発生するという派手な未耕地開発論を展開する。此れに対し

て歐洲の狭い旧天地に踞踏して、既耕地の經濟的利用を汲々として論じたチューネンの説は、農地の集約的利用論と云えよう。元来兩説とも根底に位置地代の概念を持ち、運送費を媒介として各々自説を立てゝいるもので、たゞ觀察の方向が一は外方であり他は内方であつたに止まる。兩説は相反するものではなく、相補つて完全になるものである。再三指摘したところのクリーの所説の欠陥をチューネンの思考にて補正してクリーの開発的地代論を述べるならば、交

通機関の発達が運送費を低減することにより農場穀価を騰貴せしむるところに問題の焦点が見出される。既耕地に於ける地代額総計は前掲クリーの作図に見るような鈍き頂角を有する三角形ではなく、生産量を考慮に入れるならば極めて鋭き頂角を有する三角形をなすものであることは、前掲の市場距離別の地代額によつて明白であると思う。而して其の理由は市場の近くに於いては集約的農業組織が採用せられ、市場より遠去かるにつれて粗放的農業組織のまゝ放置されるが故である。集約的農業組織はかくの如く極めて利得多きものであり、万人の採用を希求する経営方法であるが、集約的経営は粗放的経営に比して常に生産物単位の費用を上昇せしむる欠点がある。従つて集約的農業組織を採用するためには、前提としてその高き単位費用を満足せしむるだけの生産地に於ける価格即ち農場穀価が確保されなくてはならぬ。市場価格より運送費を控除したものが農場穀価なるが故に、運送費が減少して始めて集約的経営が可能になる。交通機関の進歩は此の理由によつて既耕地に於いても甚だしき効果を惹起する。十九世紀の前半まで数百年の間、僅か都会の周辺を除けば殆ど常態であつた欧羅巴に於ける主穀偏重の三圃式農業が、鉄道開通以来須臾にして根菜作物と荳菽作物を穀作の間に織込む輪作式農業に全大陸を通じて一変した事實は此の関係を明らかに証明する。如斯、交通機関の発達は既耕地に集約的経営を彌蔓せしめて、生産量を激増せしむるのみならず、他方クリーが記述した如く遠く未開地までも市場距離を延長して、従来農場穀価の零なりし地点にも粗放的経営を可能ならしめ、以て其処に新たに地代を発生する。但し此の新開地の開墾が余り急激且つ大範圍に亘り、人口増加の之に伴わぬときは穀価の低落を通じて既耕地の地代を暴落せしめ、集約的農業を粗放化する場合すら惹起する。クリーの引用した十九世紀後半の英国並に米国東海岸の実例は之に當る。

之を要するに交通機関発達の効果がクリーに於いては殆ど未耕地の開墾論に終始したが、チューネンの思考を加

欧米における位置地代理論の特徴

えることによつて既耕地に於いてすら著大なることが明瞭になる。時代と国土と職業を異にしたチューネンとクリーーの位置地代論は同じ根を持ちつつ別箇の花を樹上に咲かしたが、両者は全く相反するものでなく補完するものであることを筆者は論じたいのである。

本研究は昭和二十六年度文部省科学研究費による研究の一部である。ここに附記して謝意を表するものである。

国際経済科事業要録

専門委員会

一、アジア経済専門委員会

日本商品の市場として、又、原料の供給源として日本経済再建に重大な意義をもつアジア諸国の経済情勢を研究するため、本研究所専門委員会の規程により、昭和二十五年九月十一日、アジア経済専門委員会が所長宮田喜代蔵博士を委員長として設立せられた。

そのメンバーは次の通りである。

委員長	神戸大学教授 経済経営研究所長	宮田喜代蔵	主たる研究報告会及び報告者名は次の通りである。
副委員長	神戸大学教授	柴田銀次郎	昭和二十五年九月二十八日
顧問	元情報局総裁	伊藤述史	ソヴェートの企業形態と組織
	兼松株式会社社長	谷口三樹三郎	昭和二十五年十月十三日
	日商株式会社社長	永井幸太郎	同 右
幹事	神戸大学教授	川上太一郎	昭和二十五年十一月十六日
同 右		宮下忠雄	毛沢東の新民主主義の理論
			昭和二十五年十二月一日

(ABC順)

事業要録

事業要録

アジアのモンスーン地域の気候と経済 山崎禎一氏

昭和二十六年一月十八日

田中薫、藤井茂両委員帰朝報告会

昭和二十六年二月十六日

アジア貿易の分析

川田富久雄氏

昭和二十六年六月八日

E・S・Sサビニア氏を囲む懇談会

昭和二十六年六月二十八日

インドの経済事情について

金田近二氏

昭和二十六年十二月二十日

戦後に於けるインドの政治情勢

金田近二氏

二、中南米研究専門委員会

中南米の経済情勢、移民問題などを研究する目的を以て本研究所専門委員会の規定により、中南米研究専門委員会が、昭和二十六年十二月十七日、創立された。

メンバーは次の通りである

顧問 田中耕太郎 最高裁判所長官（交渉中）

上 塚 司 アマゾン産業研究所理事長

田崎 慎治 元神戸商業大学学長

田中保太郎 神戸大学学長

委員長 柴田銀次郎 神戸大学経済経営研究所長

川上太郎 神戸大学教授

尾上正男 同 右

山戸嘉一 同 右

山崎禎一 同 助教授

川田富久雄 同 右

金田近二 神戸市外国語大学学長

原梅三郎 日伯協会理事長

友田金三 日伯協会京都支部長

西村達治 兼松株式会社大阪支店

中崎邦夫 瀛華株式会社専務取締役

昭和二十六年十二月二十二日

顧問上塚司氏の最近ブラジル移民問題について帰朝報告講演会を開く（於神戸大学）

昭和二十七年一月十二日

委員山崎禎一氏の「アメリカに於ける地域学研究」研究報告会及び委員原梅三郎氏渡伯送別会を開く（於神戸大学）

部門研究會

一、神戸貿易研究會記錄

神戸貿易研究會は学界側と業界側の両者の知識の交流によつて我国貿易の振興をはかるため結成されたものである。昭和二十六年四月十日神戸商工会議所に於て神戸大学教授柴田銀次郎氏を座長として創立總會を開き、つゞいて第一回研究発表會を開いたが、それ以後毎月、定例研究會を開いて來ている。

尙研究會のメンバーは次の通りである。

主査	神戸大学教授	柴田銀次郎
幹事	神戸商工会議所業務部長	佐谷弘
同	神戸貿易協会	長田正一
同	神戸大学經濟経営研究所事務長	原利雄
学界側		
	宮田喜代藏、新庄博、川上太郎、山戸嘉一、矢尾次郎、川田富久雄（以上神戸大学）金田近二、本田実、山内淑人、安達達吉（以上神戸外大）谷口重吉（神戸商大）	
業界側		

事業要録

岩井茂（兼松）糟谷武美、小西広行（日毛）岡本真一（東洋紡研）武本清一、池田信彦（神銀）馬場宗康（三共生興）植田信彦（神戸製鋼）、山崎紀男（日本農水産）、井沢栄一（川崎製鉄）岸幸三郎（繊維品輸出協会）西山竹雄（神戸工業）中西次郎（神栄生糸）他に東京銀行、帝國銀行、日本興業銀行神戸支店、中日本重工、川崎重工、川崎車輪などの各社

以下に記すのはその研究報告の要旨である

第一回（昭和二十六年四月十日）

国際商事仲裁に於ける法律問題

神戸大学教授 川上太郎氏

国際取引上生ずる種々の私法上の紛争について当事者が国家裁判所による司法的解決を排斥し、私人たる仲裁人のなす裁定に服することを約する所謂仲裁制度は近時次第に実用化せられ來つてゐる。ところが仲裁に関する各国国内法の法規が国によつて差異あるを免れないために、一個の国際的仲裁契約又は仲裁裁判所の効力が国によつて区々に評価せられるという不都合が存在する。かゝる国内仲裁法の衝突を国際的見地に於て合理的に解決するには如何なる国際私法の法規によるべきか、この問題に対する解答は仲裁を私法行為とみるか、又は訴訟法上の

合意と見るかによつて異なる。

簡単に結論のみを述べれば、比較法学的見地に於ては、私法行為説が正しいと私には思はれる。而してこの見地をとれば、仲裁契約については所謂国際司法上の私的自治の原則を認むべく、而して当事者が選択した仲裁契約の準拠法は同時に又、当事者と仲裁人との関係、仲裁人のなす仲裁手続、及び仲裁判断を支配すると見るべきである。

法理は右の如くであるにしても、實際問題としては、近い将来に国際社会に属する各国がこの法規を採用するに至るものは到底期待し難い。各国法の相異はそれほど深刻なものである。そこで実業界は刻下の実需に應ずるためというよりも、むしろ国際的仲裁裁判の組織を整備し、且仲裁につき依るべき準則を合目的にすることに努めているものゝ如くである。全アメリカの仲裁に関する協定がさうであるし、最近発足を見た日米仲裁委員会に関する協定も亦同様の線に沿うものである。

しかし右のような實際上の処理にも不拘、そのうちには依然として上述したような法理上の難問題が潜在していて、實際上の処理が破綻を示すときを待つて表面化すべく機会をうかがつて居るものゝように私には思はれるのである。

第二回（昭和二十六年五月十日）

外國貿易と金融問題

神戸大学教授 新 庄 博氏

現在外國貿易に關して外貨の金融と円貨の金融と二つが別々の形をとり、その各について及びその綜合について両面に問題が存することゝなつてゐる。國際金本位制が円滑に運営されてゐた時代に於ては今日に見られるような複雑な貿易金融の問題は生じなかつた。外貨金融以外に貿易のための特殊の円貨金融の問題は存在しなかつた。外貨の移動に円貨資金は完全に從屬し、それに呼応して増減したのである。即ち輸出の増加は外貨（金）の保有量の増加となり、これは国内通貨の増加をもたらす、逆の場合には逆の結果を生ぜしめたのである。外貨は金に直結し、外貨には完全な自由轉換性があつた。然るに今日に於てはドルを除いては各國通貨は金と同一視せられず外貨相互間の自由轉換性も亦これを認めることが出来ない。我國の貿易も相手国の如何によつて、ドル、スターリング、オープン・アカウントの三地域に分たれるが、これ等の諸地域毎に更には国毎に輸出入が均衡しないことは明白であり、その融通を如何にするかに困難がある。日英通商協定に於けるドルクローズの問題の如きはその一つの現れにすぎない。他面に於て国内の金融政

策が為替及び貿易を逆に制約するという問題があり、外貨があつても円資金不足のために輸入が出来ず、輸出についても同様の事が起る。ユーザンス手形、スタンブ手形等々の制度によつても尙機動性や弾力性は十分ではない。

国内金融に於てもドツヂ政策によつて資金の総額が抑制されているために輸出入に関する金融にはいろいろ優遇策が講ぜられてはいるが、必ずしも満足すべき結果を挙げていない。要するに明確な原理を欠くためであり、明確な原理を確立することが現下の貿易金融運営上の根本問題であらう

第三回（昭和二十六年六月十四日）

中共の貿易政策

神戸大学教授 柴田 銀次郎氏

中共の貿易政策はその軍事的政治的發展と共に変遷して來ている。国共対立期（一九四九、五まで）は一方に国府が国際收支の均衡と經濟再建とに腐心して居り、中共も輸出奨励、輸入抑制の建前を以て政府が管理し山東、東北、華北に於て外国並びに国府地域とのバーター制によつて貿易を行つていた。中共が全土を制圧してから朝鮮動乱に至るまで（一九五〇、六までは中ソ貿易協定、中ソ借款協定が結ばれて、中共貿易はソ

連及びその衛星国へ傾倒し、國家管理の全面的体制を整備強化した。海よりの貿易は国府の上海封鎖により中共も貿易国も大いに悩み、香港の重要性が増した。朝鮮動乱以後は各種資材の不足に困難を來し、輸出統制策、輸入促進策に轉換した。このために民業者の活動範圍を拡大し、又、輸出入リンク制を採用して政策の円滑を期した。動乱に中共が介入してからはアメリカの戰略物資の対中共輸出禁止が益々強化され、又、連合国及び日本もこれに同調したために、中共は資金凍結を以てこれに報いているが、戰略物資の入手に全ゆる手をうつていようであり。相手輸出国でも業者は貿易不振をかこつ声が高い。日本はその製品輸出、原料輸入の相手を中共から東南アジア諸国へ轉換することを余儀なくされた。このため香港は現在中共の最重要門戸の觴を呈している。

中共の一貫された貿易政策は（一）国際收支の均衡（二）國需、民需の確保という世界諸國に共通の經濟原則の上に立つてゐることは勿論であるが、この外に中共の所謂「新民主主義」体制の表現としての政策として（三）外国の經濟侵略を排除して商權及び關稅の自主權を確立すること（四）産業の工業化、（五）貿易の國營化という三つの原則の上に立つてゐる。自主權は既に確立した。貿易國營も半ば以上達成しているけれども

尙漸進主義をとつてまた民業の貿易介入も或程度許されている。工業化は今後の問題であるが、共産陣営だけのアウタルキ―でこれが遂行し得るか否かは問題である。(諸統計省略)

第四回 (昭和二十六年七月十九日)

日英通商協定とドル・クローズ問題

神戸外大専任講師 中井省三氏

ドル・クローズの存廃問題に入るに先立つて、まづ、ボンド地域とドル地域の概念を明確にしなければならない。

ボンド地域はこれを四種に定義することが出来る。第一は政治上の意義であつていわゆる大英帝国の版図がこれに当る。第二は経済上の意義であつて、各国の意思により、ボンドにリンクした国々を含む、第三は法律上の意義であつて英国の為替管理法に所謂指定地域がこれである。第四は便宜上の意義であつて前記指定地域に振替可能勘定諸国を含めたものを称する。

又ドル地域についても(一)最広義のもの又は二本建分類によるもの(全地域をドル地域とボンド地域とに分類した場合のドル地域)(二)三本建分類によるもの即ち、ドル地域、ボンド地域、オープンアカウント地域に分類した場合のドル地域、(三)便宜上のもの、即ち全地域から、ボンド指定地域と振替可能地域とを除いたもの、(四)ボンドで決済し得ない硬貨地域

を指すが、最狭義のものとして硬貨地域よりスイス、カナダなどを除き米国及びその属領を指す。

ドル・クローズは日本のボンド手持高が一千七百万ボンドを超過した場合にその差額をドルで支払つてもらうことを約束した条項であるが、実際に於てボンドがドルにコンバートされたことは現在までにはなく、その意味ではこの条項は死文同様である。

しかし日本としては、食糧、原料など必要不可欠の物資につき対米依存度が極めて高いことより見てドル・クローズを存続しておく方が有利である。若し、ドル・クローズを撤廃するならば理想をいえば日本は現在の双務勘定国よりアメリカ勘定国へ、若しそれが出来なければ振替可能勘定国にうつされること望ましい。

第五回 (昭和二十六年八月十日) は前記中井省三氏の報告を中心として全員で討議を行つた。

第六回 (昭和二十六年九月二十八日)

戦後東南アジア貿易の特徴

神戸大学助教授 川田富久雄氏

戦後東南アジア諸国貿易の著しい特徴は戦前に於て出超を常

態としたこの地域の各国が、一九四九年までは大体に於て入超を示していたことである。しかしながら一九五〇年に入つて特に朝鮮動乱勃発後はゴム、錫、その他、重要物資の値上りのために貿易差額は好転し、殆ど全ての国（インドシナと比島を除き）は出超に転じた。

第二の特徴は戦前この地域の主要貿易相手国であつた英国の地位に米国が迫つて来ていることである。

第三に各国が経済開発計画を樹て、経済の復興、工業化に努力しているので、資本財に対する需要度が著しく高くなつたことである。

第四に戦争による荒廢や政情不安のために世界の米倉といわれたビルマ、タイ、インドシナのうち、戦前水準に回復したのはタイだけであつて、ビルマは戦前の約半分、インドシナは戦前の約十分の一に減少しているため米の輸出が激減していることなどを挙げることが出来る。

今後の展望としては日本は従来消費財の輸出に重点をおいていたが将来はこれ等東南アジア諸国より鉄鉱石、粘結炭、ボーキサイトなど重要原料を輸入し、開発資材を供給する方向に進まねばならない。

第七回（昭和二十六年十月二十九日）

神戸貿易業の實態調査

神戸大学教授 藤井 茂氏

（本年報に論文掲載）

第八回（昭和二十六年十二月三日）

日本産業の現状と貿易の將來

神戸外大教授 山内 淑人氏

わが国の資源は国土の面積から見て決して少いとは云えないが、面積の割合に人口が多過ぎるから、人口に対しては余りにも乏しい。総人口が多い上に人口密度が大きく、且つ資源に乏しい我國の貿易は輸出先商品の構成から見てもわかる通り、食糧と原料とを輸入し、輸入した原料を加工して輸出することを基本形態としている。かように貿易依存度の高い現状では、我國の産業は貿易の如何によつて制約され、又發展するといえるが、反対に貿易は産業の裏付けの如何によつて制約され、又發展するともいえる。

最近のわが国の鉱工業生産は既に戦前（昭和七―十一年）の平均を四割上廻る水準に達しているが、労働力、現有稼働設備、

石炭、電力、輸送及び鉄鋼業の現状から見て我が国の鉱工業はどの程度の生産上昇にたえうるか、又、これ等の基礎面に包蔵されている欠陥、これが対策について一応考察を試みた。

今次大戦の初期から変りはじめたわが国の産業構成は、我が国情を世界情勢に適應するよう、更に大きく変化するものと考えられ、これに伴い、貿易の将来も大きく変化するものと予想されるのである。

第九回（昭和二十六年十二月二十一日）

ポンド累積問題に關する座談會

第十回（昭和二十七年一月三十一日）

C・I・F賣買について

神戸大学教授 山戸 嘉 一

C・I・F賣買とは売主が陸揚地までの運送賃・保険料その他の費用を負担し買主が航海中の危険を負担する商品賣買であつて船積書類と引換に代金の支払を為すものを謂う。その本質は物品の賣買であつて船積書類の賣買ではない。このC・I・F賣買はF・O・B賣買を母体として十九世紀後半英國に於て発成したものであるとされてゐるがF・O・B賣買そのものか

ら発生したと云う点については大いに疑問があり否定せざるを得ない。

C・I・F賣買は海上賣買中最も合理的であつて賣買当事者に対し比較的多くの平均的な便宜を与へてゐるが現実には買主の方に重圧が加へられてゐる。其所に紛争を生ぜしめる原因が伏在してゐる。そこで可及的にその紛争防止のための約款——殊に危険負担に關し——を多く設けてゐるが又その約款の解釈自体につき種々困難を伴つてゐる。

C・I・F賣買は他の海上賣買に比し金融・保険・海運に依存することが頗る大である。その何れの一つでも運営が阻止されると忽ちその機能を失う脆弱性を持つてゐる。我々は今次世界戦争によつてよくそれを知つてゐる。愈々國際政治乃至經濟が安定し海運・保険・金融の各部門が円滑に運行するようになれば又々C・I・F賣買の眞の活動の世界が展開されよう。

二、海運研究會記錄

日本經濟の再建のためには海運の復興が必要であることは言を俟たない。本研究會は日本海運の振興をはかる目的を以て國際港たる神戸を背景として海運界の實際家と本學海運關係の教官を中心とし昭和二十五年結成されたものである。

そのメンバーは次の通りである

主 査 野村寅三郎 神戸大学経営学部教授

学界側 柴田銀次郎、北村五良、白杉三郎、川田富久雄（以

上神戸大学）小田義士、岩永道臣（以上神戸海技専

高門学院）高村忠也（長崎大学）加地照義（神戸商

科大学）

業界側 中野勝一（三菱海運）三角堅（日本海汽船）片山弁

一郎（中村汽船）松本一郎（新日本汽船）田中健一

郎（甲南汽船）甲斐素雄（川崎重工船舶工場）柏木

徳男（大同海運）浜根康夫（浜根汽船）浜崎博文（海

運新聞社）米谷米吉（日本船主協会）吉田八郎（大

阪商船）白井政男（福洋汽船）長尾基（第一汽船）

出井治郎（山崎汽船）東猛司（山下汽船）古山哲次

郎（日本海運集会所）丸岡輝治（新日本汽船）矢吹

豊彦（日本海汽船）宮地讓二（宮地汽船）

日本郵船神戸支店次長

研究報告題目及び報告者名は次の通りである。

第一回（於神戸大学研究所）「改正商法について」神戸大学 八

木弘氏

第二回（於神戸大学研究所）「日本海運の競争力」第一汽船 長

事業要録

尾基氏

第三回（於神戸大学研究所）「新造船価を中心として」山崎重工

甲斐素雄氏

第四回（於神戸大学研究所）「金融について」神戸大学 新庄博

氏

第五回（於郵船ビル自由倶楽部）「国際海運戦と日華提携」元上

海日本技術者協会常任理事 大北利雄氏

第六回（於神戸大学研究所）「海運政策に関する若干の考察」

海上運送法の我国海運政策史上に於ける意義——神戸海

技専門学院 高村忠也氏

第七回（於郵船ビル自由倶楽部）「最近海運界の若干問題」日本

郵船 岩本次男氏

第八回（於郵船ビル自由倶楽部）「定期傭船契約について」神戸

大学 北村五良氏

三、金融研究會記錄

本研究會は金融問題を理論と實際の両方面から研究する目的を以て結成されたものである。研究会員は本学教官を中心とした学界側と諸銀行調査部関係の人々を集めた業界側とより成り立っている。

事業要録

そのメモバーは次の通りである。

主査 神戸大学教授 新 庄 博

(学界側) 田中金司、宮下忠雄、矢尾次郎、川田富久雄、則武保夫(以上神戸大学) 北尾政男(神戸商大)

(銀行側) 大阪、三和、大和、神戸各銀行調査部

昭和二十二年四月以来、毎月定例研究会を開催しているが、十六年以降の研究報告題目及び報告者名は次の通りである。

二六、三 アジア経済構造分析の一視角

神戸大学 川田富久雄氏

二六、五 貯蓄投資の關係と資金需給の關係

神戸大学 新 庄 博氏

二六、七 中共の通貨金融状況

神戸大学 宮下忠雄氏

二六、九 欧州視察談

神戸大学 白杉三郎氏

二六、一〇 産業資金調達に於けるアメリカの銀行の役割

三和銀行 板倉董一氏

二六、一一 最近に於けるアメリカの銀行経営について

神戸商大 北尾政男氏

二七、二 銀行の経営分析について

神戸銀行 武本清一氏

RÉSUMÉ

Economic Planning of South and South-East Asian nations and the Problems of their Trade with Japan

The characteristic features of the South and South-East Asian economy are, (1) the predominance of agricultural production, (2) under-development of industrial resources, (3) low productivity, (4) pressure of population on resources, (5) plural or dual structure of society, (6) concentration of foreign trade upon a few kinds of special products and upon a small number of the trading countries.

Since the end of the Second World War, the political status of these Asian nations has undergone a remarkable change. Some of them have become independent, and others self-governing. These new nations have announced many schemes of bold planning of economic development. These development plans differ in scope, but the objectives to be achieved are more or less similar.

We may distinguish four objectives, namely, economic independence, industrialization, rehabilitation and recovery, and improvement of the balance of payment position. The first two are of long-term nature, while the last two of short-term. All of them, however, are directed toward a more balanced, diversified or self-supporting economy. The plans proposed by the countries in the region vary in execution from two to fifteen years, though most are for a five-year period. Some countries have both short term and long term plans, e.g. India and the Phillipines. Other countries, like Pakistan and Thailand, do not specify the number of years in their plans.

While considerable sums have been spent for the economic development in several countries of the region and progress has been made in certain specific fields, the over-all picture is not bright. This is evidenced by the fact that per capita income of the majority of the population of this region remains meagre.

Recently, there has been a significant change of emphasis in the immediate goal of the economic development. At first, the stress was laid on the rapid improvement of the existing standard of living within a prescribed time limit. In the last few years, however, while the long-term target of development remains the same, i.e. the attainment of higher income and a better standard of living, the immediate target has become much more moderate. Most governments are now more concerned in laying down the foundations for further development than in improving the immediate living standard. This approach may be found in the words of the Colombo Plan: "The strength of these programmes is that they are designed to lay sound foundations for the further development:

they aim to provide...the indispensable preliminary basic development which will pave the way for improvement in the future."

In the basic development programme, the stress is placed on three branches, such as (1) agriculture (including irrigation), (2) hydro-electricity, and (3) transport.

Generally speaking, progress has been, except in some basic branches, retarded by the lack of capital and of trained labour or by the civil disturbance. Especially since the outbreak of the Korean War, the import of capital goods has been decreasing. The development plans, therefore, are now obliged to be contracted to a more realistic scale. Under these circumstances, the emphasis has currently been placed on the development of the cottage or small-scale industries. In advanced countries, it is true that large scale industries are, more efficient than small scale ones, but they are not necessarily so productive in backward nations. In the under-developed countries small scale industries are more suitable from the management view point.

Japan, with her rich experience in the management of small scale industries, is well prepared to make some contributions to the development of small scale industries in these Asian countries.

On the other hand, Japan is capable of supplying these nations with capital goods, of which they are in great need, provided Japan is furnished with necessary raw materials.

While, at present, the high price of Japanese steel prevents her from exporting more capital goods (machinery and equipment) to this region, the price may be reduced to a moderate level, if cheap coal and iron ore could be obtained from this area.

Thus, the trade with Japan may be of service for achievement of the economic development plans of the South and South-East Asian nations.

Japan should, on her part, adjust her economy so as to build up her industrial structure well adapted to this situation, shifting emphasis on capital goods industries.

Fukuo Kawata

*Assistant Professor of International Economics,
Kobe University*

Hongkong as a Port of Re-export

I. Origin and Structure of the Free-Trade-Port, Hongkong.

Hongkong island was ceded by China to Great Britain in Jan. 1841 as a result of the Opium War; the cession was confirmed by the treaty of Nanking

in Aug. 1842. George Elliot, the Governor, declared at that time that Hongkong shall be maintained as a free port for ships and merchandise that belonged to any country in the world.

Hongkong island is situated at the mouth of the Canton River and its area is more than 32 sq. miles. The peninsula of Kowloon (Old Kowloon) on the opposite side of the mainland, was ceded to Great Britain by the treaty in Oct. 1860 as a result of the Second Opium War, and now it forms a part of Hongkong. Besides, by the convention signed at Peking in June 1898, Great Britain got the lease for 99 years of a portion of Chinese territory, together with the waters of the Mirs Bay and Deep Bay and the island of Lan-tao and about 40 small islands (New Territories). The estimated population of Hongkong, including Old Kowloon and New Territories, was aprox. 1,800,000 before the war, and it increased to aprox. 2,300,000 in May 1950.

The factories registered are 412, workers 91,986, electric power produced 293,500 thousand kilos, automobiles registered 16,028, bank notes circulation 803,000 thousand HK\$, cheques and notes exchanged 1,199,500 thousand HK\$, total amount of imports and exports 7,503,000 thousand HK\$, and vessels entered and cleared 27,350 thousand net regist. tons. These are the figures reported on April 9, 1951 in the Hongkong Ta-Kung-Pao (Newspaper of Hongkong).

The port of Hongkong, administrated and controled directly by the Public Works Department of the Government of Hongkong, aided by the Harbor Board, is situated on the north side of the island, facing the Chinese mainland; length 10 miles, breadth 1.5 miles and the area 17 sq. miles, depth of the water is 24'-78'.

Before the War the port of Hongkong was known as one of the most magnificent harbors in Asia; and now almost all terminal facilities of the port have been remarkably well restored. There are 12 slips, and about 770 thousand tons ships can be moored in the slips and along the quays. The mooring buoys are 51 in the harbor, all owned by the Government.

II. Foreign Trade of Hongkong.

The distinctive feature of the foreign-trade of Hongkong is its re-export trade. It comes from (1) Hongkong has no specific industries of its own; (2) the island is a point of contact with the Chinese mainland and is situated in the centre of the South-east Asia area; (3) it was actually a free trade port until the War and it retained something of its former freedom until recently; (4) a powerful international money market exists in Hongkong.

1. Hongkong's Proper Industries.

The industrial activity in Hongkong was started in 1865 by the shipyards and coastwise shipping services with the British capital; that is, the Hongkong, Kanton and Macao Steamship Co. and the Hongkong-Whampoa Dock Co. Later

in date, as shipping companies, the China Navigation Co. (1873), Indo-China Steam Navigation Co. (1881), Douglas Steamship Co. (1883), Mackinnon, Mackenzie & Co. (1865), Union Waterboat Co. (1889) were established; and as dockyards the Taikoo Dockyard and Engineering Co. of Hongkong (1908), W. S. Bailey & Co. Ltd. (1909) were founded. Almost all the vessels placed on the Asia routes call at Hongkong, and their cargoes are discharged at the port and re-shipped to other boats for the final destinations in Asia. Most of the facilities of dockyards have been modernized and it is said that 10,000 ton-class ships were built before the War. But the principal service of the dockyards in Hongkong is the ship-repairs.

Besides the dockyards and shipping services, there are some processing industries manufacturing with the raw materials that come from the foreign countries, that is, candied ginger, sugar refining, rubber manufacturing, flash light, enamelled ironwares, aluminium wares and textiles. Of these, the most promising industry is that of textiles.

The Textile industry on large scale has sprung up after the War. As in 1951, there are 13 cotton mills with 190,300 spindles, and their daily production of yarns is said to be 370 bales. The old cotton factories of small scale have been unified into several large modernized factories after the War with an installation of over 800 machines of English, American and Japanese origins. Number of Workers in textile industry is said to be 26,000, including the woollen industry. In spite of the rapid development of the textile industry in Hongkong, it is not yet a menace to the cotton-industry-countries, as U.K., U.S. and Japan.

2. The Trade of Hongkong.

The foreign trade of Hongkong consists of four types. (a) Exports of domestic manufactures, (almost all of which are made of foreign raw materials) and imports for domestic consumption. (b) Re-export trade from Chinese ports to other Chinese ports, either in original form or after some processing or manufacturing. (c) Importing Chinese goods and re-exporting them to other foreign countries, and vice versa. (d) Importing the goods from foreign countries other than China, and re-exporting them to other foreign countries.

Trade (a) is not so large in amount. Though we can not distinguish those figures from others in the Hongkong statistics, it is estimated in 1939 that the exports of domestic manufactures accounted for about 10% of the total exports of Hongkong, and the domestic imports for about 30% of the total imports. Or according to the estimation from the information of the Hongkong Chamber of Commerce in April 1951, such exports amounted to 5% of the total exports (recent figures for such imports are not available). The trades (b) (c) and (d) constitute the greater part of Hongkong's trade. Especially the trade (c) is the principal and essential type of Hongkong's trade. Most of these trades are not

simple transshipment by the "through B/L", but the re-exports through the mediation of Hongkong merchants. So the foreign exchange transaction must be effected in the Hongkong money market, represented by "the Hongkong and Shanghai Banking Corporation," between Hongkong and China or the third country.

Hongkong's trade had formed only 0.7% or so of the world total of foreign trade until 1948, while after that year, this percentage rose up to 1.0% or so. This is due to the fact that the communist China gained control over the mainland and the other ports have been blockaded by the Kuomin-tan forces.

The position of Hongkong trade in Eastern Asia (including India, Pakistan and Burma), was as follows.

(in US\$ 1,000,000)						
	Exports				Imports	
	Eastern Asia	Hongkong			Eastern Asia	Hongkong
1938	3,127	155	4.9%		2,810	187 6.7%
1949	4,947	529	10.7%		6,143	629 10.2%
1950	6,207	650	10.5%		5,485	663 12.1%

For the total trade of Eastern Asia, Hongkong trade formed 5% or so in exports and 7% or so in imports in pre-War time, and it was recently increased to 10% and 12% respectively, being caused by the conditions mentioned above.

Hongkong trade has been carried on mainly with Far-Eastern countries. Before and after the War, the trade with the Far-Eastern countries accounted for 40-60% of Hongkong imports and 60-80% of Hongkong exports. Of these, the principal partner is China. Hongkong exported to China and Macao about 50% and imported 40% before the War. But after the War the position of China in Hongkong trade has been much lowered, because of the trade control of the communist Government of China and the U. S. embargo against China and Hongkong in recent years.

Hongkong's trade with the United Kingdom has not been much, and the percentage of its imports to the total is 10-15% and of its exports 4-6% only. The U. K. has been accustomed to import the Chinese products directly from the Chinese ports, north and central, and merely the south Chinese products have been imported through Hongkong. Before the War and until 1946 even after the War, the imports from U. K. accounted for less than 10% of Hongkong's total imports, and the exports to U. K. for less than 2.5% of the Hongkong's total exports. But since 1947, the percentage has been enormously advanced. This resulted from the fact, first, that the communists took over the control of the Chinese ports and the indirect trade through Hongkong has been increased; second, the U. S. embargo against the communist China and Hongkong necessitated the merchants of Hongkong to change their partner from U. S. to U. K. So

the trade with U. S. has been decreasing in recent years, whereas, until 1950, Hongkong had imported and exported to and from U. S. nearly twice as much as she carried on with U. K.

Hongkong's trade with the various areas in the world is shown as follows.

Foreign Trade of Hongkong by Area

(Unit: US\$ 1,000,000)

IMPORTS												
	Total	East Asia		U. S. A. and Canada		United Kingdom		British Commonwealth (Canada & East Asia excluded)		European Countries other than U. K.		Others
			%		%		%		%		%	
1938	187.0	119.0	63.6	18.4	9.8	17.1	9.1	5.0	2.7	18.7	10.0	8.8 4.7
1946	235.1	142.3	60.5	32.9	14.0	11.1	4.7	16.4	7.0	10.3	4.4	22.1 9.4
1947	390.4	176.9	45.3	80.3	20.6	41.4	10.6	21.7	5.6	39.4	10.1	30.7 7.9
1948	523.3	219.3	41.9	106.7	20.4	75.8	14.5	24.8	4.7	53.8	10.3	42.9 8.2
1949	628.7	265.8	42.3	144.8	23.0	88.4	14.1	33.3	5.3	52.9	8.4	43.5 6.9
1950	662.8	351.9	53.1	123.3	18.6	70.8	10.7	25.7	3.9	58.1	8.8	33.0 5.0
(1-6)	290.5	128.2	44.1	63.5	21.9	37.8	13.0	16.8	5.8	26.6	9.2	17.6 6.1
(7-12)	372.3	223.6	60.1	59.8	16.1	33.0	8.9	8.9	2.4	31.5	8.5	15.4 4.1
1951 (1-6)	451.8	—	—	—	—	49.7	11.0	—	—	—	—	—
(2-6)	372.9	206.6	55.4	32.3	8.7	42.3	11.3	13.6	3.6	64.6	17.3	13.5 3.6
EXPORTS												
	Total	East Asia		U. S. A. and Canada		United Kingdom		British Commonwealth (Canada & East Asia excluded)		European Countries other than U. K.		Others
			%		%		%		%		%	
1938	154.8	105.3	68.0	16.4	10.5	3.6	2.3	5.5	3.6	10.1	6.5	13.9 9.0
1946	192.8	149.4	77.5	21.3	11.0	4.2	2.2	1.8	0.9	3.8	2.0	12.3 6.4
1947	306.5	191.6	62.5	38.9	12.7	9.6	3.1	14.4	4.7	22.6	7.4	29.4 9.6
1948	398.7	259.7	65.1	40.3	10.1	18.9	4.7	15.8	4.0	15.0	3.8	49.0 12.3
1949	528.6	315.8	59.7	56.4	10.7	32.7	6.2	23.9	4.5	18.6	3.5	81.2 15.4
1950	650.2	467.8	72.0	55.7	8.6	29.4	4.5	19.6	3.0	30.1	4.6	47.6 7.3
(1-6)	249.5	164.4	65.9	21.1	8.5	17.1	6.9	7.7	3.1	8.2	3.3	31.0 12.4
(6-12)	400.7	303.4	75.7	34.6	8.6	12.3	3.1	11.9	3.0	21.9	5.5	16.6 4.1
1951 (1-6)	492.5	—	—	—	—	13.5	2.7	—	—	—	—	—
(2-6)	397.8	333.9	83.9	11.4	2.9	9.7	2.4	14.4	3.6	14.9	3.7	13.5 3.4

Source: Economic Survey of Asia and the Far East, 1950. Hongkong Ta-Kung-Pao.

The kinds of commodities imported to and exported from Hongkong are of unlimited variety, even excepting the domestic exports and imports for her own consumption. The imports for consumption are foodstuffs and drinks (cereals, vegetables, milk and milkmanufactures, meats and others), chemicals and drugs, raw materials for the local industries (raw cotton, yarns, wool, rubber, sugar, timber, minerals and so on), fuels (coal and oils), and manufactured goods for the inhabitants' use. These are estimated at about 20-30% of the

total imports. The exports of domestic goods are the manufactures in Hongkong, i.e., textile and rubber manufactures which are the principal exports. These exports are estimated at about 5% of the total exports.

The kinds of commodities other than those of domestic merchandise and imports for consumption are quite unlimited. Imports for re-exports from Hongkong are, in substance, the imports of the third countries, and re-exports from Hongkong are substantially the exports of the third countries; Hongkong is merely a go-between. The merchandise consists of almost all kinds of goods which are produced in Asia, Europe, America and other areas in the world, and the items of imports and exports are naturally unlimited. The characteristic feature of Hongkong's trade is that items on the import side are almost the same as the items on the export side, and that both amounts show usually to be nearly equal.

Foreign Trade of Hongkong classified by Group

Unit: HK\$ 1,000

	Imports				Exports			
	1 9 4 9		1 9 5 0		1 9 4 9		1 9 5 0	
1. Cereals	69,352	2.4%	163,264	4.4%	39,524	1.6%	20,081	0.5%
2. Sugar & its Products	50,014	1.7%	114,293	3.0%	29,949	1.2%	68,510	1.8%
3. Textile Materials	90,846	3.1%	209,908	5.5%	111,475	4.5%	204,927	5.5%
4. Textile Products	230,357	7.9%	320,126	8.4%	536,779	21.6%	914,213	24.3%
5. Rubber & Products	49,857	1.7%	234,185	6.2%	47,853	1.9%	236,146	6.3%
6. Animal & Vegetable Products	114,374	3.9%	222,928	5.9%	110,837	4.5%	197,197	5.2%
7. Dyestuffs & Tannin	58,863	2.0%	104,164	2.7%	64,768	2.6%	112,583	3.0%
8. Chemicals	149,854	5.2%	263,245	6.9%	99,282	4.0%	250,869	6.7%
9. Iron & Steel	70,630	2.4%	135,012	3.6%	37,702	1.5%	124,066	3.3%
10. Others	2,020,867	69.7%	2,032,821	53.4%	1,395,877	56.6%	1,628,234	43.4%
Totals	2,905,014	100.0%	3,802,976	100.0%	2,474,422	100.0%	3,756,826	100.0%

Source: Hongkong Ta-Kung-Pao.

Far Eastern Economic Review, Hongkong.

The trade of Hongkong has a tendency to produce import surplus. This is because her domestic products to be exported are far less in volume and variety than the foreign product which she consumes; while in the re-export trade which accounts for a greater part of her total trade, exports counterbalance the imports. The imports for consumption are said to account for about 30% in her total imports, as mentioned above, and they consist of two parts, that is, the imports for her own consumption and imports of materials for her local industries which will be exported after manufacture. The latter is to be nearly

equal to the exports of merchandise manufactured with foreign materials, which are estimated to be about 5% of her total exports.

So, if ΣI designates total imports of Hongkong, I_a the imports for her own consumption, $I_{a'}$ the imports of materials for her industries, and I_b the imports of merchandise which are to be re-exported in the same condition as they were imported, while ΣE designates the total exports of Hongkong, E_a the exports of her original products, $E_{a'}$ the exports of manufactures, of which materials came from foreign countries, and E_b the re-exports of foreign merchandise.

$$\Sigma I - \Sigma E = (I_a + I_{a'} + I_b) - (E_a + E_{a'} + E_b)$$

As I_b is nearly equal to E_b , and $I_{a'}$ is also nearly equal to $E_{a'}$ (some export surplus may exist as trade-profits and manufacturing expenses), $\Sigma I - \Sigma E$ is safely considered to be approximately equal to $I_a - E_a$, in which E_a is absolutely small in the case of Hongkong. Then, in other words, import surplus of Hongkong is due to the imports for her domestic consumption.

Balance of Trade of Hongkong

(Unit: HK\$ 1,000)

	Imports	Exports	Balance	% of Balance to Imports
1936	452,350	350,865	-101,485	22.4
1937	617,064	467,322	-149,742	24.2
1938	618,169	511,902	-106,267	17.1
1939	594,199	533,385	-60,814	10.2
1940	752,739	621,752	-130,987	17.4
1946	933,000	766,000	-167,000	17.8
1947	1,549,000	1,216,000	-333,000	21.4
1948	2,087,000	1,583,000	-504,000	24.1
1949	2,749,600	2,319,000	-430,600	15.7
1950	3,787,600	3,715,600	-72,000	1.9
1951 (Jan.-June)	2,593,200	2,827,100	+233,900	+9.0

Source: Blue Book, 1937-1940.

The Stateman's Year-Book, 1950.

Hongkong Ta-Kung-Pao Jan. 1950-Aug. 1951.

A question may be naturally raised about in Hongkong's trade: why was there an export surplus since the middle of 1950 until the middle of 1951? It may be explained as follows; firstly, affected by the Korean conflict and the U.S. embargo, a lot of commodities stocked at that time in the city was exported to China in tremendous amounts during this period; secondly, pretty large amounts of commodities which were illegally unloaded on various islands or places (illicit imports) had been exported to China through the formal channel.

3. Illicit Imports and Exports.

Before Hongkong had adopted some restrictions on the imports and exports in 1939, she had been a completely free-trade port, except as regards the importation of spirits, liquors, tobacco and hydrocarbon oils, of which tariff rates have been fixed as to cover excise tax on them, and the importation of non-British motor vehicles, on which under Ottawa Conference Agreements in 1932, a registration fee of 15% of their value was charged. Hence, smuggling into and from Hongkong proper was hardly considered. Hongkong was rather known as a base for smuggling into and from China, mainly the Canton district, where high import and export duties were levied and where the customs control was strict.

Figures concerning the illicit exports and imports are not available officially, but unofficially presumptive figures are available. A certain famous company in Hongkong estimated them as follows:

Smuggling between China and Hongkong
Unit: HK\$ 1,000,000

	Illicit Imports from China	Illicit Exports to China
1936	4.0	43.0
1937	8.0	40.0
1938	10.0	40.0
1939	30.0	50.0
1940	30.0	50.0

Cited from the "Hongkong" by Hirokatsu Ogura, an investigator of China.

During the War, war-time economic control was adopted in Hongkong, and after the War exchange control in U.K. and recently the United Nations' embargo against communist China have compelled Hongkong to legislate exports and imports controls and restrictions upon numerous commodities, and against various countries. These controls and restrictions seem to have given opportunities for smugglings in Hongkong proper. So, after the War the smuggling in Hongkong has been changed. In addition to the former feature of smuggling, that is, from being a base of smuggling to China, Hongkong herself has become an object of smuggling, although its final destination is still Chinese mainland. Even though recent figures of the smuggling are not available, these are conjectured to be pretty large.

III. Discontinuance of the Free-Trade Port.

The business prosperity of Hongkong has depended not only upon her econ-

omic-geographical position, but also on the fact that she has remained as a free-trade port for a long time. In Sept. 1939, British Commonwealth declared war upon Germany, and Hongkong proclaimed the war-time economic control regulations, aiming to supply larger quantities of munitions and funds in foreign currencies to U.K., to prevent these from escaping to the enemy's territories, and to secure the necessities for Hongkong proper at the stabilized price-level. These regulations provided the control of 200 or so items of export and re-export commodities, the restriction of the movements of the raw materials and other necessities within Hongkong, and the pegging of the rate of HK\$ to sterling at 1s 3d, authorizing 18 banks in Hongkong as exchange banks.

These economic controls, however, did not mean that U.K. had abandoned her belief that Hongkong can never be prosperous without leaving the trade and finance between Hongkong and China free. So, U.K. left the Hongkong market outside of the Sterling area, so as not to obstruct her trade with China and to maintain the value of £ in the world market. This was deemed, at that time, merely as a passing measure. But the European War was followed immediately by the Pacific War. After the War the financial crisis began in U.K. and furthermore the communist Government has come to dominate the Chinese mainland. Owing to these long continued chaos in the world, the trade controls and restriction in Hongkong are still in force and rather being more and more strengthened. A drastic control has been recently adopted by the Hongkong Government, that is, an embargo against the communist China. This measure has been introduced, co-operating with the United Nations, in order to bring the Korean conflict to an end possibly earlier. Details of the control and restriction-regulations which are now in force are not given here.

Hongkong is no more a free trade port in reality now. Extreme protectionism and strict trade control are the actual state of the world at present, and Hongkong, whose import and export had been left quite free for a long time, abolished her free-trade principle, regardless of her volition, being dragged into the world-wide disturbance.

The reasons why Hongkong gave up her free-trade principle are two. One is that her import and export controls are directly connected with the foreign exchange control of U.K.; and the other is the consequence that rose from the United Nations embargo against communist China. We should notice, however, that both reasons do not originate from Hongkong proper, and her free-trade principle might be reinstated some time or other when those reasons are removed.

Setting aside these external reasons, which compelled Hongkong to give up the free-trade principle, we now turn our attention to other related facts. These other facts are connected with her independent trade policies in recent

years, though not appparent, but potential.

Hongkong's independent customs tariff is imposed on a few items of foreign goods with the intention of covering the domestic excise tax, but not of protecting her industries. In addition, as a result of the Ottawa economic conference in 1932, the preferential duties have been adopted. Although the preferential duties are levied on the limited items of goods and they are not produced in Hongkong, the idea at least implies a protective character. This suggests to us that Hongkong, whose industries (especially those of textile, rubber and aluminium) advanced rapidly after the War, may of necessity lay down protective tariffs on the same foreign products some time or other. This would be a fatal restriction on the free-trade principle.

Secondly, Hongkong adopted the import-quota on the several items of products, caused by the rationing of rice, butter, sugar, yarns and other consumers' goods and industrial materials. These goods are exclusively imported by the Hongkong Government. European countries have been subject to the quota system since the world-wide crisis in 1930, and they have not been able to abolish the system for long years, and later changed the quota system to the trade agreements between the countries. After all, a trade agreement implies a restraint on the free trade, peaceful as it is, and it takes on the nature of a fixed system in trade policies.

Thus we should not expect Hongkong to return to a free-trade port once more. Nevertheless, her geographical and commercial positions as a re-export trade port in Asia are assured to remain forever. Such being the situation, Hongkong should establish a free port district or a foreign-trade zone in the port, which is a fenced-off area in the port where foreign merchandise may be landed, stored, manipulated and manufactured without customs duty and control, as seen in the foreign-trade zones in the U.S. and in the principal free ports in European countries.

Ginjiro Shibata
Professor of International Commerce,
Kobe University

Actual Conditions of the Foreign Trade Firms in Kobe after the War

—from the Census Returns on the Actual Foreign
Trade Conditions in Kobe City—

I.

With the object to see the general conditions of the foreign trade and the foreign trade firms in Kobe :

The writer of this treatise collated the census returns on the actual foreign trade conditions in Kobe city for the 4 succeeding years after the war, 1948-1951.

On the 15th August, 1947, that is, one year before the first census of the series was taken, export trade was partially opened to the Japanese private enterprises, and in the September, 1951, that is one month after the date of fourth census, the Peace Treaty was signed at San Francisco. So that these census returns reveal how the foreign trade in Kobe recovered and developed between the date of the re-opening of the private trading business and that of the Peace Treaty. The facts found in the case of the Kobe trade may be taken to represent the whole Japanese trade during this historical period."

The number of the firms that answered to the enquête was 165 in 1948, 248 in 1949, 221 in 1950, and 268 in 1952; of the 268 firms in the fourth census, 170 (63.4%) were established before 1945, some of which continuing the business from the Meiji Era through the Taishō Era to the end of the War, and the remaining 98 (36.6%) were founded after the War.

Scale and efficiency of trading firms (as on 1st Aug. 1951)

Amount of capital		% of total 258 firms	Average number of employees	Average yearly amount of transactions			Monthly per capita amount of transactions	Ratio of yearly amount of transactions to amount of capital
				Export	Import	Total		
Individual enterprises		6 %	11	million yen 120	million yen 50	million yen 170	thousand yen 1,290	
Corporated firms	less than 200 thousand yen	5	7	60	10	70	830	fold 350
	200~500	4	8					
	500~1,000	12	13	80	140	220	1,410	300
	1,000~5,000	33	25	260	130	390	1,300	158
	5,000~10,000	13	57	260	240	500	730	66
	10,000~50,000	14	73	430	290	720	820	14
	50,000~100,000	11	277					
	over 100,000 thousand yen				2,260	1,800	4,060	1,220
							Average amount 1,090	

II.

a) *The magnitude of the trading firms.*

As is shown in the table, there is a conspicuous co-relation between the amount of capital, and the number of office personnel and the amount of transactions; the larger amount of the capital corresponding to the larger number of employees and the larger amount of transactions. Observed gener-

ally, the firms with a capital amounting from 1 million to 5 million yen are the largest in number (36%) (mode), and in respect of the employee, those employing from 5 to 9 persons are the largest in number (21%) (mode), but the median as regards the personnel for the whole of the firms is 16 persons per firm.

From these figures we understand that the average scale of the foreign traders is rather small. This is also the case with the manufacturing industries and home traders in Japan.

b) *Activities of the trading firms.*

The smaller scale firms mostly specialize in export business and the larger ones combine export and import, and the larger the scale of the firm, the greater is the importance of import business. But there is a tendency that the firms that combine export and import businesses are growing in number. In the 1950 census, the total number of the firms engaged in export business was 145, of which 62 were specialized solely in export business, and the total number of the importers was 27, of which 7 were specialized solely in import business, whilst the 1951 census shows that the number of the firms specialized solely in export was reduced to 38 among the total of 229 exporters, and the number of those specialized in import only were 4 among the total of 153 importers. This is due to the fact that a large number of the firms specialized in export only extended their business into import trade.

Similarly, there is a strong tendency that the firms diversify their trade lines. We classified the whole trading articles into six categories or trade lines. Compared with the result of the 1948 census, the firms which specialize only in one export line declined in relative importance year after year (with an exception with the 1951 census), and the 1951 census shows that those handling more than 4 lines are much larger in number relatively than in the previous years. In 1948 the number of the firms specialized in one line was 49.7%, whilst in 1949 it showed 41.2%, in 1950 29.2%, and in 1951 36.1%. The percentage weight of the firms handling more than 4 lines was 26.2% in the 1951 census as compared with 14.7% in the 1950 census. The same holds true with the import lines.

These tendencies correspond to the increase of the trade activities in Japan, but at the same time they involve some danger that may result from the lack of experience in the unfamiliar trade lines.

III.

a) *Expense analysis of the trading firms.*

The percentage ratio of wage, salary and other personnel expenses to the whole enterprise expenses was much less in the 1951 census than in the 1950 census, the median in the former being 26% as against 33% in the latter.

The same is true with the mode; in the 1950 census the firms that paid 31-40% of the whole expenses to the employees were the largest in number (mode), whilst in the 1951 census the mode was located among the class which paid 11-20% of the whole expenses to the employees.

These figures correspond to the fact that the more transactions they undertake, the less becomes the relative weight of the expense paid to the employees. For the same reason, the more employees they hold, that is, the larger the scale of the firms, the less becomes the relative importance of wage and salary, and we can find this tendency also in our investigations.

b) *Optimum scale of the trading firms.*

The next attempt is to find the optimum scale of the trading firms. In the table given, we showed the monthly per capita amount of transactions with respect to each class. These figures present the per capita efficiency in each class and may be used as the criterion to see which class is the most efficient.

The monthly per capita amount of the transactions is under the average in the case of corporated firms with a capital less than 500 thousand yen and again in the 5 million~100 million capital class; and above the average in the classes with a capital 500 thousand~5 million yen, and again with a capital over 100 million yen.

We can divide the trading firms into two groups: those with large capital and modernized system of management on one hand and those with small capital and less modernized system on the other. One peak of the efficiency curve lies in the former group of the firms and the other peak in the latter, and we can find that in each group, the larger the scale of the firms the more efficiently they do work.

IV.

Financial weakness of the trading firms.

The table shows the ratio of the amount of the transaction to the capital. The ratio seems to vary according to the scale of the firms, ranging from 350 fold in the case of the 200~500 thousand yen class to 14 fold in the 10~100 million yen class (20 fold in the case of over 100 million yen class). These figures are much larger than that of pre-war period (1.52 fold), and if we add the home transactions, the figures will be much larger.

The reason why the trading firms at present carry on such enormous amount of transactions in proportion to the capital is found in the fact that they could not increase their capital to keep pace with the severe inflation after the War. On the other hand, the expenses increased at the same pace as the inflation, and the trading firms were forced to increase their amount of transactions irrespective of the capital amount.

To cite an imaginary case: let us suppose the average wage per head in our

average scale firm (with a capital of 3 million yen) be 17 thousand yen a month, the ratio of wage payment to the whole expenses being 26%, the number of the employees being 25 persons and the rate of margin 3%. This firm must transact in a year 651 million yen ($= ¥17,000 \div 0.26 \times 25 \times 12 \div 0.03$), that is 217 fold of the capital, in order to maintain its bare existence. (In our table, it was 158 fold, but if we include the amount of home transactions the figures will perhaps be doubled). To finance this large sum compared with the capital, the firm must depend upon the banks for the working fund. This is why the trading firms are now most strongly influenced by the lending policy of the banks.

This financial weakness of the present day traders must be redressed by stimulating the capital accumulation of the foreign trade firms and this, in turn, depends upon the rate of profit margin in foreign trade transactions and credit policy of the banking system.

(These census investigations were sponsored by the Economic Department of the Kobe Municipal Office and the writer of this treatise undertook the actual execution of the census investigations and researches).

Shigeru Fujii

*Professor of International Economics,
Kobe University*

The Geneva Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards

The Government of Japan declared in the Declaration made at the city of San Francisco on September 8, 1951, that it is her intention to accede to the "International Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards" signed at Geneva on September 26, 1927. Heretofore, as this Convention has failed to receive thorough scrutiny in Japan, the writer of this thesis studied the convention in his own way in this thesis and deduced some comment as the result.

Having examined the contents in detail, the conclusion of the writer of the thesis is that: this Convention is quite incomplete, though it contains the availability to secure the international effect of the foreign arbitral awards. When Japan accedes to this convention, it will be necessary of course to amend certain paragraphs of the code of civil procedure of Japan.

In order to secure the international effect of the arbitral awards in the world, it is necessary to unify the arbitration laws of all countries. But as yet there is no such prospect to-day. Therefore, in order to meet the necessities of the actual, endeavours must be directed: (1) to organize well the machinery to the

permanent international court of arbitration; (2) to formulate the standard rules of arbitral procedure. But it is most necessary to study scientifically the theory on the conflict of the arbitration laws of various countries. The writer of the thesis proposed in another article (1 Kobe Law Review 3, 1951, p. 577-621) that the rule of the party autonomy in private international law should be the directive to solve the conflict of these laws. The study of this convention results in the same conclusion.

Taro Kawakami

*Professor of private International Law
Kobe University*

Analysis of Income Velocity of Money

— Analysis of Demand for Money —

[I] In this article, I am trying (1) to make clear the meaning of the income velocity, (2) to point out the existence of two types of analysis and of two kinds of the determining factors with regards the income velocity, and finally (3) to survey the movement of the income velocity in Japan, 1900-1950.

[II] In section II, money (M) in existence is divided into two parts, "transaction money" (M_1), and "asset money" (M_2). The former, as the medium of exchange, facilitates production, distribution and consumption of the national product. The latter, as the store of value, is one form of holding wealth. M_1 flows in the process of household-entrepreneur-household, as shown in the figure on p. 213. It takes periods of different length for different units of M_1 to complete one circulation through this process. The average period during which average unit of M_1 circulates one time through this period is called "average circuit period" or "income period". By dividing one year by this period, the income velocity is obtained. It shows the average number per year for average unit of M_1 to constitute the national income. By definition, the income velocity of M_2 is zero. If the income velocities of M_1 and M , and the ratio $\frac{M_2}{M}$ are represented by V' , V and h , the following relation is obtained, $V = (1-h)V'$.

[III] The two types of the Quantity Theory of Money, i.e. Fisherian and Cambridge types, provide us with the two types of analysis of the income velocity. In section III, these two types of analysis are examined.

In the Fisherian type, $MV=PT$, the income velocity is considered to be determined by individual custom, social systems and other objective factors, connected with payment. These determining factors do not change violently in the short-run and therefore the income velocity is regarded as constant.

In the Cambridge type, $M = PkR$, the income velocity is analysed from the side of demand for money and it is nothing but $\frac{1}{k}$. Here the income velocity (reciprocal of " k ") is considered to be determined through the choice between money and goods by the members of society. Of course, even in this type, the objective determining factors of the income velocity should not be said to be ignored entirely. They are regarded to influence the income velocity by affecting the individual choice between money and goods. In the Cambridge type, therefore, the income velocity is observed, not as constant, but as variable, because it is influenced by the subjective factors, such as psychological propensities and expectations, affecting the individual demand for money in the choice between money and goods.

Thus, we can classify the theory of income velocity into two types, the "determination-by-payment-system" and the "determination-by-choice." Also, we can split the determining factors of the income velocity into objective and subjective factors.

[IV] It is Prof. J. W. Angell and Prof. H. S. Ellis who defined clearly the objective determining factors of the income velocity, such as relations between receipts and expenditures, number of production stages, etc. Section IV reviews the theories of the income velocity in Prof. Angell's article "Components of the Circular Velocity of Money" (Quarterly Journal of Economics, Feb. 1937) and Prof. Ellis' article "Some Fundamentals in the Theory of Velocity" (Readings in Monetary Theory, 1951.)

They use the peculiar concept of "Overlapping" which is a clearer definition of the "correspondence between times and amounts of receipts and disbursements," pointed out by I. Fisher. They express the relationship among the objective determining factors in the next formula, $\frac{1}{V'} = iL = m + (vL - m)(1 - g)$, where V' is the income velocity of transaction money; i , average income-expenditure period; L , average number of production stages; m , longest payment interval; v , average payment interval; g , degree of overlapping.

[V] In section V, the subjective determining factors of the income velocity are analysed by inquiring into the development of the analysis of the demand for money in the Cambridge School. I studied "Money, Credit and Commerce, 1923," by A. Marshall, "the Value of Money" by A. C. Pigou (Quarterly Journal of Economics, 1917) and "A Tract on Monetary Reform, 1923," "A Treatise on Money, 1930," and "The General Theory of Employment, Interest and Money, 1936" by J. M. Keynes. I have found in the development the process in which the classification of money into transaction and asset money gradually has been made clearer and clearer.

Marshall expressed the demand for money as $kY + k'A$. (cf. A. H. Hansen, Monetary Theory and Fiscal Policy, 1949, p. 2.) Y is money income, A is the

aggregate value of assets, k is the fraction of income which people desire to hold in the form of money, and k' is the fraction of assets which people wish to hold in the form of money. Marshall's kY is the demand for transaction money and corresponds to Pigou's "convenience-motive" for holding money. In Keynes' "General Theory," it takes the form of $L_1(Y)$, i.e. the first liquidity preference function. Thus, in the Cambridge School, through its development, the demand for transaction money has been consistently considered to be the function of money income. And L_1 is connected with the income velocity of money as: $L_1 = \frac{Y}{V'}$.

Marshall's $k'A$ can, on the other hand, be interpreted as the demand for asset money. But it was quite forgotten by his followers and sometimes by Marshall himself. The so-called security-motive for holding money, pointed out by Pigou, suggested the demand for asset money, but it could not be said to have the clear definition. It was the same with Keynes in his "A Tract." But Marshall's $k'A$ was born again as Keynes' bearishness function in his "A Treatise." Here, the demand for savings-deposits (i.e. asset money) is regarded to be determined through the choice between savings-deposits and securities, and therefore to be the function of prices of securities. The difference between Marshall's $k'A$ and Keynes' bearishness function consists in the fact that " A " includes not only securities but also real assets. It is only a step from the bearishness function of "A Treatise" to the second liquidity preference function of the "General Theory," $L_2(r)$. In "A Treatise" the demand for asset money is considered as the function of prices of securities which include bonds and stocks (i.e., equities.) But in the "General Theory" the demand for asset money is the function of interest rates, which move, as interest yields on fixed-interest securities, in the opposite direction to the prices of securities, omitting equities.

Thus, in conclusion, the Cambridge School has reached the view that the demand for money (including both transaction and asset money) is the function of money income and interest rate, $L(Y, r)$. In this function, the demand for transaction money is determined by the level of money income in the main. In this respect, the objective determining factors are considered to influence strongly the income velocity of transaction money, V' . According to Keynes, V' is regarded as fairly constant in the short-run. But Prof. Hansen points out the possibility that the demand for transaction money has the interest-elasticity in the sphere of high level of income. In the degree of this possibility, the income velocity of transaction money can be increased by the higher rate of interest.

Thus, given the objective determining factors and the quantity of money, the mutual relationship between the level of income and the rate of interest deter-

mines the income velocity of transaction money, the division of the whole money into the transaction and asset money, and therefore the income velocity of the whole money.

[VI] The above-mentioned theory of the demand for money and income velocity must presuppose the theory of determination of the income level (Y) and interest rate (r). Under given objective determining factors, if the quantity of money and one of Y or r are given, then the remaining one of Y or r and the corresponding V' and V are determined. This fact shows the dependence of the theory of the demand for money and income velocity upon the theory of the determination of Y and r . In section VI, this latter theory is developed according to Prof. Hansen. (cf. Ch. 5, Monetary Theory and Fiscal Policy.) The two relations between Y and r , i. e. $M=L(Y,r)$ and $I(r)=S(Y)$ determine Y and r simultaneously.

In conclusion ;

(1) In the sphere of low income level and low interest rate, the demand for transaction money (M_1) is small and does not yet reach its interest-elastic sphere ; therefore the income velocity (V') of M_1 , is influenced strongly by the objective factors. On the other hand, under the assumption of the constant quantity of money (M), the smallness of the demand for M_1 means the increase in the quantity of money available for holding as asset, and so the interest rate must fall to the extent sufficient to make the demand for asset money (M_2) equal to this large available quantity of money. Thus the ratio of M_2 to M increases and therefore the income velocity (V) of M falls.

(2) In the sphere of high income level and high interest rate, the demand for M_1 is large and, under constant M , money must be drawn from the assets sphere into the transactions sphere through the incentive of the higher interest rate. When the scope for this conversion of money between the two spheres is exhausted, V' itself must be increased through the pull of the further higher rate of interest. Thus, V increases through the decrease in the ratio of M_2 to M and the increase in V' itself.

(3) Therefore, in general, V tends to correlate directly with the rate of interest. This conclusion is consistent with Pigou's "income velocity function" in his "Veil of Money, 1950."

[VII] Finally, the income velocity of money in Japan, 1900-1950, is surveyed in section VII. The outcome of the investigation is summed up in Table I. (pp. 254-255.) The average of V' , 1900-1950, is 4.99 and the average of V during the same period is 1.33. Table II (p. 256) shows the five-year-averages of V' and V ; Figure I (p. 256) shows the curves of these five-year-averages of V' and V , and the straight line is fitted by the method of least squares to each curve of V' and V until 1940.

[A] The curve of V' tells us;

(1) Through the period up to 1940, V' is very stable, indicating the slight upward tendency. This stability denotes the fact that V' is influenced in the main by the objective determining factors. The slight upward tendency may be probably based upon the development of the monetary and credit system.

(2) Through the whole period, 1901-1950, V' fell fairly considerably in the periods, 1906-1910, 1916-1920 and especially 1941-1944. The last two periods include the years of wars, that is, the I and II World Wars. The decrease in V' during the period connected with war, is supposed to be brought about by the two facts. During the war period, on the one hand, the large increase in the quantity of money is likely to be demanded and at the same time to be feasible, and on the other, the government has the inclination to take the anti-inflation policies so as to suppress the increase in money income. Thus some of the objective determining factors of V' may be considered to be changed during the war period. The period, 1906-1910 does not include the years of war, but it is the period immediately after the Russo-Japanese War, 1904-1905. The tendency of the decrease in V' in these two war years continued to greater extent in 1906, as shown in Table I. Thus the influences of war upon V' might be supposedly said to remain in 1906 and to pull down the average of V' , 1906-1910.

(3) In the period, 1930-1935, including the great depression, V' shows the very great stability and takes the slightly higher position than in the periods immediately before and after this period. This latter fact is considered to come from the fact that the great depression lowered down the quantity of M_1 to greater extent than the level of Y ; the difference in the extent of decrease in M_1 and Y might be absorbed by the rationalization in the use of money in business.

(4) The great increase in V' after the II War, of course, is based upon the inflation.

[B] The curve of V shows us;

(1) Through the period, 1901-1940, V falls considerably. This fall in V may be attributable to the great increase in the demand for asset money, owing to the general increase in wealth. The general increase in wealth can be measured by the increase in the real income during this period, as shown in Table III. (p.259.) On the other hand, the increase in the demand for asset money can be indicated by the fifty times increase in the quantity of M_2 , compared with the twenty times increase in the quantity of M_1 , during these forty years.

(2) Table II (p. 256), moreover, shows the direct correlation of V with the rate of interest.

(3) The great increase in V after the II War is grounded upon the increase in V' and the decrease in the ratio of M_2 to M , according to the formula, $V = (1 - h)V'$.

Finally, Table IV (p.260) shows V' and V in America, in order to be compared with those in Japan. Generally speaking, V' is smaller and V is larger in America than in Japan. The former fact may be said to come from the circumstance that the income circulation process of household-entrepreneur-household is longer in America than in Japan, owing to the greater mechanization in the American industrial structure. The latter fact may be due to the condition that in Japan the custom of investment in securities by individuals does not yet so develop as in America and therefore asset money is preferred to securities as the form of holding wealth.

Jiro Yao

*Assistant Professor of Money & Banking,
Kobe University.*

Location Rent

Ricardo made clear the meaning of the rent, that is, "the portion of the produce of the earth which is paid to the landlord for the use of the original and indestructible power of the soil." According to his explanation, rent is generally divided into two classes. One is the rent which results from the difference of the fertility of the soil and the other from the difference of the location of the soil. We can call the former the fertility rent and the latter the location rent. Ricardo minutely discussed the fertility rent, but did not touch upon the location rent, because what he needed was the differential rent to explain his labour value theory. As the inquirers of the location rent, we may mention the names of H. v. J. Thünen¹⁾ in Germany and C. H. Cooley²⁾ in the U. S. A.

Thünen's view: Suppose that there is a large area of soil, with a city lying in its centre, which consumes all its agricultural products. Even if the fertility of the soil is the same, cultivation methods may differ according to the locations of the farms. Intensive cultivation may be employed in the farms nearer to the city and extensive cultivation in the farms far from it. As a result a concentric circle of Freie Wirtschaft, Forstwirtschaft, Fruchtwechselwirtschaft, Koppelwirtschaft, Dreifelderwirtschaft and Viehzucht will grow around the city. The unit cost of a product by the intensive method rises higher than that of the product by the extensive method, but as the former method produces a much larger amount of product, it renders a larger profit, that is, the rent, to the landlord than by the latter method from the same area of soil. But the prerequisite for the employment of intensive cultivation is that the farm price of

the product, market price minus freight, has to be larger than the unit cost of the product in the farm.

Cooley's view: Varying productivity is not indispensable to the existence of rent. Nor is it necessary that the supply of land be limited. Even in an unlimited area of uniform soil, rent would exist. In such a case, rent arises from the difference in the cost of getting the commodities to the market; and is measured by the difference between the freight cost in any given case and that in the case of the most remote land which still pays to cultivate. Rent, therefore, is greatest at the centre, that is, in the market, and diminishes uniformly toward the circumference. The total may be represented by the volume of a cone. If the development of transportation reduces the cost of movement by half, the base of this cone, namely the area available for profitable cultivation becomes four times as large as before, and the new rent-yielding area three times as large.

Cooley's chief concern is the rent which has to be included in the unit cost of product, but as the rent originates from the soil, its investigation should be pursued on the basis of a unit soil, as did Thünen. Though Cooley's cone illustration bearing on the total rent is incorrect, the good merit of his clarification that transportation development affects the rent has much to be recommended.

The difference in view of these two theorists seems to originate from the difference in time, i. e., before and after the transportation revolution in the 19th century, and also from the difference in locality, i. e., one in Europe where the arable area has been almost all used up, and the other in America where uncultivated land is still abundant. Thünen wrote the rent theory on cultivated land and Cooley discussed the rent on virgin field. Synthesizing the two theories, we come to the conclusion that the progress of transportation diminishes the cost of movement, increases the price of the product in the farm, namely the market price minus transportation cost, and makes the employment of intensive cultivation possible. The development of transportation, therefore, increases the quantity of agricultural products rapidly by the increase of the new rent-yielding areas and the employment of intensive cultivation.

1) H. v. J. Thünen, *Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*, 1. Aufl., 1826, 2. Aufl., 1842 bzw. 1833.

2) C. H. Cooley, *The theory of transportation*, 1894.

Torasaburo Nomura
Professor of Transportation
Kobe University

**THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**

Director : Kiyozo MIYATA, Dr. of Economics
Secretary : Toshio HARA

**GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH.**

Susumu WATANABE	Professor of Accounting.
Munehiro MASUZAKI.	Assistant in Accounting Section
Wazo SUZUKI.	Assistant in Accounting Section
Yasutaro HIRAI.	Professor of Business Administration.
Minoru BEIKA.	Assistant Professor of Plant Location.
Tadakatsu INOUE.	Assistant in Business Organization.
Yoshimoto KOBAYASHI.	Professor of Business Management.
Tatuo GOAMI.	Assistant Professor of Business Machinery.
Yoshio KITANI.	Engineer of Business Machine.

**GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH**

Ginjiro SHIBATA.	Professor of Foreign Trade.
Fukuo KAWATA.	Assist. Professor of Foreign Trade.
Hiroshi SHINJO.	Professor of International Finance.
Jiro YAO.	Assist. Professor of International Finance
Torasaburo NOMURA.	Professor of Transportation.
Taro KAWAKAMI.	Professor of Private International Law

Office ; The Kanematsu Memorial Hall,
THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和 27 年 2 月 25 日 印刷
昭和 27 年 3 月 10 日 發行

編集兼發行所
神戸市灘區高羽嘉太夫新田
神戸大學經濟經營研究所

印刷所
奈良縣丹波市町川原城
天理時報社

(非賣品)

KOBE UNIVERSITY
INTERNATIONAL ECONOMIC
REVIEW
ANNUAL REPORT

II

CONTENTS

Economic Planning of South and South-East Asian nations and the Problems of their Trade with Japan.	Fukuo KAWATA
Hongkong as a Port of Re-export	Ginjiro SHIBATA
Actual Conditions of the Foreign Trade Firms in Kobe after the War	Shigeru FUJII
The Geneva Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards	Taro KAWAKAMI
Analysis of Income Velocity of Money	Jiro YAO
Location Rent	Torasaburo NOMURA
Résumé (<i>in English</i>)	

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

1952